

---

---

諸外国の法制事務のデジタル化に関する  
先行事例の調査・研究  
報告書

---

---

2023年3月31日

株式会社ぎょうせい 提出

## 目次

調査概要	4
重点調査を行ったプロジェクト	4
比較対象として調査を行った国	4
調査項目	5
用語について	5
1. 欧州連合(EU)	6
EUの基本的制度	6
「立法制度」	6
「法令種別」	10
法律編集のオープンソフトウェア「LEOS」	12
「立法支援システム」	12
「法令の改正方式」	27
「Rules as Code等」	27
EUの公式法令データベース「EUR-Lex」	35
「法令の公示方式」	35
「公式法令データの所在・整備主体」	38
「民間法令集との棲み分け」	41
「Rules as Code等」	41
2. ドイツ連邦共和国	49
ドイツの基本的制度	49
「立法制度」	49
「法令種別」	53
プロジェクト「Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes」	54
「立法支援システム」	54
「法令の改正方式」	66
「法令の公示方式」	67
「公式法令データの所在・整備主体」	73
「民間法令集との棲み分け」	76
「Rules as Code等」	76
3. デンマーク王国	80
デンマークの基本的制度	80
「立法制度」	80
「法令種別」	82
プロジェクト「Lex Dania」	84
「立法支援システム」	84
「法令の改正方式」	93
「法令の公示方式」	96
「公式法令データの所在・整備主体」	102
「民間法令集との棲み分け」	102
「Rules as Code等」	103
4. Rules as Code 動向調査	107

Rules as Code 動向（整理分類）に関する調査 .....	107
Rules as Code に関する各プロジェクトに関する調査結果概要 .....	127
OpenFisca .....	128
Digital-ready legislation のためのベストプラクティスガイド(仮称) .....	130
Better Rules - Better Outcomes (Better Rules) .....	131
Digital Legislation Working Group .....	133
CSIRO DATA61 RaaP Group .....	135
DataLex .....	137
Rules as Code Discovery Project .....	139
Interoperability Platform .....	141
<b>5. 各国比較調査 .....</b>	<b>143</b>
法令の改正方式・公示方式に関する比較 .....	143
公式法令データの所在・整備主体に関する比較 .....	153
立法支援システムに関する比較 .....	159
民間法令集との棲み分けに関する比較 .....	160
<b>6. 参考資料 .....</b>	<b>162</b>
ドイツ国家規制委員会「Erst der Inhalt, dann die Paragraphen（まず内容、次に段落）」 .....	162

## 調査概要

デジタル時代に沿った規制・制度とシステムの仕様を、自発的かつ一体的に見直し続けることができる体制を構築するための参考として、諸外国政府機関等による法制事務のデジタル化に取り組んだ先行事例（法整備を含む規制・制度の一括見直しや、リーガルテックやレグテック等を活用した新規及び既存の法令のデジタル化に向けた原則等への適合性の確認プロセス・体制の改善例等）や実態を調査・分析し、本報告書にまとめた。

## 重点調査を行ったプロジェクト

「諸外国の法制事務のデジタル化に関する先行事例の調査・研究」では、以下のプロジェクトに関する文献調査と関係者へのインタビューを行った。

### 欧州連合（EU）

法律編集のオープンソフトウェア 「LEOS」  
EU の公式法令データベース 「EUR-Lex」

### ドイツ連邦共和国

プロジェクト「Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes」  
（連邦立法プロセスのための新 IT 基盤）。

### デンマーク王国

官報及び法律情報の基礎を形成する共同制作システム 「LDe Eunomia」  
官報 「Lovtidende.dk」  
公式法律情報データベース 「Retsinformation.dk」

## 比較対象として調査を行った国

「法令の改正方式」「法令の公示方式」「公式法令データの所在・整備主体」を比較検討するために、次の国の調査を行った。

大韓民国、フランス共和国、フィンランド共和国、エストニア共和国

オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国、英国

## 調査項目

項目名	規定（抜粋）
立法支援システム	<p>【関係者】 オーナー 開発事業者 運用者 利用者</p> <p>【開発経緯】 システム化に至った課題</p> <p>【開発状況】 開発の進捗と現在の到達点</p> <p>【運用状況】 実際の利用状況</p> <p>【対象とする法令種別】 法律・政令・省令・告示通知等・条例等</p> <p>【資料】 機能一覧、画面遷移、マニュアル</p>
法令の改正方式	<p>【方式】 増補・一部改正（改め文）（新旧対照表）・その他</p> <p>【法令種別毎の違い】 法律・政令・省令・告示通知等</p> <p>【システム】 システム導入による方式変更</p>
法令の公示方式	<p>【公示の主体】 政府・印刷局・民間</p> <p>【公示の媒体】 紙・デジタル・併用</p> <p>【法令種別毎の違い】 法律・政令・省令・告示通知等</p> <p>法令を公示する根拠となる法の存在</p>
公式法令データの所在・整備主体	<p>【整備の主体】 政府・印刷局・民間</p> <p>【公表の媒体】 紙・デジタル・併用</p> <p>【法令種別毎の違い】 法律・政令・省令・告示通知等</p> <p>公式法令データの正本性</p>
民間法令集との棲み分け	<p>民間法令集の付加価値、存在意義</p> <p>公式に掲載されていない情報が民間に掲載されているか</p> <p>公式より早いタイミングでの掲載はあるか</p>
Rules as Code 等	<p>法令利活用の先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況</p> <p>法令の出力に関して、利用者視点の工夫</p> <p>法令XMLスキーマ定義や標準化の状況</p>

## 用語について

重点調査対象国の調査報告においては、いわゆる法令の「溶け込み」（英語：consolidate 独語：Konsolidierung デンマーク語：consolidation）は、日本語訳「統合」と記します。

## 1. 欧州連合（EU）

### EU の基本的制度

欧州連合（EU）は 27 ヶ国が加盟する超国家組織である。EU の政策アクターは EU 理事会（Council of the European Union）、欧州議会（European Parliament）及び欧州委員会（European Commission）の三者で構成される。

EU 理事会は EU の主たる意思決定機関であり、各加盟国から閣僚級の代表が 1 名出席する。理事会の議長国は加盟国が半年ごとの輪番制で勤め、政策分野ごとに 10 の異なる形態（configurations）があり、それぞれ経済・財務／農業・漁業／競争力／外務／一般／教育・青少年・文化・スポーツ／雇用・社会政策・保健・消費者問題／環境／司法・内務／運輸・通信・エネルギーである。

欧州議会は加盟国から直接選挙で選ばれた議員定数 705 名<sup>1</sup>からなる立法機関であり、EU 市民を代表する。EU 理事会と協働で法案の制定にあたる。欧州議会のほとんどの議員は国家横断的な政党グループに所属し政治活動を行う。

最後に欧州委員会は 3 者のうち唯一法案の発議権を持つ執行組織であり、40 の部局（総局及びその部署）からなる官僚機構である。欧州委員会の発議に基づき、欧州議会及び EU 理事会が立法化を行う。

また、これ以外に加盟国の元首及び常任議長、欧州委員会委員長で構成され、原則として年 4 回開催される欧州理事会（European Council）、またの名を EU 首脳会議が存在する。欧州理事会は EU 理事会と異なり立法権はなく、EU 全体の目標と目標達成のためのアジェンダを示すのが主な役割である<sup>2</sup>。

EU と EU 加盟国の責任及び権限の分担の類型はリスボン条約に定められており、金融政策等 EU が単独で権限を行使する分野、農業や環境・消費者保護等 EU と加盟国が権限を共有する分野、主に加盟国が責任を負い EU が支援・調整・補充する分野、加盟国の分担責任を EU で調整する分野、加盟国と EU が共に行動する分野がある<sup>3</sup>。加盟国は条約に基づき国家主権の一部を EU の機関に移譲し、補完性の原則に基づき、EU 法が及ぶ範囲においては主権を行使しない。

### 「立法制度」

#### (1) 法案作成過程

法案の提出権限は欧州委員会に限られているため<sup>4</sup>、法案の起草は原則として執行機関としての欧州委員会が行う。ただし、欧州委員会の発案に基づく法案に限らず、欧州理事会（加盟国政府や加盟国の代表）、EU 理事会（EU の意思決定機関）、欧州議会、市民（市民参画の手続きを経た場合）による求めに応じて起草することもある<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> [https://europa.eu/european-union/about-eu/institutions-bodies/european-parliament\\_en](https://europa.eu/european-union/about-eu/institutions-bodies/european-parliament_en)

<sup>2</sup> European Council Overview ([https://europa.eu/european-union/about-eu/institutions-bodies/european-council\\_en](https://europa.eu/european-union/about-eu/institutions-bodies/european-council_en))、EU MAG 「欧州理事会について教えてください」 (<https://eumag.jp/questions/f0417/>)

<sup>3</sup> EU MAG 「EU と加盟国は権限をどう分担していますか？」 (<https://eumag.jp/questions/f0613/>)

<sup>4</sup> 2014 年～2019 年には、通常の立法手続きで 396 件の提案を提出している。

<sup>5</sup> European Commission HP 『Planning and proposing law』 ([https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/planning-and-proposing-law\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/planning-and-proposing-law_en))

法律の制定過程においては、企業や市民からの意見をパブリックコメント等を通じて収集する<sup>6</sup>。その上で法案（proposals）及び法案説明文書（explanatory memoranda）から構成されるドキュメント（COM documents）を欧州議会及び欧州理事会に提出する<sup>7</sup>。なお、COM documents には法案策定過程で作成される資料に加え、白書や年次報告書等行政機関としての政策資料も含まれる。欧州委員会の内部討議を経て正式に決定されたドキュメントは COM documents final として Web サイト「EUR-Lex」（<https://eur-lex.europa.eu/homepage.html>、P35 以降詳述）にてオンライン公表される<sup>8</sup>他、欧州議会の Web サイトでも確認することができる<sup>9</sup>。

## (2) 立法過程

EU 法の立法にあたっては、欧州議会の関与の程度に応じて 3 種類の決定手続きがある。最も基本的なのは「通常立法手続き（Ordinary legislative procedure）」であり、法案の採択に欧州議会及び欧州理事会双方の賛成が必要である。大半がこの形式で採択される。このほかに欧州議会の同意が必要となる同意手続き、欧州議会は諮問され意見を付すことはできるが拘束力のない諮問手続きがある<sup>10</sup>。

通常立法手続きの場合、議会での第一読会（first reading）と呼ばれる審議の後、EU 理事会での第一読会が行われる。欧州議会及び EU 理事会双方において賛成多数で可決されれば提案はこの段階で可決される。第一読会で合意に至らない場合には第二読会、第二読会で合意に至らない場合には議会に設置される調停委員会での調停を経て第三読会が行われる。いずれかのプロセスで合意された場合には、欧州議会は共同文書を検討し、本会議での採決にかける。共同文書の文言は変更が許されておらず、共同文書が議会及び欧州理事会で承認されると、制定法が採択される。

なお、採択後の文言変更が許されていないため、第一読会、第二読書会、第三読書会で各機関の間で暫定合意が成立した場合、本会議で正式に採択される前に、採択前に法的観点から確認が行われる。これを「法言語的最終確認（legal-linguistic finalisation）」と呼ぶ<sup>11</sup>。EU 公用語間での用語の一貫性と確実性を確保し、後の段階での正誤票を回避するために重要なプロセスとされている。

具体的には、欧州議会の立法行為総局（Directorate for Legislative, DLA）の法律家が、欧州理事会の立法品質総局（Directorate for Legislative Quality, DQL）と緊密に協力しながら用語の最終確認及び調整を行う。委員会事務局と審議会担当部局がこの手続きに関与する。また、両機関の他部局や欧州委員会にも必要に応じて相談が行われる。具体的なプロセスは次のとおり：

---

<sup>6</sup> European Commission HP 『What the European Commission does in law』

([https://ec.europa.eu/info/about-european-commission/what-european-commission-does/law\\_en](https://ec.europa.eu/info/about-european-commission/what-european-commission-does/law_en))

Principal roles in law 参照

<sup>7</sup> 国立国会図書館 HP 『EU（欧州連合）－EU 法の立法過程』（<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/eu-rippou.php>） 2.EU 法の立法過程と調べ方の項目参照

<sup>8</sup> 国立国会図書館 HP 『EU（欧州連合）ドキュメント・パブリケーション』

(<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/EU-docu.php>)

<sup>9</sup> European Parliament HP 『Legislative Observatory』

(<https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/search/search.do?searchTab=y>)

<sup>10</sup> European Parliament HP 『Ordinary Legislative Procedure』

(<https://www.europarl.europa.eu/olp/en/ordinary-legislative-procedure/overview>)

<sup>11</sup> European Parliament 『Handbook』

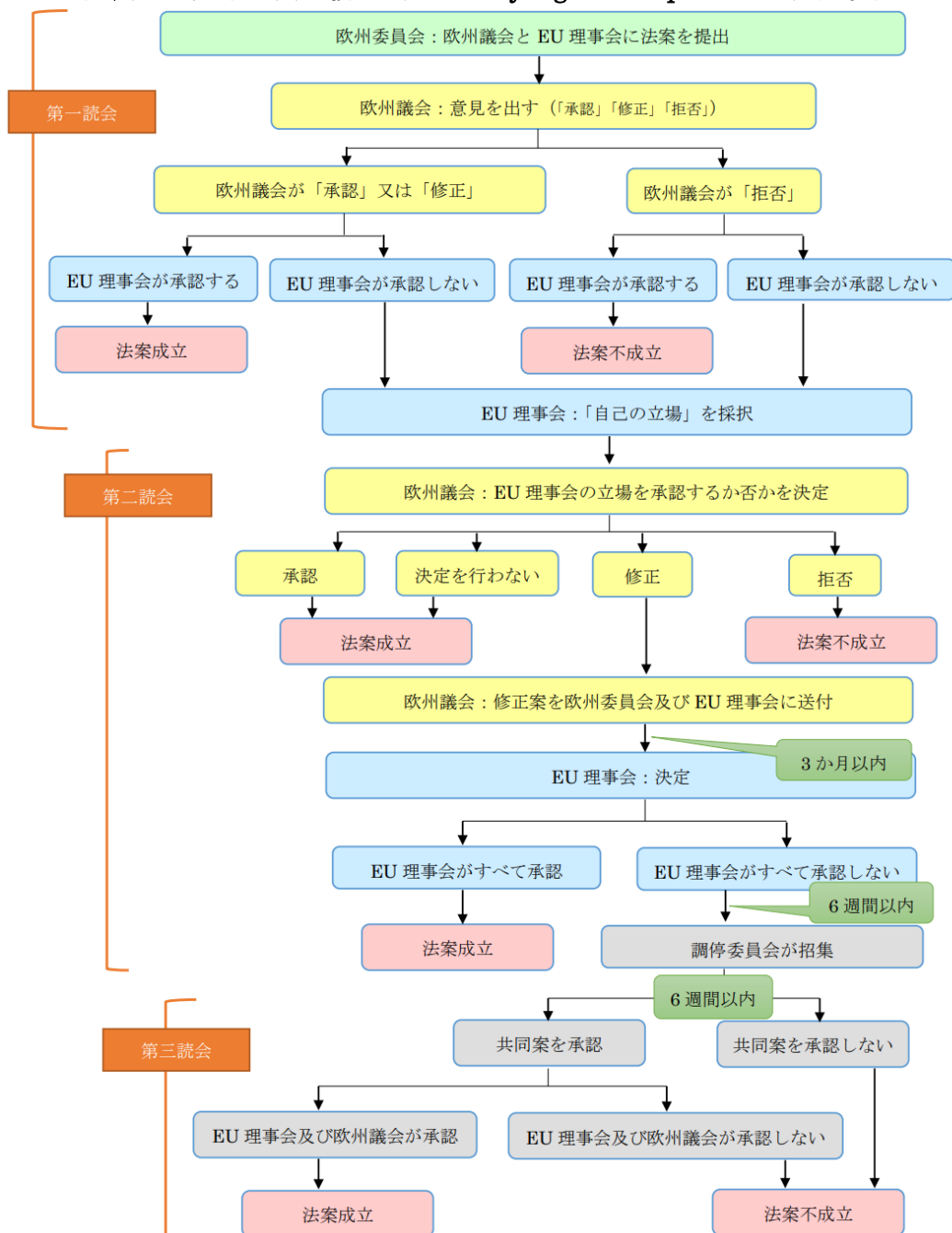
([https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/215107/OLP\\_2020\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/215107/OLP_2020_EN.pdf)) P40 6.1. Legal-linguistic finalisation の項参照

- 欧州議会又は欧州理事会の調整役である法律家が、他方の機関の担当法律家、議会の関連委員会事務局、理事会の担当部局と緊密に協力しながら、政治的に合意された修正を委員会提案に反映させ、暫定合意の原語によるテキストの統合版を作成する。
- 両機関の調整役である法律家は統合されたテキストの翻訳を依頼する。
- 調整役である法律家は関連する議会の委員会事務局及び理事会の担当部局と緊密に協力して、統合テキストの原語版を法律起草の規則と慣行に合わせて修正する。
- 必要に応じて法律用語の変更に関し議会の交渉チームに、欧州理事会において各国の専門家会議が開かれる。
- 議会及び理事会の法律家は、原語版に基づいてすべての言語のテキストを最終版にする。

なお、法律言語的な最終確認に要する期間は通常、暫定合意の日から 8 週間以内とされている。



図表 1 通常立法手続き (Ordinary legislative procedure) 過程図



出典：国会図書館『EU法の立法過程』通常立法手続きの流れ

([https://rnavi.ndl.go.jp/research\\_guide/%E5%9B%B3%E5%BC%9A%E9%80%9A%E5%B8%B8%E7%AB%8B%E6%B3%95%E6%89%8B%E7%B6%9A%E3%81%8D%E3%81%AE%E6%B5%81%E3%82%8C.pdf](https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/%E5%9B%B3%E5%BC%9A%E9%80%9A%E5%B8%B8%E7%AB%8B%E6%B3%95%E6%89%8B%E7%B6%9A%E3%81%8D%E3%81%AE%E6%B5%81%E3%82%8C.pdf))

## 「法令種別」

EU 法は、具体的には一次法と呼ばれる「条約 (treaties)」とそこから派生する二次法、及び判例 (case-law) からなる<sup>12</sup>。二次法は「規則 (regulations)」「指令 (directives)」「決定 (decisions)」「勧告 (recommendations)」「意見 (opinions)」から構成される。中でも規則と指令は、全加盟国に対する拘束力がある。規則は EU 域内で自動的に適用され、指令は加盟国の国内法へ置換されて適用される。

一覧化したものが図表 2 である。

**図表 2 EU 法令種別**

法令種別		概要
一次法	条約 EU treaties	EU の基本条約を指す。現行の基本条約は、2009 年 12 月に発効したリスボン条約により改正された EU 条約及び EU 機能条約、両条約の附属議定書及び附属文書を指す。条約は加盟国政府による交渉で内容が合意され、各国議会によって批准されなければならない。
	規則 Regulations	加盟国の国内法に優先して、加盟国の政府や企業、個人に直接適用される。そのため、加盟国の国内立法を必要とせず、加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。
二次法	指令 Directives	加盟国の政府に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。指令には政策目標と実施期限が定められ、指令が採択されると、各加盟国は、期限内に政策目標を達成するために国内立法等の措置を取ることが求められる。ただし、どのような措置を取るかは各加盟国に委ねられている。なお、企業や個人には直接適用されない。
	決定 Decisions	特定の加盟国の政府や企業、個人に対して直接適用されるもので、対象となる加盟国の政府等に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。
	勧告 Recommendations	加盟国の政府や企業、個人などに一定の行為や措置を取することを期待する旨、欧州委員会が表明するもの。原則として法的拘束力はない。
	意見 Opinions	特定のテーマについて欧州委員会、欧州理事会、欧州議会等の意思を表明するもの。勧告と同様、原則として法的拘束力はない。

出典：European Commission 『Types of EU law』 ([https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/types-eu-law\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/types-eu-law_en)) 及び国会図書館 HP 『EU 法について』 (<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/eu-law.php>) より作成

また、この他に、法案成立後、法律が適切に執行されるよう 2 種類の非立法行為を採択する権限が欧州委員会に対して与えられている。1 つ目が実施令 (implementing acts) であり、もう 1 つが委任令 (delegated acts) である<sup>13</sup>。

<sup>12</sup> 国立国会図書館 『EU (欧州連合) - EU 法について』 (<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/eu-law.php>) EU 法の種類の項目参照

<sup>13</sup> European Commission HP 『What the European Commission does in law』 ([https://ec.europa.eu/info/about-european-commission/what-european-commission-does/law\\_en](https://ec.europa.eu/info/about-european-commission/what-european-commission-does/law_en)) Making rules for implementation 参照

欧州委員会は、EU 加盟国が指令に定められた期限までにすべての国内措置を確認し、指令の規定を国内法に完全かつ正確に組み込んでいるかを検証している。この結果は毎年 EU 法の適用状況の監視に関する年次報告書<sup>14</sup>として公表される。

---

<sup>14</sup> 2019 Commission report and factsheets on monitoring the application of EU law  
([https://ec.europa.eu/info/publications/2019-commission-report-and-factsheets-monitoring-application-eu-law\\_en](https://ec.europa.eu/info/publications/2019-commission-report-and-factsheets-monitoring-application-eu-law_en))

## 法律編集のオープンソフトウェア「LEOS」

### 「立法支援システム」

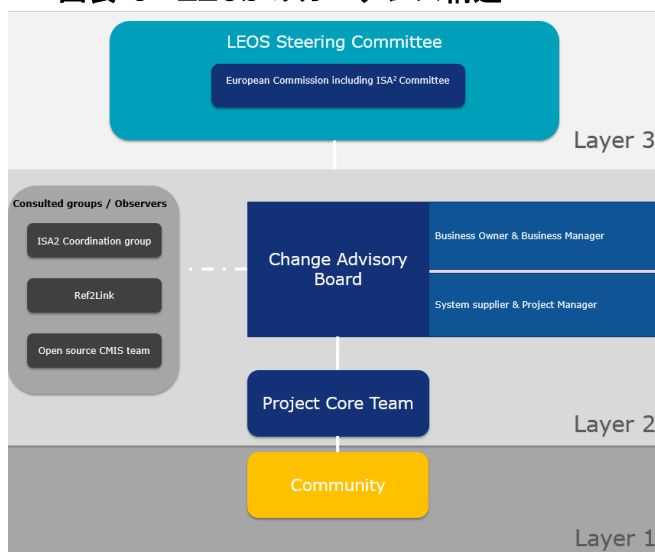
#### (1) 関係者

LEOS（Legislation Editing Open Software。以下、「LEOS」と呼ぶ。）は欧州委員会全体で法定文書の草案を作成するために使用されるオープンソースのソフトウェアであり、オーナーは、欧州委員会の情報総局（DG Informatics、DIGIT）である<sup>15</sup>。

もともと欧州委員会のために作成された LEOS は、現在スペイン首相府と緊密に協力して開発されている<sup>16</sup>。また、LEOS は EU 関係機関及び加盟国へと利用者を拡大する計画があり、既に EU 理事会が導入している。

LEOS のガバナンス構造は 3 層構造からなる<sup>17</sup>。1 つ目のレイヤーは「コミュニティ」であり、EU 加盟各国及び EU 規則 2015/2240 第 14 条に定められたアクターがこのレイヤーに含まれる。欧州委員会はこのレイヤーが LEOS の主な受益者であると考えており、このレイヤーを基礎としている。2 つ目のレイヤーは「運営・技術」レイヤーである。このレイヤーが LEOS に関係する政策及び戦略の実行を担っており、プロジェクトのコアチーム、変化アドバイザーボード（Change Advisory Board）、オブザーバーから構成される。後述する他の ISA2 プロジェクトとの連絡調整も実施する。最後に 3 つ目のレイヤーが「政策及び戦略」レイヤーである。

図表 3 LEOS のガバナンス構造



出典：<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/leos-governance>

<sup>15</sup> European Commission HP 『About LEOS—Open Source software for editing legislation』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/about>)

<sup>16</sup> European Commission HP 『Commission makes software available to all to benefit businesses, innovators and areas of public interest』 ([https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_21\\_6649](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_6649))

<sup>17</sup> European Commission HP 『LEOS Governance』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/leos-governance>) 3.Organisational structure の項目参照

また、LEOS の開発予算は 2021 年以降 EU の資金調達プログラム「The Digital Europe Programme (DIGITAL)」から拠出されている。DIGITAL は、企業、市民、行政にデジタル技術を提供することに焦点を当てている。欧州委員会は、欧州グリーンディール (European Green Deal) の観点から、より環境に優しいヨーロッパに目を向けると同時に、よりデジタルな世界への移行についての議論を行っている。同プログラムは、これらの課題に答えるための戦略的資金を提供し、スーパーコンピューティング、人工知能、サイバーセキュリティ、高度なデジタルスキル、及びデジタルを含む経済・社会全体でのデジタルテクノロジーの幅広い活用を確保する 5 つの主要な能力分野のプロジェクトをサポートしている。計画全体の予算は約 75 億ユーロであり、経済の回復を加速し、ヨーロッパの社会と経済のデジタルトランスフォーメーションを形成し、すべての人、特に中小企業に利益をもたらすことを目的としている<sup>18</sup>。DIGITAL の資金を活用しているため、欧州委員会ではソフトウェアとしての LEOS を提供するだけでなく、加盟国等や国際機関等の利用を促進し、サポートや研修ワークショップを実施している。また、LEOS の周辺にコミュニティを創造し、共に課題を議論しあう場を構築している<sup>19</sup>。

なお欧州委員会によると、今後加盟国への展開を進めていく予定であるが、現状では加盟国との連携は各国の状況に応じて差がある。本調査との関係では、デンマークの Lex Dania とは特に連携しておらず、独自に開発されたものである。また、ドイツとは LegisWrite の際には緊密に連携していたが、その後別の道を歩んでいた。しかし E-Gesetzgebung の推進にあたり、LEOS をどう活用できるかは検討しており、今後また連携もあるだろうという状況である、という回答があった。<sup>20</sup>

## (2) 開発経緯

これまで EU 法の作成にあたっては、プロセスが複雑であったり、多くの関係者がいたり、プロセスがデジタルと紙の両方で行われていたり、文書のバージョン管理の問題を抱えていた<sup>21</sup>。LEOS の開発はこれらの問題に対処するために始まった。

---

<sup>18</sup> European Commission HP 『The Digital Europe Programme』 (<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/activities/digital-programme>)

<sup>19</sup> 欧州委員会ヒアリング調査結果より

<sup>20</sup> 欧州委員会ヒアリング調査結果より

<sup>21</sup> European Commission HP 『LEOS – Drafting tool』

([https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-](https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf)

01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf) 1. Problem statement の項目参照

図表 4 法案作成における課題



出典：欧州委員会提供資料

LEOS は EU の各行政機構及び加盟国政府のデジタル化による相互運用性の向上と協力を推進するための政治的なイニシアチブでもある。欧州委員会によると、LEOS の導入によって立法過程の効率化（時間短縮）、質の向上（形式にかかる時間が効率化されることで中身に集中することができる）、意思決定過程の透明性の向上が期待される。また、新たな技術を実験する場ともなっている。開発にはオープンソースを用いることを戦略的に選択している。これは欧州委員会の自律性を維持し、特定の民間のベンダーに依存しないためである。<sup>22</sup>

図表 5 何故 LEOS を導入するのか



出典：欧州委員会提供資料

<sup>22</sup> 欧州委員会ヒアリング調査結果より

なお、法案作成をサポートするためのツールとして、既に欧州委員会によって LegisWrite が配布されてきた。LegisWrite は MS-Word のプラグインとして活用するアプリケーションであり、主に法案の文書上の形式を整えることを支援するツールである<sup>23</sup>。

LEOS は LegisWrite を代替するツールであり、次の 4 点の違いがある。第一に、LegisWrite はデスクトップアプリケーションであるのに対して、LEOS はオンラインソリューションである。第二に 1 つの文書を同時に編集することができ協力がしやすい。第三に形式を指定できる。Word は文書作成にあたり自由度があるのに対し、LEOS では Akoma Ntoso によって制御されている。第四がオープンソースであり加盟国に限らず誰でも利用できる。

図表 6 LegisWrite から LEOS へ



出典：欧州委員会提供資料

LEOS の開発は、ISA アクション 1.13 のプロジェクトとして 2010 年に開始された。欧州委員会、欧州議会及び各加盟国政府が法律案を起草するにあたり直面する問題への対処方法を理解し、ベストプラクティス、改善策、共通の取り組み及び発展が可能な領域を特定することを目的としている。また、オープンソースの技術やツールの研究にも時間を割いた。対応領域の特定後、様々なコンセプトやプロトタイプをリリースし試行錯誤を重ねた後、最終的に 2015 年第 4 四半期に初めて現在の LEOS の前身となるプロトタイプがリリースされた<sup>24</sup>。

ISA アクション 1.13 のプログラム実施期間終了後、フォローアッププログラムとして ISA<sup>2</sup> プログラムが開始された<sup>25</sup>。ISA<sup>2</sup> は、欧州の行政、企業、市民が、国境やセクターを越えた相互運用性のある公共サービスの恩恵を受けることを可能にするデジタルソリューションの開発を支援するためのプログラムであり、2016 年から 2020 年にかけて実施された<sup>26</sup>。ISA プログラ

<sup>23</sup> 欧州委員会「LegisWrite User guide」([https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/call-for-tenders\\_omin17\\_legiswrite\\_oj\\_s\\_234-485423\\_dgt\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/call-for-tenders_omin17_legiswrite_oj_s_234-485423_dgt_en.pdf))

<sup>24</sup> European Commission HP『About LEOS – Open Source software for editing legislation』(<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/about>)参照

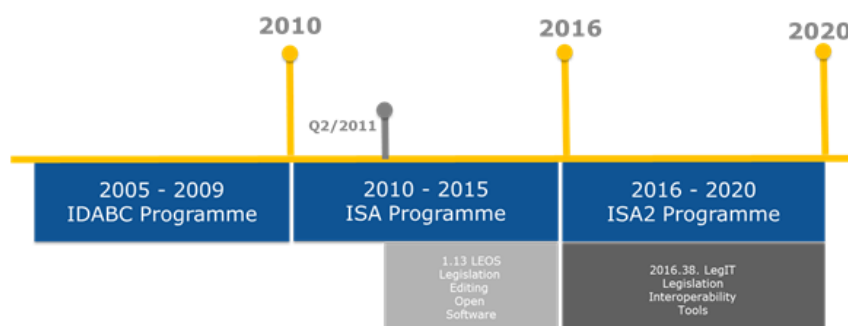
<sup>25</sup> European Commission HP『FAQs』(<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/faqs>) What is the timeline of ISA, ISA2, LEOS, LegIT?の項目参照

<sup>26</sup> European Commission『LEOS-Drafting tool』(<https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf>) About the solution 参照

ムで明らかとなった課題を踏まえ、2016年第二四半期に「立法相互運用性ツール（Legislation Interoperability Tools、以下 LegIT という。）」（ISA<sup>2</sup>アクション 2016.38）が開始され、LEOS プロジェクトもこの一環となった<sup>27</sup>。LegIT は欧州委員会全体の立法プロセスの効率と品質を改善し、立法プロセスにおける様々な関係者のシステム間の相互運用性を促進することを目的としたアクションである。また、EU、国、地域、地方レベルの行政間の協力を促進することを目的としている<sup>28</sup>。根拠法は2015年11月の欧州議会及び欧州理事会の決定（2015/2240）<sup>29</sup>であり、欧州委員会の事務局長の支援を受けて、欧州委員会情報総局（DIGIT）が主導している<sup>30</sup>。

LegIT の下 LEOS の改修が進められ、2017年第三四半期に LegIT の具体的なソフトウェアとして現在の LEOS のパイロット版がリリースされた。欧州委員会は LEOS を内部利用のプログラムとして採用し、現在は LEOS の実行フェーズにあたる。

図表 7 ISA プログラムのタイムライン



出典：<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/faqs>

2020年にISA<sup>2</sup>が終了した後、現在は Interoperable Europe という後継イニシアチブが開始され、LEOS は当該イニシアチブの下引き続き実施されている<sup>31</sup>。Interoperable Europe は公共部門におけるデジタルな相互運用性を高めることを目的としており、LEOS 以外にも公共システムの共通基幹システム eGovERA や公共調達に関するシステム等様々な公共向けのデジタルツールを提供している<sup>32</sup>。

<sup>27</sup> European Commission 『2016.38 Legislation Interoperability Tools -LegIT』

(<https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2020-01/Leos%20brochure%20v1.2.pdf>) P2 Timeline 参照

<sup>28</sup> European Commission HP 『LEOS Governance』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/leos-governance>) 1. Improving the efficiency and quality of the legislative process の項目参照

<sup>29</sup> EUR-Lex HP 『DECISION (EU) 2015/2240 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2015』 (<https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2015/2240/oj>)

<sup>30</sup> European Commission HP 『New to the community?』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/new-community>) What is this about?の項目参照

<sup>31</sup> European Commission HP 『Interoperable Europe』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/interoperable-europe/interoperable-europe>)

<sup>32</sup> European Commission HP 『Initiatives』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/interoperable-europe/initiatives>)



### (3) 開発状況

現在開発は継続中である。最新のリリースは、2022年のパイロット VER 3.2.0である<sup>33</sup>。欧州委員会によると、2022年後半にはGitLabに欧州委員会の公式チャンネルを開設し、そこでソースを公開する予定である。加盟国に限らず様々なユーザーが活用することを期待しており、GitLabはコミュニケーションの拠点として活用が予定されている<sup>34</sup>。

開発に当たり、開放性と透明性は欧州委員会における主要な原則の1つであり、オープンソースの精神でリリースするために、European Union Public License (EURL)に基づく本ソリューションを無料でリリースしている。誰でも使用することができ、誰でもフィードバックを送信することができる<sup>35</sup>。

開発を続けている観点としてはエンリッチ化、スマート化、設定の可変性 (configurability)、統合可能性 (integrability)、多言語、Webユーザビリティ、アクセシビリティである。

リリースのロードマップは図表8のとおりである。

図表8 リリースのロードマップ



出典：欧州委員会提供資料

なおLEOSはインハウスで開発しており、欧州委員会によると、15名のエンジニアがいる。特に特定の機能についてはスペイン政府首相府と連携している。そのほかにビジネスアナリスト、コンサルタント等が関係している。また、欧州理事会でも法案審議用のLEOSを活用しており、彼らを用いているバージョンについては独自に開発チームを保有し、彼らはよりビジネスサイドと連携しており、欧州理事会のチームと欧州委員会のLEOSチームは緊密に連携しているとのことであった。<sup>36</sup>

<sup>33</sup> European Commission HP 『Releases for LEOS – Open Source software for editing legislation solution』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/releases>)

<sup>34</sup> 欧州委員会ヒアリング調査結果より

<sup>35</sup> European Commission HP 『New to the community?』

(<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/new-community>) Openness and transparency の項目参照

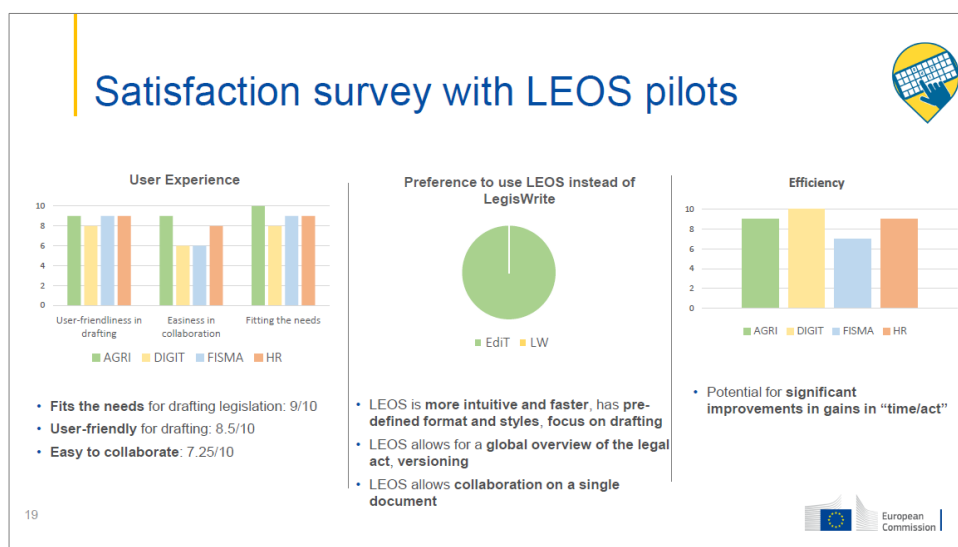
<sup>36</sup> 欧州委員会ヒアリング調査結果より

#### (4) 運用状況

現在 LEOS は欧州委員会が主に立法に当たり活用している他、欧州理事会も用いており、利用機関は今後更に拡大される予定である。

なお、欧州委員会が実施した欧州委員会の 4 部局を対象とした利用状況満足度調査によると、高いユーザーエクスペリエンスを獲得しており、立法作業の効率化にも貢献し、LegisWrite に対して LEOS を用いたいと答える声が圧倒的であったという。

図表 9 LEOS パイロット版の満足度調査



出典：欧州委員会提供資料

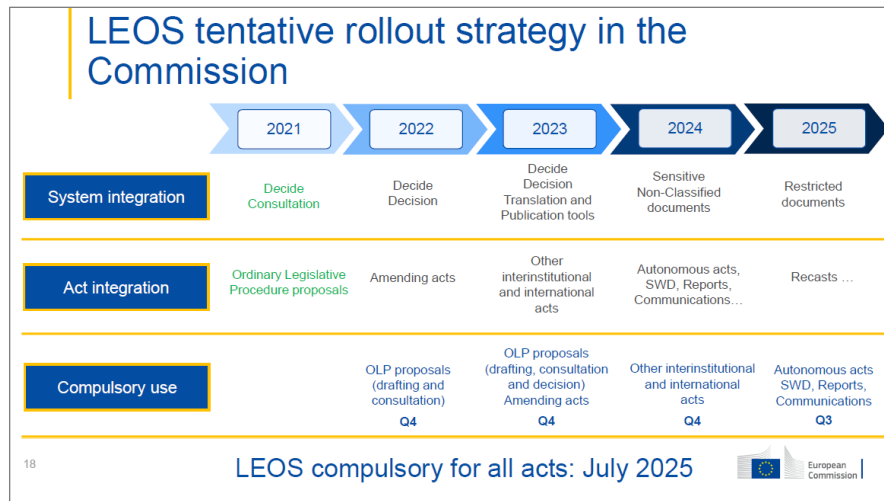
#### (5) 対象とする法令種別

最新の LEOS プロトタイプ（パイロット 3.1.0）は、通常立法手続き（Ordinary Legislative Procedure）の下で採択されなければならない二次法の起草をサポートしている。したがって、委員会から理事会及び議会に提出された規制、指令及び決定の提案書の作成を対象としている<sup>37</sup>。

欧州委員会によると、今後段階を踏んで対象をその他の立法手続きや報告書等へと拡張していく予定であり、2025 年 7 月までには全ての立法作業において LEOS の利用を義務化する計画である。

<sup>37</sup>European Commission HP 『About LEOS—Open Source software for editing legislation』  
(<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/about>)

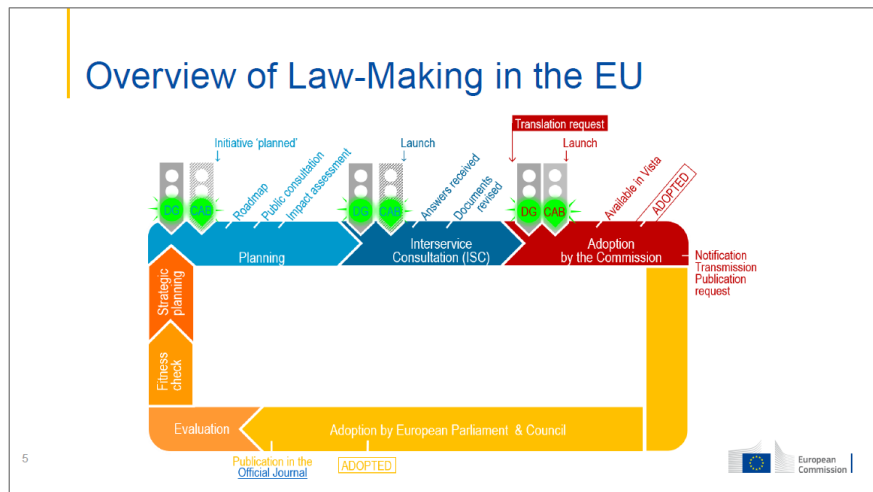
図表 10 LEOS の今後の展開



出典：欧州委員会提供資料

なお、EU の立法プロセスのライフサイクル全体を考えると、2つの異なるプロセスがある。1つは行政サイドが立法作業を行う段階である。もう1つが政治プロセスであり、政治決定が必要なプロセスである。欧州委員会によると、この2つのプロセスをデジタル化によって統合することが大きな関心事であり、ツールとしては前者については立法を支援する LEOS、後者については意思決定をサポートする Decide というソフトウェアがあり、段階的にデジタル化された立法プロセスへと統合していくとのことであった。<sup>38</sup>

図表 11 EU における立法過程概要



出典：欧州委員会提供資料

加えて、EU 法を採択するためには各 EU 機関及び加盟国の関与が不可欠である。このため 2つの特徴がある。1つは翻訳であり、EU の公用語は 20 言語以上あるため、通常英語で起草されるが、これを多言語化する必要がある。次が公布 (publication) である。EU 法は種別に依

<sup>38</sup> 欧州委員会ヒアリング調査結果より

じて EU での公布をもって各加盟国の国内法に優先して法的拘束力を持つ（具体的には EU 規則や決定が該当）他、公布を受けて加盟国が別途国内法を立法する必要がある（具体的には EU 指令が該当）。この点は超国家組織である EU における条件であり、立法プロセスにおいて考慮し統合する必要がある。

## (6) システム機能

LEOS は、効率的なオンライン上の連携を支援することによって、複雑かつ知識集約的なプロセスである法案の起草に携わる人々を支援するように設計されたオープンソースソフトウェアであり、3つの柱を掲げている。1つが品質（Quality）であり、利用者が法律の中身や品質に集中することができるよう、法律文書のフォーマットを管理することである。次が効率性（Efficiency）であり、他のソースからのテキストの再利用、統合、翻訳、出版など、これまで手動で行っていたタスクが一部自動化される。最後が相互運用性（Interoperability）であり、LEOS で起草された法案はコンピュータで自動的に読み取りが可能であり、他のシステムと相互運用できる<sup>39</sup>。

### ア LEOS のシステム上の特徴

3つの柱に基づく6つの特徴は図表 12 のとおりである。

図表 12 LEOS の特徴



<sup>39</sup> European Commission 『LEOS-Drafting tool』  
<https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf> Solution 参照

特 徴	概 要
連携 (Collaboration)	関係者間でファイルをやり取りし、異なるバージョンの管理をするのではなく、オンライン上で1つのファイルにアクセスし、複数人が同時に編集が可能。権限は作成者、協力者、レビューアの3種類がある。
構造 (Structure)	EU法のテンプレートを自動的に採用し、EU法の構造に基づいて起草できる。更に、内部資料の参照はシステムによって自動的に行われ、適宜更新される。使用者による誤りを防止するため、可能な限り制限的なものとなっている。コンテンツはXML形式（現在はAkoma Ntoso V3）で保存される <sup>40</sup> 。
レビュー/コメント (Review/Comments)	レビュー、コメント、提案機能を搭載。採用された編集は自動的に反映される。トラックチェンジの機能も搭載。
インポート (Import)	欧州連合官報（P35で詳述）等、既存の文書や法案からテキストをインポートできる。
リッチテキスト (Rich text)	画像や表、数式などの挿入も可能であり、リッチテキスト形式での追加もプラグインを利用して実施可能。
バージョン管理 (Versioning)	全てのバージョンが中央保存される。これにより、関係者は連続したバージョンを容易に比較することができ、編集のタイムラインも視覚化される。

出典： <https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf> P12 及び EU Commission HP 『FAQs』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/faqs>) より作成

前述のとおり、開発にはオープンソースを用いることを戦略的に選択しており、パブリックライセンスのEU版であるEURLに基づいている。言語としてはAkoma Ntosoであり、そのEUバージョンであるAKN4EU<sup>41</sup>を用いている。

#### ※Akoma Ntoso について

Akoma Ntosoとは法令及び議会文書そのものを書き下すためのXMLフォーマットの国際規格スキーマである。2004年から2005年にかけて、国際連合経済社会局（United Nations Department of Economic and Social Affairs）は透明性と説明責任を確保するために、「アフリカにおける議会情報システムの強化」というプロジェクトを推進した。この際に技術的な側面で大きな役割を果たしたのがAkoma Ntosoである<sup>42</sup>。その後、2012年に国際連合経済社会局が技術の使用権をOASIS（Organization for the Advancement of Structured Information

<sup>40</sup> European Commission HP 『About LEOS—Open Source software for editing legislation』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/about>)

<sup>41</sup> Publication Office of the European Union HP 『EU Vocabularies』 (<https://op.europa.eu/en/web/eu-vocabularies/akn4eu>)

<sup>42</sup> [https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8836979\\_po\\_ca1839.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8836979_po_ca1839.pdf?contentNo=1)

Standards) という国際的な標準化団体に譲渡することになった。現在ではヨーロッパや南米、アジアでも Akoma Ntoso の取組が紹介されている。<sup>43</sup>

Akoma Ntoso を使用する目的として、次の5点が挙げられる。始めに、共通の文書フォーマットを定めることである。共通のフォーマットを定めることで法令・議会文書の共有と集約が容易になる。次に、データ交換のための共通モデルを定めることである。言語に関係なく法令や議会文書に共通のモデルを定めることで国や言語の違いを超えた拡張性を備えることができる。また、共通のデータスキーマを定めることが挙げられる。XML 文書を記述する際、法令や議会といった記述する文章の種類を選択してタグ付けすることで、文書の標準化がなされる。更に、共通のメタデータスキーマとオントロジー<sup>44</sup>を定めることが挙げられる。Akoma Ntoso ではメタデータスキーマが整備されており、日付やステータスといった情報の書き込みができるようになっている。最後に、引用と相互参照のための共通スキーマを定めることである。共通の文書フォーマットを持つことで国を超えて判例や議会文書の引用が可能となる。

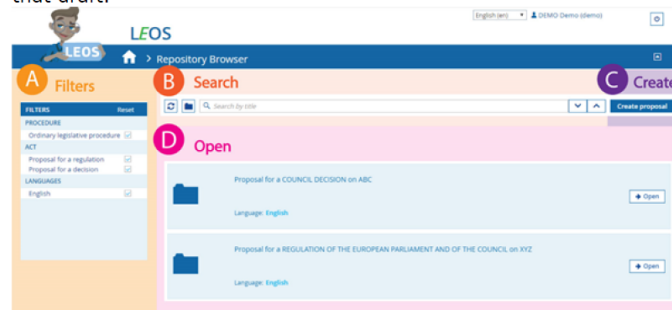
LEOS で導入されている出力方式として、前述の通り Akoma Ntoso V3 が採用されており、こちらは XML 形式である。そのため、EU でも XML 形式の文書作成が可能である。

## イ LEOS の画面イメージ

LEOS 起動時やその他の各画面は以下図表 13 から図表 20 のとおりである。

図表 13 LEOS 起動時の画面

- A **Filters:** option to view based on different criteria.
- B **Search:** option to search for drafts in the repository.
- C **Create:** option to create a new draft.
- D **Open:** each draft has the option "Open" which allows the user to explore and edit that draft.



出典：Leos user guide.pdf より（パイロット 3.1.0 版のダウンロードフォルダ内にあり）

<sup>43</sup> <https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F8836979&contentNo=1>

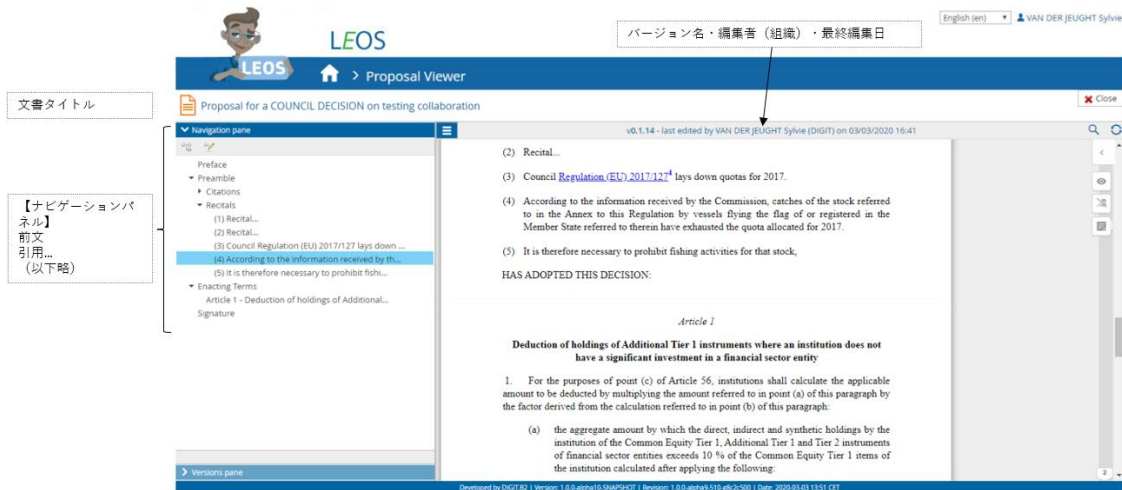
<sup>44</sup> オントロジー：知識を共通の認識に基づいて体系化、形式化し、計算機で扱うことができるように記述したもの（澤田、2014）

図表 14 システムの各画面（ファイルのグローバル管理）



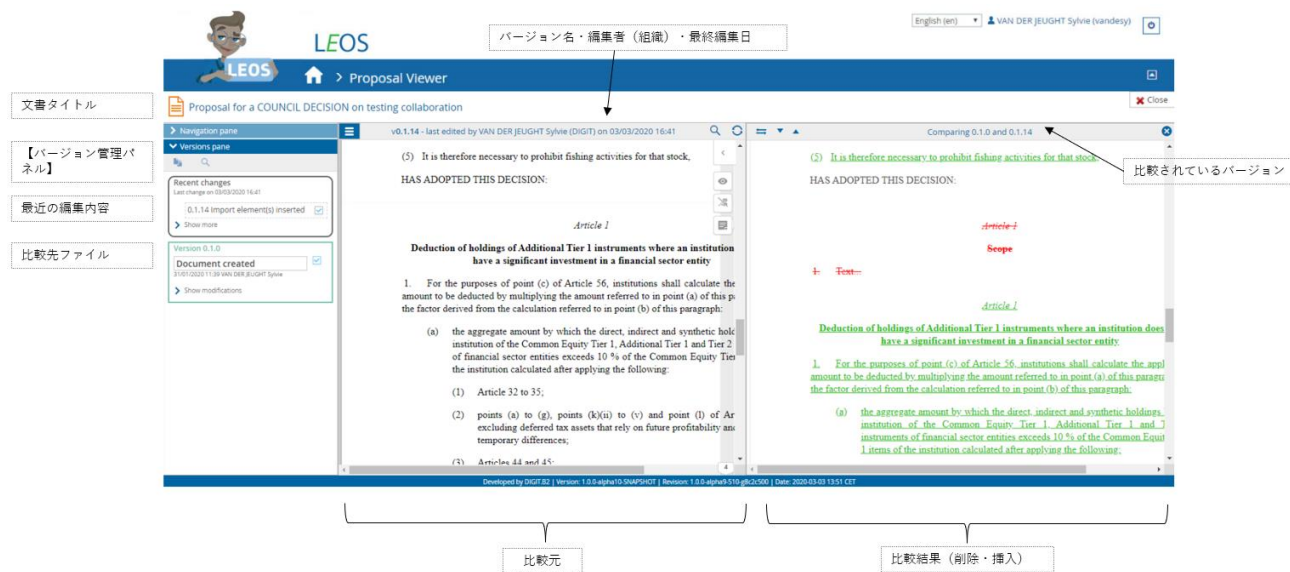
出典： <https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf>

図表 15 システムの各画面（草案の作成環境）



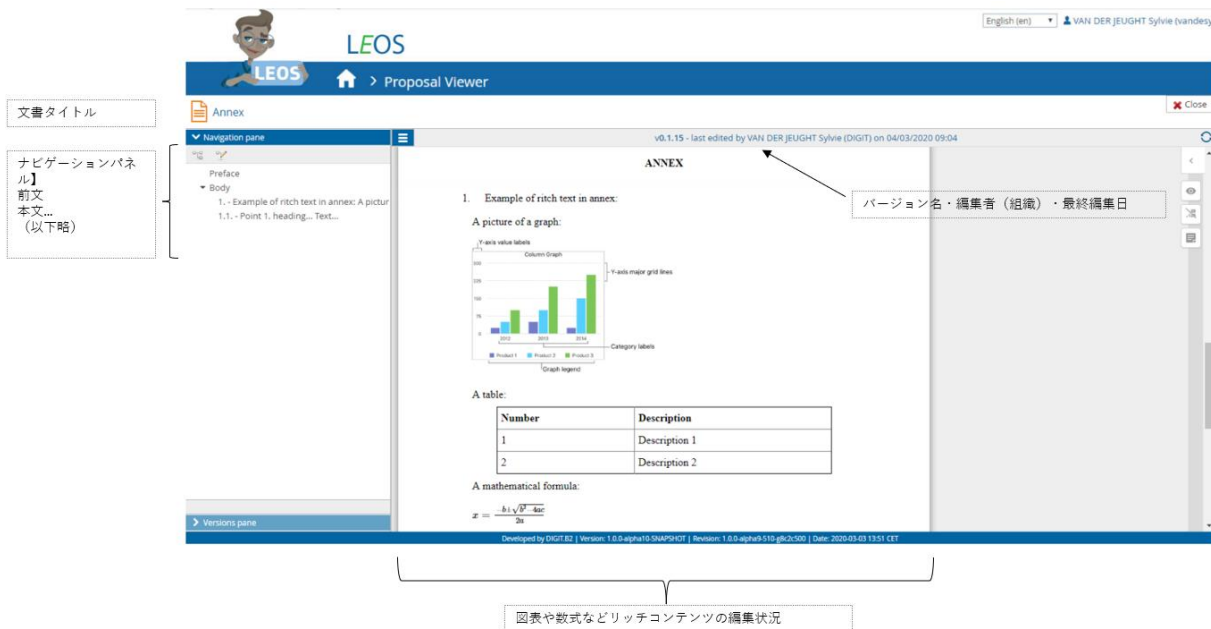
出典： <https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf>

図表 16 システムの各画面（バージョン間の変更の追跡）



出典 : <https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf>

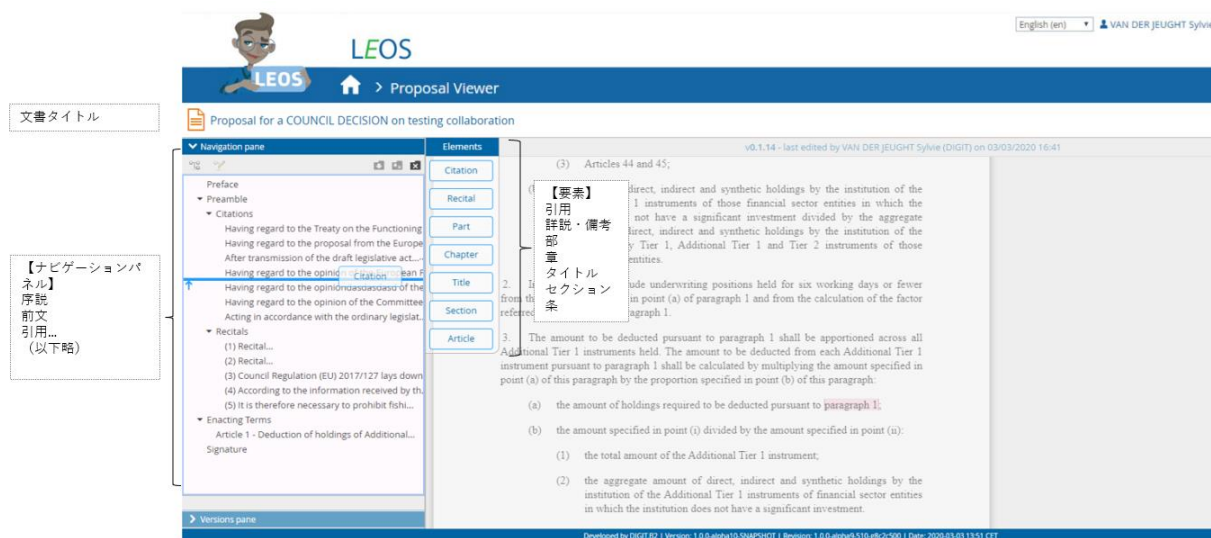
図表 17 システムの各画面（表やテーブル等の付随コンテンツ）



出典 : <https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf>

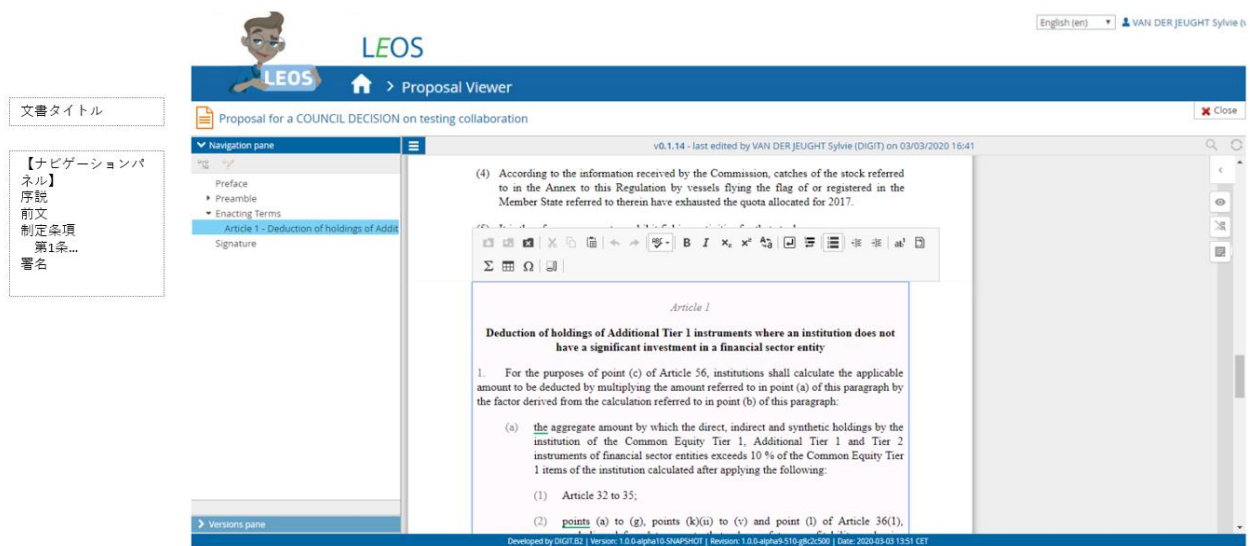


図表 18 システムの各画面（文章の上位構造の管理）



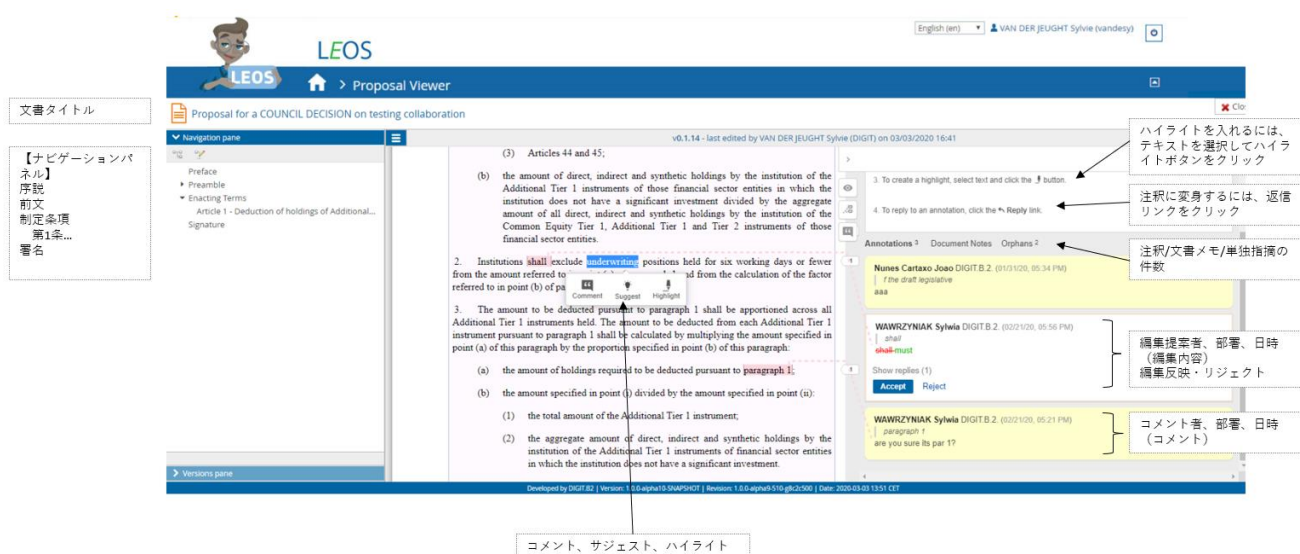
出典 : <https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf>

図表 19 システムの各画面（テキストの簡易編集）



出典 : <https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf>

図表 20 システムの各画面（レビューツール）



出典：<https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf>

#### ウ 最新版（LEOS パイロット 3.3.0）で追加実装された機能一覧

最新のリリースであるパイロット 3.3.0 において実装された主な機能は以下のとおりである

45.

##### 【技術面の改善】

- ・ サービスレイヤーをより汎用的で拡張性が高いようにリファクタリング
- ・ LEOS に基づきオーダーメイドのソリューションを容易に作成するためのプロジェクト構造の見直し

##### 【統合サービス】

- ・ ニーズに応じた特別なユーザーやエンティティを作成する新しいサービス
- ・ 法案作成の段階から協力を得るための新たな REST サービス

##### 【改正方法の改善】

- ・ 改正案の番号が原案の起草通りに付与されるように自動番号付与機能を新たに搭載
- ・ 改正案の番号が附属書の起草通りに付与されるように自動番号付与機能を新たに搭載

##### 【審議会資料】

- ・ 審議会資料の比較対象として、任意のバージョンを設定可

##### 【バグ修正】

- ・ 起草
  - ・ ファイナライズ（追記型記録メディアを、記録を行った機器以外のプレイヤーでも再生できるようにするために行う最終処理）前のメタデータ表示処理の改善
  - ・ フォーク及びマージ：表紙にある eeaRelevance マージ処理の改善
- ・ 改正
  - ・ バックスペースキー使用時のポイント構造の取扱改善
  - ・ 常駐代表員会/欧州評議会の AKN テンプレートにあるダブルスペースの修正

45 European Commission HP 『LEOS Pilot 3.3.0』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/release/330>) What's new?の項目参照

## 「法令の改正方式」

### (1) 法令種別毎の方式の違い

EU法の改正は、個別の規則（regulation）又は指令（directive）によって行われる。

既存の法律との統合作業は欧州議会の立法行為総局（Directorate for Legislative, DLA）の法律家が、欧州理事会の立法品質総局（Directorate for Legislative Quality, DQL）と緊密に協力しながら行う。

最終的に統合された法律がEUの公式法令データベース「EUR-Lex」で公開される。ただし、EUR-Lexで公表される統合された法律は法的効力を持たず、正本はあくまでも欧州連合官報（Official Journal of the European Union、P35にて詳述）に掲載される文書である。

### (2) システム導入による方式の変更

欧州委員会によると、LEOSの導入による法令の改正方式に変更はないが、現在LEOSの機能として法律の統合版を作成する機能を開発しており、2023年頭にリリースできる予定である。技術的には改正のための法令と統合版は同じデータベースのレポジトリに保存する予定である。<sup>46</sup>

## 「Rules as Code 等」

### (1) 法令の利活用に向けた先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況

#### ア Interoperable Europe プロジェクト

ISA<sup>2</sup>の後継となる Interoperable Europe は公共部門におけるデジタルな相互運用性を高めることを目的としており、LEOS以外にも様々なデジタルツールを提供している。各ツールは行政機構でなく民間企業や市民が利用することを明確に念頭に置いたものもあり、立法作業における様々なアクターの参画を意図している。

図表 21 Interoperable Europe サービス一覧（LEOSを除く）

サービス名	概要
Core Public Service Vocabulary Application Profile (CPSV-AP)	公共サービスとそれに付随するライフイベントやビジネスイベントを記述するためのデータモデル。 国、地域、自治体などにおいて、公共サービスのカタログやポータルの実装を担当する場合に利用。様々な当局の公共サービスに関する情報を編集して公開する必要がある場合に、公共サービスカタログ間の異なるドメイン及び国境を越えた相互運用性をある程度保証することができる。
eGovERA©	欧州の行政における電子政府ポートフォリオ管理の決定とデジタルトランスフォーメーションをサポートするソリューション。加盟国が効果的に電子政府デジタル公共サービスを実施するための取組みの一環であり、加盟国の行政や企業が、事業継続、変革、現状との共存を可能にする次世代欧州デジタル公共サービス（2030年まで）をサ

<sup>46</sup> 欧州委員会ヒアリング調査結果より

サービス名	概要
	ポータル。
EIRA© and CarTool	ISA <sup>2</sup> プログラムの一環として開発された、デジタル公共サービスの提供で使用される相互運用性に関連したビルディングブロックを分類・整理するための欧州相互運用性参照アーキテクチャ。公共サービスを開発する際の相互運用性と再利用を促進することを目的としている。2019年3月、EIRAv.3.0.0がオンライン公開された。
Electronic access to EU documents	公文書公開請求の管理システム。
European Single Procurement Document (ESPD)	公共調達への参加を容易にするためのツール。ESPDは、EUの基準額を超えるEU内のすべての公共調達手続きにおいて、企業の適合性、財務状況、能力に関する単一の証明書であり、予備的な証拠として使用できる。これにより、参加者の資格証明に関する事務負担が大幅に軽減され、国境を越えたビジネスチャンスへのアクセスが簡素化される。
Common assessment method for standards and specifications (CAMSS)	ICTの標準化と仕様の評価に役立つ包括的な手法。相互運用性を実現し、ベンダーロックインを回避することを目的としている。
Innovative Public Services	公共サービスのデジタル化は飛躍的に進んでいるが、技術革新（ブロックチェーンや分散型台帳、人工知能、複合現実感、ビッグデータ解析など）や関連するビジネスモデルは、現在、公共分野では十分に理解されていない。そこで、こうした革新的なデジタルソリューションに投資することで、社会的インパクトを与え、イノベーションを市場に呼び込み、価値創造を促進するための実験的プロジェクト。
Interoperability Academy	EUの機関が開発したすべての学習活動とリソースを集めたeLearningプラットフォーム。2019年に開始され、24時間365日アクセス可能なオンライン自習コース、季節ごとのスクール、ワークショップ、ウェビナーなど、オンライン及び対面式のライブ教育セッションを継続的に提供することで、相互運用可能なソリューションの再利用を促進し、欧州相互運用性フレームワーク（EIF）の実施を支援する。
Interoperability Test Bed	相互運用性とパフォーマンスのテストを提供するプラットフォーム。
Interoperability Maturity Assessment of a Public Service (IMAPS)	公共サービスの所有者が、デジタル公共サービスのすべての主要な相互運用性（法的、意味的、組織的及び技術的観点）を評価、検討、改善するためのオンライン調査。最終的には、新欧州相互運用性フレームワーク（EIF）に対するサービス要件の適合性を表示及び監視することができる。 IMAPSは、オープンデータポータル、電子投票プラットフォーム、公共調達サービスなど、あらゆる公共サービスの相互運用性の評価に使用できるだけでなく、政府のあらゆるレベル（国際、欧州、国、地域、地方）のサービスに適用できる。
Promoting Semantic Interoperability amongst the EU Member States (SEMIC)	欧州の行政機関がシームレスで有意義な国境を越えたデータ交換を行うためのソリューション。
Sharing and reuse	公共部門におけるITソリューションの共有と再利用に関する情報、経験、ベストプラクティスを交換するためのプラットフォーム。

サービス名	概要
The National Interoperability Framework Observatory (NIFO)	EU加盟国及び関連国の国家相互運用性フレームワーク（NIF）と、欧州相互運用性フレームワーク（EIF）との整合性を分析。
VocBench3	行政が使用する語彙やメタデータを一元管理し、相互運用性をサポートするためのプラットフォーム。
Core Vocabularies	簡素で再利用可能、かつ拡張可能なデータモデル。行政機関は、以下のような場面でコア・ボキャブラリーを使用し、拡張することができる：システム間の情報交換、データ統合、データパブリッシング、システム開発。
EUSurvey	オンライン調査用のプラットフォーム（多言語対応）。
Legal Interoperability	政策立案者がデフォルトで相互運用可能な、つまりデジタル対応で将来性のある法律案を策定するため、次の3点を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル対応の法律や法的相互運用性についてのトレーニングやガイドラインを通じたスキル向上。</li> <li>・政策提案のデジタルスクリーニングや規制当局への報告プロセスの支援を通じて、デジタル対応力を促進するための再利用可能なツールの開発。</li> <li>・欧州の行政機関、国際機関、産業界、学界の実務者や専門家のための「より良い法制度とより円滑な実施」のためのコミュニティの構築と最新ニュースの提供。</li> </ul>
Ref2Link	LEOS等ITシステムへのプラグイン又はスタンドアロンツールとして利用するハイパーリンクの生成ツール。EUの法律文書をすぐに多言語で検出することができる。また、European Legislation Identifier（ELI）やEuropean Case Law Identifier（ECLI）等標準規格を自動適用。各国の行政機関は、デフォルトの検出ルールを自国の特定の要件に適合させることもできる。
Communication and Information Resource Centre for Administrations, Businesses and Citizens (CIRCABC)	オンライン上でコラボレーションするためのワークスペースを作るためのアプリケーション。公共・民間を問わずどの組織でも自由に利用することができ、コンテンツ、ユーザー、コミュニケーション機能を管理することが可能。
e-Certis	公共調達手続きで要求される文書を国境を越えてマッピングする無料のオンラインツール。行政的検証の様々な分野（例：税金、社会保障義務、犯罪歴など）における入札基準遵守の証明として必要な証明書を特定し、リンクする。これにより、国境を越えた入札プロセスを明確化することができる。
Themis	EU法の加盟国での適用をサポートし、欧州相互運用性フレームワーク（EIF）の原則に従って各国のバックオフィスシステムから欧州委員会に直接データを送信するためのデータエンコーディング。将来的にEU法の施行と監視のプロセスを欧州委員会及び加盟国政府の間でエンド・ツー・エンドで管理することを想定している。

出典：European Commission HP『Interoperable Europe』

(<https://joinup.ec.europa.eu/collection/interoperable-europe/initiatives>)

及び各イニシアチブの個別ページより作成

## イ AIによる立法

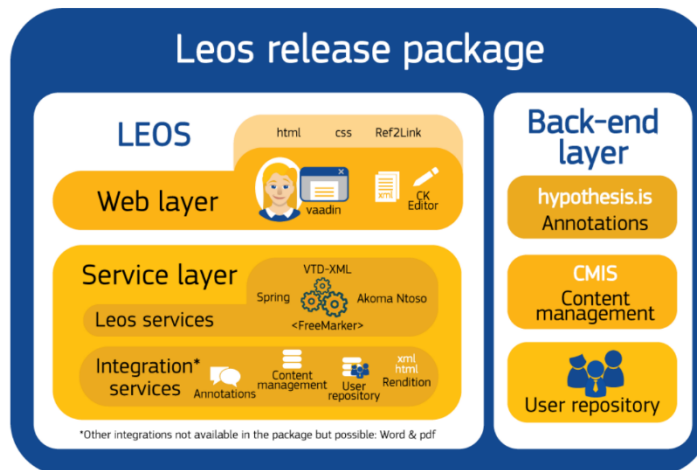
欧州委員会では 2020 年に AI による立法についての報告書”Drafting legislation in the era of AI and digitisation”を公開した<sup>47</sup>。AI については欧州委員会に限らず他の機関も対応しているが、特に欧州委員会では立法にあたって AI をどのように活用できるかを検討しており、3 つの流れがあるとのことであった。1 つは、スマート LEOS の周辺に IT エコシステムを構築すること、次にハイブリッド AI、つまり立法作業において機械学習と自然言語を活用すると同時に人間の知識を活用すること、最後にプラットフォームとしての法ということで、リーガルテックを含む多様な専門領域の交差点として立法を効率化しよりインテリジェントな形で実践することである。<sup>48</sup>

## (2) データ形式

### ア LEOS のリリースパッケージ

EU 加盟各国は固有の立法システムを保持しており、全ての加盟国やステークホルダーのニーズに対応することが難しいため、LEOS は図表 22 で示すように再利用可能なブロック (re-usable building blocks) ごとに機能をリリースしており、他のシステムとの連携や統合を前提にしている点が特徴である。

図表 22 LEOS リリースパッケージ



出典：<https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2021-01/LEOS%20-%20Getting%20started%20v1.10.pdf> P16

このため、例えば LEOS 自体に PDF やワードフォーマットでの出力機能はない。また、電子メールで通知を送信する機能も、加盟国等の組織が独自の通知サービス・システムを持っている可能性が非常に高いため、提供されていない。ただし、LEOS は、一定の要件で自動で通知を行う。LEOS からの XML ファイルの送信は、通知システムとの統合が完了すると、共同編集者リストにユーザーを追加するたびに、ユーザーはドキュメントへのリンクが記載された電

<sup>47</sup> European Commission HP 『Drafting legislation in the era of AI and digitisation』  
(<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/document/drafting-legislation-era-ai-and-digitisation>)

<sup>48</sup> 欧州委員会ヒアリング調査結果より

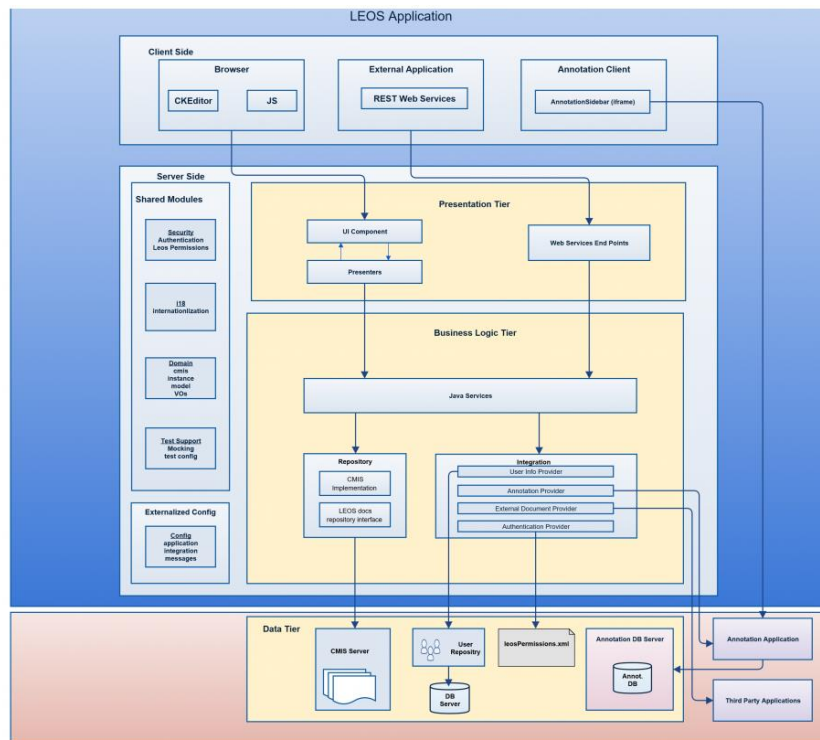
子メールを受信する<sup>49</sup>。また、LEOS が提供するツールを各国国内法に適合させることが可能である。組織に適合させるには、独自のユーザー管理ソリューションを統合する必要がある。

LEOS は多言語対応している。翻訳可能なすべての UI 要素は言語ファイル毎にグループ化されている。

## イ LEOS のコンポーネントの構造

現在の LEOS のコンポーネントのアーキテクチャ（構造）は図表 23 のとおりである。プレゼンテーション、ビジネスロジック及びデータの 3 層に分割されている。用いられている技術は Vaadin 8、Spring for wiring、Spring data – jpa、Hibernate、CMIS、WS-Provider、Mockito、CkEditor、AngularJS である<sup>50</sup>。

図表 23 LEOS コンポーネントの構造及び収納内容



<sup>49</sup> European Commission HP 『FAQs』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/faqs>)

<sup>50</sup> European Commission HP 『Application Architecture』

(<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/application-architecture>)

層 (Tier)	内 容
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GUI コンポーネント (Web-Presentation) …グループ化されたすべての UI 関連コンポーネント (画面、コンポーネント、ウィンドウ)。</li> <li>• プレゼンター (Web-Presentation) …カプセル化された Web アクションのすべてのロジック。ビジネスロジック層から特定のサービスを呼び出し、次の GUI コンポーネントに必要なデータを準備する。</li> <li>• WS エントリーポイント (WebServices) …入力データを検証し、入力が無効かつ入力者が要求された機能にアクセスがある場合には、実際のロジックを実行するために特定のビジネスオブジェクトを呼び出す。</li> <li>• ビジネスオブジェクト (WebServices) …ビジネスロジック層から特定のサービスを呼び出し、レスポンスに必要なデータを準備する。</li> </ul>
ビジネスロジック	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービス…様々なリクエストを処理するためのロジックがカプセル化されている。</li> <li>• レポジトリ…アプリケーションが使用する全てのデータへの読み取り・書き込みアクセスを保持する。</li> <li>• 統合…サードパーティーが提供するアプリケーションにアクセスするためのロジックがカプセル化されている。</li> </ul>
データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ユーザーレポ DB…アプリケーションの実行に必要なすべてのデータ (ユーザー、設定、ドキュメントのメタデータ等) を保持する。</li> <li>• CMIS サーバー…ドキュメントコンテンツを保持する。</li> <li>• leosPermissions.xml…leo アプリケーションの役割と権限間のマッピングを定義する。</li> <li>• 注釈 DB サーバー…注釈コンテンツを保持する。</li> </ul>

出典 : <https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/application-architecture>、1.Leos Component Structure より作成

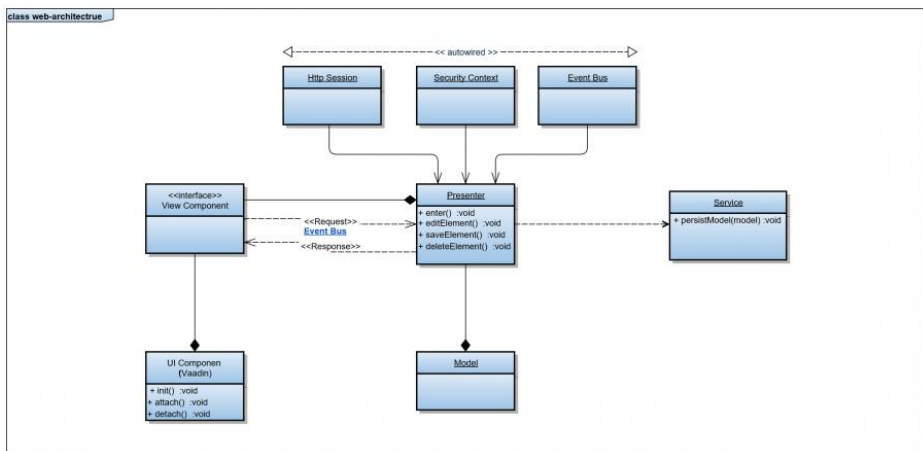
## ウ Web コンポーネントの構造

Web では、監視コントローラ (Supervising Controller) を利用した MVP (Model-View-Presenter) パターンが使用されている。図表 24 は、MVP-SC 戦略を用いて LEOS に存在するインタラクションを描いたものである。目的はビューの構築とビュー周りのロジックを切り離すことにある。ユーザーイベントを処理するすべてのロジックをコントローラ内に移動させることで、LEOS の実装の拡張可能性は高まり、関係性の分離が明確になり、ビューの単体テスト (ユニットテスト) が容易となっている<sup>51</sup>。

<sup>51</sup> European Commission HP 『Application Architecture』  
<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/application-architecture> 2. Web Component Architecture 参照



図表 24 Web コンポーネントアーキテクチャ



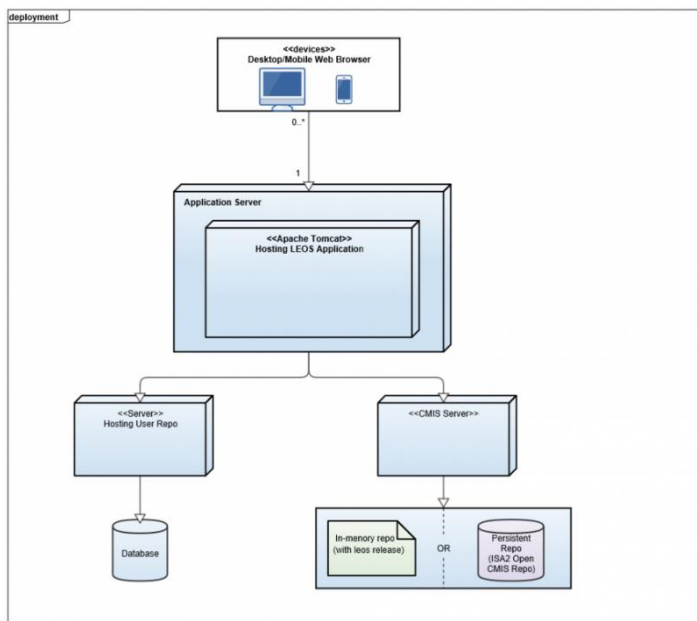
出典 : <https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/application-architecture>

エ 配置

Web モジュール以外の各モジュールは、JAR で作成される。パッケージは一つの WAR ファイルとして作成され、LEOS のモジュールに対応するすべての JAR ファイルは依存関係があるとしてコピーされる。出来上がった WAR アーカイブは、JEE 5 準拠のアプリケーションサーバーに配置される。LEOS アプリケーションを実行するためには、データベースと CMIS サーバーが必要である。

LEOS アプリケーションを実行するために必要な配置ノードは図表 25 のとおりである。

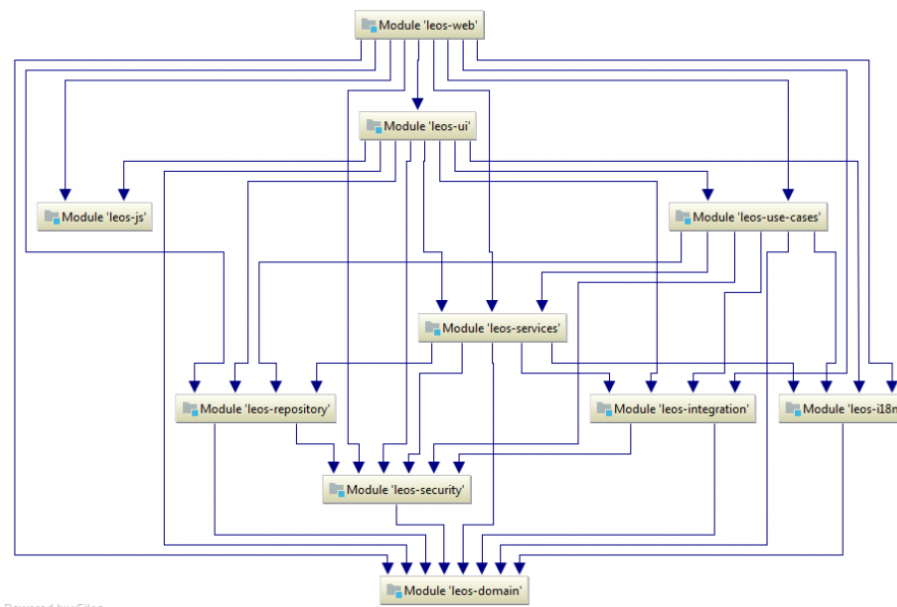
図表 25 配置



出典 : <https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/application-architecture>

各モジュールの依存関係は図表 26 のとおりである。

図表 26 モジュールの依存関係



出典：<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/application-architecture>

### (3) 法令の出力方式

コンテンツは XML 形式（現在は Akoma Ntoso V3）で保存される。

Word 及び PDF エクスポートは付属していない。ただし、特定のライブラリを使用してこの機能を追加するソリューションはある。統合サービスモジュールは、次のような外部システムと統合するために使用される LEOS のレイヤーである。

- ・ 欧州委員会の公式ジャーナルからのインポート
- ・ PDF/Word へのツールボックスコンバーター、ユーザーリポジトリ
- ・ CNS-コミッション通知システムと注釈

ストレージについては、ドキュメントを XML 形式で保持し、CMIS (Apache Chemistry) を使用して保存している。LEOS を SharePoint や Agressco などの別の CMIS 準拠リポジトリに接続することは技術的には可能である<sup>52</sup>。

欧州委員会によると、XML を用いることによる技術的な課題は特に生じていないということであった。<sup>53</sup>

<sup>52</sup> European Commission HP 『FAQs』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/leos-open-source-software-editing-legislation/faqs>)

<sup>53</sup> 欧州委員会ヒアリング調査結果より

## EU の公式法令データベース「EUR-Lex」

### 「法令の公示方式」

#### (1) 公示の主体

EU 出版局 (the Publications Office of the European Union) が実施している。EU 出版局は EU の行政機構の 1 つであり、すべての EU の機関、団体等に出版サービスを提供する。EU 法、出版物、オープンデータ、研究成果、調達通知、その他の公式情報の出版を所管するが<sup>54</sup>、特に公示については、2009 年 6 月 26 日の決定 (2009/496/EC) により、欧州議会、欧州理事会、欧州委員会、司法裁判所、監査役会、欧州経済社会評議会 (the European Economic and Social Committee) 及び地域委員会 (the Committee of the Regions) の立法文書公布義務の履行を保証することと規定されている<sup>55</sup>。

#### (2) 公示の媒体

欧州連合官報 (the Official Journal of the European Union。以下「EU 官報」) は公用語 24 言語版が刊行されている。2013 年 12 月末までは紙媒体で刊行されていたが、現在は Web サイト「EUR-Lex」の官報セクション (<https://eur-lex.europa.eu/oj/direct-access.html>) で公布される電子版 (e-OJ) のみの刊行となっている<sup>56</sup>。2013 年 7 月 1 日以降に公布された e-OJ は正本であり、法的効力を持つことが 2013 年 3 月 7 日付欧州委員会規則 No.216/2013 により定められている<sup>57</sup>。EU 出版局によると、紙版から電子版に移行することにより法律へのアクセスを容易にし、コストを削減し、迅速な発行を保証することを意図していた。なお現在でも紙版は不確実な事態における事業継続手段 (BCP) として機能しており、例えば電子版 e-OJ のシステムに何らかの障害が発生した場合には紙版が制作され、法的効力を保持する (2013 年の変更以降 3 回発生)。また、紙版は長期的なアーカイブとしての役割も果たしている。

なお、2022 年 5 月及び 6 月に EU 出版局が実施した調査では、電子版への移行は EU 加盟国に共通する傾向であり、2021 年に電子版に法的効力がない官報を発行する加盟国の数は 12 だったが、2022 年には 8 (ベルギー、クロアチア、チェコ、ドイツ連邦共和国、アイルランド、イタリア、マルタ、ボスニア・ヘルツェゴビナ) へと減少している。<sup>58</sup>

官報セクションには 1952 年以降の全公用語版の官報が HTML 版及び PDF 版 (電子署名付き) で収録されており、日付又は EU 官報番号 (OJ ナンバー) で検索が可能<sup>59</sup>である。無料で閲覧及びダウンロードすることができ、公開は無期限である。原則として平日毎日、緊急時には土日祝日にも刊行される<sup>60</sup>。

<sup>54</sup> Publications Office of the European Union HP (<https://op.europa.eu/en/web/about-us/about-publication-office-of-the-european-union>) Our Mission の項目参照

<sup>55</sup> EUR-Lex HP 『Council Regulation (EU) No 216/2013 of 7 March 2013 on the electronic publication of the Official Journal of the European Union』 (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32013R0216>) 序文(4)の項目参照

<sup>56</sup> 国立国家図書館『EU (欧州連合) 一法令資料、判例資料、議会資料』 (<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/EU.php>) 官報の項目参照

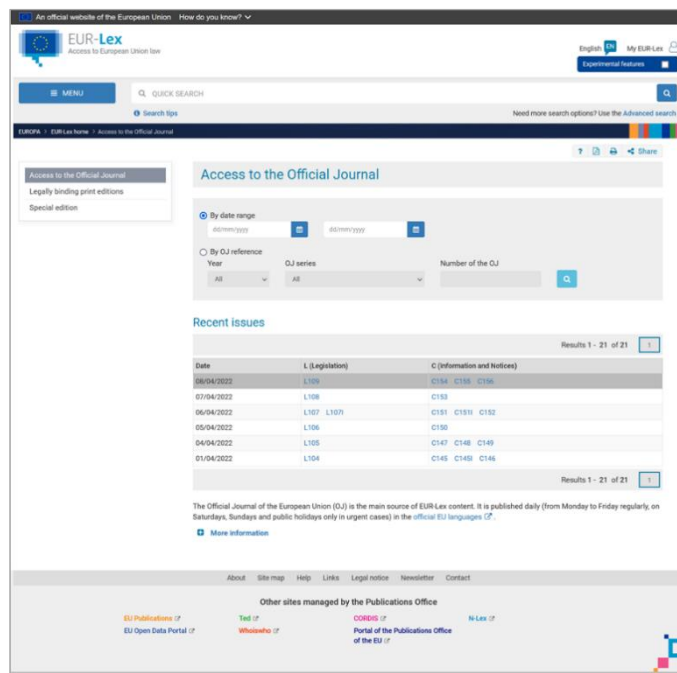
<sup>57</sup> EUR-Lex HP 『Council Regulation (EU) No 216/2013 of 7 March 2013 on the electronic publication of the Official Journal of the European Union』 (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32013R0216>) Article1 の項目参照

<sup>58</sup> EU 出版局書面調査結果より

<sup>59</sup> EUR-Lex HP 『About EUR-Lex』 (<https://eur-lex.europa.eu/content/welcome/about.html>)

<sup>60</sup> EUR-Lex HP 『Access to the Official Journal』 (<https://eur-lex.europa.eu/oj/direct-access.html>) Recent Issues の項目参照

図表 27 EU 官報トップページ (EU-Lex 内)



出典 : <https://eur-lex.europa.eu/oj/direct-access.html>

なお、2015年1月1日以降、EUの法令番号の付与はe-OJと整合性を持たせるよう改訂された<sup>61</sup>。従って、原則として”Regulation (EU) 2015/1”というように、法令の種別、所管（ただし機関の略称表記は言語に依存する）、4桁の年号、当該年に発表された文書の連番を記載することとなっている。なお、それ以前に発行されたEU法令については変更はない。

### (3) 法令種別毎の公示方法の違い

EU法は一次法及び二次法ともにすべて官報に公示される。官報はセクションに分類されており、L series（法令編）、C series（告示編）から構成され、附録としてS series（政府調達情報）が刊行される。S seriesにはEU法以外にも複数の項目が公示される。

<sup>61</sup> EUR-Lex HP 『HARMONISING THE NUMBERING OF EU LEGAL ACTS』 (<https://eur-lex.europa.eu/content/tools/elaw/OA0614022END.pdf>)

図表 28 EU 官報セクション概要

セクション	概要
L series/ Legislation (法令編)	Part 1 から Part 4 に分かれており、規則や指令、決定等の法令が掲載される。また、予算も掲載される。 なお、表紙の目次中、その効力に期限の定めがないものはアスタリスクを付して太字で、時限的なものは普通の字体で記載される。
C series/ Information and Notices (告示編)	Part 1 から Part 5 に分かれており、欧州議会をはじめ各機関から出された意見や、欧州委員会が提出した法案及びその関連ドキュメント、欧州議会の議事概要、EU 司法裁判所の判決概要、ユーロの換算率、職員の公募情報等が掲載される。
S series/ Supplement (政府調達情報)	Ted (Tenders Electronic Daily、 <a href="https://ted.europa.eu/">https://ted.europa.eu/</a> ) から見ることができる。

出典：国立国会図書館 Web サイト「EU（欧州連合）法令資料」より作成<sup>62</sup>

図表 29 EUR-Lex における個別の EU 官報の表示例

The screenshot shows the EUR-Lex website interface for the Official Journal of the European Union, L 109, 8 April 2022. The page features a search bar at the top, a navigation menu, and a sidebar with options like 'Save to My items', 'Permanent link', and 'Download notice'. The main content area displays the title 'Official Journal of the European Union' and the issue number 'L 109'. Below this, there is a table of contents listing 'Legislative acts' and 'Non-legislative acts', including 'Regulation (EU) 2022/562' and 'Decision (EU) 2022/563'. The page also includes a section for 'Languages and formats available' with options for HTML, PDF, and e-signature.

出典：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L:2022:109:TOC>

<sup>62</sup> 国立国会図書館『EU（欧州連合）—法令資料、判例資料、議会資料』（<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/EU.php>）官報の項目参照

## (4) 出力形式

EUR-Lex からは HTML 形式及び PDF 形式（電子署名付き）でのダウンロードが可能である。

加えて、L series 及び C series は、EU のデータ公開ポータルサイト「[data.europa.eu](https://data.europa.eu)」（<https://data.europa.eu/data/datasets>）からもダウンロードが可能である。年別・言語別に発行された OJ のリストを csv 形式（2004 年以降）で、各 OJ へのリンクを XML Formex 形式でダウンロードすることができる<sup>63</sup>。

### 「公式法令データの所在・整備主体」

#### (1) 整備の主体

公示と同様、EU 出版局が行っている。

#### (2) 公表の媒体

欧州議会及び EU 理事会で採択された立法文書は EU 法と総称され、公式の法令集は刊行されておらず、原則として全て EUR-Lex (<https://eur-lex.europa.eu/>) で閲覧・ダウンロードすることができる。

EUR-Lex では EU 法そのものに加え、立法関連資料<sup>64</sup>（欧州委員会による立法提案文書 COM documents、欧州理事会共同立場（Council common positions）、欧州議会の立法・予算に関する決議及びイニシアチブ、欧州経済社会委員会意見及び地域委員会意見）、欧州自由貿易連合（EFTA）関連文書<sup>65</sup>（EFTA 関連機構によって採択された法令）も収録されている<sup>66</sup>。EU 法により加盟国の関連法にも影響があることから、加盟国の国内法及びスイスや英国等一部 EU 加盟国以外の関連判例についても掲載しているものもある<sup>67</sup>。

---

<sup>63</sup> EUR-Lex HP 『Reuse EUR-Lex content』 (<https://eur-lex.europa.eu/content/help/data-reuse/reuse-contents-eurlex-details.html>) Bulk download of the OJ の項目参照

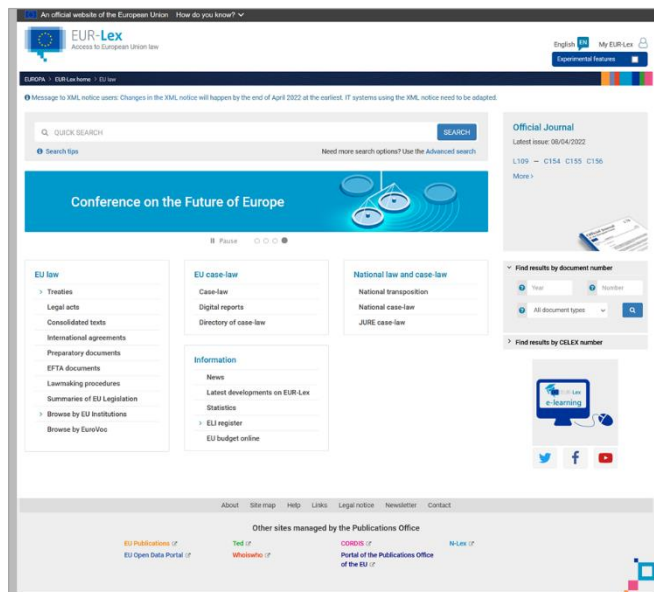
<sup>64</sup> EUR-Lex HP 『Preparatory documents』 (<https://eur-lex.europa.eu/collection/eu-law/pre-acts.html>)

<sup>65</sup> EUR-Lex HP 『EFTA documents』 (<https://eur-lex.europa.eu/collection/eu-law/efta.html>)

<sup>66</sup> EUR-Lex HP 『About EUR-Lex』 (<https://eur-lex.europa.eu/content/welcome/about.html>) What can you find on EUR-Lex? の項目参照

<sup>67</sup> EUR-Lex HP 『National case-law』 (<https://eur-lex.europa.eu/collection/n-law/n-case-law.html>)

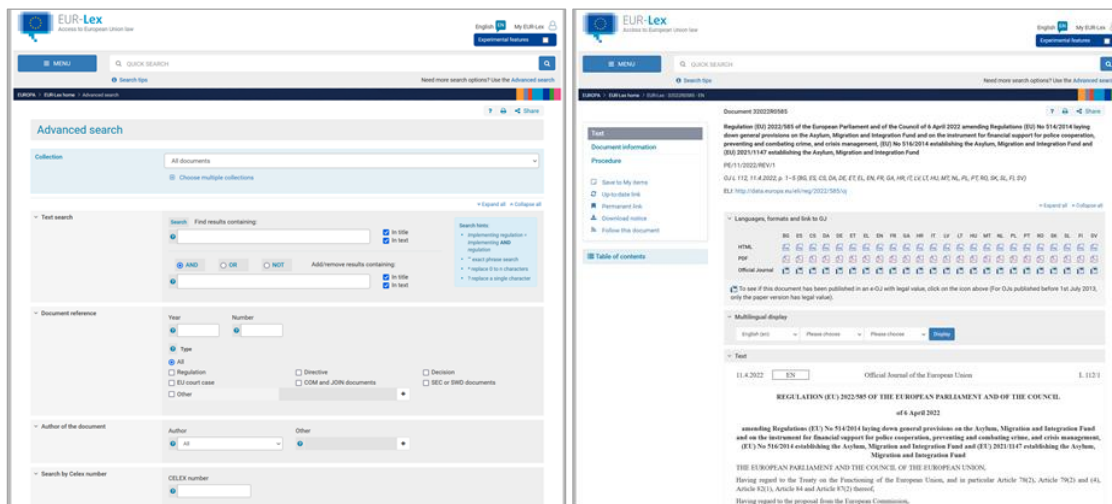
図表 30 EUR-Lex トップページ



出典： <https://eur-lex.europa.eu/homepage.html>

加えて、各法令のページには他の法律文書との関係、判例解釈、採択・発効・適用日、法的根拠、改正法などの詳細な情報に飛べるようリンクが設定されている<sup>68</sup>。その他、法律が採択されるまでの経過や当初の法律とその改正をすべて1つの文書にまとめたテキスト (consolidated text) 形式での提供、EUの法令を平易に、読みやすく、簡潔に説明した「The Summaries of EU legislation」を2000冊以上収録するなど、単なる法令データベースではなく様々な機能を提供している。

図表 31 EUR-Lex 画面イメージ



出典： <https://eur-lex.europa.eu/homepage.html>

<sup>68</sup> EUR-Lex HP 『About EUR-Lex』 (<https://eur-lex.europa.eu/content/welcome/about.html>) What can you find on EUR-Lex?の項目参照

ただし、EUR-Lex で公表される法律は正本ではなく、先述した EU 官報が正本となる。EU 出版局によると、改正のための規則や指令の公布から統合版の公開までの期間の中央値は 26 暦日であり、原則として全ての言語版で同時に公開される。ただし、一部言語を先行して公開することを要する緊急の場合、あるいは特定の言語版にのみ改正が適用される場合にはこの限りではない。<sup>69</sup>

なお EUR-Lex 内で各文書を識別する番号として文書固有の CELEX 番号が割り振られており<sup>70</sup>、利用者はこの CELEX 番号を用いて検索も行うことができる。CELEX 番号は”32022R0585”というように法令の種類によって異なるアルファベットと数字の組み合わせで作成され、e-OJ 番号が言語によって機関名の略称が異なるのに対し、言語共通である。

EU アカウントを作成する (<https://webgate.ec.europa.eu/cas/eim/external/register.cgi>) ことで、My EUR-Lex という更にパーソナライズされた機能を利用することも可能となっている。具体的な機能としては文書の保存、検索結果の保存、RRS フィードを利用した最新情報の通知、大量の文書のエクスポート、多言語表示など個人の検索・表示設定の維持が実装されている<sup>71</sup>。

### (3) 法令種別毎の整備主体の違い

全て EU 出版局によって整備されており、種別ごとの整備主体に違いはない。なお、EU 出版局へのヒアリングに基づき出版局内の業務所掌を整理したものが下表である。

図表 32 EU 出版局業務所掌

部署名	所 掌
Unit C2 (EUR-Lex and Legal Information)	EUR-Lex を担当する部署。主な業務領域は下記 4 つである： a. EUR-Lex の開発・保守を担当する請負業者との連絡調整。 b. 法律行為の法的分析を通じてメタデータを追加することにより、コンテンツへの容易なアクセスを確保する。 c. 当初の法律とその改正を 1 つの文書にまとめた統合文書や、EU の法律を平易で読みやすく簡潔に説明した「Summaries of EU legislation」を作成・公開する。 d. 正確かつ最新の編集コンテンツを提供し、コミュニケーション活動を行う。
Unit A1 (Standardisation)	メタデータ（典拠表、EuroVoc コード）及びフォーマット（EU 出版局での実施に関するガイドライン）の標準化を所管。
Unit A2 (Common Data Repository)	EUR-Lex に表示される情報元であるセマンティック技術に基づくメタデータ及びコンテンツ（CELLAR）を所管。また、コンテンツ（メタデータ及び文書）の CELLAR への出版を所管。
Unit A3 (Information systems)	EUR-Lex の開発に関連する IT 業務への各種サポート、特にウェブサイトの開発・保守を担当する IT 業者との契約を所管。

<sup>69</sup> EU 出版局書面調査結果より

<sup>70</sup> EUR-Lex HP 『About EUR-Lex』 (<https://eur-lex.europa.eu/content/welcome/about.html>) Type of documents in EUR-Lex の項目参照

<sup>71</sup> EUR-Lex HP 『Create an account』 (<https://eur-lex.europa.eu/content/help/my-eurlex/create-account.html>)



Unit B1 (Official Journal and Case-law)	EUR-Lex に掲載される Official Journal 及び判例法の作成を所管。
--	--

出典：EU 出版局書面調査結果より作成

また、EUR-Lex はクラウドベースであり、インフラとしてのクラウドは欧州委員会情報総局 (The Directorate-General for Informatics) が所管している。

## 「民間法令集との棲み分け」

EU では公式の法令集は刊行されておらず、製本としての法令集を入手したい場合には民間法令集しか存在しない<sup>72</sup>。代表的な民間法令集としては図表 33 が存在する。

図表 33 民間法令集

名 称	概 要
Encyclopedia of European Community law	Sweet & Maxwell 社から刊行された加除式の現行法令集。規則や指令、決定、勧告等を分野別に収録。電子版も発行。
Encyclopedia of European Union law: constitutional texts	Sweet & Maxwell 社から刊行された加除式の現行法令集。EU 条約をはじめとする主な条約や協定を収録。その他 EU 諸機関に係る規定や、政策等の分野別関連決議等を収録。電子版も発行。

出典：国立国会図書館 Web サイト「EU (欧州連合) - 法令資料」及び Sweet & Maxwell 社 Web サイトより作成

Sweet & Maxwell 社が発行する法令集については、電子版のリーダーとして Thomson Reuters ProView eReader<sup>73</sup>を用いることで、メモや注釈の追加、注釈の新版への引継ぎ等法曹関係者の利用を念頭に置いた機能を提供している。

また、個別法については各国の民間出版社よりコンメンタール等が出版されている。

なお EU 出版局によると、EUR-Lex の主な利用者は弁護士や法律専門家、特定分野の専門家、学術関係者、学生、図書館員、翻訳者であるが、専門家ではない一般市民のニーズに応えようと機能を拡張している。例えば「EU 法サマリー (The Summaries of EU Legislation)<sup>74</sup>」は、専門家ではない読者の EU 法に関する理解を助けることを意図したコンテンツである。また、法的コンテンツに特化した「EU Law in Force<sup>75</sup>」も公開されている。このサイトでは、現在適用されている EU 法及び欧州連合司法裁判所の判例に迅速かつ容易にアクセスすることができる。EUR-Lex を補完するもので、主な違いは、'EU Law in Force' は施行中の法令と判例法のみをカバーしていること、検索結果は、法令に変更があった場合は最新の統合版を表示すること、検索条件が最も一般的なものに限定されていることであり、専門家ではない一般市民が検索する際のわかりやすさ、利便性を考慮している。<sup>76</sup>

## 「Rules as Code 等」

<sup>72</sup> 国立国会図書館『EU (欧州連合) - 法令資料、判例資料、議会資料』  
(<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/EU.php>) 現行法令集の項目参照

<sup>73</sup> SWEET&MAXWELL HP『eBOOKS』(<https://www.sweetandmaxwell.co.uk/proview/>)

<sup>74</sup> <https://eur-lex.europa.eu/browse/summaries.html>

<sup>75</sup> <https://op.europa.eu/en/web/eu-law-in-force>

<sup>76</sup> EU 出版局書面調査結果より

## (1) 法令の利活用に向けた先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況

### REFIT プログラム<sup>77</sup>

欧州委員会による「より良い規制のためのアジェンダ」の一環として、2012年より「欧州委員会規制適性・実績プログラム（The European Commission's regulatory fitness and performance programme、REFIT）」が実施されている。REFITプログラムは可能な限り既存のEU法令を簡素化し、よりターゲットの絞られた形とすることで、企業や個人が遵守しやすく、また意図した利益を得られることを目的とするものである。特に規制の複雑さが負担となるEU域内企業の99%を占める中小企業にとっては恩恵が大きいとされている。

具体的な仕組みとしては、REFITのハイレベルグループ”Fit for Future Platform”又はWebサイト「Have your say」([https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say_en))を通じて各国当局、企業、団体、市民が具体的な規制や行政の負担を軽減するための提案を提出することができる。提案は欧州委員会によって分析される。分析の過程においては、政策目標のために最も効率的な選択肢を検討し（「影響評価」）、既存のEU法を簡素化又は不要な規制を取り除く可能性がないか評価（「適合性チェック」）が行われ、可能な限り規制の縮減効果を定量化した上で、欧州委員会によって提案される。妥当と認められる場合には「勧告」として拘束力を持たせたいうで、改善に取り組む。<sup>78</sup>

2019年の欧州連合の活動に関する一般報告によると、2015年から2019年の期間において、規制の簡素化と負担の軽減を図る162のREFITによるイニシアチブの実施が報告されており、2020年の作業計画には、44のイニシアチブが含まれている<sup>79</sup>。イニシアチブの進捗状況はREFITスコアボード(<https://op.europa.eu/webpub/com/refit-scoreboard/en/index.html>)において、法案提出状況から検討状況まで、法案のライフサイクルに応じて状況を確認することができる。

---

<sup>77</sup> European Commission 『REFIT – making EU law simpler, less costly and future proof』  
([https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/evaluating-and-improving-existing-laws/refit-making-eu-law-simpler-less-costly-and-future-proof\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/evaluating-and-improving-existing-laws/refit-making-eu-law-simpler-less-costly-and-future-proof_en))

<sup>78</sup> European Commission 『REFIT – making EU law simpler, less costly and future proof』  
([https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/evaluating-and-improving-existing-laws/refit-making-eu-law-simpler-less-costly-and-future-proof\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/evaluating-and-improving-existing-laws/refit-making-eu-law-simpler-less-costly-and-future-proof_en)) How REFIT works の項目参照

<sup>79</sup> European Commission 『REFIT – making EU law simpler, less costly and future proof』  
([https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/evaluating-and-improving-existing-laws/refit-making-eu-law-simpler-less-costly-and-future-proof\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/law-making-process/evaluating-and-improving-existing-laws/refit-making-eu-law-simpler-less-costly-and-future-proof_en)) Main achievements の項目参照

図表 34 REFIT スコアボード（例：競争法関係）



出典： <https://op.europa.eu/webpub/com/refit-scoreboard/en/policy/4/index.html>

※上記図表の翻訳

概要	評価	提案	法的措置	実行
1.合併管理	➡			
2.国家補助金制度におけるベストプラクティスのコードレビュー			➡	
3.コンソーシアムブロック免除規則(コンソーシアム BER)の評価	➡		➡	
4.垂直的ブロックエグゼンプション規則の評価	➡			
5.2012年の国家補助金制度近代化パッケージや鉄道ガイドライン、短期輸出信用保険の適合性チェック	➡			
6.総合ブロックエグゼンプション規則の対象を限定(EUの資金調達プログラムに關与する加盟国のリソース関連)			➡	
7.自動車ブロックエグゼンプション規則の評価	➡			
8.総合ブロックエグゼンプション規則(港湾や空港、文化、その他最も離れた領域へ拡張)			➡	
9.水平的ブロックエグゼンプション規則の評価	➡			
10.農業における国家補助金制度	➡		➡	➡

※例として、「1.合併管理<sup>80</sup>」の評価の中では、紹介の合理化や合併管理の他の手続きに關連する時間の節約について、主に1~2か月になると試算している。また、コストについては、現在の手順より20~30%低下するものと試算している。

<sup>80</sup> European Commission 『REFIT – Merger Control』 (<https://op.europa.eu/webpub/com/refit-scoreboard/en/policy/4/4-2.html>) Estimated savings and benefits の項目参照

REFIT において実施される主な検討事項や具体的な実施例・成果は以下が挙げられる<sup>81</sup>。

(REFIT における主な検討事項)

- 修正事項の法律化 (Codification)  
法規制に対する改正 (Amendment) を全て統合し、ひとつの法律 (Act) にまとめ、分量と複雑性を減らす。
- 法規制の統合と修正 (Recasting)  
特定の法規制に対する個々の改正を統合しひとつの法律 (Act) を作ると同時に、元の法規制に対しても修正を加える。
- 法規制の廃止 (Repeal)  
不必要又は不適切な法規制を廃止する。
- 法規制のレビュー (Review/Sunset-Clause)  
法規制をレビューする。若しくは一定期間の経過の後、自動的に廃止する。
- 法規制の改正 (Revision)  
法規制の内容を最新の状態にするため改正する。
- 指令 (Directives) の Regulations (規則) への変更  
EU 加盟国全てが統一した基準に従うように、指令 (Directives) を規則 (Regulations) へ変更し、加盟国単位で追加事項等を加えられないようにする。
- 手続中の法規制の撤回 (成立前の法規制)  
技術的進歩により時代遅れになった、又は政策目標と一致しなくなった手続中の法規制を撤回する。
- 法的強制力を伴う法規制のより軽微な代替手段への変更  
法的強制力の伴う法規制を、自主合意 (例：自主規制や共同規制) に変更する。

(REFIT における具体的な実施例・成果)

- 約 500 万の零細企業に対するよりシンプルな財務報告システムを導入し、年間 63 億ユーロ (約 7,100 億円、1 ユーロ=113 円と換算) の削減に成功
- 新型のデジタル速度メーター (Tachograph) を大型トラック (Lorry Drivers) に導入し、安全性の向上と年間 4 億ユーロ (約 452 億円、1 ユーロ=113 円と換算) の削減に成功
- 新しい電子調達ルールを導入により、調達費用を 20%削減
- VAT (付加価値税) 請求の電子化により、年間 18 億ユーロ (約 2,034 億円、1 ユーロ=113 円と換算) の削減に成功

欧州委員会による影響評価は、補完性原則 (Subsidiarity) と比例性原則 (Proportionality) の 2 つの原則に基づいて行われる。

補完性とは、加盟国単位ではなく EU レベルでのイニシアチブ実施を必要とする度合い (EU レベルでの政策介入の必要性)、加盟国単位ではなく EU レベルでのイニシアチブ実施による効果の度合い (EU レベルでの政策介入の効果性) を示している。

一方で比例性とは、政策課題や目的に対するイニシアチブの規制範囲や規制強度の妥当性を表している。言い換えれば、政策課題への取組や目標達成のために課される規制が、目標達成に必要な範囲・程度を超えて大きくないか、又は小さくないかという観点を示している。

(比例性の運用基準)

- イニシアチブは問題や目的に取り組むために必要な範囲を超えていないか
- イニシアチブは加盟国が独自で実施することができず、かつ EU が実施した方がより望ましいか

<sup>81</sup> 株式会社富士通総研『欧州連合(EU)における規制の政策評価に関する調査研究報告書』  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000460726.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000460726.pdf)) 32 頁以降参照

- イニシアチブの形式はできる限り簡潔になっているか。また、イニシアチブの達成と効果的な実施に一貫して役立つものであるか
- イニシアチブは EU、加盟国、加盟国内の特定地域、経済主体、市民に財政的、維持的費用を発生させるか。仮に発生させる場合、それは十分に最小化されており、目的の達成と照らし妥当なものか
- 設定された目標を満足できる水準で達成できるようにする一方、加盟国の決定裁量について十分な範囲が残されているか
- イニシアチブの形式の選択（規制・指令・その他）に確固とした根拠があるか

## (2) EUR-Lex の機能

### ア 出力データ形式<sup>82</sup>

EUR-Lex で公開されている法令は、5つのフォーマットでエクスポートが可能。エクスポートする際に含めるメタデータの情報は選択することができる。エクスポートの上限は100文書、ログインすれば CSV 形式で 5MB まで可能。

図表 35 EUR-Lex で提供するフォーマット

フォーマット	概要
CSV	テキストとテキストがカンマ（「,」）で区切られたデータ形式。
TSV	テキストとテキストがタブで区切られたデータ形式。CSV に類似しているが、TSV 形式に対応したエディタで開くと表形式で扱うことができる。
Microsoft Excel	マイクロソフト社が提供する Excel 形式のデータ。
XML	情報を構造化して表示するためのシンプルなテキストベースのフォーマット。公開されている法律や法令を更に自動的な手順で処理したいユーザーに特に適している。なお EUR-Lex では「データの再利用」で記述するように、申請に応じて XML フォーマットへのダイレクトアクセスを提供する。
PDF	視覚的に作成されたテキストやドキュメントを表示するための標準的なフォーマット。文書のアーカイブや印刷に適している。

### イ データの再利用<sup>83</sup>

また日常的な利用者のためには、EUR-Lex サイトを通じたアクセスだけでなく、データベースへのダイレクトアクセスを図表 36 のとおり提供している。

<sup>82</sup> EUR-Lex HP 『Export the list of results』 (<https://eur-lex.europa.eu/content/help/results-list/export-results.html>)

<sup>83</sup> EUR-Lex HP 『Reuse EUR-Lex content』 (<https://eur-lex.europa.eu/content/help/data-reuse/reuse-contents-eurllex-details.html>)

図表 36 データの再利用方法

サービス	概要
Webservice <sup>84</sup>	登録ユーザー向けのウェブサイト上で検索を行うことなく、直接 EUR-Lex のデータを参照することができるサービス。サービスは SOAP プロトコルに基づいており、登録後は自由に利用することができる。ただし、文書ファイルの直接のダウンロードはできず、ダウンロードのためには Cellar RESTful API を利用するか、又はガイドライン <sup>85</sup> に従い直接リンクを生成した上で行うことができる。
データベースへの直接アクセス	より高度なデータ処理を希望する場合、申請に基づきデータベースへの直接アクセスを構築することができる。REST インターフェース経由で、データベース内のコンテンツやメタデータに直接アクセスすることができる。また、データベースに更新がある場合、RSS フィードによる通知を受けることができる（1日に数百万の通知が送信される）。

#### ウ メタデータ

EUR-Lex では他の法律文書との関係、判例解釈、採択・発行・適用日、法的根拠、改正法などの詳細な情報に飛べるリンクが設定されている。EU 出版局によると、当初のメタデータの設定作業は契約事業者により手作業で行われる。

ハイパーリンクはテキストマイニングツール「Ref2Link」を用いて生成される。Ref2Link は非構造化データから EU 及びその他法的文献を抽出するためのテキストマイニングツールであり、ELI や ECLI 規格、行政文献を含む EU の法律文書を多言語ですぐに検出し、ハイパーリンクを自動で生成することができる。無償公開されており、ルールはカスタマイズ可能なため、EU 機関以外にも加盟国は検出要件を自国に適用させることができる。<sup>86</sup>

#### エ 実験的な機能<sup>87</sup>

EUR-Lex ではデジタルデータとしての操作性の向上のために様々な実験的取組みを行っており、「実験的機能のコーナー (Experimental features corner)」として一部機能をローンチしている。希望者は EUR-Lex の表示画面上で「実験的な機能を表示する」チェックボックスにチェックを入れると、当該機能を実験的に利用することができる。また、フィードバック機能があり、利用者は利用した機能に関して使い勝手を星の数での評価及びコメントとして申し送ることで、開発者に改善を訴えることができる。

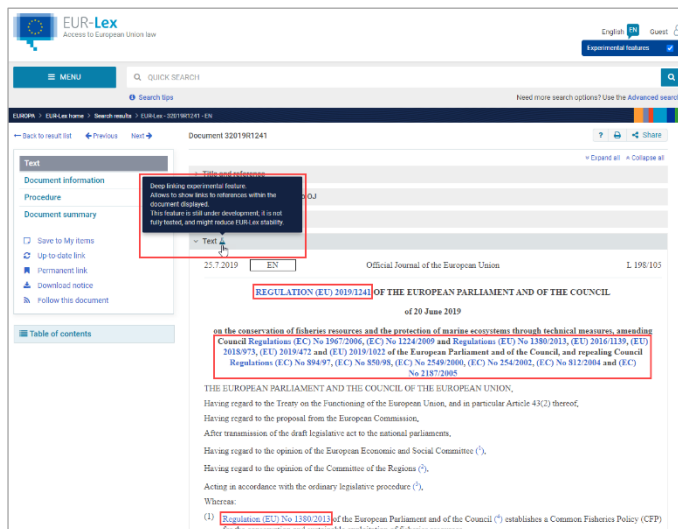
<sup>84</sup> EUR-Lex HP 『Webservice』 (<https://eur-lex.europa.eu/content/help/data-reuse/webservice.html>)

<sup>85</sup> EUR-Lex HP 『Create stable links』 (<https://eur-lex.europa.eu/content/help/data-reuse/linking.html>)

<sup>86</sup> European Commission HP 『Ref2Link』 (<https://joinup.ec.europa.eu/collection/justice-law-and-security/solution/ref2link>)

<sup>87</sup> EUR-Lex HP 『Test new EUR-Lex features』 ([https://eur-lex.europa.eu/content/news/EF\\_news.html](https://eur-lex.europa.eu/content/news/EF_news.html))

図表 37 実験的な機能の例（本文へのディープリンク）



出典：[https://eur-lex.europa.eu/content/news/EF\\_news.html](https://eur-lex.europa.eu/content/news/EF_news.html)

### (3) 利活用推進のための広報やプロモーション

#### ア 広報・プロモーション

EUR-Lex の利活用推進のための広報やプロモーションは、ユーザー中心の開発の一環として実施される。平均年 3～4 回実施される定期更新のリリースの際に EUR-Lex の改善点を広報し、更なる改善のためにフィードバックを各ステークホルダーに対して依頼する。主なステークホルダーごとの広報チャンネルは下表図表 38 のとおりである。

図表 38 ステークホルダーごとの広報チャンネル

ステークホルダー	広報チャンネル
EU 機関	EUR-Lex のユーザーでありまた文書作成者でもある EU 機関に対しては、機関間フォーラム (interinstitutional fora) を通じてコミュニケーションを行う。
加盟国政府及び その他政府関係者	EU 理事会又は欧州委員会が主催するフォーラム (専門家グループ) を通じてコミュニケーションを行う。
一般市民	ニュースレター、ヘルプデスク、ソーシャルメディア、EUR-Lex に常設されているオンライン・フィードバック・アンケート <sup>88</sup> 、イベントなどの様々なチャンネルを通じてコミュニケーションを行う。

出典：EU 出版局書面調査結果より作成

<sup>88</sup> Your opinion on EUR-Lex  
(<http://surveys.publications.europa.eu/formserver/po/eurlex/survey/en.html>)

## イ ユーザビリティ

ユーザビリティ領域のプロフェッショナルによるユーザビリティ調査を定期的を実施。さまざまな国籍や背景を持つユーザーに参加してもらうことを基準としている。

加えて、EUR-Lex のオンライン調査は、誰でも参加することができる。



## 2. ドイツ連邦共和国

### ドイツの基本的制度

ドイツ連邦共和国は 16 の州から構成される連邦国家である。国レベルの議会は、直接選挙で選出された議員で構成される連邦議会(Bundestag)と各州の代表で構成される連邦参議院(Bundesrat)の二つの院から成り立っている。

#### 「立法制度」

##### (1) 法案作成過程

法案の提出権限は①連邦政府、②連邦議会議員(会派又は議員数の5%以上)、及び③連邦参議院にあり、起草もこの主体が行う。

法案の作成サイクルについては、「連邦省庁の共同手続規則」(die Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien<sup>89</sup>、略称 GGO)に定められている。図表 39 は①連邦政府提出法案の場合の法案作成・立法のサイクルである。政治的に法案の作成指示が降りた場合、大臣官房へ指示が引継がれ、所管部局が法案を作成する。GGO 第 15 条に基づき省内調整が行われたのち、作成された草案は GGO 第 41 条及び 47 条に基づき外部関与者の確認が行われる。その後 GGO 第 51 条により内閣及び政府がレビューを行う。この段階を中立的な品質評価と呼ぶ。その後法案は連邦議会へ提出される。議会での採択を経て法案が実行された後、一定期間において GGO 第 47 条に基づき評価が行われる。

---

<sup>89</sup> Bundesministerium des Innern und für Heimat HP  
(<https://www.bmi.bund.de/DE/themen/moderne-verwaltung/verwaltungsmodernisierung/geschaeftsordnung-bundesministerien/geschaeftsordnung-bundesministerien-node.html>)

図表 39 法案作成・立法サイクル（連邦省庁の共同手続き規則 GGO による）



出典：Nationaler Normenkontrollrat 『Erst der Inhalt, dann die Paragraphen: Gesetze wirksam und praxistauglich gestalten』, Oktober 2019  
 (https://www.normenkontrollrat.bund.de/resource/blob/300864/1681244/594995cfe4ee756736d58a8b889954b7/2019-10-22-nkr-gutachten-data.pdf) P21 より翻訳・作成

法案に要求される法的形式と構造は、「立法文書作成ガイドライン」（das Handbuch der Rechtsförmlichkeit<sup>90</sup>、略称 HdR）、「連邦省庁の共同手続規則」（die Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien、略称 GGO）、「法律条項及び行政規則作成のためのガイドライン」（das Handbuch zur Vorbereitung von Rechts- und Verwaltungsvorschriften<sup>91</sup>、略称 HVRV）に定義されている。

なお各連邦省庁の立法活動を支援するため、GGO には連邦司法省に法律案及び法規命令案の精査権限が規定されている。連邦司法省による審査は政策的審査ではなく法的審査であり、基本法や EU 法といった上位法との適合を見る「縦の精査」、既存法との適合を見る「横の精査」及び文言や形式の確認等が行われる<sup>92</sup>。一般的には草案の準備作業が完了した段階で精査のために連邦司法省に送付される。連邦法律審査を担当する部門は、他の部門（基本法所管部門等）を巻き込み、すべてのコメントの要約を作成する。草案の責任省庁が司法省によるコメントに対応し、審査が終了すると、審査部門は、組織的・構造的な問題がないことを確認したという審査報告書を発行する。GGO 第 51 条に基づき、責任省庁は、内閣提出書類のカバーレターに、当該法案が連邦司法省による法的精査を受けたことを確認した旨を記載する<sup>93</sup>。図表 40 は当該プロセスを図に表したものである。

<sup>90</sup> Bundesministerium der Justiz HP

(https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/RechtsdurchsetzungUndBuerokratieabbau/HandbuchDerRechtsfoermlichkeit\_eng.pdf;jsessionid=64C6A491A2E1E320C94FC3876275E1AC.2\_cid297?\_\_blob=publicationFile&v=4) (英語版) :

https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/RechtsdurchsetzungUndBuerokratieabbau/HandbuchDerRechtsfoermlichkeit\_eng.pdf;jsessionid=64C6A491A2E1E320C94FC3876275E1AC.2\_cid297?\_\_blob=publicationFile&v=4)

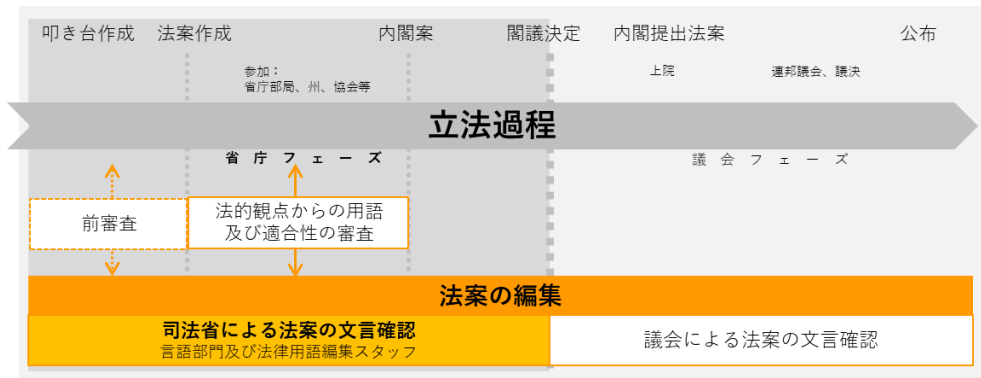
<sup>91</sup> Bundesministerium des Innern und für Heimat HP

(https://www.bmi.bund.de/DE/themen/verfassung/gesetzgebung/bessere-rechtsetzung/bessere-rechtsetzung-artikel.html)

<sup>92</sup> HdR 英語版 (脚注 67 参照) P16~17 項目 5~10 参照

<sup>93</sup> HdR 英語版 (脚注 67 参照) P18 項目 13 参照

図表 40 連邦司法省による精査のプロセス



出典：連邦司法省 HP『Gesetzesredaktion』より翻訳・作成

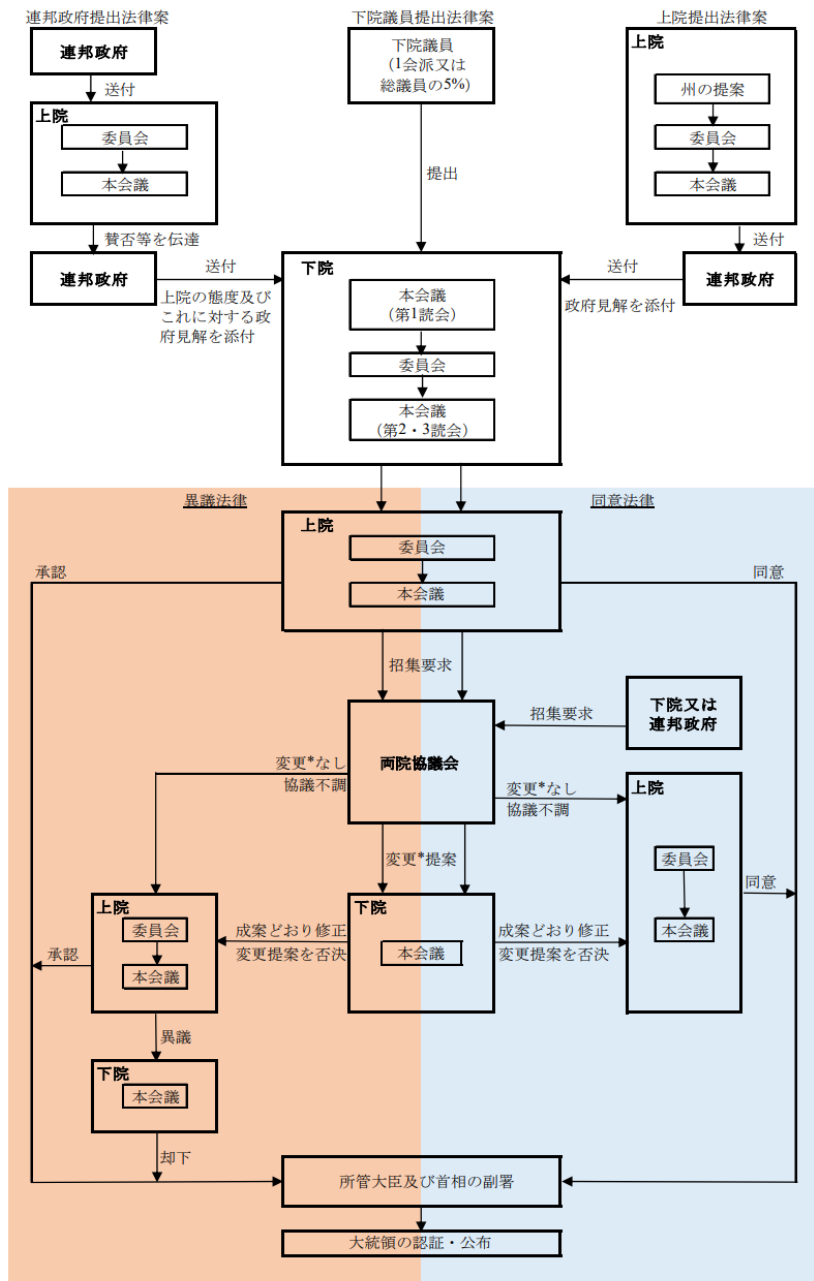
[https://www.bmj.de/DE/Themen/RechtssetzungBuerokratieabbau/Sprachberatung/Sprachberatung\\_node.html](https://www.bmj.de/DE/Themen/RechtssetzungBuerokratieabbau/Sprachberatung/Sprachberatung_node.html)

## (2) 立法過程

提出された法律案は、連邦議会（下院）での審議（3 読会制）、連邦参議院（上院）での審議を経て、最終的に可決された法案が所管大臣及び首相による副署ののち、大統領によって公布される。

なお、法案作成過程と同様に、立法過程における法案の修正についても、GGO に連邦司法省による法案の精査機能が規定されている（GGO 第 52 条 2 項及び 56 条 3 項）。

図表 41 ドイツの立法過程



\* 下院が可決した法律の修正又は廃棄。

出典：国立国会図書館『調査と情報・Issue Brief-』No.1055「ドイツの議会制度」P13

## 「法令種別」

ドイツ法は大陸法の系譜である。憲法上、連邦議会で議決されたもののみが「法律 (Gesetz)」と呼ばれる<sup>94</sup>。

このほか、ドイツでは、法律の執行のために連邦行政機関や各州の行政機関が発する命令類が存在する<sup>95</sup>。一覧化したものが図表 42 である。

図表 42 ドイツ法令種別

法令種別	概要
法律 (Gesetz)	法律。
法規命令 (Rechtsverordnung 及び Verwaltungsverordnung)	議会制定法の委任を受けて行政機関が制定し、法律と同様に国民を直接に拘束する。政令レベル。 なお特定の行政機関を拘束する行政命令の場合には Verwaltungsverordnung と呼ばれ、日本でいう省令レベルに相当。
一般行政規則 (Allgemeine Verwaltungsvorschriften)	法令に基づく、上級官庁から下級官庁への指示である通知類。通知 Mitteilung、通達 Rundschrift、政令 Erlaß、回覧 Runderlaß、指令 Richtlinie が存在。告示レベル。

出典：宍戸 伴久『連載：研究・実務に役立つ！リーガル・リサーチ入門第 15 回 ドイツ・フランス・ヨーロッパ連合 (EU) 法情報』(注釈 95) 及び Bundesrat HP『Mitwirkung an der Verwaltung des Bundes』

(<https://www.bundesrat.de/DE/aufgaben/verwaltung/verwaltung-node.html>) より作成

<sup>94</sup> Bundesministeriums für Gesundheit『Unterschied zwischen förmlichen Gesetzen und Rechtsverordnungen』(<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/service/gesetze-und-verordnungen/unterschied-zwischen-foermlichen-gesetzen-und-recht.html>)

<sup>95</sup> 宍戸 伴久『連載：研究・実務に役立つ！リーガル・リサーチ入門第 15 回 ドイツ・フランス・ヨーロッパ連合 (EU) 法情報』, 情報管理 vol.56 no.9 2013, pp622-623 ([https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/56/9/56\\_622/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/56/9/56_622/_pdf/-char/ja))

## プロジェクト「Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes」

### 「立法支援システム」

#### (1) 関係者

プロジェクト「Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes（独名：E-Gesetzgebung）（電子連邦立法手続）」の所管官庁は連邦内務省（Bundesministerium des Innern und für Heimat）であり、主なステークホルダーは連邦政府、連邦議会、連邦参議院、両院協議会、大統領府、国家規制管理委員会（der Nationale Normenkontrollrat：略称 NKR）である。NKR は 2006 年に設立された連邦政府の独立した諮問機関であり、法的規制が国民、企業、行政に及ぼす結果コストを明確かつわかりやすく示し、透明性を向上することを保証するために連邦首相府に設置された<sup>96</sup>。"E-Gesetzgebung"の発端となったのが NKR による報告書（詳細後述）であるため、ステークホルダーとして参画している。

プロジェクト推進にあたり、各ステークホルダーの意見調整を含めたガバナンスは連邦内務省が中心となって管理している。

図表 43 ステークホルダー図



出典：ドイツ内務省書面調査結果より

連邦内務省によると、ガバナンスの構造はより詳細には 4 層構造であり、戦略運営委員会 (the strategic steering committee)、様々な連邦省庁や憲法機関の代表からなるワーキンググループ

<sup>96</sup> Nationaler Normenkontrollrat 『Erst der Inhalt, dann die Paragraphen: Gesetze wirksam und praxistauglich gestalten』, Oktober 2019, P.4(<https://www.normenkontrollrat.bund.de/resource/blob/300864/1681244/594995cfe4ee756736d58a8b889954b7/2019-10-22-nkr-gutachten-data.pdf>)

97、サブワーキンググループ、機能ごとのキーマスターグループがある。例えば新たなバージョンのリリースを予定している場合、リリース内容については、あらかじめサブワーキンググループで機能的レビューが行われるとのことである。レビューの結果は当該バージョンのリリースにあたっての推奨事項としてワーキンググループに報告され、ワーキンググループでの議論を経たうえで戦略運営委員会に報告される。戦略運営委員会が推奨事項も踏まえてリリース内容を承認した場合にのみ新たなバージョンがリリースされる。また、キーマスターグループはユーザー中心の開発を担保するため、リリースされた機能についてのフィードバックを行う。

プロジェクトを立法プロセスから公示、法令全体の整備へと進めるに当たっては、E-Verkündung（電子公布）を担当する連邦司法省及び消費者保護省、Neues Rechtsinformationssystem des Bundes（Neu-RIS、新法規情報システム）を担当する連邦司法省が関係者となる。

## (2) 開発経緯

ドイツにおける立法プロセスには連邦政府、連邦議会、連邦参議院やステークホルダー等様々な主体が関わるが、全体を通じて一貫して用いることのできる IT システムは存在せず、草案の起草から法律の公布に至るまで、各機関は異なるソフトウェアやアプリケーションを使用している。

国家規制管理委員会は 2019 年に立法プロセスの近代化・デジタル化について調査報告書「Erst der Inhalt, dann die Paragraphen（まず内容、次に段落）」を報告し、一貫したシステムを構築することを提案するとともに、そのメリットを下記のとおり定義している。

- ・ スケジュールの設定、政府機関内及び政府機関間の承認プロセスの開始と調整などの支援。
- ・ 一度収集したデータの再利用。
- ・ 手段の不連続性とそれに対応する努力の回避。
- ・ プロセス全体と各ステップの恒久的な記録・文書化。

同報告書に基づき、連邦政府の立法手続をデジタル化するプロジェクト E-Gesetzgebung が開始された<sup>98</sup>。

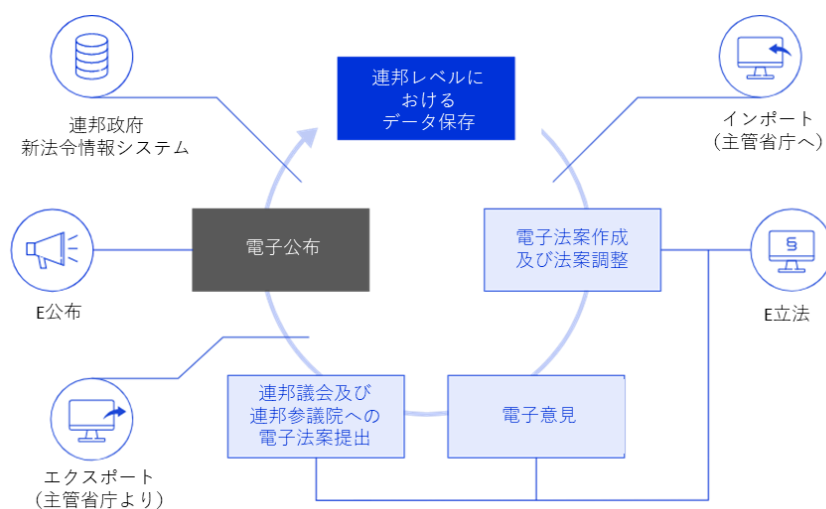
同プロジェクトの目的は①立法プロセスのための新しい IT 基盤の構築、②連邦政府、連邦議会、連邦参議院、両院協議会、大統領府における既存のシステムの不連続性を排除する、③連邦レベルの立法プロセスを、最初から最後までシームレスで相互運用可能なものとする、④立法プロセスをアップデートし、最新の技術に対応させることで将来に備えるの 4 点である。この目的に沿ってプロジェクトが実施され、第一段階として、連邦政府、ドイツ連邦議会とその議会グループ、連邦評議会、国家規制管理委員会、連邦大統領府において関係する立法過程を対象とした包括的なプロセス調査が初めて実施され、文章化された。

図表 44 は立法プロセス全体における E-Gesetzgebung の位置づけを示した図である。

<sup>97</sup> E-Gesetzgebung HP „Über das Projekt“ (<https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/ueberDasProjekt>)

<sup>98</sup> E-Gesetzgebung HP „Ausgangslage und Handlungsbedarf“ (<https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/ueberDasProjekt>)

図表 44 E-Gesetzgebung 及び LegalDocML.de の立法プロセスにおける位置づけ



出典：E-Gesetzgebung HP より翻訳・作成  
 (https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/ueberDasProjekt)

立法サイクル全体としては、E-Gesetzgebung に加え、連邦司法省及び消費者保護省が所管する E-Verkündung (電子公布)、連邦司法省が所管する Neues Rechtsinformationssystem des Bundes (Neu-RIS、新法規情報システム) が含まれる。

E-Gesetzgebung は、様々な憲法機関が関与する立法プロセスの一端であり、機能としては法案の電子的な起草と調整、電子的なコメント、ドイツ連邦議会と連邦参議院への法案の電子的な提出が含まれる。E-Gesetzgebung プロジェクトを通じて、立法文書の共同作成のためのエディタ、電子規制影響評価モジュール、法律ガイドラインのデジタルライブラリなど様々なアプリケーションが利用可能となる<sup>99</sup>。

なお、E-Gesetzgebung が完成した際には、E-Gesetzgebung の利用は義務化され、参加組織間での紙媒体による文書交換、直筆署名は廃止されるとともに、政府内における法案の審査、議会における審議、法案の修正、官報による公布まですべて全てデジタルで完結することになる予定である<sup>100</sup>。

<sup>99</sup> E-Gesetzgebung HP (https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/ueberDasProjekt) “Aktuelle Entwicklung”の項目参照

<sup>100</sup> 内務省書面調査結果及び司法省・司法局ヒアリング調査結果より



図表 45 E-Gesetzgebung プラットフォーム

立法用テキストエディター

電子的な  
スケジュールリング

省内及び省庁間調整

電子準備

規制の影響評価

作業支援のための  
電子ライブラリー

電子プロセス管理支援



出典： <https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/ueberDasProjekt> より  
翻訳・作成

なお現在 E-Gesetzgebung は連邦内務省のプログラム「Dienstekonsolidierung (サービス統合)」の一環に位置付けられており、従って予算も全額連邦内務省の所管である。Dienstekonsolidierung は連邦レベルの行政機関のために、均一で高性能かつ安全な IT ソリューションを開発することを目的としたプログラムである。電子ファイル管理や人事管理など同一又は極めて類似した機能を持つにも関わらず機関によって異なる既存の IT サービスを 2025 年までに統合 (類似機能につき最大 2 ソリューションまで) し、不足している機能については新たなソリューションを提供することをゴールとしている<sup>101</sup>。

E-Gesetzgebung によって立法過程のデジタル化を行うにあたっては、関連法規制及びマニュアルの改正も予定されている。内務省によると、具体的には下記の改正が必要である<sup>102</sup>。

- 「立法文書作成ガイドライン」(das Handbuch der Rechtsförmlichkeit<sup>103</sup>、略称 HdR)、
- 「連邦省庁の共同手続き規則」(die Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien、略称 GGO)

<sup>101</sup> Bundesministerium des Innern und für Heimat HP 『Programm Dienstekonsolidierung Bund』 Maximal zwei IT-Lösungen je Funktionalität の項目参照

(<https://www.cio.bund.de/Webs/CIO/DE/digitale-loesungen/it-konsolidierung/dienstekonsolidierung/dienstekonsolidierung-node.html>)

<sup>102</sup> 連邦内務省書面調査結果より

<sup>103</sup> Bundesministerium der Justiz HP

([https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/RechtsdurchsetzungUndBuerokratieabbau/HandbuchDerRechtsfoermlichkeit\\_eng.pdf;jsessionid=64C6A491A2E1E320C94FC3876275E1AC.2\\_cid297?\\_\\_blob=publicationFile&v=4](https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/RechtsdurchsetzungUndBuerokratieabbau/HandbuchDerRechtsfoermlichkeit_eng.pdf;jsessionid=64C6A491A2E1E320C94FC3876275E1AC.2_cid297?__blob=publicationFile&v=4)) (英語版：

[https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/RechtsdurchsetzungUndBuerokratieabbau/HandbuchDerRechtsfoermlichkeit\\_eng.pdf;jsessionid=64C6A491A2E1E320C94FC3876275E1AC.2\\_cid297?\\_\\_blob=publicationFile&v=4](https://www.bmj.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/RechtsdurchsetzungUndBuerokratieabbau/HandbuchDerRechtsfoermlichkeit_eng.pdf;jsessionid=64C6A491A2E1E320C94FC3876275E1AC.2_cid297?__blob=publicationFile&v=4))

- 「法律条項及び行政規則作成のためのガイドライン」(das Handbuch zur Vorbereitung von Rechts- und Verwaltungsvorschriften<sup>104</sup>、略称 HVRV)
- 「ドイツ連邦議会規則」(Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages<sup>105</sup>)
- 「ドイツ連邦参議院規則」(Geschäftsordnung des Bundesrates<sup>106</sup>)
- 「ドイツ連邦政府規則」(Geschäftsordnung der Bundesregierung<sup>107</sup>)
- 「国際法上の条約の取扱いに関する指令」(Richtlinie für die Behandlung von völkerrechtlichen Verträgen<sup>108</sup>、略称 RvV)
- 「条約及び条約関連法の改正に関する指令」(Richtlinie für die Fassung von Vertragsgesetzen und vertragsbezogenen Verordnungen<sup>109</sup>、略称 RiVeVo)

### (3) 開発状況

現在の計画では、プロジェクトは 2024 年に完了する予定であり、E-Gesetzgebung は段階的に推進される。そのために、プロセスの包括的な目録が作成され、これが E-Gesetzgebung プロジェクトの技術設計の基礎となっている。

E-Gesetzgebung で提供される電子スケジュールモジュール、立法文書の共同起草、コメント、承認のためのテキストエディタなどのコアモジュールは順次 E-Gesetzgebung に組み込まれ、MVP (minimum viable products、最低実行可能プロダクト) として利用を開始した上で、ユーザーのフィードバックを得て改訂されるアジャイル開発手法を取っており、繰り返し拡張される予定である。

### (4) 運用状況

連邦内務省によると、現在 E-Gesetzgebung の利用を義務化しているわけではないとのことであるが、2025 年のプロジェクト完成後は義務化される予定である。

### (5) 対象とする法令種別

現在 E-Gesetzgebung の主な対象となっているのは連邦立法文書であり、「法律」を対象としている<sup>110</sup>。他方で、アプリケーション(後述の図表 46 参照)として公開されている立法用テキストエディタのバージョン 1.0 では法律、法規命令及び一般行政規則の素案を編集することができる<sup>111</sup>。

<sup>104</sup> Bundesministerium des Innern und für Heimat HP  
(<https://www.bmi.bund.de/DE/themen/verfassung/gesetzgebung/bessere-rechtsetzung/bessere-rechtsetzung-artikel.html>)

<sup>105</sup> [https://www.bundestag.de/parlament/aufgaben/rechtsgrundlagen/go\\_btg](https://www.bundestag.de/parlament/aufgaben/rechtsgrundlagen/go_btg)

<sup>106</sup> <https://www.bundesrat.de/DE/aufgaben/recht/go/go.html>

<sup>107</sup> <https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/geschaeftsordnung-der-bundesregierung-459846>

<sup>108</sup> [https://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund\\_05032014\\_50150555.htm](https://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_05032014_50150555.htm)

<sup>109</sup> [https://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund\\_12112007\\_IVA7926057412802007.htm](https://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_12112007_IVA7926057412802007.htm)

<sup>110</sup> E-Gesetzgebung HP (<https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/ueberDasProjekt>)

“Ausgangslage und Handlungsbedarf” の項目参照

<sup>111</sup> E-Gesetzgebung HP (<https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/legaldoc>) “Steckbrief zu LegalDocML.de”の項目参照

## (6) システム機能

先述した 4 点の目標に基づき、プロセスの包括的な目録が作成され、それを元に技術設計が行われた。具体的なアプリケーションは図表 46 のとおりである<sup>112</sup>。なお E-Gesetzgebung は、見たままのものを実際に作成出力する、Web ベースの WYSIWYG エディタ (What You See Is What You Get-editor) を採用している。

なお連邦内務省によると、EU の開発する立法支援システム LEOS とは思想は共有しているがインターフェース上相互に連携しておらず、今後もその予定はないとのことである<sup>113</sup>。

図表 46 E-Gesetzgebung アプリケーション一覧

アプリケーション	内 容
立法用テキストエディタ	法案の起草と編集を共同作業でシームレスに行うためのエディタ。LegalDocML データ形式に基づいた起草・編集を行うことができる。
素案の電子準備 (eVOR)	主務官庁が新たな規制内容を立案する際の内容準備の支援システム。主管部署として新規則案の内容作成を支援するに際し、規制分野の分析、目標の設定、規制の代替案の検討、及びそれらの利点と欠点の評価を支援する。連邦内務省が作成した規制影響評価に関する作業支援書 <sup>114</sup> に基づいて実施される。
立法手続き支援ツール (eViR)	立法手続きを段階的に案内するツール。法律及び法規命令について、それぞれ提出プロセス別に必要な作業及び関連する法規命令・支援システムを解説するものである。現在法律案を連邦政府提出するケース及び大臣の指示により法規命令を制定するケースのプロセスが公開されている (2022 年 7 月 31 日時点)。
法的ガイドラインのデジタルライブラリ (BIB)	立法プロセスに関する最新の関連ガイドライン集
電子規制影響評価 (eGfA)	新たな法令により明確に予想される影響を体系的に特定し評価するための手順を案内。今のところ消費者、個別の価格、価格水準に関する規制の影響を評価するためのモジュールが提供されている。
電子持続可能性チェックアプリケーション (eNAP)	持続可能性評価のためのツール。すべての法律案は、ドイツの持続可能性戦略に沿って、経済的、社会的、生態学的な影響を同等に考慮しているか、連邦省庁の共同手続き規則 GGO の § 44 Abs. 1 S. 4 に基づき審査される。GGO には「プロジェクトの影響が持続可能な開発に対応するものかどうか、特にプロジェクトがどのような長期的影響を及ぼすかを示さなければならない」と定められており、立法過程における持続可能な政策の導入のためのチェックプロセスである <sup>114</sup> 。また、持続可能性の評価の中心となるのは「ドイツ持続可能性戦略 2021」である <sup>115</sup> 。 eNAP は、持続可能性戦略の個々の指標、目標、管理ルールをチェックすることをデジタルで支援し、レビューの結果、計画され

<sup>112</sup> E-Gesetzgebung HP (<https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/ueberDasProjekt>) “Aktuelle Entwicklung”の項目参照

<sup>113</sup> 連邦内務省書面調査結果より

<sup>114</sup> <https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/gesetzestexte-elektronisch-pruefen-846620>

<sup>115</sup> E-Gesetzgebung HP eNAP (<https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/egfa>)

	た規制がどの分野でプラス又はマイナスの影響を及ぼす可能性があるかを明らかにする。これにより、立法プロセスの早い段階で、それらに対応する機会を得ることができる。
省内・省間調整	主務官庁内及び関係省庁間での調整のためのアプリケーション。

出典： <https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/ueberDasProjekt> より作成

各アプリケーションの詳細は次のとおりである。

#### ア 立法用テキストエディタ

立法用テキストエディタは、法案の起草段階から最終文書まで、複数の機関にまたがって一貫して同一ファイルをデジタル形式で共同起草・編集することを可能にしたプラットフォーム上のエディタである。エディタは独自開発しているが、オープンソースの技術を用いているため、特定のサービスプロバイダに依存していない。また、ソースコードは州政府等他機関でも利用可能である。

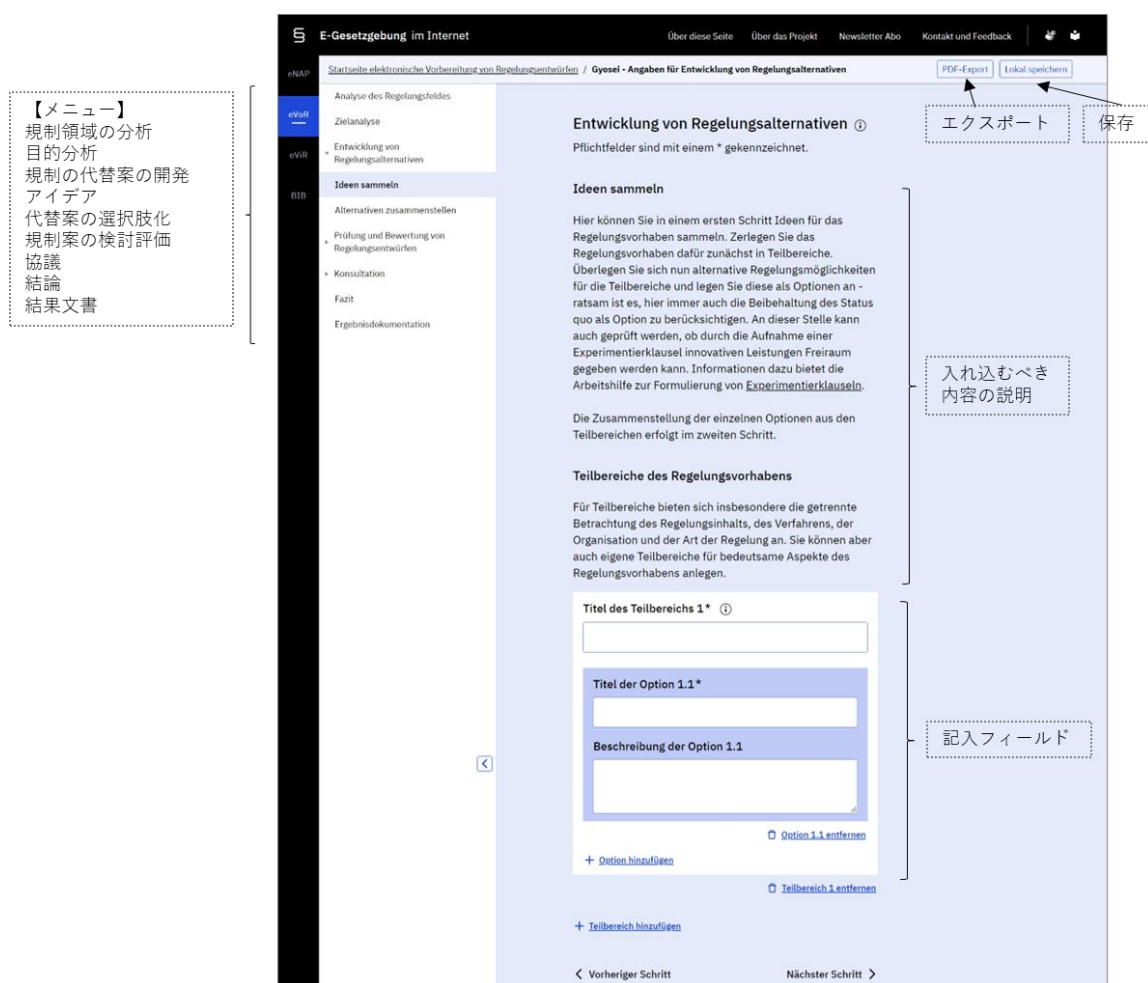
なお既に連邦司法省が”eNorm”と呼ばれる MS-Word 用のアドインを主に連邦政府及び関係機関による利用を想定し配布している。eNorm を用いて法律文書を作成することで、法令や編集上の要件を満たすための電子的な作業支援や、定型作業を自動化することができる<sup>116</sup>。連邦内務省によると、E-Gesetzgebung で提供されるエディタでは eNorm では提供されていない拡張機能が含まれる予定である一方で、引き続き eNorm を用いて作成した文章を直接 E-Gesetzgebung のプラットフォームへアップロード及びダウンロードをすることも可能としており、E-Gesetzgebung は eNorm を統合するプラットフォームとなるとのことである。

#### イ 素案の電子準備 (eVOR)

eVOR では立法文書に入れ込む必要のある内容（規制分野の分析、目標の設定、規制の代替案の検討、及びそれらの利点と欠点の評価）が段階的に整理されている。ユーザー名を入力の上ファイルを作成すると、個別のワーキングファイルが生成され、回答を順次フォームに書き込んでいくと完成した文書を PDF でエクスポートできる機能が搭載されている。なおユーザー名の登録に特に確認等はなく、誰でも生成することができる。

<sup>116</sup> Bundesministerium der Justiz 『eNorm』  
[https://www.enorm.bund.de/eNorm/DE/Projekt/projekt\\_node.html](https://www.enorm.bund.de/eNorm/DE/Projekt/projekt_node.html)

図表 47 eVOR 画面

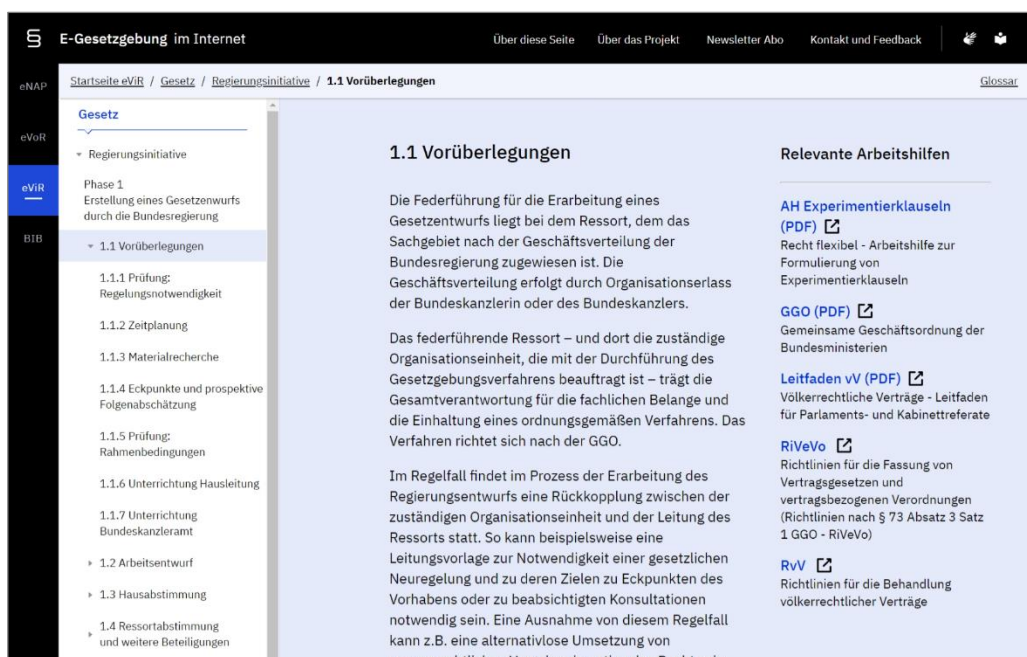


出典 : <https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/evor> から  
ユーザー名登録の上作成した画面に説明を追記

## ウ 立法手続き支援ツール (eViR)

eViR では立法プロセスごとに基本的な作業がオンライン上で解説されていると共に、関連規則やアプリケーションへのリンクが示されており、このプロセスに従えば立法に必要な作業をひとつとおり踏むことができるようになっている。ただし、現実の立法作業においてはプロセスが前後し、同時並行で実施されることもあり、eViR はあくまで原則である旨注意書きがされている。

図表 48 eViR 画面



出典：

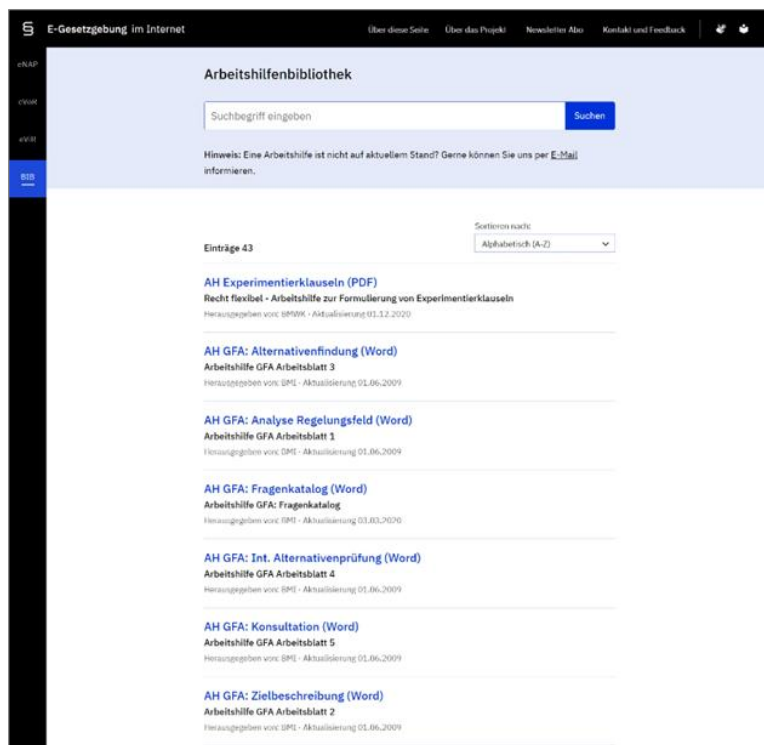
<https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/evir/gesetz/regierungsinitiative/vorueberlegungen11>

注：左列にプロセス、真ん中にプロセスの解説、右列に関連規則等へのリンクがある。

## エ 法的ガイドラインのデジタルライブラリ（BIB）

BIB では立法に関係する文書が格納されており、常に最新のデータにアクセスすることができる。連邦内務省によると、現在開発を継続中である。

図表 49 BIB 画面

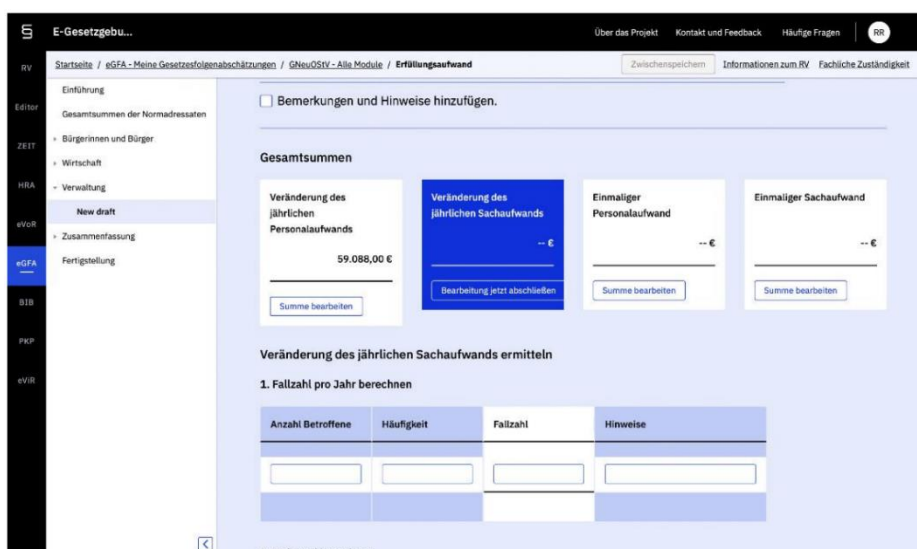


出典 : <https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/hilfen>

## オ 電子規制影響評価 (eGfA)

eGfA は規制の影響評価を行うアプリケーションであるが、オンライン上で公開されておらず、連邦政府のイントラネットからのみアクセス可能であり、連邦内務省によると、現在引き続き開発中である。

図表 50 eGfA 画面



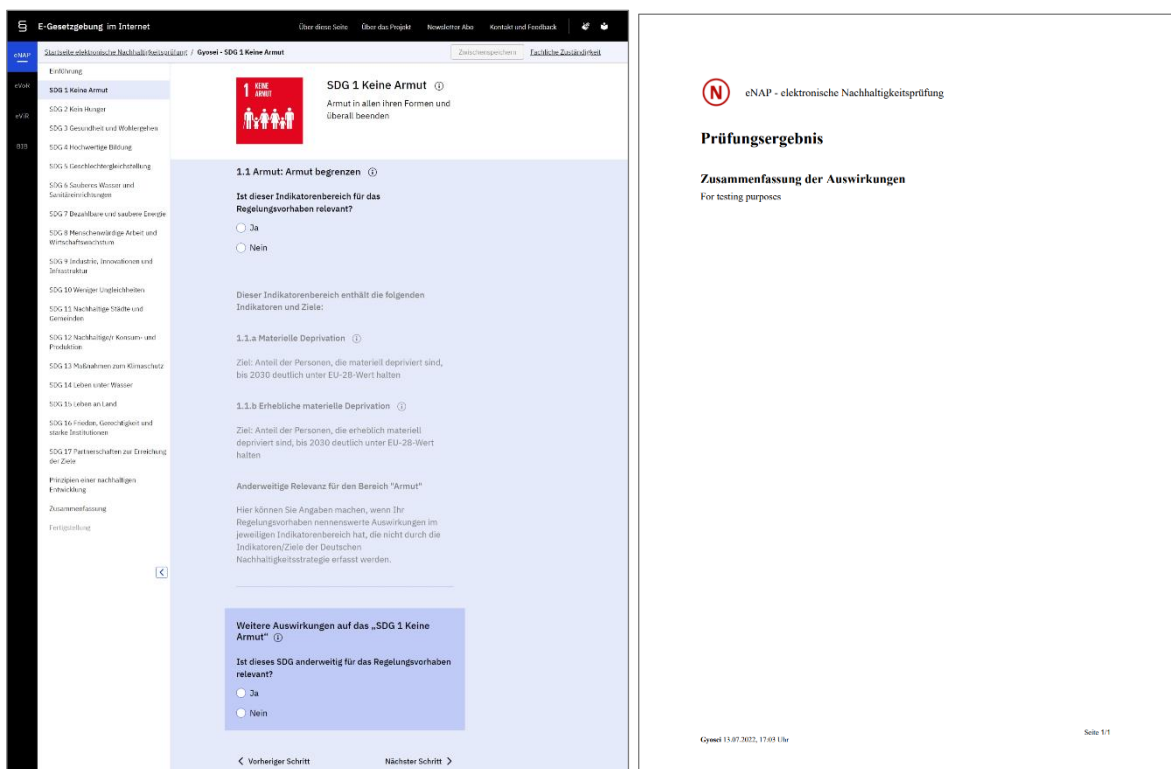
出典 : 内務省書面調査結果より

## カ 電子持続可能性チェックアプリケーション (eNAP)

SDGs の 17 のゴール毎に当該法案が関係するか、関係するとしたら内容に適合しているか、質問に回答していくことでチェックをするシステム。ユーザー名を入力の上ファイルを作成すると、個別のワーキングファイルが生成され、回答を順次フォームで選択していく形式である。文書は途中保存することができ、また最終的には eNAP による事前チェックが完了したという PDF 書面 (審査結果) の交付を受けることができる。

なお、ユーザー名の登録に特に確認等はなく、誰でも生成することができる。

図表 51 eNAP 画面及び最終的に生成される審査結果文書



(左) 左列にある SDGs の各ゴールに関して当該法案の関連性を順に回答していく仕組み。  
 (右) 審査完了書面には「審査結果 (Prüfungsergebnis)」というタイトルと共に概要が記載される。なおサンプルは作成時に概要欄を”For testing purposes”とした。

出典 : <https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/egfa>

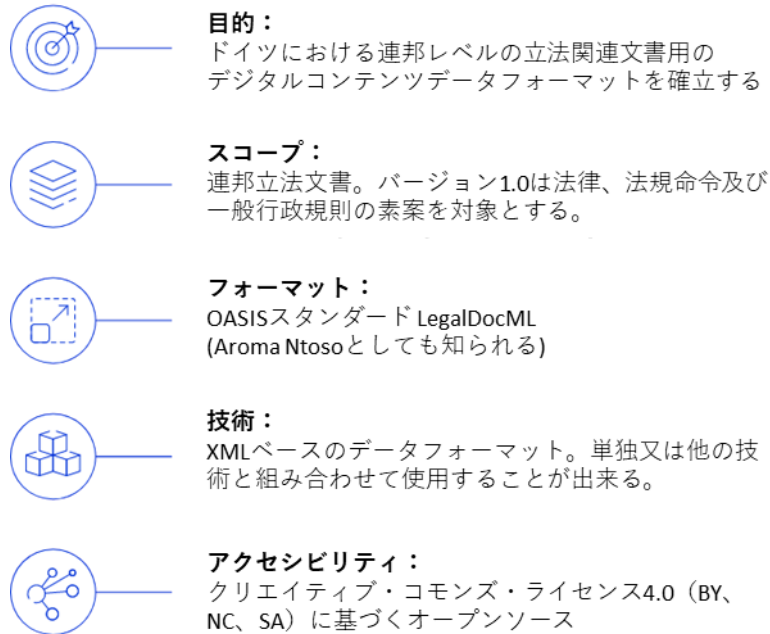
## (7) 出力形式

立法プロセスを最初から最後までデジタルでシームレスにするためには、共通のルール、手順、フォーマットを定義し、データと情報が常に一貫して解釈されるようにすることが不可欠である。このため、ドイツ政府はデジタル立法文書の基本的な規格として、2019年7月、コンテンツデータ規格である「LegalDocML.de」を定めた。これは国際標準 LegalDocML (Akoma



Ntoso 形式) をベースにしており、E-Gesetzgebung プロジェクトにおいて、ドイツの連邦法制定に特有の要件に合うように修正されたものである<sup>117</sup>。

図表 52 LegalDocML.de の概要

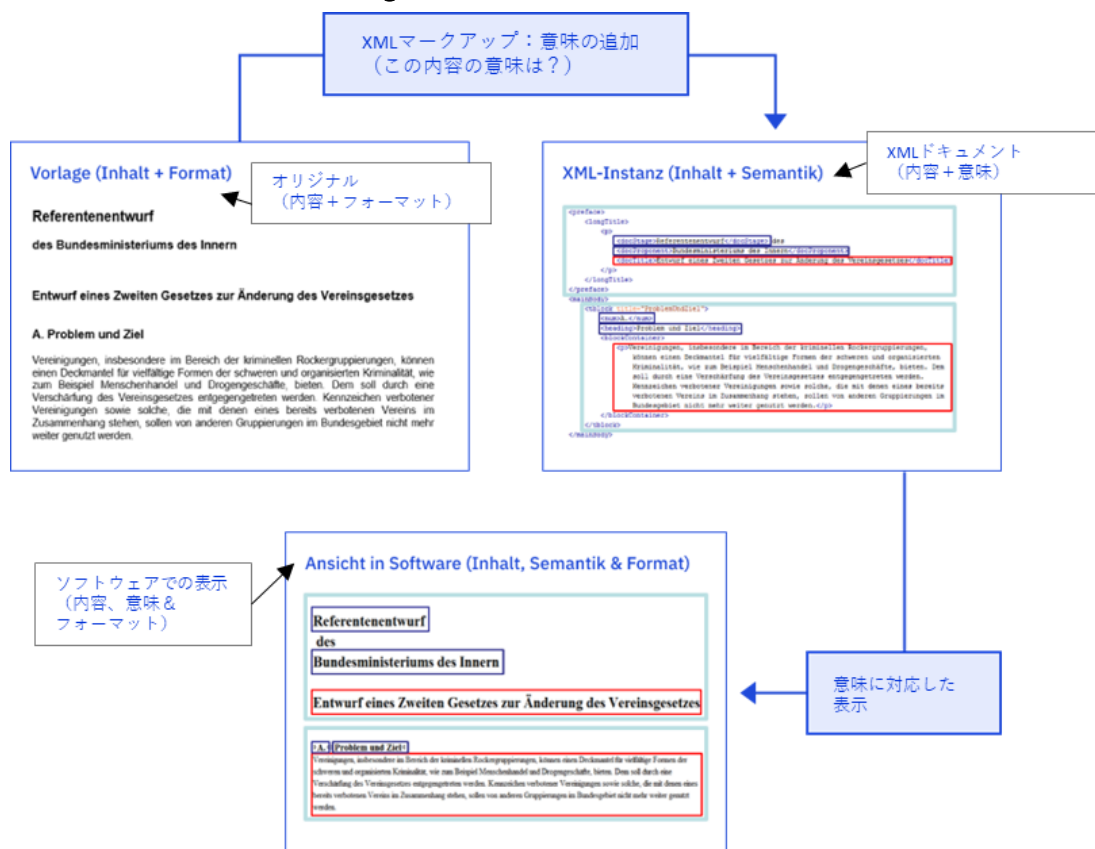


出典： <https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/legaldoc> より 翻訳・作成

コンテンツデータ標準 LegalDocML.de は、立法文書に要求される法的形式と構造を XML データスキーマで再現することを意図している。起草者は E-Legislation プラットフォームで提供される立法用テキストエディタを通じて作業することで、立法文書内の特定の構造要素や内容要素に一貫したラベルを付け、技術的に中立な XML 形式で再現し、関係者全員にとって一貫した構造を持たせることができる。その結果、コメント付け、注釈の統合・要約や修正の作成が容易になり、将来的にはほぼ自動化されることで、立法担当者は形式ではなく内容に関する業務に時間を割くことができる。

<sup>117</sup> E-Gesetzgebung HP (<https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/legaldoc>) “LegalDocML.de als Standard für einen digitalen Rechtsetzungsprozess“を参照

図表 53 LegalDocML.de を用いた立法のイメージ



出典： <https://plattform.egesetzgebung.bund.de/cockpit/#/legaldoc> より翻訳・作成

なお、E-Verkündung（電子公布）や新法規情報システム（Neu-RIS/RIKA）など、立法プロセスのデジタル化における他のステップでも LegalDocML.de が使用される予定である。

#### ※ LegalDocML について

ドイツにおける法令出力形式として、LegalDocML.de が採用されている。この規格は国際的な標準化団体 OASIS によって開発された国際標準規格 LegalDocML をドイツの連邦法制定に合わせて修正したものである。LegalDocML はその開発段階より立法文書に要求される法的形式と構造を XML データスキーマで再現するように意図された。そして LegalDocML は Akoma Ntoso の標準化でもある。そのため、LegalDocML.de が使用されているドイツでも XML 形式の文書作成が可能である。

#### 「法令の改正方式」

現代では新しい法律「Stammgesetzen（親法）」や法規命令「Stammverordnungen（親法規命令）」で規制される対象は比較的新しく、主に既存の法律を「Änderungsgesetze（改正法）」又は法規命令「Änderungsverordnungen（改正法規命令）」によって改正することによって行われる。

法律又は法規命令を改正する場合、改正法規命令に続いて新たな法律が制定されない限り、それまで適用されていた法律を改正する法規命令のみが連邦法令公報に公布される。

公布後、改正前の親法令をより読みやすくするため、改正内容を現行の親法令に挿入する（この作業を「Konsolidierung（統合）」と呼ぶ）。公式法令データを提供する Web サイト「Gesetze

im Internet (インターネット上の法律)」で公表されるのはこの統合後の法律及び法規命令であり、改正法令等は含まれない<sup>118</sup>。統合作業を担当するのは連邦司法局 (Bundesamt für Justiz、P73 参照) のドキュメントセンターである。東西ドイツ統一以前は連邦司法省 (Bundesministerium der Justiz) が行っていたが、統一に伴い連邦司法省がベルリンに移転した際に業務分担の見直しが行われ、ボンに残る連邦司法局が統合作業を所管することとなった。現在 19 名の職員が担当しており、公表までの作業日数は平均して 1 日である<sup>119</sup>。統合作業には Juris 社が提供するソフトウェアを用いており、文書形式で包括的に索引付けされる。ただし、この統合後の法令データは非公式であり、正本はあくまで連邦法令公報に公布された文書である。

なお連邦司法省による統合作業自体は法案の立法段階から行われることもあるが、「Gesetze im Internet (インターネット上の法律)」での公開はあくまで公布後に行われる。現在計画を進めている E-Gesetzgebung 及び E-Verkündung (電子公布) においても同様である。しかしながら、法令出版社等民間企業が独自に提供するプラットフォームにおいては、公布前に途中経過が統合され公表されることもある<sup>120</sup>。

## 「法令の公示方式」

### (1) 整備の主体

出版は連邦司法省、編集は連邦司法局 (第 I 部及び第 II 部)、刊行は Bundesanzeiger Verlag GmbH 社が行っている。Bundesanzeiger Verlag GmbH 社は、連邦官報 (Bundesanzeiger) や連邦法令公報 (Bundesgesetzblatt)、議会資料等を刊行する出版社である。同社は議会印刷物や EU の公式出版物に加え、2007 年初めから、法的に委託された企業登録の管理行っており、電子貿易・協同組合・パートナーシップ登録へのアクセスを含め、公開対象の企業に関するすべての重要なデータへの全国統一アクセスポータルも運営している<sup>121</sup>。

なお、E-Gesetzgebung の一環として、E-Verkündung (電子公布) と題して公布も電子化が行われた。電子化には連邦法令公報は紙版のみが法的拘束力を持つとする基本法第 82 条の改正や公布法 (Bekanntmachungsgesetz) の改正が必要であるため、この改正のための法的前提条件の検討作業を 2017 年 12 月 1 日より連邦司法局及び内務省が行った。基本法第 82 条の改正については 2022 年 5 月 6 日に連邦政府から連邦参議院に法案が提出され、7 月 8 日に連邦参議院は法案に異議を唱えないことを決定、7 月 12 日に連邦政府から連邦議会に法案が提出された<sup>122</sup>。連邦議会は、委員会の審議を経て、2022 年 12 月 1 日に法案を可決、連邦参議院に送付した。連邦参議院は、2022 年 12 月 16 日の第 1029 回議会で、法案を承認することを決定した。2022 年 12 月 19 日に基本法第 82 条の改正が大統領により認証され、2022 年 12 月 23 日の連邦法令公報に掲載された。これによって、連邦法令公報は電子形式で保存することができるとされた。

改正後のドイツ連邦基本法第 82 条から委任される形で、「公布・公示制度の近代化法 (Gesetz zur Modernisierung des Verkündungs- und Bekanntmachungswesens)」が公布され、連邦法令公報は電子形式を正本とし、紙版はシステム障害などの場合のみ効力を持つこととなり、2023 年 1 月 1 日に施行された。

<sup>118</sup> Gesetze im Internet HP Hinweise (gesetze-im-internet.de) 2 Änderungen von Gesetzen und Rechtsverordnungen の項目を参照

<sup>119</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より

<sup>120</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より

<sup>121</sup> Bundesanzeiger Verlag GmbH HP (<https://www.bundesanzeiger-verlag.de/ueber-uns/>)

<sup>122</sup> <https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-zur-%C3%A4nderung-des-grundgesetzes-artikel-82/287361>

## (2) 公示の媒体

### ア 連邦法令公報 (Bundesgesetzblatt、略称 : BGBl)

BGBl は 1949 年の基本法 (Grundgesetz) の公布から発行されており、1951 年以降は第 I 部 (Teil I) と第 II 部 (Teil II) に分かれている。第 I 部には、法律 (Gesetz)、重要な法規命令 (Rechtsverordnung)、告示 (Bekanntmachung)、法的拘束力を持つ連邦憲法裁判所 (Bundesverfassungsgericht) の判決、その他の国内法規類、連邦議会 (Bundestag) 及び連邦参議院 (Bundesrat) の通知等が掲載される。第 II 部には、条約 (Vertrag) や予算に関する法令、国際協定に関する告示等が掲載される。

また、1958 年から 1969 年にかけて、第 III 部 (Teil III) が刊行された。これは 1958 年 7 月 10 日の連邦法編さん法 (Gesetz über die Sammlung des Bundesrechts) に基づいたもので、分野別の現行法令集である。<sup>123</sup>

BGBl は年間索引が発行される。事項索引 (アラビア数字でページ付け) と日付索引 (ローマ数字でページ付け) が掲載され、それぞれ BGBl の掲載ページがわかるようになっている。また、毎年 Fundstellennachweis (Fundstellen) という索引が発行される。ここでは、「基本法・憲法」(Staats- und Verfassungsrecht)、「司法」(Rechtspflege) といった分野の項目ごとに BGBl 及び連邦官報 (Bundesanzeiger) の掲載事項を一覧でき、掲載ページもわかる。1968 年以降、Fundstellennachweis A (Teil I に対応) 及び Fundstellennachweis B (Teil II に対応) に分かれている。

なお、ドイツの法律を引用する場合には、原則として、"BGBl I 205" というように、BGBl の第 I 部と第 II 部の別、号数、掲載ページ (2022 年 12 月 31 日公布分まで) 又は番号 (2023 年 1 月 1 日公布分以降) を記載する。<sup>124</sup>



もともと紙版が正本であったが、連邦法令公報の電子化に伴い、2023 年 1 月 1 日以降は連邦司法省 (Bundesministerium der Justiz) 及び連邦司法局 (Bundesamt für Justiz) が共同で運営する Web サイト「Bundesgesetzblatt (連邦法令公報)」(<https://www.recht.bund.de>) において電子署名付きで公布されるものが正本となった。ただし、2022 年 12 月 31 日公布分までは引き続き紙版が正本であり、連邦司法省及び連邦司法局が指定する Web サイト (<https://www.bgbl.de/>、Bundesanzeiger Verlag GmbH 社が運営) から閲覧・ダウンロードできる他、紙版を有料で購入することができる。価格は、紙版は半年間 85 ユーロ、紙版と PDF 版 (E メールにて送付される) のセットは半年間 129 ユーロである<sup>125</sup>。

<sup>123</sup> 国立国会図書館『ドイツ連邦共和国 - 法令』(<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/Germany.php>)

<sup>124</sup> Bundesgesetzblatt『FAQ』([https://www.recht.bund.de/de/informationen/faq/faq\\_node.html](https://www.recht.bund.de/de/informationen/faq/faq_node.html))

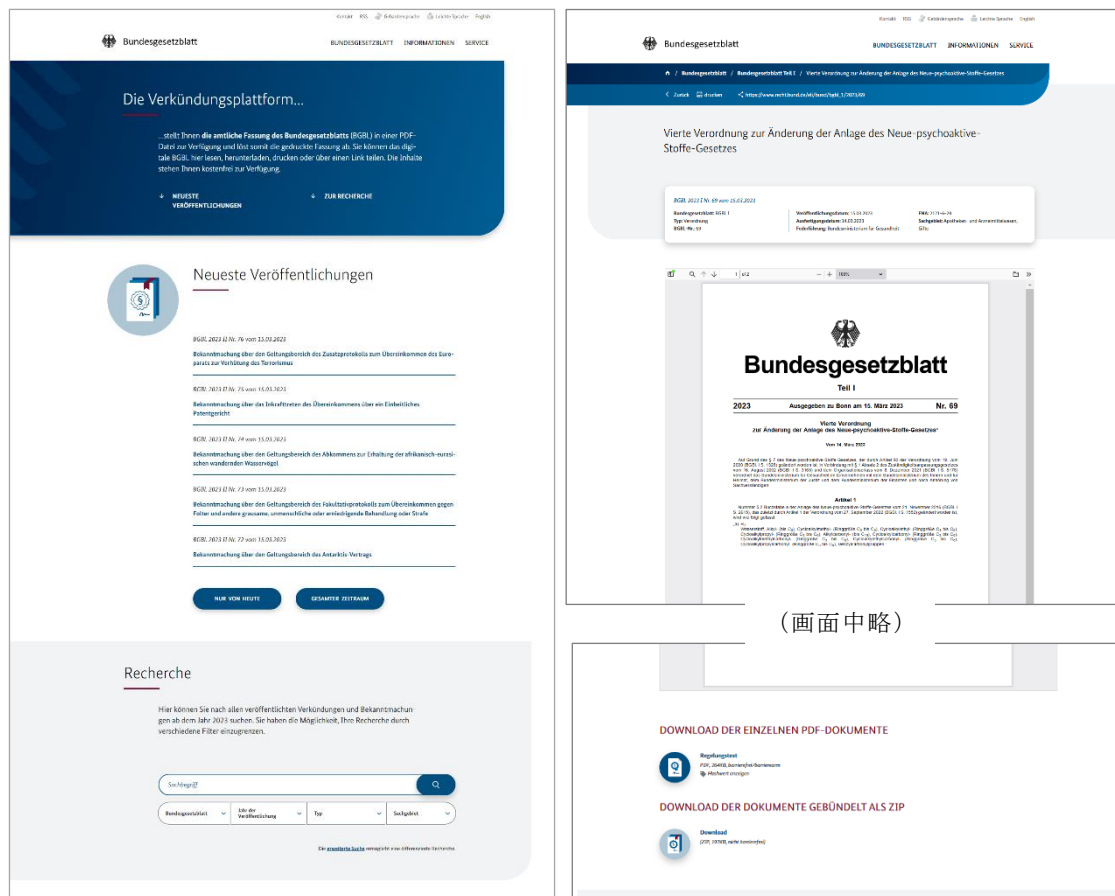
<sup>125</sup> Bundesanzeiger Verlag GmbH (<https://www.bundesanzeiger-verlag.de/evidenzwesen/bundesgesetzblatt/bgbl-druckausgaben-1/>)

図表 54 連邦法令公報（2023 年 3 月 15 日付第 I 部 69 番）サンプル

 <b>Bundesgesetzblatt</b> Teil I <b>2023</b> <b>Ausgegeben zu Bonn am 15. März 2023</b> <b>Nr. 69</b>	<small>Bundesgesetzblatt Jahrgang 2023 Teil I Nr. 69, ausgegeben zu Bonn am 15. März 2023</small> <small>Seite 2 von 2</small>
<b>Vierte Verordnung zur Änderung der Anlage des Neue-psychoaktive-Stoffe-Gesetzes*</b> <small>Vom 14. März 2023</small>	<b>Artikel 2</b> Diese Verordnung tritt am Tag nach der Verkündung in Kraft.  Der Bundesrat hat zugestimmt. Bonn, den 14. März 2023  Der Bundesminister für Gesundheit Karl Lauterbach
<small>Auf Grund des § 7 des Neue-psychoaktive-Stoffe-Gesetzes, der durch Artikel 93 der Verordnung vom 19. Juni 2020 (BGBl. I S. 1328) geändert worden ist, in Verbindung mit § 1 Absatz 2 des Zuständigkeitsanpassungsgesetzes vom 16. August 2002 (BGBl. I S. 3195) und dem Organisationserlass vom 8. Dezember 2021 (BGBl. I S. 5176) verordnet das Bundesministerium für Gesundheit in Einvernehmen mit dem Bundesministerium des Innern und für Heimat, dem Bundesministerium der Justiz und dem Bundesministerium der Finanzen und nach Anhörung von Sachverständigen:</small>	
<b>Artikel 1</b> <small>Nummer 5.2 Buchstabe a der Anlage des Neue-psychoaktive-Stoffe-Gesetzes vom 21. November 2016 (BGBl. I S. 2615), das zuletzt durch Artikel 1 der Verordnung vom 27. September 2022 (BGBl. I S. 1562) geändert worden ist, wird wie folgt gefasst:</small>	<small>Herausgeber: Bundesministerium der Justiz</small>
<small>*) R<sub>1</sub>: Wasserstoff, Alkyl- (bis C<sub>6</sub>), Cycloalkylmethyl-, (Ringgröße C<sub>3</sub> bis C<sub>6</sub>), Cycloalkylethyl-, (Ringgröße C<sub>3</sub> bis C<sub>6</sub>), Cycloalkylpropyl-, (Ringgröße C<sub>3</sub> bis C<sub>6</sub>), Alkylcarbonyl-, (bis C<sub>6</sub>), Cycloalkylcarbonyl-, (Ringgröße C<sub>3</sub> bis C<sub>6</sub>), Cycloalkylethylcarbonyl-, (Ringgröße C<sub>3</sub> bis C<sub>6</sub>), Cycloalkylpropylcarbonyl-, (Ringgröße C<sub>3</sub> bis C<sub>6</sub>), Benzylcarbonylgruppen.*</small>	
<small>* kodifiziert gemäß der Richtlinie (EU) 2015/1535 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 9. September 2015 über ein Informationsverfahren auf dem Gebiet der technischen Vorschriften und der Vorschriften für die Dienste der Informationsgesellschaft (ABl. L 241 vom 17.9.2015, S. 1)</small>	

出典 : <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2023/69/VO.html?nn=55638>

図表 55 連邦法令公報 Web サイト (2023 年 1 月 1 日以降)



左：トップページ、右：個別の公布画面

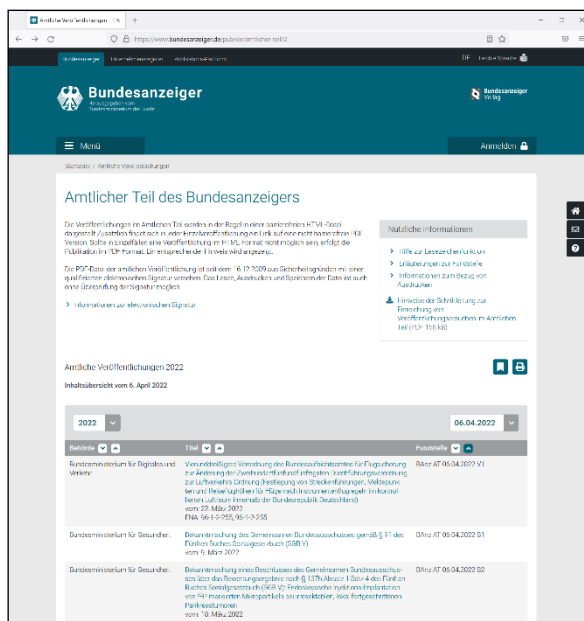
出典：<https://www.recht.bund.de/>

### イ 連邦官報 (Bundesanzeiger、略称：BAnz)

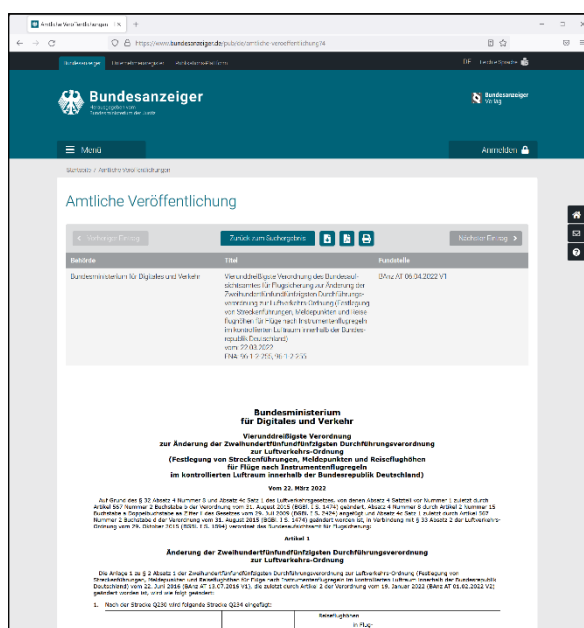
政府の告示や会社公告、裁判所公告等を掲載する官報。BGBlとは別に刊行され、BGBlに掲載されない重要度の低い法規命令も掲載される。2012年4月以降紙媒体での発行が停止され、電子版(www.bundesanzeiger.deに公告)のみとなった。閲覧・PDF形式のダウンロードは無料だが、最初の50ページが0.50ユーロ、それ以降は1ページごとに0.15ユーロ、最低料金は10ユーロで有償購入も可能。なお、連邦官報から引用する場合には、2012年4月1日を基準日として2つの引用方法が定められている。2012年4月1日以降の公告の引用については、“BAnz AT 03.04.2012 V1”というように、公告日(日/月/年の順)、セクションの別(公布はV、告知はB、入札はA、その他はS、通知はH)、発行番号を記載する。それ以前については、“eBAnz AT83 2011 V1”というように、号数、発行年、セクション(公布はV、告知はB)、発行番号を記載する<sup>126</sup>。

<sup>126</sup> Bundesanzeiger HP (<https://www.bundesanzeiger.de/pub/en/reference-citation-notes?7>)

図表 56 連邦官報 Web サイト



政府告示の表示画面サンプル



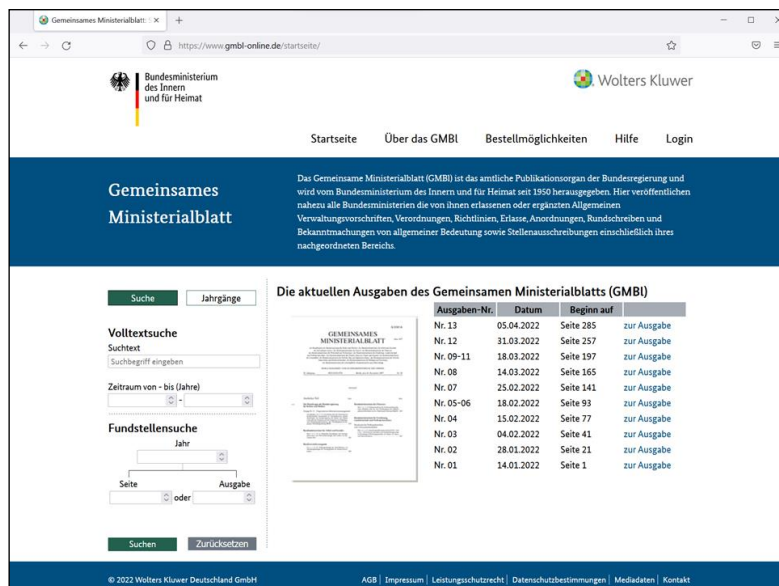
個別の告示をクリックした画面  
 出典： www.bundesanzeiger.de

ウ 省庁共通公報（Gemeinsames Ministerialblatt、略称：GMBL）

一般行政規則（Allgemeine Verwaltungsvorschriften）、法規命令（Verordnungen）、指令（Richtlinien）、政令（Erlasse）、回覧（Rundschreiben）、一般的な重要性のある発表、行政機関の求人広告等が掲載される。1950 年以来、連邦内務省（Bundesministerium des Innern und für Heimat）が発行し、Web サイト（https://www.gmb1-online.de/）では 1950 年から最新号

までの GMBI の全号を有償で閲覧、印刷、保存することができる。価格は月額会員制（非公表）、又は 8 ページあたり 1.7 ユーロ<sup>127</sup>。

図表 57 GMBI Web サイト



出典： <https://www.gmbi-online.de/startseite/>

### (3) 法令種別毎の公示方法の違い

法令種別によって公示媒体が異なる。基本法の規定に従って制定された法律（Gesetze）は、基本法第 58 条に基づき所管大臣及び首相による副署の後、第 82 条第 1 項第 1 文に基づき連邦大統領によって認証され、連邦法令公報（Bundesgesetzblatt）において公布される<sup>128</sup>。

法規命令（Rechtsverordnung）は、基本法第 82 条第 1 項第 2 文に基づき、それを発行する機関（通常は連邦政府又は連邦省）によって公布され、原則として連邦法令公報でも公布される。

また、法規命令は、「法規命令及び告示の公布に関する法律（Gesetzes über die Verkündung von Rechtsverordnungen und Bekanntmachungen、略称 VkBkmG）」第 2 条第 1 項及び第 5 項の条件に基づき、連邦官報（Bundesanzeiger）の公式セクション（Amtlichen Teil）でも公布される。

行政命令（Verwaltungsverordnung）は原則として連邦官報（Bundesanzeiger）に掲載される。通知類は省庁共通公報（Gemeinsames Ministerialblatt）に掲載される。

<sup>127</sup> Bundesministerium des Innern und für Heimat HP  
(<https://www.bmi.bund.de/DE/themen/moderne-verwaltung/verwaltungsmodernisierung/geschaeftsordnung-bundesministerien/geschaeftsordnung-bundesministerien-node.html>)

<sup>128</sup> 国立国会図書館『ドイツの議会制度』No. 1055（2019. 5.16）  
([https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11281219\\_po\\_1055.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1))



## 「公式法令データの所在・整備主体」

ドイツは 2006 年より「情報再利用法 (Informationsweiterverwendungsgesetz)」に基づき法令情報を含む公共データの情報公開を進めていた<sup>129</sup>が、EU として 2019 年に「オープンデータと公共部門情報の再利用に関する改正指令 (Directive (EU) 2019/1024 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on open data and the re-use of public sector information<sup>130</sup>)」が成立して以降、公共部門のオープンデータ化が義務化された。ドイツはその国内法にあたる「公共セクターのデータ利用法 (Gesetz für die Nutzung von Daten des öffentlichen Sektors<sup>131</sup>)」を整備し、以降法令情報や判例情報を含む全ての公共データのオープンデータ化及び開示が進められている<sup>132</sup>。

### (1) 整備の主体

公式な法令情報のプラットフォームである Web サイト「Gesetze im Internet (インターネット上の法律)」は連邦司法省及び連邦司法局が Juris 社と共同で提供<sup>133</sup>している。整備は主にドイツ連邦司法省 (Bundesministerium der Justiz) 及び連邦司法局 (Bundesamt für Justiz) が Juris 社に委託して行っており、所管は連邦司法局の連邦法務情報システムコンピテンセンターである<sup>134</sup>。

なお連邦司法局は、連邦司法省の管轄下にある高等連邦機関であり、司法制度に関する業務を行う機関である。具体的には①国際的な法律関係の窓口。②連邦中央登録簿、中央検察庁手続登録簿、中央貿易登録簿、外国との犯罪情報の交換。③航空交通に関する公式調停機関。④私法に基づき組織された調停機関を消費者調停機関として承認する等を行う<sup>135</sup>。

Juris 社は連邦政府が株式の一部を保有する民間企業であり、連邦政府は法令情報を民間会社のうち唯一 Juris 社に提供している。連邦政府と Juris 社と関係はその設立経緯からして他の同種の民間企業との関係と異なり、連邦政府は長年 Juris 社を通じて関係行政機関・立法府及び司法関係機関、市民に対して法令情報を提供する義務を果たしてきたと言える<sup>136</sup>。Juris 社の概要は以下のとおり。

図表 58 Juris 社の概要

	概 要
創業	1985 年
設立の背景	Juris 社の前身は 1970 年代に連邦司法省の局としてボンに設立された公的機関であったが、1985 年に民営化された。連邦共和国向けの最新の法律情報システムを構築することを目的としている。提供される法律情報は主に公的機関によって情報源として使用されてきたが、今日ではドイツの法律及び実務知識管理の大手デジタルプロバイダーであり、有望な成長市場のパイオニアとして、その製品を継続的に開発。
資本関係	ドイツ連邦政府が 50%以上の株式を所有。ただし、デジタル法律情報の市

<sup>129</sup> 連邦経済環境省 HP 『IWG-Änderungsgesetz verbessert die Nutzung von Open Data für die Wirtschaft』 (<https://www.bmwk.de/Redaktion/DE/Artikel/Digitale-Welt/open-data-iwg.html>) 及び同 HP 『Informationsweiterverwendungsgesetz』

(<https://www.bmwk.de/Redaktion/DE/Gesetze/Technologie-Innovation/iwg.html>)

<sup>130</sup> <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/1024/oj>

<sup>131</sup> Gesetz für die Nutzung von Daten des öffentlichen Sektors (<https://www.gesetze-im-internet.de/dng/>)

<sup>132</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より

<sup>133</sup> 国立国会図書館『ドイツ連邦共和国 - 法令』 (<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/Germany.php>)

<sup>134</sup> 『Gesetze im Internet』 (<https://www.gesetze-im-internet.de/>)

<sup>135</sup> Bundesamt für Justiz HP ([https://www.bundesjustizamt.de/DE/Home/homepage\\_node.html](https://www.bundesjustizamt.de/DE/Home/homepage_node.html))

<sup>136</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より

	場での事業拡張のため 2001 年に一部所有権を SdU（旧オランダ国営印刷所及び出版社）に譲渡し事業を強化。なお現在は SdU のシェアは仏系出版社 Lefebvre Sarrut に移転されている <sup>137</sup> 。
売上高	約 6,500 万ユーロ（2021 年度）
従業員数	240 名 事業所：3 か所：ベルリン、ザールブリュッケン（本社）、フランクフルト
その他	Juris 社が中心となり国内の主要な法律出版社、販売店、公的出版社、府省を含んだ jurisAllianz という出版ネットワークを構築

出典：Juris 社 HP<sup>138</sup>及び連邦司法省へのヒアリング調査結果より作成

ただし、連邦司法省及び連邦司法局によると、近年法令情報に関するサービスが拡大するのに伴い、Juris 社の独占的立場について、自由な競争を阻害しているという指摘もあるという。こうした観点も踏まえ、後述する新たな総合的なポータルサイトの構築にあたっては、整備の主体を全て公的機関に戻した上で直轄で構築するという議論が現在行われている<sup>139</sup>。

## (2) 公表の媒体

### ア Web サイト「Gesetze im Internet（インターネット上の法律）」

現行のほぼすべての連邦法は、連邦司法省及び連邦司法局が提供する Web サイト「Gesetze im Internet（インターネット上の法律）」(<https://www.gesetze-im-internet.de/>)において無料で閲覧・ダウンロードすることができる。このデータは連邦司法局が連邦司法省から委託を受け、Juris 社が作業の上メタデータを公開しており、公式のデータとして公開している<sup>140</sup>。

表 59 Gesetze im Internet 索引ページ

The screenshot shows the website interface for 'Gesetze im Internet'. At the top, there is a navigation bar with the logo of the Federal Government of Germany and the text 'Bundesministerium für Justiz'. Below this, there is a main content area with a search bar and a list of links. The central part of the page features an alphabetical index of laws and regulations, with letters A through Z. Below the index, there are several links: 'zum Seitenanfang', 'Impressum', 'Datenschutz', 'Barrierefreiheitserklärung', 'Feedback-Formular', and 'Seite ausdrucken'. On the left side, there is a sidebar with various navigation options like 'Startseite', 'Gesetze / Verordnungen', 'Aktualitätendienst', 'Titelsuche', 'Volltextsuche', 'Translations', 'Hinweise', 'Tastenkombinationen', 'Landesrecht', 'Rechtsprechung im Internet', 'Verwaltungsvorschriften im Internet', and 'N-Lex'.

出典：<https://www.gesetze-im-internet.de/aktuell.html>

<sup>137</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より。なお、仏系出版社の Lefebvre Sarrut 社が参入した経緯については、ヒアリングによると、Juris 社にとってのメリットは不明だが、出資しているフランスの会社にとってはドイツ市場に参入できるメリットがあったのではないかと推測される。ドイツ国内の別の会社に出資してもらった議論があったが、カルテルの可能性があり実現はしなかった。Juris 社の位置するザールブリュッケン市はフランスの国境沿いであることも影響を及ぼしているのではないかと考えられる。

<sup>138</sup> Juris 社 HP 『Über juris』 (<https://www.juris.de/jportal/nav/unternehmen/index.jsp>)

<sup>139</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より

<sup>140</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より

「Gesetze im Internet (インターネット上の法律)」上で公開されている法律文書は正本ではなく、先述した連邦法令公報が正本となる。個々の法律に関する詳細な情報は、規制対象事項が属する連邦省庁の Web サイトを確認する必要がある。また、統合(溶け込み)法令の根拠となる改正条項の本文にもアクセスできる。ただし個別規定は見出しのみ記載。これは正本である連邦法令公報第 III 部に条項のみが含まれているにすぎないためである ((BRSG 第 3 条 (2)))。

全ての法令は法令の略称アルファベット順にインデックス化されているが、法令によって正式な略称がない場合、司法局のドキュメンテーションセンターが連邦法データベースで使用されている略語に基づいて略称を作成し分類する。このため、これらの非公認略語は、他機関や民間法令出版社が使用する略語と異なる場合がある<sup>141</sup>。

利用者は当初は一般市民を想定し立ち上げられた。しかし現在では利用者が大学、研究機関や民間企業等に拡大し、利活用のニーズが増えている<sup>142</sup>。

## イ Web サイト「Landesrecht (州法)」

この他、ドイツは連邦制であり、具体的な内容は各州が定める法令に委任されていることもあるため、連邦司法省は各州の法律を分野別参照できる Web サイト「Landesrecht (州法)」(<https://justiz.de/onlinedienste/bundesundlandesrecht/index.php>)も案内している。一部サービスは有料である<sup>143</sup>。

## ウ 新たなポータルサイトの構築計画

連邦司法省及び連邦司法局によると、現在、「Gesetze im Internet」で公開している法令データに加え、判例及び一般行政規則にも掲載対象を広げた新たなポータルサイトを構築し、より多くのメタデータを提供する構想が進んでいる。

新たなポータルサイトの特徴は2点ある。1点目は公開する情報の質の増加である。まず法令に留まらず、判例や一般行政規則も含めた総合的なポータルサイトとすることを予定している。具体的には、現在公開している約1700の法令データに関するメタデータに加え、これまで Juris 社に提供しメタデータ化されてはいたものの一般公開されていなかったメタデータの公開を予定している。また、現在は現行法令のメタデータしか公開されていないが、過去の法令(改正前の法令等)のメタデータの公開等を想定している。二点目は、連邦司法省及び連邦司法局が直接ポータルサイトを提供することである。これは Juris 社が近年営利企業としてビジネスを拡大するに当たって、同社の独占的な立場は他の民間企業との公平な競争を阻害しているという指摘から、現在 Juris 社が行っている作業を公的機関に戻すことを予定しているものである<sup>144</sup>。

ただし、この新たなポータルサイトを構築した後も、連邦基本法との関係からあくまで正本は連邦法令公報である。

<sup>141</sup> 『Gesetze im Internet』 - Hinweise (<https://www.gesetze-im-internet.de/hinweise.html>)

<sup>142</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より

<sup>143</sup> Justizportal des Bundes und der Länder HP  
(<https://justiz.de/onlinedienste/bundesundlandesrecht/index.php>)

<sup>144</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より

### (3) 法令種別毎の整備主体の違い

現行のほぼすべての連邦法は Web サイト「Gesetze im Internet(インターネット上の法律)」に掲載され、整備主体は同じである。

#### 「民間法令集との棲み分け」

原則としてドイツの法令・判例は無償で提供することが著作権法で義務付けられているが、付加価値をつけた法令サービスは民間企業から有償で提供されている。

例えば Bundesanzeiger Verlag GmbH 社は、連邦官報 (Bundesanzeiger) や連邦法律公報 (Bundesgesetzblatt)、議会資料等を刊行する出版社であるが、同社の BGBl Online (<https://www.bgbl.de/>) からは、創刊以降の BGBl (第 I 部・第 II 部) を無償で日付別に閲覧・ダウンロードすることができる。ただし、印刷及び検索は有償である。また、2005 年以降の Fundstellennachweis A 及び Fundstellennachweis B も見ることができる。

「Gesetze im Internet (インターネット上の法律)」の整備を受託する Juris 社は有料会員制データベース JURIS Online (<https://www.juris.de/jportal/nav/loginseite.jsp>) を提供しており、会員は法令の現行条文や特定の時点の条文、改正履歴等を検索して見ることができる。公式には法令の統合作業は公布後に行われるため、途中段階の統合結果を見ることができるのは民間企業が提供するサービスのみとなっている。

また、Juris 社は他の大手法令出版社等と jurisAllianz という法令情報に関するアライアンスを構築している。この他にドイツで大手の法令出版社としては C.H.Beck 社<sup>145</sup>、Walter De Gruyter 社<sup>146</sup>があり、独自に法令解説本等を出版している<sup>147</sup>。

「Gesetze im Internet (インターネット上の法律)」以外の完全無償の法令データベース自体は限られる。連邦司法局によると、最も有名なのは「dejure.org (<https://dejure.org/>)」というサイトであるが、収録法令数はそれほど多くなく、よく参照される約 300 の法令しか収録していない。民間サイトは広告が出ていることも多く、無償で信頼性の高い政府公式の「Gesetze im Internet (インターネット上の法律)」が提供されており、当該サイトが Google 等検索でもトップないし上位に表示される以上、あまりニーズがないものと想定される、とのことであった<sup>148</sup>。

#### 「Rules as Code 等」

### (1) 法令の利活用に向けた先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況

#### ア 行政サービスの情報管理 (FIM)

ドイツは 2017 年に制定されたオンラインアクセス法 (OZG) に基づき行政サービスのデジタル化を推進している。この一環として用いられている連邦政府と州の共同情報管理ツールが FIM (Förderales Informationsmanagement) である。FIM の目標は、全ての行政サービスのプロセスをシステムとして標準化することである。これにより、例えばある州が担当の分野の行政サービスについてコンテンツを作成すれば、他の州もこれをそのまま、あるいは、必要に

<sup>145</sup> C.H.Beck 社 HP (<https://www.beck.de/>)

<sup>146</sup> De Gruyter 社 HP (<https://www.degruyter.com/>)

<sup>147</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より

<sup>148</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より

応じて修正を施して使うことができ、時間と費用を節約することができる。しかし調査報告書「Erst der Inhalt, dann die Paragraphen（まず内容、次に段落）」では、FIM は、現在の行政サービスのデジタル化だけでなく、将来的には規制の影響評価等、事前に法的シミュレーションを可能にすることが期待される、と指摘している。

FIM において、行政サービスに関する情報は、①行政サービスの記述（概要や法的根拠等の利用者向けの情報）、②書式（データ・フィールド）、③プロセス（申請の受付、書式の確認、処理等）の 3 つの要素（Baustein）に分けて、XÖV ファイルで管理されている。これらの基礎データを作成するため、全ての連邦省に連邦 FIM 編集担当（Bundesredaktion）が置かれている。連邦 FIM 編集担当が作成した基礎データは FIM レポジトリに置かれ、州はその情報をそのまま、又は修正して使うことができる。市町村は、その情報を同様に使うことができる。

将来的には、この規格は③プロセスを超えて、当局内の意思決定ロジック（例えば社会的給付の承認のための規則）も表現できるようになるはずであり、これを活用することで、特定の法的調整がもたらすであろう影響や、他の規制分野との不整合、ギャップ、意図しない相互作用がまだ存在する場所を客観的に評価することが可能になる。これにより、様々な実施形態を互いに体系的に比較検討することができる。理想的には、法律家が法執行機関の専門家と直接連携してシミュレーションを行うことが望ましい。

なお現在①行政サービスの記述についてはザクセン・アンハルト州、②書式についてはニーダーザクセン州、③プロセスについてはメクレンブルク・フォアポンメルン州が運用者（Bausteinbetreiber）となり、レポジトリやエディタの提供、XÖV 標準化等を行っている。なお、州の各省にも、州 FIM 編集担当（Landesredaktion）が置かれている<sup>149</sup>。

図表 60 執行のための実効性チェックのイメージ

ABILDUNG 12  
Beispiel eines Praxischecks für den Vollzug ILLUSTRATIV

Anforderung an Vollzug	Möglichkeiten für Umsetzung (ggf. parallel)	Ggf. Varianten	Analyse anhand FIM-Modell	Bewertung Vollzugstauglichkeit	Bewertung Adressatenfreundlichkeit
Eindeutige Identifikation des Bürgers	Persönliches Erscheinen in einer Behörde	... in der Leistung originär angestellt ist ... die mit der Leistung nicht direkt beschäftigt ist		(+++)	(++)
	Persönliche Identifikation durch nicht-behördliche Stelle	... durch Personen in öffentlichem Amt, z.B. Notare		(+)	(++)
		... durch privatwirtschaftliche Akteure, z.B. Post, Banken		(+)	(+++)
	Nutzung der eID-Funktion des Personalausweises bzw. elektronischen Aufenthaltstitels			(+++)	(+++)
	Verknüpfung mit anderer Verwaltungsleistung, für die der Bürger eindeutig identifiziert ist	... aus dem gleichen Rechtskreis wie die gewährte Maßnahme			(++)
... aus einem anderen Rechtskreis				(+)	(+++)
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...

HINWEIS: Das Beispiel ist rein illustrativ und nicht vollständig. Es können daraus keine Empfehlungen für das gezeigte Beispiel abgeleitet werden.

出典：調査報告書「Erst der Inhalt, dann die Paragraphen（まず内容、次に段落）」P39

【上記図表の補足説明】

図表 60 は FIM を用いた立法に当たっての影響シミュレーションの例である。

<sup>149</sup> 渡辺 富久子・神足 祐太郎レファレンス、ドイツにおける行政の電子化推進の体制と課題 847 号 2021. 7, pp70-71

新たな法案を作成する場合、立法者は、早い段階で施行上の課題を特定し、有効性、使いやすさ、適合性を評価し、最も優れた案を採用する必要がある。しかし連邦レベルの立法者は、法律案が現場にどのように影響するかについて、多くの場合詳細な理解を持っていない。そこで、FIM を用いることによってこのシミュレーションが簡略化されることが期待されている。

図表 60 は市民の個人認証を例に、様々な取りうるオプション（公的機関での本人の窓口確認、eID カードの利用等）について、それぞれ現在の標準施策フローに生じる変更（「FIM を用いた解析」欄において、既存のプロセス＝青色に対し赤色で追加変更された部分）を可視化している。

赤い部分の量や内容によって、法案がもたらすであろう影響、他の規制分野との不整合、ギャップ、意図しない相互作用等がまだ存在する場所が明らかになり、異なるオプションについて系統的に比較検討することができる。比較検討した結果が「導入適正評価」及び「対象の利便性評価」である。

（表の翻訳）実施に向けた実践的な確認の例

執行要件	実装可能性	種類	FIM を用いた解析	導入適正評価	対象の利便性評価
市民の個人認証	公的機関の窓口での本人確認	既存の手続き		+++	++
		直接関係しない手続き		+	++
	公的機関以外での本人確認	公的手続き（公証人等）		+	++
		民間による手続き（郵便局、銀行等）		+	+++
	ID カードや電子滞在許可証の eID 機能の利用			+++	+++
	個人認証が必要な他の行政サービスとの連携	同一法分野内			++
異なる法的分野				+	+++

## (2) データ形式

「Gesetze im Internet（インターネット上の法律）」で公開されている法令は、4つのフォーマットで閲覧・印刷・ダウンロードが可能である<sup>150</sup>。

図表 61 Gesetze im Internet で提供するフォーマット

フォーマット	概要
HTML	インターネット上で情報を表示するための標準的な形式。ブラウザ上で簡単に素早く法令を閲覧したい場合は、この形式を選択。
PDF	視覚的に作成されたテキストやドキュメントを表示するための標準的なフォーマット。文書のアーカイブや印刷に適しているが、当該サイト上からダウンロードされた PDF は正本でないことに留意する必要がある。
EPUB	電子書籍のオープンスタンダード。EPUB 形式のドキュメントは、それぞれの画面サイズに動的にテキストを合わせることができると、特に携帯端末での出力に適している。
XML	情報を構造化して表示するためのシンプルなテキストベースのフォーマット

<sup>150</sup> Bundesamt für Justiz 『Gesetze im Internet』 - Hinweise (<https://www.gesetze-im-internet.de/hinweise.html>)

	<p>ト。公開されている法律や法令をさらに自動的な手順で処理したいユーザーに特に適している。</p> <p>XMLデータのデータ構造は、Document Type Definition (DTD) に記述されており、<a href="http://www.gesetze-im-internet.de/dtd/1.01/gii-norm.dtd">www.gesetze-im-internet.de/dtd/1.01/gii-norm.dtd</a> で一般公開されている。なお法令の索引は毎日更新され、<a href="http://www.gesetze-im-internet.de/gii-toc.xml">www.gesetze-im-internet.de/gii-toc.xml</a> から XML 形式でも検索できる。</p>
--	---

出典：<https://www.gesetze-im-internet.de/hinweise.html> より作成

### (3) 利活用推進のための広報やプロモーション

#### ア E-Gesetzgebung の広報・プロモーション

内務省によると、今後 E-Gesetzgebung の利用促進のために下記を予定している。<sup>151</sup>

- ・ ニュースレターの発信：プロジェクトの展開やアップデートについて配信
- ・ バーチャル・コーヒーズブレイク：E-Gesetzgebung の潜在ユーザーについて情報提供を行う。
- ・ コアユーザーミーティング：ユーザーが質問し、利用体験をシェアし機能改善についてフィードバックを行うフォーラムのような場
- ・ パイロット部署：立法を行う部署において実際に E-Gesetzgebung を利用

#### イ Gesetze im Internet の広報・プロモーション

司法省及び司法局によると、「Gesetze im Internet (インターネット上の法律)」の利用促進に関する特別な広報やプロモーションは行っていない。サービス開始時にプレリリースが発表され、その後は裁判所のウェブサイト等政府サイトへの“Gesetze im Internet”への URL 設置を行っている程度である。現在月に 500 万ほどのアクセスがあるが、Google 等サーチエンジンでの検索結果からアクセスしているケースが大半である。法律を検索した場合に“Gesetze im Internet”が上位に表示される。

なお、3 つの情報を統合した新たなポータルサイトを構築する計画の前段階として 2020 年に“Gesetze im Internet”の利用状況に関するアンケート調査を行ったところ、法曹界や政府、大学からの利用が多かった。Juris 社がプロフェッショナル向けに専用サイトを提供しているが、そうした専門家にあたる層も無償の“Gesetze im Internet”を利用している。<sup>152</sup>

<sup>151</sup> 内務省書面調査結果より

<sup>152</sup> 司法省・司法局ヒアリング調査結果より

### 3. デンマーク王国

#### デンマークの基本的制度

デンマーク王国（デンマーク語では「Kongeriget Danmark」）（以下「デンマーク」という）は、北欧にある立憲君主制の国家である。首相及びその他の大臣は、国王により任命される（憲法第14条）が、実質的には国务会議（デンマーク語では「Folketing」。以下「議会」という）が決定する。議会については、従前は、二院制が採られていたが、1953年の憲法改正により、一院制に変更された。179人以下の議員により構成され、フェロー諸島及びグリーンランドの2つの地域からは、それぞれ2人ずつの議員が選出される。現在、デンマークの自治領としては、フェロー諸島、グリーンランドがある。これら2つの自治領はそれぞれ、独自の議会と政府を持っている。本稿は、主として、デンマーク本土の法制度を対象とする。

デンマークは、1973年にEC（現EU）に加盟した。しかし、2000年9月の国民投票では、単一通貨ユーロの導入を否決した。EUにより採択された規則は、デンマークに直接適用され、国内法令に優越する。EUの指令がデンマークで法的効力を生じるためには、デンマークで国内法化される必要がある<sup>153</sup>。

#### 「立法制度」

##### (1) 法案作成過程

法案の発議権は、政府（形式的には国王）及び議員が有する。法案は、通常、議会に提出される前に政府調整委員会で議論される。その後、法案が議会に提出される直前の閣僚会議において、関係大臣が法案の内容を簡潔に説明し、閣議決定される<sup>154</sup>。

また、議会審議については三読制が採用されており、発議された法案は、法案全般に係る審議を行う第一読会、委員会審査後に逐条審議を行う第二読会、最終討論及び最終表決を行う第三読会を経ることとされている。議会において可決された法案は、可決後30日以内に国王の裁可を得て成立する<sup>155</sup>。

議会が様々な期限の免除を認めた場合に、法案の緊急審議が行われることがある。その場合、投票権のある議員の3/4以上が同意する必要がある<sup>156</sup>。

デンマークでは法案が読会に諮られる前に政府と政党の間で交渉が行われることがしばしば行われる。政府は、自らの法案に対して議会で過半数を確保するために、合意できる政党と政治的な合意や協議を行うことを選択することがあり、これらの交渉は憲法や国会手続規則に記載されないが、政府と議会が協力して立法を行う際の不文律や規範の一部である<sup>157</sup>。

公式法律情報ウェブサイトの [retsinformation.dk](https://retsinformation.dk) にはこうした法案策定過程で作成される資料に加え、調査資料、大臣のコメント、オンブズマンの報告書等も含まれる。

<sup>153</sup> BLJ 法律事務所遠藤誠『デンマークの法制度の概要』P1、P3、P5

([https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/denmark\\_houseido\\_01.pdf](https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/denmark_houseido_01.pdf))

<sup>154</sup> 『法律の品質に関するガイダンス』6.4 閣僚会議での発表

(<https://www.retsinformation.dk/eli/retsinfo/2018/9539>)

<sup>155</sup> 衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書 P240

([https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11337809\\_po\\_report2006.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11337809_po_report2006.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

<sup>156</sup> デンマーク議会 HP (<https://www.ft.dk/da/folkestyret/folketinget/lovgivningsprocessen-i-folketinget>)

<sup>157</sup> デンマーク議会 HP (<https://www.ft.dk/da/folkestyret/regeringen/regeringen-forhandler>)



## (2) 立法過程

デンマークにおける立法作成過程は①法案の作成、②議会での法案の検討、③議会における3回の読会と修正及び採択（却下）、④公式官報ウェブサイト及び公式法律情報ウェブサイトでの同時公開となっている。全体の立法計画は各省庁は又は議会からの提案に基づいて首相府が作成する。立法計画は通常、8月中旬と9月下旬に開催される政府調整委員会で議論される。さらに、一部の立法案は8月から9月にかけて、政府経済委員会又は政府調整委員会で個別に審議される。憲法第38条に基づき、立法計画は毎年10月の第1火曜日の議会開会直前の閣僚会議で最終的に承認され、首相の開会演説と同時に発表される。立法提案の準備に関しては、「法律の品質に関するガイダンス<sup>158</sup>」に記載されている。なお、「法律の品質に関するガイダンス」は、デンマーク政府の公式法律情報ウェブサイト「<https://www.retsinformation.dk/>」で公開されており、誰でもアクセスすることができる。

議会で法案が可決されてから国王が署名するまでに約3日必要である。国王が署名すると各省庁は即時に法律の公示要請を市民局に出すことが可能となる。公示要請は毎平日午前12時（正午）に締め切られ、12時前に届いたものは、当日の24時過ぎに公示される<sup>159</sup>。

2018年1月、デンマーク議会の全政党が署名した「デジタル化に対応した立法に関する政治的合意（Aftale om digitaliseringsklar lovgivning）<sup>160</sup>」により、2018年7月1日以降に提出される法案は、その内容がデジタル化に対応されたものでなければならないと合意された。2018年7月以降、すべての法案は議会に提出される前（第一読会の前）に、デジタル社会で運用する場合に問題がないか、国のデジタル戦略に適合しているか等、デンマーク財務省デジタル化庁に設置されたデジタル立法事務局によるレビューを受けるプロセスを経ることとなった<sup>161</sup>。このプロセスに関する概要図を、図表62に示す。図表62は、平成18年7月11日国会図書館調査及び立法考査局政治議会課憲法室作成『デンマークの憲法改正手続及び国民投票制度』衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書からの抜粋図に対し、2018年より開始されている、デジタル化庁のレビューを執筆者が追記したものである。

デジタル化に対応した立法に関して簡潔に説明されている箇所を、前述の「法律の品質に関するガイダンス」より抜粋、直訳する。

「主要な法律や改正法の提案も、新しい行政規則、命令も、デジタル化に対応したものでなければなりません。さらに、現行法の大幅な変更については、デジタル化に対応するために根本的に改正することが適切であるかどうかを検討する必要があります。

デジタル化庁は、「デジタル化に対応した立法に関する手引きー立法案作成におけるデジタル化及び実装の考慮について<sup>162</sup>」を作成し、立法案作成においてデジタル化及び実装をどのように考慮すればよいかを説明しています。さらに、このガイダンスには、法律のさまざまな分野におけるデジタル化が立法案の中でどのように考慮されているか、具体的な例が多数掲載されています。また、これには法務省の「公共ITソリューションのための行政法要件に関するノート」からの抜粋も含まれており、案件処理時に考慮する必要があると考えられる行政法の問題点が説明されています。

このガイダンスは、主として新規立法を対象としています。改正法の起草や、命令等の形式で立法を導入する場合にも、同じ配慮が必要です。」

<sup>158</sup> 『法律の品質に関するガイダンス』（<https://www.retsinformation.dk/eli/retsinfo/2018/9539>）

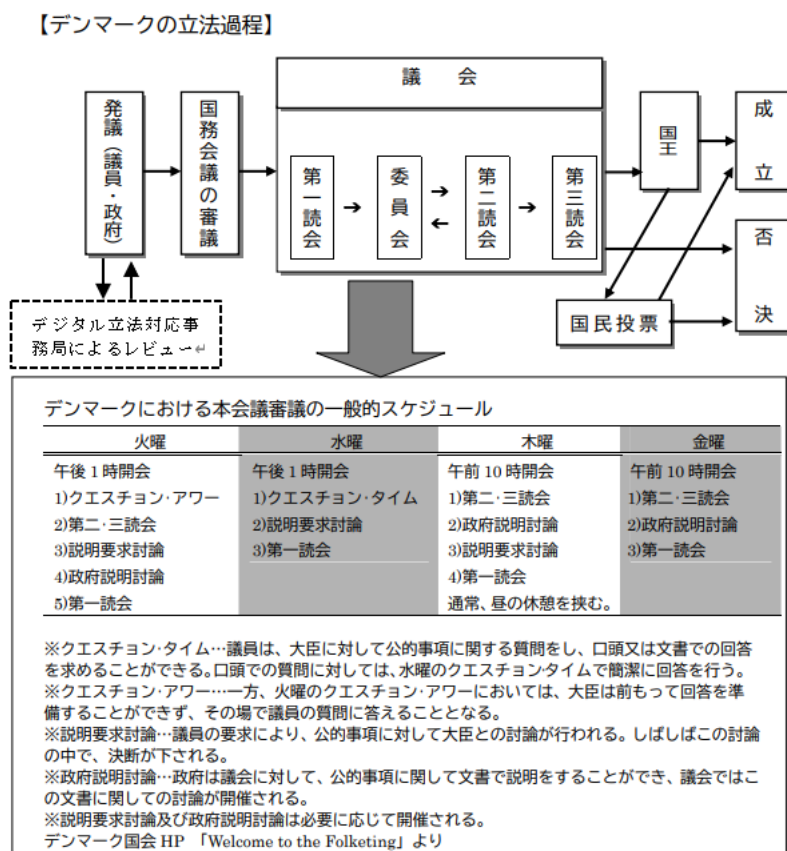
<sup>159</sup> 2022年6月23日実施の市民庁担当者への聞き取り調査による

<sup>160</sup> デンマーク政府 HP（<https://www.regeringen.dk/aktuelt/publikationer-og-aftaletekster/aftale-om-digitaliseringsklar-lovgivning/>）

<sup>161</sup> デジタルガバメント庁作成『Guidance on digital-ready Legislation』  
[https://en.digst.dk/media/20206/en\\_guidance-regarding-digital-ready-legislation-2018.pdf](https://en.digst.dk/media/20206/en_guidance-regarding-digital-ready-legislation-2018.pdf)

<sup>162</sup> 『Guidance on digital-ready legislation』（[https://en.digst.dk/media/20206/en\\_guidance-regarding-digital-ready-legislation-2018.pdf](https://en.digst.dk/media/20206/en_guidance-regarding-digital-ready-legislation-2018.pdf)）

図表 62 立法の成立プロセス



出典：平成 18 年 7 月 11 日 国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課憲法室作成『デンマークの憲法改正手続及び国民投票制度』

衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書 P241 より作成

([https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11337809\\_po\\_report2006.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11337809_po_report2006.pdf?contentNo=1&alternativeNo=))

## 「法令種別」

デンマークの法律は、主要な法源として制定法を重視する市民法体系である。国の法体系の頂点に位置するのがデンマーク憲法（Danmarks Riges Grundlov）であるが、憲法の特定の規則が関係するのはごく一部の法的問題に関してのみであり、デンマークの民法制度では、議会で制定された法令（議会法）が主要な法源である。

デンマークの法律では、省庁や中央行政機関が発行する規則や通知等も重要な役割を担っており、法律の意図に沿うように、より詳細な実務上の指針を定めた行政上の規則として発行されている。デンマークでは、これらの規則や通知は一般的で、市民を拘束する一連の規則と定義されており、法令における規則と同じように機能する。これらは通常、大臣によって発行される。規則や通知の内容は合法性の原則に従う必要があり、関連する法令又は EU の立法行為に従ったものでなければならない。それが事実であるかどうかを判断するのはデンマークの裁判所である。

ガイドンスや信書等も合法性の原則に従わなければならないが、国民に対する拘束力はない。しかし、これらの行政規則が国民に対して拘束力を持たないとしても、実際には法源として利

用されることがあり、行政実務を記述していることもあるので、法的な関連性がある場合もある<sup>163</sup>。

法令を掲載する公式官報「Lovtidende」には A 版、B 版、C 版があり、A 版には法律・省令等、B 版には予算法、C 版には国際条約が掲載される。省令類には「Bekendtgørelser」「Cirkulærer」「Vejledninger」があるが、「Bekendtgørelser」（市民を法的に規定する効力を持つ）のみ、A 版に掲載される。

図表 63 デンマーク公式官報

法令種別	概要
Lovtidende A 版	法律、改正法、法定命令、省令
Lovtidende B 版	予算法
Lovtidende C 版	国際条約

出典：国立国会図書館リサーチナビ「デンマーク」より作成  
(<https://rnavi.ndl.go.jp/politics/Denmark.html>)

図表 64 デンマークにおける法令種別

法令種別	概要
Hovedlov	(主要な法律) 議会が可決し、大臣、国王によって承認された法律
Ændringslov	(改正法) 現行法の個々の規定を改正する改正法。議会、大臣、国王からの承認が必要
Anordning	(規則) 憲法をフォローアップ又は実施するために行政によって発行された指令
Lovbekendtgørelse	(法律通知) 現行法と改正法を溶け込ませたもの。現行法と改正法と比較する必要がないので、日々の業務を円滑にし、全体像をつかむための実践的な手段として使用される
Kongelig anordning	(王政令) 国王によって発行され、通常、グリーンランドとフェロー諸島で憲法が発効することを許可するために使用される
Ændringsanordning	(改正指令) 既存の指令を改正する
Ikrafttrædelsesanordning	(施行令) 憲法がいつ発効するかを規定する
Bekendtgørelser	(命令) 法律の意図に沿うように、より詳細な実務上の指針を定めた行政上の規則。省庁及び中央行政当局から発行される
Ændringsbekendtgørelse	(改正通知) 既存の省令を改正する
International bekendtgørelse	(国際通知) 国際法又は国際法に基づく義務を指す
Cirkulære	(行政機関を規制する省令類) 省又は当局によって発行された一般的な規則を備えた省令類であり、他の行政機関にのみ適用される
Cirkulæreskrivelse	同時に複数の行政機関に送られる省令類
Vejledning	(ガイダンス) 規則の内容、作成理由、解釈・運用方法について説明するもの。他の当局に宛てられたもので、拘束力を持たない
Skrivelse	(信書等) ある当局から別の当局への一般的な提案や拘束力のない勧告が含まれている

出典：EU 加盟国の国内法データベース N-Lex「デンマーク」より作成  
(<https://n-lex.europa.eu/n-lex/info/info-dk/index#>)

<sup>163</sup> ACA Europe 資料『Denmark Supreme Court』(<https://www.aca-europe.eu/seminars/Paris2013bis/Danemark.pdf>)

## プロジェクト「Lex Dania」

### 「立法支援システム」

#### (1) 関係者

立法文書を制作、編集、ワークフローで管理するための立法支援システム、Lex Dania の所管は法務省下の市民庁（Justitsministeriet / Civilstyrelsen）である。市民庁は電子版官報の編集と管理、lovtidende.dk（公式官報ウェブサイト）と retsinformation.dk（公式法律情報ウェブサイト）での情報公開も所轄している<sup>164</sup>。

Lex Dania システムの主な利用者は、すべての省庁、デンマーク議会（立法事務局 / Lovsekretariat、委員会事務局 / Udvalgssekretariat、議会公式ポータル担当部門 / Folketingstidende）、議会オンブズマンである<sup>165</sup>。

Lex Dania のユーザーマニュアルによれば、利用者権限は 5 段階ある（2022 年 1 月現在）。付与された権限に応じて利用できる機能に制限が設けられている。市民庁 Lex Dania 開発担当者へのヒアリングでは、現在のシステム利用者は全体で 500 名前後とのことであった。

- ① 案件担当者（エディタから文書をダウンロードし、番号不可等を行い関係者にリリースが可能）
- ② 登録申請者（案件担当者からリリースされた文書を確認、必要に応じて修正、修正データを公式法律情報データベースへ登録申請が可能）
- ③ 登録申請者ライト（公式官報に掲載される文書への登録のみを申請することが可能）
- ④ 窓口担当者（既に公開され、システムに保存されている文書の管理データを必要に応じて修正することが可能）
- ⑤ 部門管理者（ユーザープロファイルの作成及び管理）

図表 65 Lex Dania システムコンポーネント

システム名	機能	概要
Eunomia (ユーノミア)	エディタ	Eunomia を介して法案の入力、編集、マークアップが行われる。Microsoft 社の「.NET Framework」上で動作する独自開発のアプリケーション。ファイル形式「.ldex」を使用して Lex Dania 形式の XML に変換することができる。Eunomia は基本的に法律の階層に一致する要素の挿入のみを許可するようプログラムされている。そのため、テキストの入力における構造的なエラーを検知し、ユーザーにほぼリアルタイムでフィードバックすることができる。作成された法文は PDF、HTML で表示することが可能。旧バージョンの Lex Dania システムとの互換性を持つ。
Klient (クライアント)	文書管理ツール	初期の Lex Dania が有していたデータキャプチャシステムを再開発したカスタムアプリケーション

<sup>164</sup> 2007 年 12 月 12 日付命令第 1395 号『電子官報に関する命令』

(<https://www.retsinformation.dk/eli/ta/2007/1395>)

<sup>165</sup> 『The Administration of the Danish Parliament』<https://www.thedanishparliament.dk/en/about-the-danish-parliament/christiansborg-as-a-workplace>

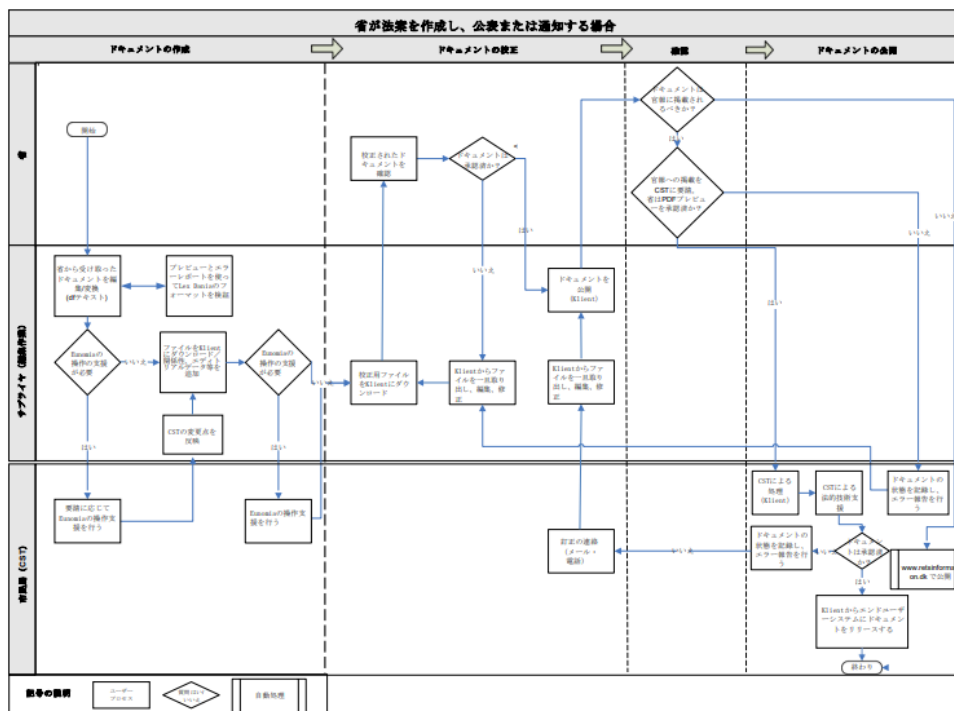
		<p>ョン。</p> <p>Klient は専用開発されたアプリケーションで、法案テキストを法律情報データベースに読み込み、法案の編集情報や改正法に関する情報を追加することができる。データベースでは、編集情報と改正法に関する情報を追加できる。可決された法律や法令は Klient からリリースされ、その後、lovtidende.dk、retsinformation.dk、offentlighedsportalen.dk など、政府の情報システムで公開される。</p>
--	--	--

出典：市民庁作成『Lex Dania Eunomia ユーザーマニュアル ver1.3』、

『Lex Dania Klient ユーザーマニュアル ver2.1』より作成

(<https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Lex%20Dania%20klient%20brugervejledning.pdf>)

図表 66 省・市民庁・IT サプライヤのワークフロー概念図



出典：『付録 1A Lex Dania プロダクションに関するタスクの説明』より作成

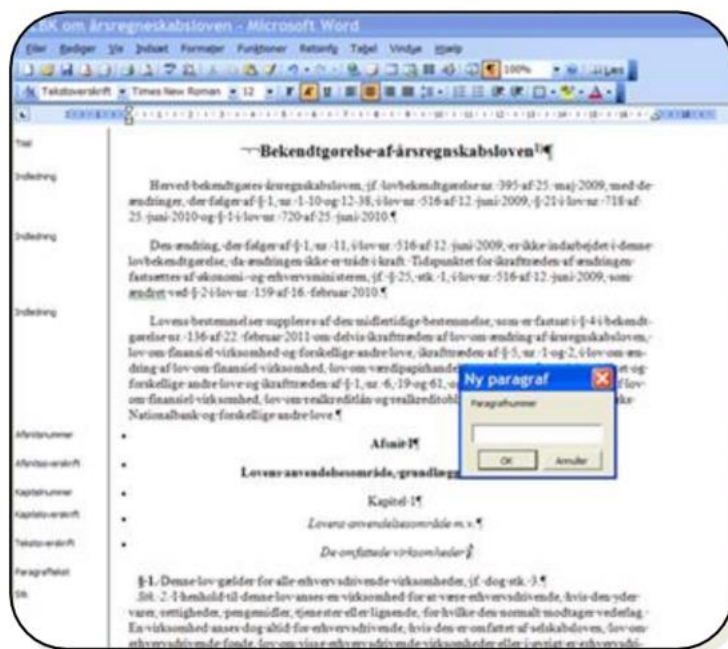
(<https://www.ethics.dk/ethics/publicTenderDoc/9fb566c6-89ca-47f5-a937-69f2e0ef6d63/5b2135bb-8d02-4c6f-8e8a-78c5ea9cf66d/download>)

## (2) 開発経緯

Lex Dania は、公式官報 (Lovtidende) 及び公式法律情報データベース (Retsinformation) の基礎となる共通の制作システムである。この制作システムは、財政法を除くすべての法律と、中央政府当局が発行するほぼすべての行政法規の制作に使用されている。法案の起草から、議会での審議、第三読会での採択又は否決、さらにその後の公布、lovtidende.dk 及び retsinformation.dk での同時公開まで、立法プロセス全体をカバーするワークフローが組み込まれていることがデンマーク・モデルの特徴である。

1998 年頃まで、法案は Microsoft 社の Word テンプレート、データキャプチャ機能、データベースが付加されたワードプロセッサを用いたシステムを用いて作成されていた。当時から既に、限定的に XML をテンプレートなどに使用していた。しかし、エラーが起りやすい、ガイドランス機能を持たせられない等が課題として認識されていた。

図表 67 Lex Dania 導入以前のシステム画面イメージ



出典：『LDe Eunomia-議会と政府の立法プロセスに義務化された立法支援ツール』  
(<https://op.europa.eu/documents/2895081/3069144/soren-nielsen-vienna-2016.pdf/bf4a78fa-5ce9-6746-219d-79abc94c882f>)

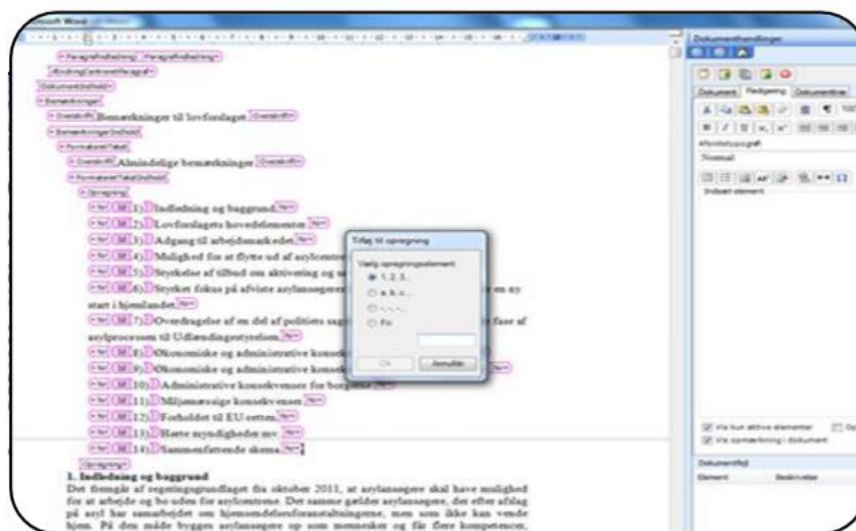
デンマーク市民庁が開発した Lex Dania XML スキーマの大部分は 2004 年に完成し<sup>166</sup>、2007 年 9 月、法案の起草のための専用ツール Lex Dania システムが導入された。2010 年頃の Lex

<sup>166</sup> Interoperability Solutions for European Public Administrations 『LEOS -LEGISLATIVE EDITING OPEN SOFTWARE Final Reports』 P87  
([https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2012-05/ISA\\_LEOS\\_Final\\_Results\\_Final\\_Version.pdf](https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2012-05/ISA_LEOS_Final_Results_Final_Version.pdf))

Dania 第 2 世代から Lex Dania にエディタが導入され、XML スキーマと一部立法ガイドンス機能を持たせることにより、エラーの大幅な低下などの改善が行われた<sup>167</sup>。

しかし、Lex Dania XML を使ったシステムには後方互換性がないという問題もあった。

図表 68 第 2 世代 Lex Dania エディタ画面イメージ



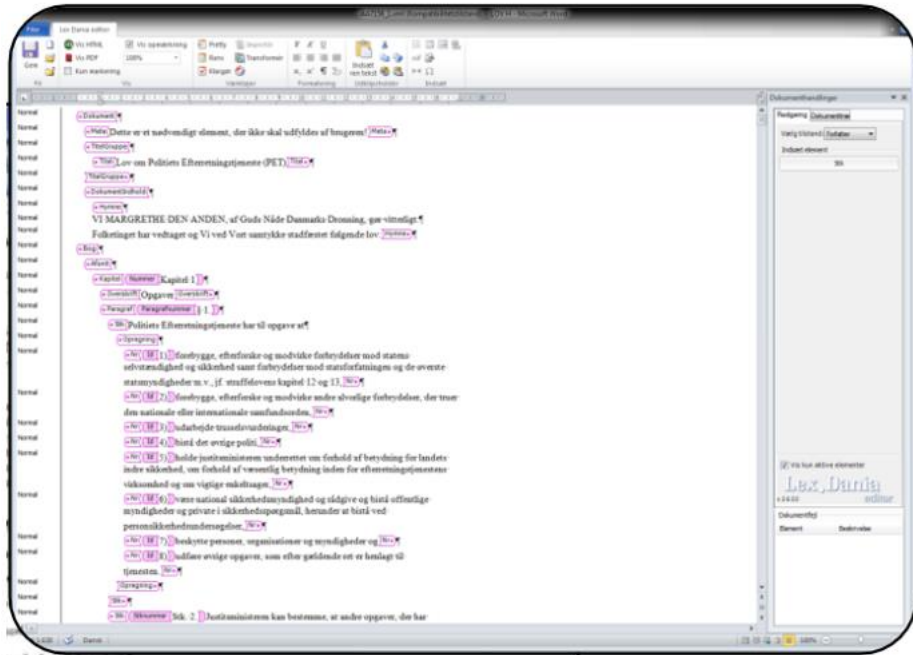
出典：『LDe EunomiaL 議会と政府の立法プロセスに義務化された立法支援ツール』

(<https://op.europa.eu/documents/2895081/3069144/soren-nielsen-vienna-2016.pdf/bf4a78fa-5ce9-6746-219d-79abc94c882f>)

<sup>167</sup> 『LDe EunomiaL 議会と政府の立法プロセスに義務化された立法支援ツール』

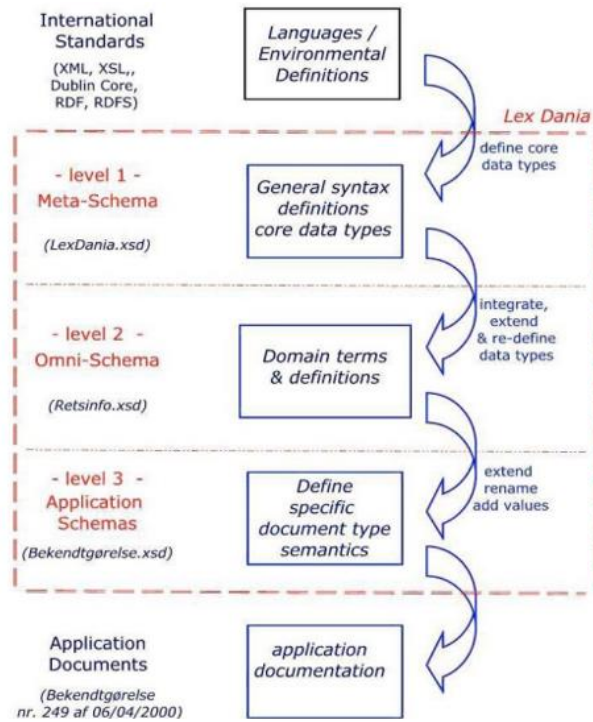
(<https://op.europa.eu/documents/2895081/3069144/soren-nielsen-vienna-2016.pdf/bf4a78fa-5ce9-6746-219d-79abc94c882f>)

図表 69 第 3 世代 Lex Dania エディタ画面イメージ



出典：同掲

図表 70 Lex Dania XML の構造 (2012 年時点)



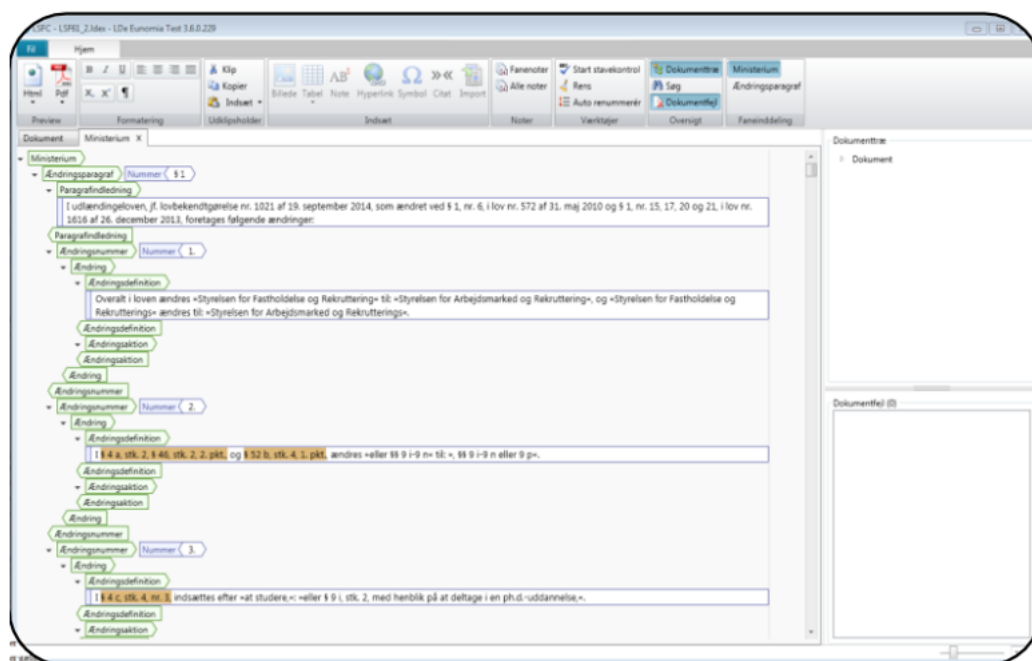


出典：Interoperability Solutions for European Public Administrations 『LEOS - LEGISLATIVE EDITING OPEN SOFTWARE Final Reports』 P85  
([https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2012-05/ISA\\_LEOS\\_Final\\_Results\\_Final\\_Version.pdf](https://joinup.ec.europa.eu/sites/default/files/document/2012-05/ISA_LEOS_Final_Results_Final_Version.pdf))

Lex Dania システムは改良が重ねられたため、議会や省庁など現場は複数のエディタが混在したまま作業せざるを得ないという問題が生じていた。政府と議会から「より簡略化した解決策」と「省庁と議会が共同で使用できるシステムの導入」を求められた結果、市民庁は 2014 年に Lex Dania エディタ Eunomia の開発を開始した。また、もう一つの理由として、Microsoft 社が Word 2013 の時点で、当時の Lex Dania エディタで使用されていた XML 構造を可能とする Word の機能である Custom xml の技術サポートを終了する旨を決めていたため、Word 2010 の技術サポートが終了する 2015 年末までに新しいエディタに切り替える必要性に迫られていたという事情があった<sup>168</sup>。その後、2015 年の国会年度から立法プロセスにおける Eunomia の使用が義務付けられた。市民庁は 2015 年 2 月から 9 月までの期間に関係者 400 名に Eunomia の研修を実施した<sup>169</sup>。

Eunomia から文書作成の構造化が一層強化され、リアルタイムに近い入力エラーの検出が可能になり、法案の起草、修正は Eunomia を介して、また、文書管理や公式官報への公開指示等は Lex Dania 文書管理ツール Klient を介して行われるようになった。2022 年 1 月現在、Lex Dania システムには Microsoft 社の「.NET Framework」が用いられている。現行システムと過去の Word/XML を用いたシステムには互換性がある設計となっている。

図表 71 Lex Dania エディタ Eunomia 画面イメージ



<sup>168</sup> 『2014 年度における市民庁の業務委託契約の改正について』

(<https://www.justitsministeriet.dk/sites/default/files/media/Arbejdsomraader/Ministeriet/Aendring%20til%20Civilstyrelsens%20resultatkontrakt%202014.pdf>)

<sup>169</sup> Søren Borberg Nielsen 『LDe Eunomia-議会と政府の立法プロセスに義務化された立法支援ツール』 P 82 (<https://op.europa.eu/documents/2895081/3069144/soren-nielsen-vienna-2016.pdf/bf4a78fa-5ce9-6746-219d-79abc94c882f>)

出典：『LDe Eunomia 議会と政府の立法プロセスに義務化された立法支援ツール』  
(<https://op.europa.eu/documents/2895081/3069144/soren-nielsen-vienna-2016.pdf/bf4a78fa-5ce9-6746-219d-79abc94c882f>)

本報告書のデンマークの立法過程に関する章においても記載はしてあるが、2018年1月、デンマーク政府は、新しい法律の策定においては、デフォルトで、デジタル対応とする政治的合意に達したことも重要な立法プロセスのデジタル化がより実態的に促進されるための起因となったため、以下、合意文書の一部抜粋を直訳する。

「政府（デンマーク自由党、自由連合、保守人民党）と社会民主党、デンマーク人民党、赤緑同盟、オルタナティブ、デンマーク社会自由党、社会主義人民党は、市民サービスのための時間と資源を確保するために、公的官僚制度を縮小する必要があることに同意している。そこで、政府（デンマーク自由党、自由連合、保守人民党）と社会民主党、デンマーク人民党、赤緑同盟、オルタナティブ、デンマーク社会自由党、社会主義人民党はデジタル・バイ・デフォルト方針に関する合意を結んだ（協定）。これにより、不要かつ複雑な規則を排除し、新しい規則は分かりやすくし、安全で使いやすいデジタルソリューションへと変換していく。本合意協定において、デジタル対応の法制を確保するため、以下の措置について合意する。関係機関は、2018年7月1日から、新しい法律はデジタル・バイ・デフォルトでなければならない<sup>170</sup>」

この政治的合意がデンマークにおける立法デジタル化の強力な推進力となった。

### (3) 開発状況

デンマーク市民庁は、政府と議会が共通のシステムとデータベースを使って立法を行い、またその先の国民までを対象に法律情報へのマルチプラットフォームアクセスを提供するという目的のために Lex Dania システムを独自開発した。1998年頃から Microsoft 社の Word をベースにしたエディタを使っていた経験を元に独自の XML 構造を作り、それを中心に新しいエディタなどを構築していった。.NET Framework への移行が完了しているため、今後起こりうる Microsoft 社 Word バージョンアップや XML 形式の保持に依存することなく、デンマーク独自のバージョンアップ方針に沿って Lex Dania エディタ Eunomia を拡張することが可能であるユーザーが使いやすい UX/UI を重視しており、現在も UX/UI のテストと探求にリソースを費やしている。

### (4) 運用状況

Lex Dania システムの開発・運用は市民庁から委託された民間企業が行っている。開発当初の委託先は NNIT 社（NNIT A/S）であったが、2017年に一般競争入札によりシュルツ社（Schultz）が選定され、以後 Lex Dania システム及び lovtidende.dk や retsinformation.dk 等ウェブサイトのウェブサービスまでを一貫してシュルツ社が担当している<sup>171</sup>。

<sup>170</sup> デンマーク政府および議会『デジタルに対応した立法に関する合意書』  
(<https://www.regeringen.dk/media/4690/digitaliseringsklar-lovgivning.pdf>)

<sup>171</sup> 2017年9月26日『市民庁とシュルツがITシステムで協定を締結』(<https://schultz.dk/om-schultz/nyt-fra-schultz/civilstyrelsen-indgaar-ny-stor-aftale-med-schultz/>)

2022年7月まで、省庁は Lex Dania エディタ Eunomia で作成した法案原稿のマークアップ等をローゼンダール社（Rosendahls A/S）へ外注することができた。ローゼンダール社は省庁からの依頼に基づき、Lex Dania システムを使用してテキストに編集を行っていた。しかし、近年、マークアップ等の業務が行える組織を省内に設置するケースが増えていること、市民庁が関係者に対して Lex Dania システムの研修の機会を積極的に提供していることなどから、ローゼンダール社への外注は減少傾向にあり、省庁は 2022 年 8 月 1 日をもってローゼンダール社とのプリプレス業務に係る契約を終了し、新たな外注先の入札も行われなかったことが発表された<sup>172</sup>。これに伴い、2022 年 8 月以降は Lex Dania システムにおける作業の外注が事実上できなくなることから、市民庁は 2022 年後半に、法案起草の担当者と法案テキストのマークアップを行う担当者を対象として Eunomia 及び Klient のオリエンテーション、デモンストレーション、研修を集中して行う予定であることが、ヒアリングの回答から判明している。また、Lex Dania システムに関する質問や実務的な支援を行う市民庁の担当者の氏名と連絡先が同庁 HP で公開されている<sup>173</sup>。

Lex Dania システムは 2015 年頃から EU の ELI フォーマットの主要部分に準拠しているが、EU の LEOS データベースとの互換性はない（市民庁 Lex Dania 開発担当者へのヒアリングより）。

## (5) 対象とする法令種別

Lex Dania システムは、財務法を除くすべての法律、及び中央政府当局によって発行されたほとんどすべての行政規則の作成に使用されている。また、デンマークの法律情報へアクセスするための入り口である lovtidende.dk と retsinformation.dk での同時公開に不可欠なシステムとなっている<sup>174</sup>。

## (6) システム機能

Lex Dania の設計思想は、上流データの取り込みからその後の編集、エンドユーザーへの公開までをシステム上で一元管理し、VPN 接続とアクセス権限等によってセキュリティを保護しながらマルチプラットフォームアクセスを実現するというものである。Lex Dania エディタ Eunomia では、リアルタイムに近い入力の見直し、スキーマ駆動及び構造化されたドキュメント、メタデータの取得等が可能になっており、現在デンマーク議会、政府で使用が義務付けられている唯一の立法支援システムである。

図表 72 Lex Dania システムアプリケーション一覧

アプリケーション	内 容
立法用テキストエディタ	Lex Dania エディタ Eunomia
素案の電子準備	Lex Dania エディタ Eunomia、Lex Dania 文書管理ツール Klient
法的ガイドラインのデジタルライブラリ	Lex Dania エディタ Eunomia は法律の技術的ルールをサポートし、起草における形式的なエラーを制限する。素案の法的構造を検証する機能が搭載されており、入力中の誤りは即時にフィードバックされる

<sup>172</sup> 『ローゼンダール社との Lex Dania 制作における編集作業に関する契約終了について（プリプレス）』（<https://civilstyrelsen.dk/nyheder/2022/maj/ophoer-af-aftale-med-rosendahls-om-indredaktion-i-lex-dania-produktion-prepress>）

<sup>173</sup> 市民庁 HP (<https://civilstyrelsen.dk/nyheder/2022/maj/ophoer-af-aftale-med-rosendahls-om-indredaktion-i-lex-dania-produktion-prepress>)

<sup>174</sup> lovtidende.dk HP (<https://www.lovtidende.dk/about>)

電子規制影響評価	行っていない
デジタル化チェックアプリケーション	使用していない
省内・省間調整	すべての法案は作成段階で、デジタル化庁デジタル立法事務局のレビューを受ける必要があるが、このプロセスについては Lex Dania を通してではなく、PDF 又は紙でのやり取りとなっている（2022年6月時点）

出典：2022年6月23日実施の市民庁担当者への聞き取り調査による

Eunomia には立案のルール、ガイダンスが組み込まれており、草案作成時のエラーのリスクを抑えている。ユーザーは Eunomia に原稿を直接入力する方法と、読み込んだ原稿をマークアップする方法の2種類から選択することができる。入力には構造化テキスト（条文など）と非構造化テキスト（附属書、ガイドラインなど）の2つの異なるモードがあり、1つの文書への混在も可能である。構造化テキストでは入力ルールが適用される。非構造化テキストは MSWord と同じプロパティが適用される。また、HTML や Lex Dania XML への変換により、データとメタデータをマージすることができ、エンドユーザーシステムを適宜更新する。

Eunomia への入力は即時に検証され、下書き中にエラーが発生するとユーザーに通知される。また、校正用に PDF や HTML のプレビューを生成することが可能で、特定の部分のプレビューを作成することができるため、例えば eOJ のレイアウト等に慣れているユーザーにも負担なく使用できるようになっている。

2022年7月時点で、Eunomia にはスペリングの補正などの機能はあるが、複雑な文章を検出したり、変更したりする機能はない。将来的に技術が成熟したら可能になるかもしれないが今のところ具体的な計画はない。法律を非常に短い時間で出版しようとする、作業を非常に速く進める必要があるが、法文の品質管理の部分について現在はマンパワーで行われている。

Klient は従来議会や省庁で使用されてきたデータキャプチャシステムをベースに開発された専用のアプリケーションである。Eunomia で作成されたテキストを Lex Dania データベースに取り込み、情報の編集や追加を行うことができる。Klient に使用されている構造化テキストは、lovtidende.dk、retsinformation.dk、offentlighedsportalen.dk（パブリックポータル）など、デンマーク政府の情報システムに共通の仕様である。

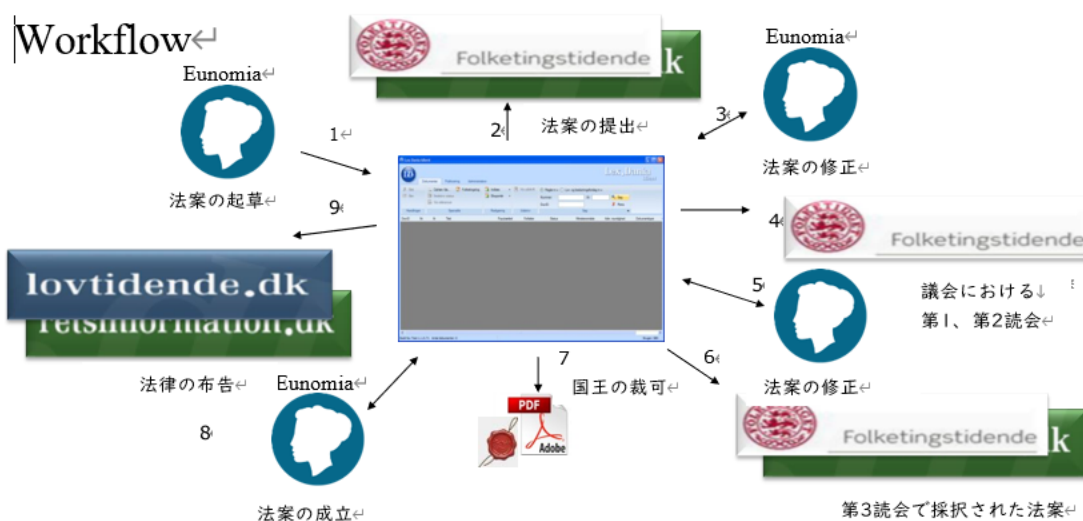
草案の取り扱いや修正案の変更はすべて Lex Dania システムを通じて電子的に行われている。署名入りの真正な PDF を生成することも可能である。立法プロセスで必要とされる最新の文書はすべて議会 HP「ft.dk」で公開され、ICT 端末で閲覧可能で印刷する必要はないが、議会での読会や採決の時に紙に出力する議員も一定数存在している。

図表 73 Lex Dania システムによる立法ドキュメント制作順序



出典：(<https://op.europa.eu/documents/2895081/3069144/soren-nielsen-vienna-2016.pdf/bf4a78fa-5ce9-6746-219d-79abc94c882f>)

図表 74 Lex Dania システムのワークフロー図



出典：<https://op.europa.eu/documents/2895081/3069144/soren-nielsen-vienna-2016.pdf/bf4a78fa-5ce9-6746-219d-79abc94c882f>

## 「法令の改正方式」

デンマークにおいては改正法も新法と全く同じ立法プロセスをとる。つまり、ある法案が成立し、後に改正法で修正を加えようとする場合、現行法と改正法の2つの法律ができることになる。現行法と改正法の統合(溶け込み)版(Konsolidering)と、新旧対照表(Parallelttekster)は各省庁が作成する。統合版と新旧対照表は議会が改正法を審議する際など、主として実務上の補助として作成され、法的な拘束力はない。統合版又は新旧対照表と国会で採択された改正法の間に、誤記により矛盾が生じた場合は改正法が優先される<sup>175</sup>。lovtidende.dkで閲覧できる法文はPDF形式のみである。これに対し、retsinformation.dkは、成立した法律のその後の変更を確認できるだけでなく、特定の法的情報源が有効かどうかを確認することができるため、デンマークにおいて法令検索の第一選択となり得る。改正法の起草についてのルールや原則は法務省が作成している「法律の品質に関するガイダンス(Vejledning om lov kvalitet)」<sup>176</sup>に詳しい説明がある。

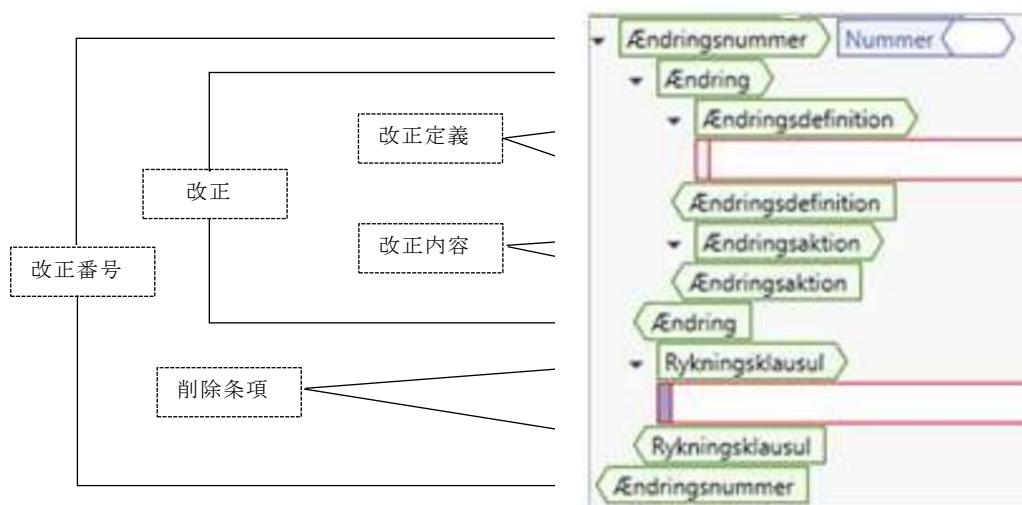
### (1) 改正法の起草

Lex Dania エディタ Eunomia で改正法を起草する際は、まず Lex Dania 文書管理ツール Klient から現行法のテキストを Eunomia にエクスポートする。その後ドキュメントツリー等のツールを使い、Eunomia で改正法テキストのマークアップを行う。この際、MSWord など外部ソースを用いて作成されたテキストのコピー&ペーストも可能である。文書の法的構造の基礎となる項目として、タイトル、サブタイトル、改正される条項、効力がある条項、失効する条項、改正番号等が用いられている。

<sup>175</sup> 1969年11月18日付ガイダンス第243号『法定通知に関するガイダンス』  
<https://www.retsinformation.dk/eli/mt/1969/243>

<sup>176</sup> 2018年6月26日付ガイダンス第9539号『法律の質に関するガイダンス』  
<https://www.retsinformation.dk/eli/retsinfo/2018/9539>

図表 75 改正法ドラフトのマークアップ画面例



出典：

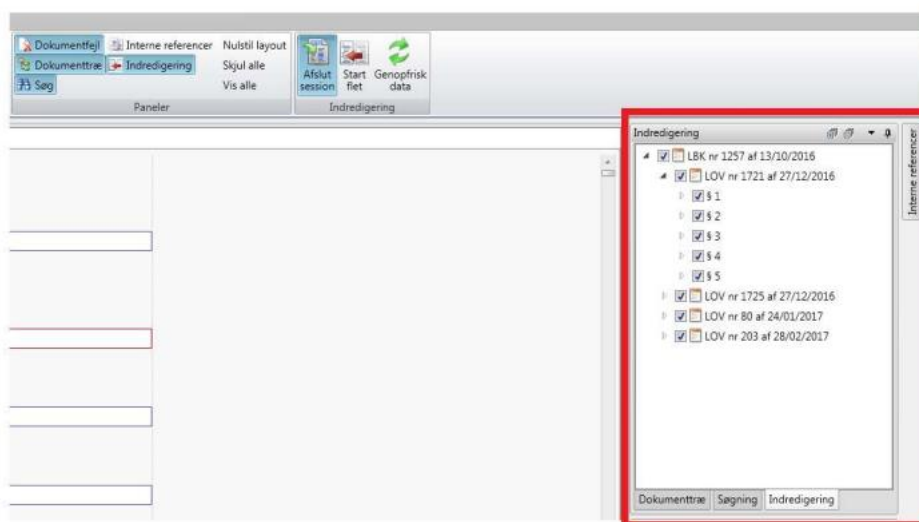
([https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Brugervejledning%20til%20Lex%20Dania%20editor%20Eunomia%20\(version%201.3\).pdf](https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Brugervejledning%20til%20Lex%20Dania%20editor%20Eunomia%20(version%201.3).pdf))

## (2) 統合（溶け込み）版（Konsolidering）

改正法の統合版は、「法律通知（Lovbekendtgørelse 略語“LBK”）」として lovtidende.dk 及び retsinformation.dk で公開される。

改正法の統合版を作成するには、Eunomia のコンソリデーション機能を使用する。Eunomia の「新規文書（Nyt dokument）」から「法律通知（Lovbekendtgørelse）」文書タイプを選択し、年号と番号を用いて現行法を指定し「セッション開始（Start session）」をクリックすると、現行法とその後のすべての改正法が表示される。

図表 76 統合版ドラフト画面例 1

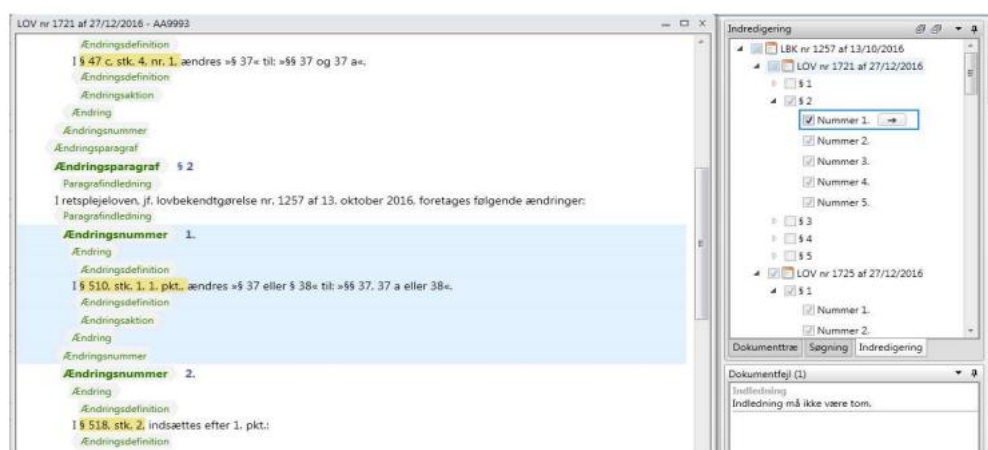


出典：

([https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Brugervejledning%20til%20Lex%20Dania%20editor%20Eunomia%20\(version%201.3\).pdf](https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Brugervejledning%20til%20Lex%20Dania%20editor%20Eunomia%20(version%201.3).pdf))

現行法の段落を指定し、「マージ開始 (Start flet)」をクリックすると、改正法の入力画面が新しいウィンドウで開く。変更する番号が自動でハイライトされるので、ナビゲーションに従って改正のテキストを手動で入力することで、Eunomia に変更が組みこまれる。

図表 77 統合版ドラフト画面例 2



出典：同掲

改正法自体に改正が付随している場合、それらを先に組み込む必要がある。Eunomia のコンソリデーション機能では、改正の順序をコントロールし、改正法に付随している改正を先に組み入れることが可能になっている。

テキストの入力が終了したら、「セッション終了 (Afslut session)」をクリックする。どの段落に改正が組み込まれたかという情報は画面上に表示されなくなり、Eunomia で作成した文書を Klient にダウンロードすることが可能になる。法律の公布や発効規定を入力する作業は Klient で行う。また、注釈が正しく記載されているか、それらを適合させる必要があるか等は別途人手で確認する必要がある。

### (3) 新旧対照表 (Paralleltekster)

新旧対照表は、議会審議資料の附属書として [retsinformation.dk](http://retsinformation.dk) (改正法のページに議会審議資料へのリンクが掲載されている) 又は議会 HP の [ft.dk](http://ft.dk) で公開される。

Lex Dania エディタ Eunomia の文書タイプで「提案された改正法案 (Ændringslovforslag som fremsat)」を選択し、附属書として新旧対照表を作成する。「補足コンテンツ (BemærkningerIndhold)」の「新規投稿 (Nyt efter)」から「新旧対照表 (Paralleltekster)」を選択すると、新しいウィンドウが開き、「現行法と比較した立法案 (Lovforslaget sammenholdt med gældende lov)」という見出しの下に「現行法の文言 (Gældende formulering)」 「立法案 (Lovforslaget) の 2 列に分かれた表が自動的に表示される。

「現行法の文言」は、Lex Dania Klient 又は [retsinformation.dk](http://retsinformation.dk) からコピー&ペーストで入力するか、MSWord など外部ソースからコピー&ペーストする。その際、現行法の HTML 版や PDF 版と同じ書式になるよう、手動で書式を調整する必要がある。

図表 78 新旧対照表の書式調整例（機械翻訳）

附属書 1

Gældende formulering	Lovforslaget
	改正法の段落は太字中央挿え
	§ 23
ツールバーの段落組で「ノーマル」を選択し、インデントする	I retsplejeloven, jf. lovbekendtgørelse nr. 1237 af 26. oktober 2010, som ændret senest ved § 81 i lov nr. 594 af 14. juni 2011 og § 1 i lov nr. 614 af 14. juni 2011, foretages følgende ændringer:
§ 781. Indgreb i meddelelsehemmeligheden må kun foretages, såfremt der er bestemte grunde til at antage, at der på den pågældende måde gives meddelelser eller foretages forsendelser til eller fra en mistænkt,	現行法の段落の文字や数字は太字
1) indgrebet må antages at være af afgørende betydning for efterforskningen og	テキストを全行インデントするには、テーブルセルを2列に分割し、左側に番号、右側にテキストを配置する。Eunomiaでは表中のセルを2分割することができないため、MSWordで表を作成し、フィールド内の適切な場所にコピー&ペーストする
3) efterforskningen angår en lovovertrædelse, som efter loven kan straffes med fængsel i 6 år eller derover, en forsætlig overtrædelse af straffelovens kapitler 12 eller 13 eller en overtrædelse af straffelovens §§ 124, stk. 2, 125, 127, stk. 1, 228, 235,	

出典：

([https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Brugervejledning%20til%20Lex%20Dania%20editor%20Eunomia%20\(version%201.3\).pdf](https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Brugervejledning%20til%20Lex%20Dania%20editor%20Eunomia%20(version%201.3).pdf))

## 「法令の公示方式」

### (1) 整備の主体

公式官報の出版は法務省の責任であり、2004年10月に市民庁が設立されてからは同庁の所轄となっている<sup>177</sup>。政府公式の公式官報ウェブサイト [lovtidende.dk](http://lovtidende.dk) 及び議会と中央行政機関が発行するすべての法律、規制、デンマーク議会文書、議会オンブズマンの声明等を公開する公式法律情報ウェブサイト [retsinformation.dk](http://retsinformation.dk) の所轄も市民庁である。議会はこのシステムの利用者で法務省を通じて間接的に費用を負担している。ごく稀に議会が特定のニーズや機能を使う必要がある場合システムに関連する費用を直接負担することもあるが、通常、費用負担は法務省市民局を通じて行われる（2022年6月23日実施の市民庁担当者へのヒアリング調査による）。

### (2) 公示の媒体

[retsinformation.dk](http://retsinformation.dk) への掲載を免除されている場合を除き、省庁等が発行するすべての法律、政令、省令（命令（bekendtgørelser）、行政機関を規制する省令類（cirkulærer）、ガイダンス（vejledninger））及び行政上の決定事項は原則的に [retsinformation.dk](http://retsinformation.dk) に含まれなければならない。公式官報 Lovtidende C 版に掲載された国際協定・条約等は、[retsinformation.dk](http://retsinformation.dk) に含ま

<sup>177</sup> 2004年10月11日付行政機関を規制する省令類第9606号『市民庁に関する省令』（<https://www.retsinformation.dk/eli/retsinfo/2004/9609>）



れる。規則は、公式官報に掲載されない場合でも、retsinformation.dkに含まれる。文書の題名や呼称は当該規則がretsinformation.dkに含まれるかどうかを決定するものではない。財務法及び補正予算法は、retsinformation.dkには掲載されないが、省庁は、実質的な性質を持つ条項を含む本文の注記を入力する必要がある。ただし、行政の公開に関する法律により公開されていない規則はretsinformation.dkに含まれないものとする<sup>178</sup>。

#### ア 公式官報 (Lovtidende)

Lovtidendeは政府が発行する公式官報で、2008年1月から電子形式でのみ発行されるように定められた<sup>179</sup>。市民庁所轄のlovtidende.dkで公開されると同時にretsinformation.dkでも全文が公開されるが、lovtidende.dkへの掲載のみが法的拘束力のある通知形式である<sup>180</sup>。

2008年の官報電子化に先立ち、法務省が2004年に設置した電子立法官報委員会 (Udvalget om Elektronisk Lovtidende.) が議会に提出した提案書では、retsinfomation.dkがすでに国内で十分に機能し、効果的な法律情報システムとして確立されており、官報電子版のために新しいデータベースを開発するのではなくretsinfomation.dkを活用すべきと結論づけている<sup>181</sup>。

2008年以前の公式官報は、lovtidende.dkで検索することはできないが、王立図書館等で印刷物として閲覧することができる (retsinformation.dkには1665年以降の法律や政令、命令、回覧、ガイダンス、及び行政上の決定事項等がすべて収録され、検索、閲覧、ダウンロード、印刷が可能である)。

検索した法律が適用可能かどうかはlovtidende.dkからは明らかではない。検索結果の法律名の右下にあるretsinformation.dkへのリンクをクリックするとその後の改正や、他の規制や文書との関係を参照することができる。

lovtidende.dkには、メールアドレスと検索条件を登録しておく、条件を満たす法規制が公開されるたびに通知が電子メールで受信できるサービスがある。

デンマークでの立法や法規制に関する情報は、デンマーク語のみで公開される。Lovtidende.dkでの法律情報の検索や閲覧、ダウンロードは無料であり、ダウンロード可能なデータ形式は2022年8月現在のところPDFのみである。

---

<sup>178</sup>1996年2月28日付行政機関を規制する省令第27号『各省庁による Retsinformation の強制配信に関する省令』 (<https://www.retsinformation.dk/eli/mt/1996/27>)

<sup>179</sup>2007年12月12日付通知第1394号『公式官報及び省報の発行に関する法律の一部を改正する法律施行規則』 (<https://www.retsinformation.dk/api/pdf/113512>)

<sup>180</sup>2016年8月10日付通知第1098号『公式官報の発行に関する通知』 (<https://www.retsinformation.dk/eli/ta/2016/1098>)

<sup>181</sup>2005年12月14日付提案書第106号『公式官報及び省令の発行に関する法律の一部を改正する法律 (公式官報電子化)』 (<https://www.retsinformation.dk/eli/ft/200512L00106>)

図表 79 Lovtidende.dk ウェブサイト

The screenshot shows the Lovtidende.dk website interface. At the top, there is a search bar with the text "Søg efter nummer og år, titel eller populærtitel". Below the search bar, there are filters for "Nulstil søgning", "Abonner på søgning", and "26452 resultater passer til din søgning". The main content area displays several search results, each with a title, date, and a link to "Retsinformation". The results include:

- BEK nr 1150 af 20/07/2022: Bekendtgørelse om grøntsagsplanter og grøntsagsplanteformeringsmateriale (21/07/2022)
- BEK nr 1149 af 20/07/2022: Bekendtgørelse om prydblanteforneringsmateriale (21/07/2022)
- BEK nr 1148 af 20/07/2022: Bekendtgørelse om frugtplanter og frugtplanteformeringsmateriale (21/07/2022)
- BEK nr 1147 af 20/07/2022: Bekendtgørelse om plantesundhed (21/07/2022)
- BEK nr 1146 af 14/07/2022: Bekendtgørelse om ekstraordinær tilpasningsstøtte til producenter i landbrugssektoren (15/07/2022)
- BEK nr 1145 af 14/07/2022: (15/07/2022)

出典：<https://www.lovtidende.dk/>

## イ 公式法律情報（Retsinformation）

1984年、政府の法律情報審議会は法律データベースに関する報告書を発表した。この報告書の中で、同審議会は、主に一般的な法律条項からなる国家法律情報システムの構築を提案している。1985年、報告書の提言に基づき、法務省は Retsinformation の構築を開始した。その基本的な内容は、法律、命令、通達などを収録した全省庁の検索データベースである<sup>182</sup>。その後、1998年に現行の法律、命令、通達、回覧等からなるほぼ完全なデータベースが整備され、同年、公式法律情報ウェブサイト retsinformation.dk として一般公開された。

2022年8月現在、retsinformation.dk では、成立した法律のその後の変更を確認できるだけ

<sup>182</sup> 『法律情報のデータベース化に関する報告書』

([https://www.elov.dk/media/betaenkninger/Retsinformationsraadets\\_betaenkning\\_om\\_databaser\\_med\\_konkrete\\_afgoerelser.pdf](https://www.elov.dk/media/betaenkninger/Retsinformationsraadets_betaenkning_om_databaser_med_konkrete_afgoerelser.pdf))

でなく、特定の法的情報源が有効かどうかを確認することができる。公式官報（2008年以降は電子版のみ）にはない機能のため、retsinformation.dk はデンマークにおいて法令検索の第一選択となり得る。また、1つの入り口から法律情報や議会情報など複数のデータベースの情報を検索でき、法文だけでなく、法案という形で議会に提出された資料も収録されている点は、retsinformation.dk の大きな強みである。retsinformation.dk では1665年以降の法律情報が検索、閲覧できるほか、PDFでダウンロードや印刷をすることができる。ただし、2008年以前の情報をPDFでダウンロードしようとするとき「この文書は構造化された形式では利用できません。そのためPDFを作成することはできません」とのメッセージが表示される。

Retsinformation 及び retsinformation.dk の運営の主体は市民庁だが、データベースのすべての文書の入力と更新の責任を負うのは、情報提供者である議会と省庁である。1996年2月28日付通達第28号『Retsinformation への法規制・行政処分の掲載に関する通達』によれば、議会の責任において、議会で議論されたすべての法案と決議の内容が Retsinformation に入力、更新され、個々の省庁はその権限の範囲内にある法規制を入力する<sup>183</sup>。

Retsinformation.dk は、少なくとも1日に1回、議会や省庁が発表した文書を更新しているほか、ウェブサイトと検索エンジンは年2回以上の技術的な改善が行われている。データベースは Lex Dania システム上に構築されている。このポータルサイトでは、議会文書や議会オンブズマンからの報告書にもアクセスすることができる。しかし、裁判所の判例に関する情報については、主に運営側の資金リソース不足から、ユーザーは特定の判例にアクセスするために料金を支払わなければならない。ただし、重要性が極めて高い判例を一般向けに無料で公開するプロジェクトが現在進行中である<sup>184</sup>。

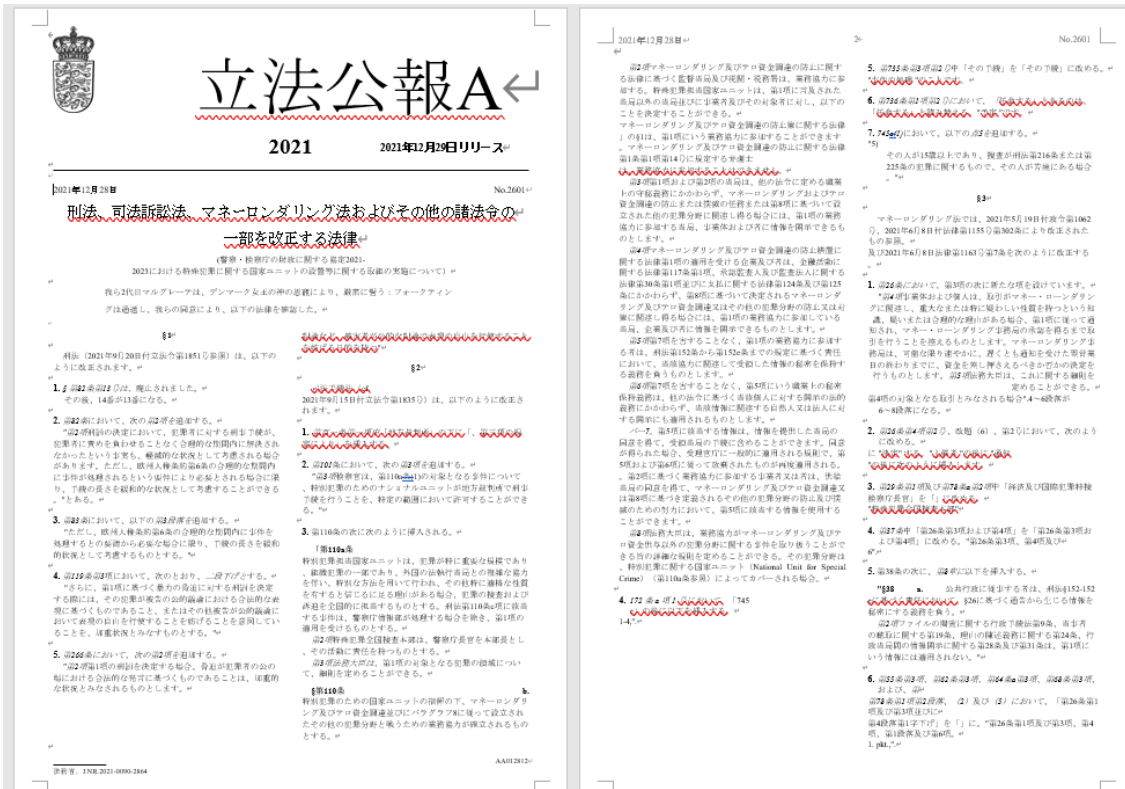
lovtidende.dk とは異なり、retsinformation.dk には、メールアドレスと検索条件を登録しておくことで、条件を満たす法規制が公開されるたびに通知が電子メールで受信できる、というサービスはない。

---

<sup>183</sup> 1996年2月28日付通達第28号『Retsinformation への法規制・行政処分の掲載に関する通達』  
(<https://www.retsinformation.dk/eli/mt/1996/28#:~:text=Alle%20nye%20forskrifter%2C%20der%20udstedes.februar%201996>)

<sup>184</sup> 『Baseline study of cross-border exchange in the Nordic and Baltic countries: Final Report』5.3.1 Denmark (<https://pub.norden.org/temanord2021-547/#>)

図表 80 官報電子版（上）と法律情報ウェブサイト（下）の比較（機械翻訳）



改正法の表示画面サンプル(PDFをダウンロードしたもの)

出典: [www.lovtidende.dk](http://www.lovtidende.dk)

## Retsinformation

その後のレギュレーション変更

詳細な概要を見る

2022年11月3日のLBK第316号

2022年11月3日のLBK第336号

2022年6月17日のLBK第955号

修正/キャンセル

詳細な概要を見る

2000年5月31日の法第434号

2014年7月2日のLBK第128号

2018年12月18日の法第1518号

2018年12月27日の法第1706号

2019年1月7日のLBK第658号

2019年1月7日のLBK第667号

2019年5月7日のLBK第735号

2019年9月20日のLBK第984号

2020年2月4日のLBK第355号

2020年11月27日のLBK第1718号

LBK no 2020 of 11/12/2020

探す

---

該当する

2021年12月28日の法第2601号

法務省

詳しくは >

### 刑法、司法行政法、マネーロンダリング法、その他諸法を改正する法律

(全国特別犯罪対策本部の設置を含む、警察・検察の財政に関する協定における取組 2021-2023)

デンマークの神の恩寵の女王によって、私たちは実際に次のことを行います:

デンマーク議会は次の法律を採択し、私たちは同意を得て批准しました。

§ 1

刑法では、2021年9月30日の大統領令第1851号を参照して、次の変更が行われます。

- 第82条第13条を廃止する。  
いいえ。14番は13番になります。
- セクション82のサブセクション2:  
「PCS. 2. 刑罰を決定する際には、加害者が非難されることなく、加害者に対する刑事事件が合理的な時間内に決定されなかったということも、軽減状況として含まれる場合があります。ただし、合理的な期間内に事件を処理するという欧州人権条約第6条の要件により必要な場合、処理時間は緩和状況としてのみ考慮されます。」

改正法の表示画面サンプル

出典: [www.retsinformation.dk](http://www.retsinformation.dk)

## ウ パブリックポータル（Offentlighedsportalen.dk）

デンマークの文書公開法第 18 条<sup>185</sup>によると、政府はインターネット上に、法律、行政規則、法案及び文書公開に関する国会オンブズマンの意見を掲載したポータルを維持しなければならない。従って、省庁には、省庁の責任範囲内の法律、行政法規、法案が文書アクセスに関する問題に関連する文書をパブリックポータルに掲載することが義務付けられている。省庁は Retsinformation へ文書の掲載を行う際にパブリックポータルに当該文書を掲載する必要性を判断する<sup>186</sup>。

図表 81 Offentlighedsportalen.dk ウェブサイト



出典：<https://www.offentlighedsportalen.dk/>

### (3) 法令種別毎の公示方法の違い

公式官報「Lovtidende」には A 版（法律・省令等）、B 版（予算法）、C 版（国際条約）があり、これらは全て lovtidende.dk と retsinformation.dk で同時に公示される。法文は同じデータベースを使用し、lovtidende.dk では PDF、retsinformation.dk では HTML 及び PDF と出力形式が違うだけである。

官報以外の行政命令、通達、ガイダンス等はすべて retsinformation.dk で公示されるが lovtidende.dk では公示されない。

<sup>185</sup> 「2013 年 12 月 6 日付法律第 606 号『文書公開法』

(<https://www.retsinformation.dk/eli/ta/2013/606>)

<sup>186</sup> 法務省『リーガル品質ガイド 8.5.パブリックポータル』

(<https://lovkvalitet.dk/lovkvalitetsvejledningen/underside-2/8-5-offentlighedsportalen/>)

## 「公式法令データの所在・整備主体」

デンマークでは2006年に官報電子版の発行が可能になり<sup>187</sup>、その後2008年に紙の官報が廃止され電子版に一本化された<sup>188</sup>。また、1996年に、すべての行政上の決定事項は原則的に法律情報データベース Retsinformation に含まれなければならないと定められた<sup>189</sup>。公式官報も、その他の法令もすべて Lex Dania システムと連携する同一データベース上にあり、整備主体は法務省下の市民庁である。

1985年、政府の決定により法律情報データベース Retsinformation の創設が決定され、1989年に法務省下で運用が開始された。創設当初の基本的な内容は、現行法、改正法、命令、通達などを収録した全省庁の検索データベースであった。

1985年に議会に提出された報告書<sup>190</sup>では、当時の欧州主要国の司法情報システムに焦点を当て、一部の国々では国家のシステムと外部の民間ベースで運営されるシステムの両方が存在することから、デンマークにおいては政府主導でシステムを確立するべきか、あるいは Retsinformation の下で民間企業によるデータベースという形をとるかが検討された。報告書を作成した審議会は最終的に、利用者に提示される法律の選択と起草のプロセスに関与し、当局がその責任を負うことが必要であると考え、公式法律情報を国家主導で創設すべきと結論づけている。一方で、このデータベースには国の法令だけでなく、議会資料、税法に関する民間のデータベースなど他の法律資料も含め、可能な限り Retsinformation の下で利用可能にし、公的機関と民間企業の両方が検索できるようにすることを提言している。

## 「民間法令集との棲み分け」

デンマークには法律情報を提供する民間事業者によるサービスが複数存在する。

カルノフグループ (Karnov Group Denmark A/S) による「Jura (<https://www.karnovgroup.dk/loesninger/jura>)」は、デンマークの現行法、専門家のコメント、判例、過去の経緯が分かるデータ、行政実務解説を有料で提供している。「Jura」には効力のある法律と法令がすべて網羅されており、主に大学や法律事務所、民間企業で利用されている。

デンマークで最も良く知られているのはカルノフグループであるが、その他、民間事業者によるサービスとしては「Schultz Legal Research (<https://schultz.dk/loesninger/schultz-legal/>)」や「eLOV (<https://www.elov.dk/>)」がある。

---

<sup>187</sup> 2006年4月19日付け法律第305号『官報及び大臣官報の発行に関する法律の一部を改正する法律(電子版官報)』(<https://www.retsinformation.dk/eli/ta/2006/305>)

<sup>188</sup> 2007年12月12日付通知第1395号『電子官報に関する命令』(<https://www.retsinformation.dk/eli/ta/2007/1395>)

<sup>189</sup>1996年2月28日付省令第27号『各省庁による Retsinformation の強制配信に関する通達』(<https://www.retsinformation.dk/eli/mt/1996/27>)

<sup>190</sup>『法律情報データベースについての報告と具体的判断』([https://www.elov.dk/media/betaenkninger/Retsinformationsraadets\\_betaenkning\\_om\\_databaser\\_med\\_konkrete\\_afgoerelser.pdf](https://www.elov.dk/media/betaenkninger/Retsinformationsraadets_betaenkning_om_databaser_med_konkrete_afgoerelser.pdf))

図表 82 デンマークの民間法令集

サービス名	事業者名	主なコンテンツ	その他の特徴
Jura (有料)	Karnov Group Denmark A/S	現行法、専門家コメント、判例、ヒストリカルデータ、行政実務解説、裁判官による執筆	検索の最適化、動画による解説、1日29回の更新、約300名の専門家、一部英語コンテンツの提供
Schultz Legal Research (有料)	Schultz A/S とデンマーク弁護士協会の共同開発	法律、判例等、公式な法律見解、ウェビナー開催等	検索の最適化、デンマーク弁護士協会の協力
eLOV (有料)	eLOV (弁護士、起業家、エンジニアにて創業)	現行法、判例等、法律・改正法・議会資料等を独自に統合して提供、辞書(法律用語集)等	IT活用による低価格設定、一部無料コンテンツを提供

出典：北欧閣僚理事会レポート Baseline study of cross-border data exchange in the Nordic and Baltic countries: Final report 等より作成

(<https://pub.norden.org/temanord2021-547/#88546>)

## 「Rules as Code 等」

### (1) 法令の利活用に向けた先進的な取り組みに関する志向、取り組み状況

デンマーク政府は長年にわたり、省庁と議会が共通のシステムとデータベースを使用して立法を行うことに率先して取り組んできた。2015年以降、立法文書の取り扱いや修正案の変更、インターネットでの公開はすべて Lex Dania エディタ Eunomia と Lex Dania 文書管理ツール Klient を通じて電子的に行われている。また、政府の公式法律情報ウェブサイト [retsinformation.dk](http://retsinformation.dk) をいわゆるハブにして、唯一法的拘束力を持つ「Lovtidende (公式官報)」、省庁、議会、ステークホルダーが見ることができる資料をすべて公開している「ft.dk」が連携されており、議会で提案された法案がどのようなプロセスを経て法律となり、その後いつどのように改正されたかを確認することができる。

特に特徴的なのは、[lovtidende.dk](http://lovtidende.dk) と [retsinformation.dk](http://retsinformation.dk) に同じデータベースが使われていることであろう。このシングルソースオブトゥールズ (SSOT) アプローチが、立法プロセス全体の合理化とエラーの低減、法令を複数のプラットフォームで利活用することを可能にしている。

後述する、「Rules as Code - 7つのレベルのデジタル化」(2020年、シンガポール経営大学 WONG, Meng Weng 氏の発表)を参照すると、法文専用フォーマットを用いたシステムは、次の文章に示す Rules as Code Level 1.2 に分類されている。『文書の構造が明示的にフォーマットで符号化されているため、正確な参照が可能。フォーマットは“上流”のソースとして機能し、“下流”のソースは HTML や PDF の出力が自動的に抽出される。<sup>191)</sup>』

なお、2021年の北欧閣僚理事会のレポートにおいて、デンマークの立法データベースの構造について次のように評価されている。『立法及び規制情報は、非常に体系的に機械可読形式で公

<sup>191)</sup> WONG, Meng Weng (HUANG Mingrong). 『Rules as code - Seven levels of digitisation. (2020)』. Research Collection Yong Pung How School Of Law. Available at: ([https://ink.library.smu.edu.sg/sol\\_research/3093](https://ink.library.smu.edu.sg/sol_research/3093))

開されている。すべての法的拘束力のある行為は、Retsinformation データベースに機械可読 XML 形式で公開されている。<sup>192</sup>』

**図表 83 デンマークの新しい法律/法規に関する情報は、特定のフォーマットでどの程度体系的に公表されているか**

1：情報の種類	2：デジタル形式での公開	3：機械読取可能な形式でのデータ提供	4：他言語対応（英）
法律に関する情報 （最新の法律・政令など）	非常にシステムティックに行われている （ほぼすべての文書）	非常にシステムティックに行われている （ほぼすべての文書）	例外的にのみ対応
法律関係の公報又は官報	非常にシステムティックに行われている （ほぼすべての文書）	非常にシステムティックに行われている （ほぼすべての文書）	例外的にのみ対応
中央・地方・地域の当局の条例	非常にシステムティックに行われている （ほぼすべての文書）	非常にシステムティックに行われている （ほぼすべての文書）	例外的にのみ対応
トピックスの要約、法律や法規に関するコミュニケーション	ある程度システムティックに行われている	非常にシステムティックに行われている （ほぼすべての文書）	無

[スケール：非常にシステムティック（ほぼすべての文書）、ある程度システムティック、システムティックではない、例外的にのみ、わからない]

出典：北欧閣僚理事会レポート Baseline study of cross-border data exchange in the Nordic and Baltic countries: Final report (<https://pub.norden.org/temanord2021-547/#88546>)<sup>193</sup>

本調査の一環として、2022年6月23日に実施した市民庁 Lex Dania システム担当者とのヒアリングでは、Rules as Code について、他の EU 加盟国や EU 内のフォーラムとも議論をしているほか、新しい技術に関する調査評価も継続的に行っている、とのことであった。

## (2) データ形式

2022年8月現在、retsinformation.dk（公式法律情報ウェブサイト）で公開されている法令は次の閲覧・印刷・ダウンロードが可能である。

<sup>192</sup> 『Baseline study of cross-border data exchange in the Nordic and Baltic countries: Final report 5.3.1』 (<https://pub.norden.org/temanord2021-547/#88546>)

<sup>193</sup> この翻訳は北欧閣僚理事会が作成したのではなく、公式なものとして解釈されるべきではありません。北欧閣僚理事会はこの翻訳やその誤りについて責任を負いません（翻訳版の使用に関する注記）。



## ア 出力データ形式

図表 84 retsinformation.dk で提供するフォーマット

フォーマット	概要
XML	情報を構造化して表示するためのシンプルなテキストベースのフォーマット。
HTML	インターネット上で情報を表示するための標準的な形式。ブラウザ上で簡単に素早く法令を閲覧したい場合は、この形式を選択。
PDF	視覚的に作成されたテキストやドキュメントを表示するための標準的なフォーマット。文書のアーカイブや印刷に適しているが、当該サイト上からダウンロードされた PDF は正本でないことに留意する必要がある。

出典：<https://www.retsinformation.dk/>より作成

## イ データの再利用

2007年9月、市民庁は retsinformation.dk の API サービスを開始した。このサービスは専門的な業務に従事する民間事業者のみが対象とされ、利用には市民庁との契約締結が必要である。サービスのプロトコルは SOAP が用いられている。なお、運用は NNIT 社に委託されている<sup>194</sup>。

2022年7月、市民庁は retsinformation.dk の API サービスをオープンデータとして公開すると発表した<sup>195</sup>。これにより、retsinformation.dk で公開されるデータの API サービスは一定の利用条件の元、誰でも利用することが可能になった<sup>196</sup>。新サービスではプロトコルに REST が用いられ、データ形式は JSON で返される。運用はシュルツ社に委託される<sup>197</sup>。移行期間は新旧のサービスが使用できるが、2022年9月10日以降は REST API のシステムに置き換えられる。

市民庁が法律情報のオープンデータ化を開始した背景には、欧州議会及び EU 理事会によるオープンデータと公共部門の再利用に関するイニシアチブ<sup>198</sup>があると考えられる。また、2021年7月にはデンマーク国内法において「公的機関は、適切な API を介して収集後すぐに動的データを再利用できるようにし、必要に応じて一括ダウンロードの形式で利用できるようにするものとする」と定められている<sup>199</sup>。

<sup>194</sup> 『Retsinforamtion ウェブサービスガイド』

(<https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Retsinformation%20web%20service%20vejledning%20v3.pdf>)

<sup>195</sup> 市民庁 HP (<https://civilstyrelsen.dk/nyheder/2022/jul/retsinformation-nedlaegger-webservice-baseret-paa-soap-api>)

<sup>196</sup> Retsinformation.dk (<https://www.retsinformation.dk/api>)

<sup>197</sup> 『Retsinformation REST API ガイド』

(<https://www.retsinformation.dk/offentlig/vejledning/Retsinformation%20REST%20API%20vejledning%20v1.pdf>)

<sup>198</sup> 『オープンデータと公共部門情報の再利用に関する 2019 年 6 月 20 日の欧州議会および EU 理事会の指令 L172』 ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L\\_.2019.172.01.0056.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2019%3A172%3AFULL](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2019.172.01.0056.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2019%3A172%3AFULL))

<sup>199</sup> 2021 年 5 月 10 日付法律第 843 号『公共部門情報の再利用に関する法律を改正する法律』 (<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2021/843>)

図表 85 データの再利用方法

サービス	概 要
Retsinformation ハーベストサー ビス ( REST API)	API でデータをリクエストすると、過去 24 時間以内に変更、追加、 削除された文書を JSON で返す。ただし、04 ; 00 時以降に修正され た文書は 24 時間後までアクセスできない。本サービスおよび最新の ドキュメントは <a href="https://api.retsinformation.dk/index.html">https://api.retsinformation.dk/index.html</a> から入手 できる。本サービスおよび及び最新のドキュメントは <a href="https://api.retsinformation.dk/index.html">https://api.retsinformation.dk/index.html</a> から入手できる。

## 4. Rules as Code 動向調査

### Rules as Code 動向（整理分類）に関する調査

Rules as Code に関する調査は、Rules as Code はどのような技術又は内容を有するプロジェクトを指すのか、という定義が国際的には明確に定まっていないことを前提に着手した。とはいえ、法令整備プロセスのデジタル化という大きな文脈において、“人間社会を規定する法律や規制といったルールがコード化する”という Rules as Code の日本語意識、また、法制度のデジタル化における過去の動向調査の概要調べから、以下に述べる 2 分類の軸で整理が可能ではないか、という仮説を立て、その検証という手順にて調査を実施した。

#### 【分類 1 法的文書管理に関するシステム技術に関する Rules as Code】

技術適用対象として法令情報データのバージョン管理、法的文書内の情報要素の機械的変更、バグ検知等を含み、新規立法、法令改正、制度改革・制度所管組織変更等におけるワークフローにおけるデジタル化を主なアウトプットとする。

#### 【分類 2 行政組織以外の領域における、デジタル化された法令情報の環境整備導入手法検証に関する Rules as Code】

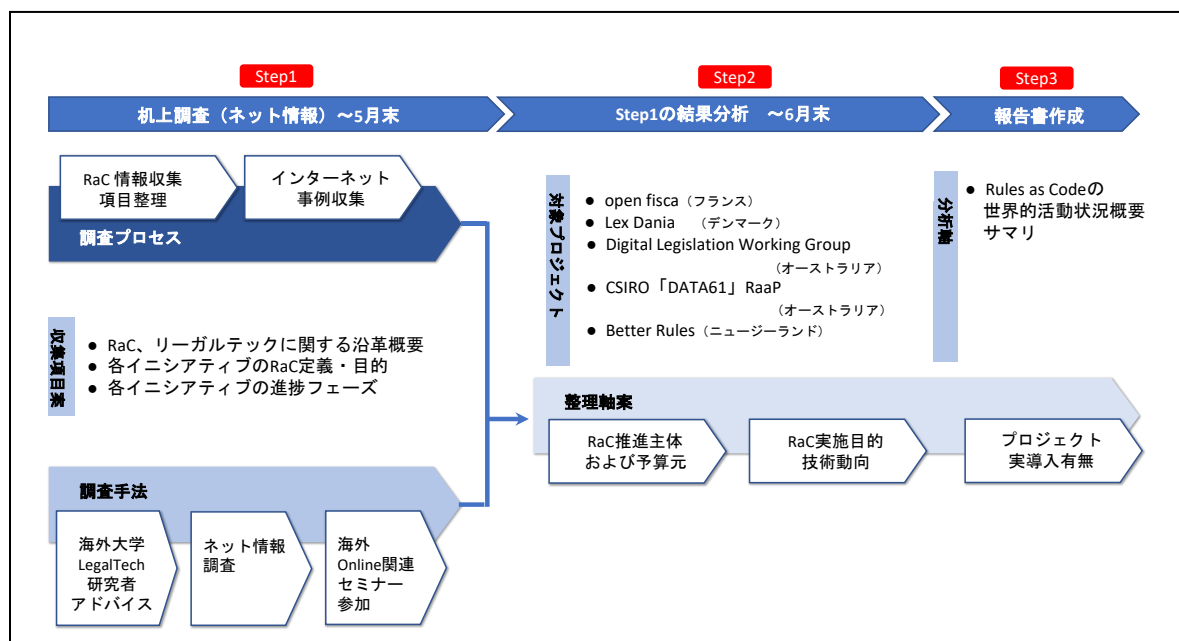
法令規範情報の無償利用、且つ行政組織外にも利用可能な機械判読可能データ提供環境の提供に関わる技術の導入可能性検証の取組みをアウトプットとする。

分類 2 は、以下 2 種の活動（プロジェクト）に細分化できる可能性がある、と予測した。

- 2-1 導入実績がない先端デジタル技術の社会導入において、新しい社会規範の整備手法を、1 か国又は広範囲地域において検証する、規制整備のデジタル化プロセスに関するプロジェクト
- 2-2 社会規制に係る様々な自然言語文書を機械可読なデータとし、オントロジー解析を含む自然言語 AI も実利用するための、社会倫理的な検討も含まれる先端技術開発系プロジェクト

調査のプロセスは、Rules as Code 及び類似するプロジェクトに関する動向調査にあたり、以下の図に示すプロセスに則り、実施した。

図表 86 Rules as Code 動向調査プロセス概要



以下に、Step1、Step2 の調査報告を記載する。

### 調査 Step1 インターネット調査に向けた基本用語選定

インターネット上にある英語（Lex Dania についてはデンマーク語を含む）による情報を、検索エンジンを利用し検索した。検索に利用した基本的な用語は以下の通りである。また、揭示した用語が、どのような意味合いにて使われているかの傾向を、様々な Web サイト等を調査した上で「説明」として補足した。

図表 87 Rules as Code 調査基本用語一覧

検索に使用した用語	説明	参照
Rules as code	<p>Rules as Code は、法体系をコンピュータで実行可能な言語（コード）でモデル化する試みと言える。OECD の公共部門イノベーション部門（OPSI）がこのテーマでレポートを出版した 2018 年頃から「Rules as Code アプローチ」に対する世界の関心が加速した。しかし、調査の結果からも、Rules as Code の厳密な定義を、実質的かつ包括的に書き記すことは困難であることが様々な文献調査の結果判明した。以下に、複数の調査報告書で述べられている Rules as Code の定義の事例 3 点について抜粋する。</p> <p>『RaC (Rules as Code) とは、法律、規則、政策におけるルールを、コンピュータが読んで使えるように、機械が消費できる言語（コード）で起草するプロセス』 OECD 「Cracking the Code (2020) P.17」 / Tim de Sousa 「The Rules as Code Handbook (2019)」</p> <p>『Rules as Code とは、法律案を作成する際に符号化（マークアップ）し、その論理をコンピュータに「読ませる」（チェックさせる）ことで、法律案の作成方法とデジタルでの公開方法を改善しようというアイデアを持つ政府関係者が採用した呼称である。』Matthew Waddington 「Research Note Rules as Code (2020) P.1」</p> <p>『Rules as Code という言葉を、「法的推論を自動化するために、ルールをコンピュータ言語でコード化すること」という意味だけで使う人もいる。（中略）EU の GDPR の要件に準拠するために、ウェブサイトがクッキーの使用に同意するよう求めるということも、最小限の意味での「Rules as Code」の例である。しかし、私が今日取り上げる「Rules as Code」は、より大きな概念であり、将来の法曹界にとってより大きな意味を持つものであ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020 年 OECD レポート (<a href="https://read.oecd.org/10.1787/3afe6ba5-en?format=pdf">https://read.oecd.org/10.1787/3afe6ba5-en?format=pdf</a>)</li> <li>・ 2020 年英領ジャージー起草担当者 Matthew Waddington 氏の論文 (<a href="https://journals.latrobe.edu.au/index.php/law-in-context/article/view/134">https://journals.latrobe.edu.au/index.php/law-in-context/article/view/134</a>)</li> <li>・ 2021 年弁護士／ソフトウェア開発者／データベース・アナリスト Jason Morris 氏のレポート (<a href="https://s3.amazonaws.com/us.inevent.files.general/6773/68248/1ac865f1698619047027fd22e8ddbba6e057e990e.pdf">https://s3.amazonaws.com/us.inevent.files.general/6773/68248/1ac865f1698619047027fd22e8ddbba6e057e990e.pdf</a>)</li> </ul>

	<p>る。Rules as Code の大きなコンセプトは、ルールに関する推論がますます自動化されていくことを認識することから始まる。司法へのアクセスを向上させるための法的サービスの自動化、費用対効果が高く法律に準拠した方法で公共サービスをオンラインで提供すること、政府や規制当局が絶えずルールを追加・変更する中でビジネスのシステムを更新すること、ブロックチェーン上で実行されるスマートコントラクトを活用することなどはどれも Rule が Code になることを意味している。』Jason Morris 「Rules as Code: How Technology May change the Language in which Legislation is Written, and What it Might Mean for Lawyers of Tomorrow (2021) P.1」</p>	
Better Rules	<p>Better Rules とは、政策がデジタルシステムを用いてどのように実装され、提供されるかを明確に想定した上で、政策立案を支援する手法。Better Rules の概念について初めて重要な表現がなされたのは 2018 年の NZ 政府によるレポートとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018 年の NZ 政府 Service Innovation Lab によるレポート (<a href="https://www.digital.govt.nz/dmsdocument/95-better-rules-for-government-discovery-report">https://www.digital.govt.nz/dmsdocument/95-better-rules-for-government-discovery-report</a>)</li> <li>・ 2021 年の NZ の IT 企業 Brainbox による調査報告書 (独立系シンクタンクからの資金提供で執筆) (<a href="https://www.lawfoundation.org.nz/wp-content/uploads/2021/03/Legislation-as-Code-9-March-2021-for-distribution.pdf">https://www.lawfoundation.org.nz/wp-content/uploads/2021/03/Legislation-as-Code-9-March-2021-for-distribution.pdf</a>)</li> </ul>

Law as code	Rules as Code と同じ文脈で使われることが多い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021 年のオーストラリアの学術機関 AustLII によるレポート (<a href="https://austlii.community/foswiki/pub/DataLex/WebHome/datalex-intro.pdf">https://austlii.community/foswiki/pub/DataLex/WebHome/datalex-intro.pdf</a>)</li> </ul>
Legislation as code	Rules as Code と同じ文脈で使われることが多い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021 年の NZ の IT 企業 Brainbox による調査報告書 (独立系シンクタンクからの資金提供で執筆)。 (<a href="https://www.lawfoundation.org.nz/wp-content/uploads/2021/03/Legislation-as-Code-9-March-2021-for-distribution.pdf">https://www.lawfoundation.org.nz/wp-content/uploads/2021/03/Legislation-as-Code-9-March-2021-for-distribution.pdf</a>)</li> </ul>
Rules as data	Rules as Code と同じ文脈で使われることが多い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拡大統合フレームワーク (EIF) 機関誌ホームページ (<a href="https://trade4devnews.enhancedif.org/en/op-ed/rules-data-21st-century-answer-trade-facilitation">https://trade4devnews.enhancedif.org/en/op-ed/rules-data-21st-century-answer-trade-facilitation</a>)</li> </ul>
Computational law	法的推論の機械化に関する法律情報学の分野のひとつである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国スタンフォード大学ロースクールホームページ (<a href="https://law.stanford.edu/codex-the-stanford-center-for-legal-informatics/">https://law.stanford.edu/codex-the-stanford-center-for-legal-informatics/</a>)</li> </ul>
Machine consumable law	「 Better Rules for Government Discovery Report (2018) P.3」の概要から、『Machine Consumable Law』とは、デジタルルールエンジンが用いられた金融支援資格審査ツールや、財務報告書のコンプライアンスチェックツールなどにおいて、自動ソフトウェアによる計算が可能な特定のタイプの法を意味する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018 年の NZ 政府 Service Innovation Lab によるレポート (<a href="https://www.digital.govt.nz/dmsdocument/95-better-rules-for-government-discovery-report">https://www.digital.govt.nz/dmsdocument/95-better-rules-for-government-discovery-report</a>)</li> </ul>
Machine executable law	Machine consumable law と同じ文脈で使われることが多い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020 年 OECD レポート (<a href="https://read.oecd.org/10.1787/3afe6ba5-en?format=pdf">https://read.oecd.org/10.1787/3afe6ba5-en?format=pdf</a>)</li> </ul>
Open Document Format	OpenDocument Format (ODF) は、テキスト、スプレッドシート、チャート、グラフィック要素を含む文書に使用される、オフィスアプリケーション用のオープンな XML ベースの文書ファイル形式のこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OASIS Open (構造化情報標準促進協会) ホームページ (<a href="https://www.oasis-open.org/committees/tc_home.php?wg_abbrev=office">https://www.oasis-open.org/committees/tc_home.php?wg_abbrev=office</a>)</li> </ul>

Semantic web	セマンティック Web とは今まで情報の意味を人間が判断していたという状況を、Web 文書の内容に関する情報をメタデータとして XML で Web ページに持たせることで、情報をコンピュータが自動的に処理することができるという仕組みのこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社サイズホームページ (<a href="https://www.web-meister.jp/guide/glossary/glossary_sa/semantic_web.html">https://www.web-meister.jp/guide/glossary/glossary_sa/semantic_web.html</a>)</li> </ul>
Legal Informatics	法規制を計算可能な形で表現することを基本とする法情報学。	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国ハーバード大学ロースクールホームページ (<a href="https://thepractice.law.harvard.edu/article/legal-informatics/">https://thepractice.law.harvard.edu/article/legal-informatics/</a>)</li> </ul>
Controlled Vocabularies	コントロールドボキャブラリーは、データを一貫して記述するために単語やフレーズを標準化し、組織化したもので、アルファベット順の用語リストや、より広い用語とより狭い用語の階層構造を持つシソーラスやタクソノミとして提供される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧州委員会出版局ホームページ (<a href="https://op.europa.eu/en/web/eu-vocabularies/controlled-vocabularies">https://op.europa.eu/en/web/eu-vocabularies/controlled-vocabularies</a>)</li> </ul>
Legal document management	法令文書管理とは、法令、判例、特許、規則など、あらゆる種類の法律文書の作成、保管、検索を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国 The Stanford Center for Legal Informatics (Codex) ホームページ (<a href="https://law.stanford.edu/codex-the-stanford-center-for-legal-informatics/">https://law.stanford.edu/codex-the-stanford-center-for-legal-informatics/</a>)</li> </ul>
Legal infrastructure	Legal infrastructure とは、法令、テクノロジー、プロセス、社会構造変革等を含んだ課題解決に向けた取組みの総称。2000 年代前後に学術領域で使われていた用語であり、現在は裁判所の公開資料、判例等などのデータセットも含めて利用されることもある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1999 年の米国コロンビア大学ロースクール教授（現スタンフォード大学名誉教授）Ronald J Gilson 氏の論文 (<a href="https://scholarship.law.columbia.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1950&amp;context=faculty_scholarship">https://scholarship.law.columbia.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1950&amp;context=faculty_scholarship</a>)</li> <li>2004 年の英国マンチェスター大学教授（現名誉教授）Anthony Ogus 氏の論文 (<a href="https://assets.publishing.service.gov.uk/media/57a08cbced915d622e001535/CRCwp65.pdf">https://assets.publishing.service.gov.uk/media/57a08cbced915d622e001535/CRCwp65.pdf</a>)</li> <li>Open Data Institute（政府、市民社会等に利益をもたらすデータインフラストラクチャの開発を目的とする英国の非営利団体）のホームページ (<a href="https://www.theodi.org/article/strengthening-our-legal-data-infrastructure/">https://www.theodi.org/article/strengthening-our-legal-data-infrastructure/</a>)</li> </ul>



Regulation as a Platform (RaaP)	Regulation as a Platform は、オーストラリア政府が提唱した「National Innovation and Science Agenda: Platforms for Open Data」の枠組みの下で、政府の主要データである規制の価値を最大化することを目的とした概念実証プロジェクトのこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>CSIRO データサイエンス部門の DATA61 のホームページ (<a href="https://www.csiro.au/en/research/technology-space#:~:text=Introducing%20Regulation%20as%20a%20Platform&amp;">https://www.csiro.au/en/research/technology-space#:~:text=Introducing%20Regulation%20as%20a%20Platform&amp;</a>)</li> </ul>
Smart Contract	あらかじめ設定された IF,Then などのルールに従って、ブロックチェーン上のトランザクション（取引）、もしくはブロックチェーン外から取り込まれた情報をトリガーにして実行されるプログラムのこと。「スマート」は「賢い」という意味ではなく、「自動的に実行される」という意味で用いられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本アイ・ビー・エム株式会社ホームページ (<a href="https://www.ibm.com/jp-ja/topics/smart-contracts">https://www.ibm.com/jp-ja/topics/smart-contracts</a>)</li> </ul>
Rules Engine	ルールエンジンはビジネス規則など「ルール」の運用を自動化するソフトウェアのこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益社団法人企業情報化協会ホームページ (<a href="https://www.bpm-j.org/keyword/r/560/">https://www.bpm-j.org/keyword/r/560/</a>)</li> </ul>
json-rules-engine	json-rules-engine とは、JavaScript Object Notation を用いて設計されたルールエンジンのこと。OpenFisca でプログラムを作成する際に使われることがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>GitHub 掲載ページ (<a href="https://github.com/Rules-as-Code-League/RaC-Handbook/wiki/5-Rules-engines-and-APIs">https://github.com/Rules-as-Code-League/RaC-Handbook/wiki/5-Rules-engines-and-APIs</a>)</li> </ul>
Akoma Ntoso	Akoma Ntoso (アコマ・ントソ) は、シンプル且つ様々なテクノロジーに中立な機械可読な XML スキーマとして開発されており、e-Service としてのデジタル化された議会運営、立法過程及び議事録や判決等の司法文書の互換性を可能にするものである。当初は国連主導（アフリカ諸国の立法活動を支援）であったが、現在は OASIS (Organization for the Advancement of Structured Information Standards) が主体となり、国際標準化の動きが進められている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>United Nations Department of Economic and Social Affairs (UNDESA). “Akoma Ntoso” ホームページ (<a href="http://www.akomantoso.org/">http://www.akomantoso.org/</a>)</li> </ul>
Blawx DocAssemble	「Blawx」とは、LEXpedite Legal Technology Ltd. (カナダ) が開発した、法的推論を複雑なコードの代わりにブロック型のビジュアルプログラミングで扱えるようにしたオープンソースのツール名称。Blawx Docassemble は、プログラマの Jonathan Pyle 氏が開発した契約書等の法的文書対話型のウェブアプリで自動生成できるオープンソースのツールを、Blawx に組み込んだウェブアプリケ	<ul style="list-style-type: none"> <li>LEXpedite Legal Technology Ltd の Blawx 説明ページ (<a href="https://www.blawx.com/">https://www.blawx.com/</a>)</li> </ul>

		ーションのこと。Blawx は OECD のレポート (Cracking the code - Rulemaking for humans and machines, 2020) にて「RaC のために特別に開発された技術プラットフォーム」と紹介されている。	
Red Hat Decision Manager		Red Hat Decision Manager (旧 JBoss BRMS) は、アメリカのレッドハット社 (現在は IBM 子会社) が開発したオープンソースソフトウェアで提供される唯一のビジネスルール管理システムで、OpenFisca でプログラムを作成される際にルールエンジンとして使われることがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>Red Hat, Inc 製品ページ (<a href="https://www.redhat.com/ja/technologies/jboss-middleware/decision-manager">https://www.redhat.com/ja/technologies/jboss-middleware/decision-manager</a>)</li> </ul>
Drools (productized as Red Hat Decision Manager)		Drools も IBM 社が開発したビジネスルール管理システムの一つで、推論ベースのルールエンジンを備えている。OpenFisca でプログラムを作成する際に使われることがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>Red Hat, Inc 製品ページ (<a href="https://www.redhat.com/ja/technologies/jboss-middleware/decision-manager">https://www.redhat.com/ja/technologies/jboss-middleware/decision-manager</a>)</li> </ul>
Neota Logic		Neota Logic は同名のアメリカの会社が開発した、ルール、推論、意思決定管理、文書自動化を組み合わせた AI ソフトウェアプラットフォームで、ノーコードでアプリケーションを作る事も可能。OpenFisca でプログラムを作成する際に使われることがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>Neota Logic Inc. ホームページ (<a href="https://www.neotalogic.com/">https://www.neotalogic.com/</a>)</li> </ul>
Flora-2 and ErgoAI		Flora-2 は、アメリカの米国国立科学財団 (National Science Foundation) 等からの資金提供で開発された論理型プログラム言語で、セマンティックウェブ上の様々な自動タスクの実行に使われる。OpenFisca でプログラムを作成する際に使われることがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>Flora-2 のオープンフォーラムホームページ (<a href="https://flora.sourceforge.net/">https://flora.sourceforge.net/</a>)</li> </ul>

結果、世界各国にて、様々な実装レベルにおける Rules as Code 的なプロジェクト及びワーキンググループや、構想が存在することが判明した。

主に有効であったインターネット上の情報としては、プロジェクトに関するホームページ、Rules as Code 的なプロジェクトの内容に関するジャーナル等の発表論文、また、最も新しい情報が取得できるものとしては、Rules as Code に関するウェビナーにおける研究者達による登壇資料であった。

## 調査 Step1 収集された情報の分類軸設定

調査フェーズその1で収集された多様な情報源、プロジェクト及び資料についての整理を行うため、以下の分類軸を設定した。以下の分類軸設定においては、法令情報の可視化を主に研究している、エストニア国タリン工科大学の協力のもと、実施した。

### 分類軸 一地域性

以下の地域性分類軸を設定した。

図表 88 Rules as Code 地域性一覧

Zone	地域
EU	欧州
Oceania	オセアニア
NorthAmerica	北アメリカ
SouthAmerica	南アメリカ
Asia	アジア
Africa	アフリカ
Global	世界規模

結果、本調査実施時点においては、Rules as Codeに係るプロジェクトが最も活発に行われているのは（一部国連や OECD 等が予算元となる事例もあるが）欧州及びオセアニアであった。本件の調査状況については、図表 91 に示す。

### 分類軸 一プロジェクト種別

以下のプロジェクト種別を設定した。プロジェクト種別は、当該プロジェクト運営組織及び予算元の情報をクロスさせた分類となっている。

図表 89 Rules as Code プロジェクト種別一覧

Project Type	プロジェクト種別
Academic R&D	学術研究
Government initiative	国家主導
PPP	官民連携
NPO / NGO	NPO/NGO
Private sectors	民間企業等
International institutions	国際機関
Others	その他

結果、本調査実施時点においては、学術研究又は国家主導によるパイロットとして実施されている活動や、民間企業も参画した PPP プロジェクトが存在しており、産官学様々なステークホルダーが、壁を設けずにパイロット開発に参画している状況を窺い知ることができる。本件の調査状況については、図表 91 に示す。

## 分類軸 —実装化フェーズ

以下の実装フェーズに関する分類軸を設定した。

図表 90 Rules as Code 実装化フェーズ一覧

Phase 実装化フェーズ	
Proposal or discussion	提言、協議
Pilot underway by a private sector	パイロット開発中(民間独自予算)
Pilot underway by the government	パイロット開発中(国家予算)
Production-ready	パイロット完了、実装前
Already being deployed	実装済

結果、提言・協議のみとなっているプロジェクトは、リサーチ系や、Rules as Code の先端情報交換の場であるものが多く、また、本 Rules as Code 動向調査の対象に挙げられていた次の4プロジェクト(「OpenFisca」「Lex Dania」「Digital Legislation Working Group」「CSIRO」「DATA61」「RaaP Program」「Better Rules」)は、それぞれ、導入実装フェーズに近しく整備が進んだプロジェクトであることが分かった。

## 調査フェーズ Step2 Rules as Code 又はそれに類するプロジェクト群

Step1 の調査の結果として、主なプロジェクト(開発を含むイニシアチブから、情報提供を目的としたフォーラム等も含む)群をリスト化した結果、18件のプロジェクトを抽出した。そのうち、具体的に資料やウェビナー等を通じて、その成果(途中成果)を具体的に公表しているイニシアチブについて選別したところ、9件のプロジェクトが更なる調査対象として抽出された。以下に当該9プロジェクトの一覧を示す。

図表 91 Rules as Code 又はそれに類するプロジェクト一覧

id	地域	国名	プロジェクト名	種別	プロジェクト オーナー	プロジェクト 予算元	フェーズ (2022年6月現在)
1	EU	フランス	OpenFisca	NPO/ NGO	省庁間デジタル 総局(DINUM) 下 Etalab	フランス政府	実装済
2	EU	デンマー ク	Lex Dania	国家主導	法務省、市民庁	デンマーク政 府	実装済
3	EU	デンマー ク	Digital-ready legislation のため のベストプラクテ ィスガイド(仮称)	国際機関	デジタルガバ メント庁及び OECD	欧州委員会 (European Commission)	提言、協議
4	EU	フィンラン ド	Interoperability platform	国家主導	デジタル&人口 データサービス	フィンランド政 府	実装済

					庁(別名フィンランドデジタル化庁)		
5	Oceania	ニュージーランド	Better Rules - Better Outcomes (Better Rules)	国家主導	内務省、内国税歳入庁、議会事務局、ビジネス・イノベーション・雇用省、NSW州等によるコラボレーション	ニュージーランド政府	パイロット完了、実装前
6	Oceania	オーストラリア	Digital Legislation, Policy & Rules Working Group	国家主導	デジタルトランスフォーメーション庁及び福祉省	オーストラリア政府	提言、協議(現在の活動状況は不明)
7	Oceania	オーストラリア	CSIRO DATA61 RaaP Group	学術研究	オーストラリア国立科学庁、連邦科学産業研究所(CSIRO)	オーストラリア政府、学術機関、OECD	パイロット開発中(国家予算)
8	Oceania	オーストラリア	DataLex	学術研究	AustLII (Australasian Legal Information Institute)	学術機関	パイロット完了、実装前
9	North America	カナダ	Rules as Code Discovery Project	学術研究	カナダ公共サービス大学院	学術機関	パイロット開発中(国家予算)

また、上記の8プロジェクトについては、各プロジェクトの目的及び内容調査を実施しており、本報告書の第6章4項に記す。

## 調査フェーズ Step2 Rules as Code の全体動向に関する調査

世界各国・地域の様々な地域におけるプロジェクトの発見及び分類と並行して、Rules as Code そのものに関する技術的な見解や、法令やルールを機械化するための技術適用に係る俯瞰的な研究情報についても、調査を実施した。

本調査では、調査フェーズ1における基本用語の結果から得られた以下一覧におけるリソースの内容文献を対象として調査した。

図表 92 Rules as Code 動向に係る情報源一覧 (2018 年～2021 年)

資料タイトル	著者/出版機関	発表年	概要
Better Rules for Government Discovery Report	NZ Government	2018	NZ 政府が Better Rules を検討し始めた初期に書かれたレポート。いくつかの概念モデリングが検討されている
Cracking the code: Rulemaking for humans and machines	James Mohun & Alex Roberts, OECD	2020	Rules as Code のレポートで最も有名なドキュメントの一つ。 各地域の取り組みがまとめられている
The Law's New Language?	Harvard International Law Journal	2020	法的言語の「コード化」は既存の法的慣行とどのように異なるかなど、技術的な背景も考慮しコードがどのように法を形成するかを探るレポート
Blawx: Rules as Code Demonstration · MIT Computational Law Report	Jason Morris, BlawxAI	2020	カナダ人の研究者／技術者／経営者が MIT で行った Rules as Code のデモンストレーション等
CIAJ-ICAJ LegRules As Code: Discovery Project and Possibilities for the Future	Scott McNaughton, Canada School of Public Service	2020	カナダ公共サービス大学院で実際に法律をコード化した PJ についてのプレゼンテーション資料
Rules as code - Seven levels of digitisation	Meng Weng WONG Singapore Management University	2020	シンガポール経営大学法学部が発行したこの研究レポートでは、スキャンや PDF を用いて法文をインターネットでアクセス可能にすることから、法文の完全自動生成まで、7つのレベルを用いて Rules as Code の定義づけが試みられている
Legislation as Code for New Zealand	Tom Barracough, Hamish Fraser, Curtis Barnes, Brainbox	2021	New Zealand Law Foundation (独立系 NPO/シンクタンク) の資金提供による調査レポート。NZ の Better Rules の提言が書かれているが、他地域の例まで調査を行っている
Research Note Rules as Code	Matthew Waddington, Legislative Drafting Office of Jersey	2021	イギリス王室属領ジャージー(Jersey) 立法草案事務局のドラフティング担当者による Rules as Code に関する考察
RaC: TECHSHOW 2021	Jason Morris, BlawxAI	2021	カナダ人の研究者／技術者／経営者による Rules as Code の総合的なレポート

BACKGROUND PAPER FSL3 LEGISLATIVE FRAMEWORK FOR CORPORATIONS AND FINANCIAL SERVICES REGULATION Improving the Navigability of Legislation	Australia Law Reform Commission	2021	オーストラリアにおける実証研究、ユーザー調査などに関するレポート
---	---------------------------------------	------	----------------------------------

## Rules as Code : 7 Levels

“適用するデジタル技術のレベルを共通化しよう”、というシンガポール経営大学 WONG, Meng Weng 氏の研究成果「Rules as Code - 7つのレベルのデジタル化」(2020年)について、特筆に値すると考えられるため、以下に述べる。

本内容は、Rules as Code の定義や類型化において示唆に富み、今後の Rules as Code 推進の動向に向けて貢献度が高いアウトプットとして位置付けられよう。

著者の WONG, Meng Weng 氏によると、デジタル化の技術内容により、Rules as Code は共通的に段階分けが可能であり、それは 7 つのレベルに分けられる。このセブン・レベルズ (7 Levels) の定義においては、未来社会における Rules as Code の実現可能性を検討するための技術的なガイドとして発表されたものであり、地域特性に特化したものではなく、全世界に共通的な IT 技術を、ルールメイキングのプロセスに適用しうるかどうかを図るための共通ガイドとするために作成されている。

また、その意図を汲み、本資料の著作権はシンガポール経営大学に帰属するが、そのライセンスは非営利目的に限り CC BY-NC-SA 4.0 として、ロイヤリティフリーとしてライセンスが設定されていることも注目に値する。

以下、本資料の目的及び対象範囲について、原文を抜粋の上、直訳する。

### 【原文】

“A guide intended to accelerate sensemaking in discussions involving RaC

#### • Why this document exists

Without a common frame of reference, project stakeholders risk talking at cross purposes. Stakeholders contemplating a “digital transformation” project in the legal domain, such as a “Rules as Code” exercise or a RegTech / SupTech proof-of-concept, may find this document useful to agree on a common vocabulary to facilitate discussion and planning.

To that end, this document classifies “digital transformation” of legal rules into a hierarchy of levels which can be included as terms of reference in planning discussions. While this document is informed by academic discourse, it is intended for practitioners and foregoes the usual citation / footnote style in favour of direct applicability by legal engineers.

In the context of work planning, management can say, “we want to build a Level 3.2 RaC prototype”, and the product engineering team would be able to say, “OK, here is roughly the time, resource, and process required for that.”

#### • Scope

The legal rules envisaged by this document include relatively black-and-white legislative acts and secondary regulations. They do not include “fuzzier” rules originating in the judiciary, which are often phrased in the form of legal principles and doctrines. “

### 【直訳】

“Rules as Code に係る議論においてセンスメイキングを加速させることを目的としたガイド

・このドキュメントが存在する理由

プロジェクトの関係者の中で共通の参照先がないと、話が食い違う危険性があります。

このドキュメントは、Rules as Code の実施や RegTech / SupTech (「Regulatory Technology」の略 / 「Supervisory Technology」の略) の概念実証など、法的領域における「デジタル変革」プロジェクトを考えている関係者が、議論や計画を促進するための共通言語を合意するために役に立つと考えています。

そのため、本ドキュメントでは、法的ルールの「デジタル・トランスフォーメーション」の段階をレベル分けし、計画策定の際の参考となるようにまとめました。本ドキュメントは、学術的議論を踏まえた上で、実務家向けに作成したものであり、また、法分野における技術者が直接適用できるよう引用・脚注のスタイルをとっています。

作業計画の文脈では、例えば、マネージャーが「レベル 3.2 の RaC プロトタイプを作りたい」と言えば、プロダクトエンジニアリングチームが「OK、そのために必要な時間、リソース、プロセスは大体これだ」と言うことができるようになるでしょう。

・対象範囲

本ドキュメントで想定している法的ルールとは、比較的白黒の判別がはっきりしている立法行為や委任された規則が含まれます。法原則や法理論の形で表現されることの多い、司法原理に由来する“ファジーな”ルール群については、対象として含んでおりません。”

以下、7レベル (7 Levels) の概要を簡易表にまとめた。また各レベルの詳細については、WONG, Meng Weng (HUANG Mingrong)氏による発表資料、『Rules as code - Seven levels of digitisation. (2020).』 Research Collection Yong Pung How School Of Law. Available at: ([https://ink.library.smu.edu.sg/sol\\_research/3093](https://ink.library.smu.edu.sg/sol_research/3093)) を参照されたい。

図表 93 7レベル (7 Levels) の簡易概要

段階 (レベル)	用いられる技術や手法	Rules as Code の活用例
レベル 1.0	Scan や OCR	法律と規則 (Legislation and Regulation) といったルールの文章が機械可読式として検索が可能となり、構造化され、またタグ付けがされている。レベル 1.0 では、例えば、データモデルとして、テキストをクリックするとリンクを相互参照することが可能。また、変更履歴をつけてバージョン管理をすることも可能
レベル 2.0	デジタルアプリケーションと製品	法律と規則といったルールを具現化したアプリケーションソフトが、民間又は公的機関によって開発され、また運用整備される
レベル 3.0	宣言型ルールと独立したルールエンジン	法律と規則といったルールの制定のためのレイヤーが設けられる。ルールエンジンは、法律と規則といったルール運用において、明示的に関与する。 レベル 3.0 では、「非技術系ビジネスユーザー」がルールを開発・運用できることが重要な目標とされている。適切なツール



		に支えられ、（理論的には）ソフトウェアプログラマーとは密接に作業する必要がなく、法律と規則と言ったルールをデジタル的に書くことができる
レベル 4.0	オントロジーとの関係	オントロジーとは、どのような実体にどのような役割を持たせるか、例えば、個人か法人か、個人は 21 歳以上か、扶養家族は誰か、居住地の営業日は何曜日かといった個々の構成規則を記述するために特化される。 レベル 4.0 では、オントロジーとルールエンジンが連携される
レベル 5.0	"デジタルツインズ" による自然言語生成	自然言語のルールと並行して、機械で消費する詳細なルールを開発する必要があり、通常よりも早い段階で明示的な設計の議論を行う必要がある。これを「デジタルツイン」戦略と呼ぶ人もいる。レベル 5.0 では、この戦略の発展形として、"デジタルファースト" や "ボーンデジタル" と呼ばれることもある
レベル 6.0	ツールの自動化	KRR（ビッグデータからの知識の抽出・表現や、機械が推論を導けるような AI を利用する高次処理。Knowledge Representation and Reasoning） 記号推論は認識・学習能力とは相補的にあり、こうした記号的 AI を基礎とした知識表現と、ニューラルネット等の機械学習をベースとしたツール群が整備される。レベル 6.0 では、法律と規則の策定に関わる者が、あたかもソフトウェア開発者が使うツールと同じように、利用できる
レベル 7.0	ユニバーサル・アダプション	レベル 7.0 では、期待される普遍的な状況として、例えば、計算結果がデジタルのスプレッドシートで変換されるように、また、写真がデジタルコードに変換されるように、法律や規則といったルールや契約もデジタルなコードとして表現されている

『Rules as Code - 7つのレベルのデジタル化』より引用<sup>200</sup>

### 調査フェーズ Step3 Rules as Code の現在の動向概要

Rules as Code そのものに関する動向や、取り組みに関する意義については、図表 82 Rules as Code 動向に係る情報源一覧（2018 年～2021 年）の各ドキュメントにおいて、それぞれの視点で分析内容を報告している。

そのうち、2021 年 3 月に発表された、BrainBox Institute 社による“Legislation as Code for New Zealand”は、Rules as Code という用語の定義を試みる調査を実施しており、全部で 175 ページという情報量からも、他のドキュメントより調査対象の網羅性について突出している。

<sup>200</sup> WONG, Meng Weng (HUANG Mingrong). 『Rules as code - Seven levels of digitisation. (2020).』 Research Collection Yong Pung How School Of Law. Available at: ([https://ink.library.smu.edu.sg/sol\\_research/3093](https://ink.library.smu.edu.sg/sol_research/3093))

また、研究成果の発表資料という位置づけではないことから図表一覧には含めなかったものの、2021年2月に、米国のコンサルティング会社BRS社のウェブサイト「ビジネスルールジャーナルニュースレター2021年2月号 Vol.22」として投稿された Rules as Code に関する記事『The Distilled Principles of Rules as Code (RaC): How to Produce Better Rules』が、より包括的、かつ、より整理された内容であった。その執筆者の一人である Pim Willemstein 氏が、ニュージーランド政府ビジネス・イノベーション・雇用省の戦略顧問であり、Better Rules イニシアチブに直接関与し、Rules as Code に関する世界的な議論の火付け役と紹介されていることから、Rules as Code 概況を比較的正確に、かつ簡潔にサマライズしている。

上記の理由により、この2つの資料に記載されている、Rules as Code の全体動向に関する概要や Rules as Code アプローチの特徴について抜粋し、次に記す。

## 「Legislation as Code for New Zealand (2021年3月)」の概要

### 1. 本レポートが書かれた背景及び目的

本レポート(2021年3月発行、全173ページ)は、ニュージーランド政府の Better Rules イニシアチブや、国際的な Rules as Code に関する議論に触発され、ニュージーランド政府における上級意思決定者が、Better Rules 実装への可能性を模索し行動するための提言を目的として執筆されたものである。発行母体はニュージーランドの Brainbox Institute 社で、本調査の資金は The New Zealand Law Foundation から提供されている。ニュージーランド国立大学や、シンガポールやカナダをはじめとする諸外国の Rules as Code の研究者、立法実務者が協力者としてクレジットされている。

#### ■ Brainbox Institute 社について

1982年設立。技術、政治、法律、政策等の分析を専門とするニュージーランドのコンサルタント会社で、デジタル技術に関する政策、ガバナンス、規制に詳しいとされる。

#### ■ The New Zealand Law Foundation について

1982年設立の NPO 法人(和訳:ニュージーランド法律財団)。法律分野における公教育、調査、研究等に助成金を提供していたが(拠出額累計26億円)、2020年夏以降、助成事業については休止中である。2022年5月時点、後援をニュージーランド最高裁判事が務めており、役員会は弁護士、法廷弁護士、コンサルタント等から構成されている。

### 2. レポート目次(直訳)

はじめに: エグゼクティブサマリー

第1部: イントロダクションと概要

第2部: Better Rules と Rules as Code の分析

第3部: コードは立法と同じであってはならない

第4部: 法解釈にコードを使う

第5部: 提言とアクション

その他: 参考文献、参考資料、NZ以外の諸外国の研究内容等

### 3. Rules as Code という用語の定義

著者らは Rules as code は“あるテーマ”であり、Rules as Code という言葉そのものには曖昧さがあり、用語としては定義が必要と述べているが、全編を通してそれに成功できていない。

実際に本レポート中で Better Rules、rules as code、law-as-code、Legislation as Code、legislation-as-code、code-as-law system、better rules approach、rules as code models 等々、文脈の中で類似用語が使われており、仮にそれらが厳密に使い分けされていたとしても、読者がその意図を確実に汲みとることは不可能な内容となっている。また、本レポートで最も一般的に使われている用語は、“law as code”である。

#### 4. 本レポートにおける主張（一部）

- ・ **law as code** にはコンピュータサイエンス、法律学、論理学、言語学、法律起草、法令解釈、法律実務、政治科学、社会政策、経済政策、そして一般的な政策立案過程の側面が含まれる。**law as code** をめぐる現在の状況は非常に複雑である。参加者それぞれがどの言語使用者のコミュニティに属しているかによって、命題に異なる解釈のバイアスがかかる可能性がある。ここに優先順位をつけることはできない。（第1部 60～63 参照）
- ・ ニュージーランド議会がコードで書かれた法案を制定する可能性を妨げるものはない。しかし、我々は「**legislation as code**」が国会で採択されるという考え方には懸念を抱いている。原則的に、コード自体に法律としての効力を認めることは、憲法上の重大な混乱を引き起こし、行政・司法・立法間の三権分立を損なうリスクがある。（はじめに—エグゼクティブサマリー16～17 参照）
- ・ **Better rules** アプローチの最大の利点の一つは、政策立法の段階で、起案作業に着手する前に、政策の曖昧さを是正することができる点である。様々な知識資産を準備することは、政策の意図を伝える重要な方法であり、それによって立法起草の質を向上させることができる。（第2部 157 参照）
- ・ システムで実行される解釈の「合理的信頼性」に係る評価について、国会がガイダンスを与えるべきであり、**code-as-law system** に相応の信頼性を担保するためには、「特定された人物が責任を負うことが適切である」。（第5部 455 参照）
- ・ 私たちは、政府、民間企業、NGO、企業団体、研究機関などの意見を取り入れるある種のインキュベーターやサンドボックスを実施することを提案する。同様の取り組みは、世界中の **Fintech**（フィンテック）、**RegTech**（レグテック）分野で展開されている。（はじめに—エグゼクティブサマリー41 参照）
- ・ 著者らは、機械可読とは法律文書の構造化、保存、検索に自動化されたプロセスを使用する能力を意味する、とし、法律に機械可読言語を使用したとしても、法律の基本的な記述内容に根本的な変更を伴わないとしている。その主な例としては、XMLなどのマークアップ言語の使用を挙げている。
- ・ 著者らは、機械可読的な資料とは、依然として、テキストとして使用されることを意図している、としている。すなわち、コードとしてではなく、テキストとして使用されることを意図しており、機械可読(**readable**)と機械実行可能(**executable**)について、厳密に区別している。
- ・ 著者らが定義する **Better Rules** アプローチは、政策立案手法であり、それに対して、**Rules as Code** 研究プロジェクトの多くは、機械で実行可能な言語（コード）で法体系をモデル化することである、としている。

### 「The Distilled Principles of Rules as Code (RaC): How to Produce Better Rules (2021年2月)」の概要

#### 1. 本記事について

本記事は、米国のコンサルティング会社 BRS 社のウェブサイト「ビジネスルールジャーナル ニュースレター2021年2月号 Vol.22」に投稿されたものである。著者の1人 Pim Willemstein 氏はニュージーランド政府ビジネス・イノベーション・雇用省の戦略顧問であり、**Better Rules** イニシアチブに直接関与し、**Rules as Code** の世界的な議論の火付け役として紹介されている。

#### 2. 本記事における主張

- ・ **Rules as Code (RaC)** のアプローチが必要であるという理由について、著者らは、**RaC** は、明確で目的に合ったルールをより優れたものとして作成するという利点だけでなく、次の世代におけるルールベースプラットフォームとして、現実世界の政府等によるルールにより適した基盤を提供できる、という重要な意味を持っている、とする。

- **Rules as Code** は、より広範に進行しているデジタルトランスフォーメーションに起因したリアクションであり、かつ、期待を含む予測である、とする。
- 政府は、**Rules as Code** の採用により政策決定プロセスにおいてより機敏になり、**FinTech** (フィンテック) や **RegTech** (レジテック) などの領域において、イノベーションの機会も生み出す、と述べている。
- 基本的な **Rules as Code** プロジェクトとしては、ニュージーランドの **Better Rules** イニシアチブ、フランスの **OpenFisca** 並びにオーストラリア・ニューサウスウェールズ州政府及びカナダの公共サービス学校等の **OpenFisca** の例が存在するが、イノベーションとしては、**Rules as Code** は初期段階にあり、将来、予想外の方法で進化する可能性があるだろう、としている。
- 著者らは、**Rules as Code** の利点として次の 8 つを挙げている。
  1. 追跡可能性 (トレーサビリティ)
  2. 可視性
  3. 透明性
  4. アクセシビリティ
  5. 信頼性
  6. 規制リスクの軽減
  7. 敏捷性と効率
  8. コンプライアンス
- 著者らは、**Rules as Code** は、次の 6 つの基本原則 (又はコアコンセプト) を有するものとして整理することが可能、としている。

#### (1) デジタル公共インフラ

自然言語で表現されたルールと並行して、コンピュータコードによるルールを提供する責任は、政府が負うべきという議論がある。

現在、一部の法令や規制は、すでにデジタルサービスやソフトウェアシステムの一部としてコード化されていることがある。しかしながら、それは政府によるものではなく、民間企業によるサービスの一部である。透明性、解釈の問題、マニュアル作業に起因する労働時間の削減は、**Rules as Code** の主要な目的である。デジタル経済に適した公共インフラを政府が提供することは、世界の多くの地域で一般的に受け入れられている。「デジタル化された」立法もまた、デジタル社会と経済における基礎的要素である。

#### (2) より良いルール (Better Rules)

**Rules as Code** アプローチは、自然言語と機械語 (コード) 双方が並行して法案や政策を起草することにより、人間の自然言語による法令や規制と言ったルールが、本質的に読みやすく、より完全で、より目的に適ったものになるであろう、と仮定している。従来の人だけに依存した立案作成モデルは、サービスのデジタル化の妨げになる可能性がある。国民の権利、義務、資格を容易に理解できるようにする優れたデジタルサービスを構築することを困難にする可能性が高い。

#### (3) 曖昧さの解消

**Rules as Code** は、人間が使用するルールの明確さと正確さを前提としている。従って概念モデルにおける共通語彙が不可欠である。

概念モデルの開発では明確さの確立と曖昧さの軽減が焦点となる。これは既存の政策立案における意思決定プロセスのモデル化でも同じである。多分野のチームによる検討を重ねることで曖昧さを軽減し、精度上げることができる。

#### (4) デジタルツイン

**Rules as Code** は、法律版デジタルツインである。人間が使用するルールは、機械が使用できる形式、すなわち機械可読性と、高品質を備えた形式である必要がある。歴史的に、既存のルール群は、複雑化し、サイロ化した組織社会により、それぞれ独自の解釈をされている。このような分散されたルールの運用では、起案における意図の一貫性を確保することができない。

(事例として、従業員の給与や休日の支払いは、給与計算ソフトの中でデジタル処理されている。雇用法に定められたルールに準拠する必要があるが、デジタルツインでなければ、給与計算ソフトウェアが雇用法に基づくルールに忠実であることを保証することは不可能である。)

#### (5)同型写像 (Isomorphism)

Rules as Code は、一貫して人間が使用するルールと緊密に連動し、常に変化に対して効果的に同期できることを前提としている。

機械可読式となるルールは、異なる時点での個別の人間による解釈又は翻訳によるルール策定と並行して同時に作成される。このようなデジタルツインは、人間が実社会で使用するルールと密接に結びついたままであり、両者の意味が時と共に乖離してはならない。

#### (6)相互運用性

Rules as Code は、特定のソフトウェアプラットフォームに依存しないことを前提としている。

機械が使用できるルールは、人間の文書解釈等を通してルールが策定されるのと並行して、同時に作成される。このようなデジタルツインは、人間が使用するルールと密接に結びついたままであり、両者が有する意味が乖離することが生じないように、機械可読性と、高い品質精度を兼ね備えた形式でなければならない。従って、政府による政策や法令、規制といったルールは 民主的に簡単にアクセスできるものでなければならない。国民、起業家、ソーシャルイノベーター、ソフトウェア開発者等が開発する Rules as Code のシステムは、ルールを翻訳 (又は解釈) する必要なく「使用 (consume)」できるようにする必要がある。

つまり、オープンソースのソリューションを利用することで、ベンダーロックインを回避することである。オープン且つ標準規格を使用することは、Rules as Code の成功要因である。

## Rules as Code 総論

Rules as Code に関する調査は、本章冒頭に記載した通り、以下に述べる 2 分類化の仮説検証という手順にて調査を実施した。2 分類について、以下に再掲する。

### 【分類 1 法的文書管理に関するシステム技術に関する Rules as Code】

技術適用対象として法令情報データのバージョン管理、法的文書内の情報要素の機械的変更、バグ検知、等を含み、新規立法、法令改正、制度改革-制度所管組織変更、等におけるワークフローにおけるデジタル化を主なアウトプットとする。

### 【分類 2 行政組織以外の領域における、デジタル化された法令情報の環境整備導入手法検証に関する Rules as Code】

法令規範情報の無償利用、且つ行政組織外にも利用可能な機械判読可能データ提供環境の提供に関わる技術の導入可能性検証の取組みをアウトプットとする。

分類 2 は、以下 2 種の活動 (プロジェクト) に細分化できる可能性がある、と予測した。

- 2-1 導入実績がない先端デジタル技術の社会導入において、新しい社会規範の整備手法を、1 か国又は広範囲地域において検証する、規制整備のデジタル化プロセスに関するプロジェクト
- 2-2 社会規制に係る様々な自然言語文書を機械可読なデータとし、オントロジー解析を含む自然言語 AI も実利用するための、社会倫理的な検討も含まれる先端技術開発系プロジェクト

この 2 分類化という仮説については、調査結果からおおよそ乖離がなかったと考えられる。そのうえで、分類 1 が Rules as Code としては基礎であり、基礎が整った国や地域、領域において、分類 2 のプロジェクトが複数実施され始めている、というのが概況であろう。

先述した『セブン・レベルズ』の技術レベル分類に対し、先進的に法整備のデジタル化が進むデンマーク国の現状や、近年積極的に法令事務のデジタル化を進めているドイツ共和国の調査状況を照らし合わせても、現在の状況はレベル 2.0 まで、すなわち、法律と規制 (Legislation and Regulation) といったルールを具現化したアプリケーションソフトが、民間又は公的機関によって開発され、また運用整備され、また運用中、という状況である。これは、分類 1 の内容にあたる。

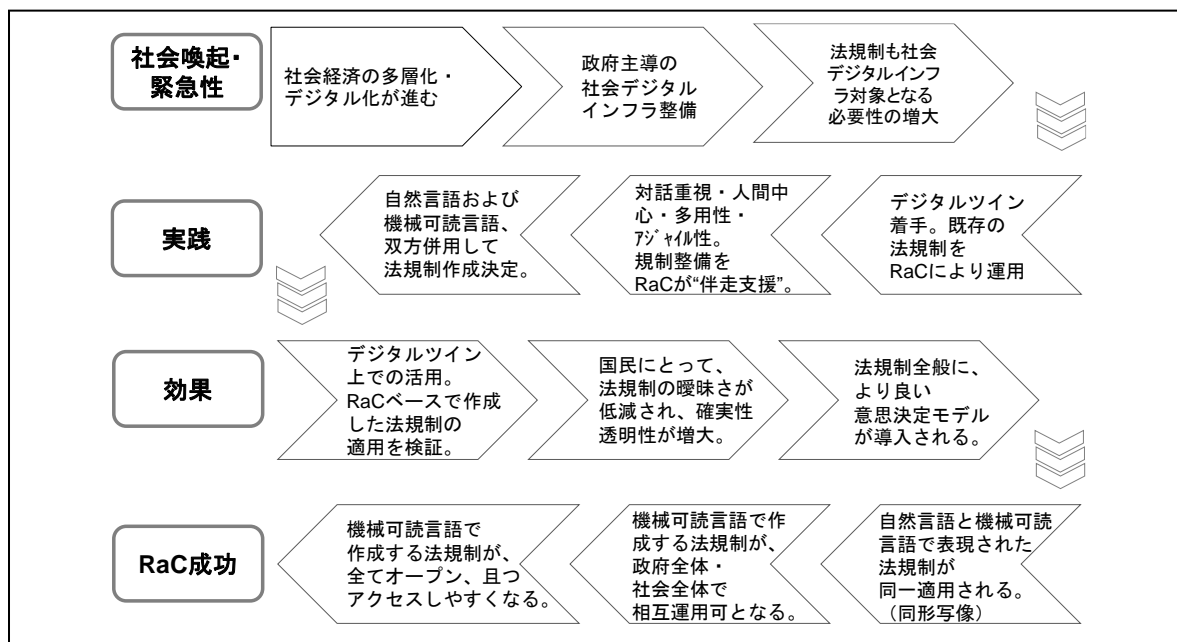
世界的に、その次の技術レベルとされる、3.0、すなわち、法律と規制 (Legislation and Regulation) というルールエンジンが、これら法令規則の実運用において、明示的に関与し、IT エンジニアではない文官や民間サービサー等が、法令や規制等を、ルールエンジンを使って開発・運用できている状況にあるとは考えにくい。ソフトウェアプログラマーとは密接に作業する必要がなく、法律と規制 (Legislation and Regulation) と言ったルールを、“デジタル的に” 書くことができる、という環境整備に向けて、いくつかのプロジェクトが実施されている事実は認められたが、1 つの国家全体が、全法令規制において、上述の状況を整備している事実は、発見できなかった。

とはいえ、法令規制の文書が機械可読式となり、データとして構造化され、また利活用可能な環境を整備することについては、デジタルガバメントを目指す国においては、重要な基盤整備の一つとして投資対象となっていることは事実であり、図 81 に示す通り複数の国家が、国予算の下、法令事務のデジタル化を含む Rules as Code プロジェクトを行っている。

今後日本国においても、分類 1 及び分類 2 のプロジェクトを実施する可能性がある場合、段階を踏んで進めていくことが推奨される。

技術的なレベルから実施の段階を検討する場合は、7 レベルの指標が参考になるであろう。技術ではなく、プロジェクトの実施可否を検討するには、Rules as Code プロジェクトに対する投資対効果が得られる状況になっているかどうかの検証が必要であると考えられるが、その検証手順としては、以下の図表 84 Rules As Code を支える推論検証手順を、参考として提示する。

図表 94 Rules as Code を支える推論検証手順



出典：ビジネスルールジャーナルニュースレター2021年2月号 Vol.22

「Fig.1 Rules as Code を支える推論」翻訳版

(<https://www.brcommunity.com/articles.php?id=c059>)

改めて、**Rules as Code**に関する調査報告としての最新動向の一例として、7レベルに関する資料や、**Better Rules**に関するレポート記事を、より特出して上述してはいるが、本調査書作成の時点で、実際に実導入まで至った**Rules as Code**の主流は、やはり、法令事務（起草から国民への公開まで）における機械可読化・自動化を適用する範囲と、それを実現する技術についての議論である。

中でも特に議論が多いのは司法の意思決定、立法草案を含む行政の意思決定において自動化システムがどのように使用されているか又は使用され得るか否かについての実証や議論が、現在の**Rules as Code**の主要動向と言えるであろう。

政府の意思決定において、自動化が大きな影響を与えると予想される1つの分野は、立法プロセスにおける草案作成である。自動化ツールの1分類である立法分析・レビューシステムは、立法者が立法案の整合性や結果を判断することを支援するものである。自動化ツールのその他の分類は、半知能的な起草支援システムであり、例えば、起草規則や基準をコンピュータのアルゴリズムで翻訳することによって、政策に関する情報を立法文に“翻訳”することで、立法作成を支援するものである。

しかしながら、立法プロセスの自動化や、法令規制に関するテキストの機械可読化が**Rules as Code**ではない。それらは、**Rules as Code**の一要素である。

**Rules as Code**は、人間が読めるルールと機械が読めるコードとしてのルールを共に起草し、機械が読めるルールの公式版を一般に公開するという、ある1つのアプローチである。その目的は、自然言語で書かれた法令規則と同時に、機械で読める形式の規則を作成することで、立法の複雑さや曖昧さという課題を改善しようとするものである。また、理論的には、立法草案の明瞭性と論理性を高め、また、デジタルシステムを運用することで、政府の立法プロセスの透明性と説明責任を強化することができる。

今後我が国においても、**Rules as Code**に類した実証プロジェクトの可能性があったら、政府の意思決定における機械的意決定支援が、果たして法的価値に準拠するのか、又は人が作成する法的価値と差が生じるのか、という点から課題抽出を行い、従来よりもさらに多様なバックグラウンドを持つ関係者たちと共に、それらの課題の検証・分析を行うことを提言する。

## Rules as Code に関する各プロジェクトに関する調査結果概要

図表 81 **Rules as Code** 又はそれに類するプロジェクト一覧（調査対象プロジェクト）として挙げたプロジェクトのうち、デンマークの章に記載した **Lex Dania** に関するプロジェクトを除く 8 プロジェクトについて、各基本情報及びプロジェクトの概要と目的を述べる。

付記として、詳細調査の対象地域・国であった、①欧州委員会の **LEOS** と **EU-Lex**、②ドイツ連邦共和国の **E-Gesetzgebung** 及び③デンマークの **Lex Dania** については、それぞれのプロジェクト報告に関する **Rules as Code** の章にて報告されている。

## OpenFisca

プロジェクト名	OpenFisca
国名・地域名	フランス共和国
プロジェクト種別	国家主導
プロジェクト予算 元組織	2011年開始当時は、首相直下のフランス戦略庁（France Stratégie）。現在は、省庁間デジタル総局（DINUM）下の Etalab に引き継がれている。
導入に向けたステージ	実装済（フランス国内外で多くのユースケースあり）
プロジェクト目的 及び概要	<p>OpenFisca はマイクロシミュレーションモデルを用いた汎用性の高いオープンソースソフトウェア（プラットフォームやルールエンジンと呼ばれることもある）。</p> <p>a. 法律を直接モデル化した規則をコード化し、オープンかつ再利用可能な形式で公開する。</p> <p>b. コード化された規則をナビゲートして、その規則が自分の状況にどのように適用されるかを理解できるようなサービスを公開する。</p> <p>c. 研究目的のために、法律の変更に関する情報やモデルを提供するために、コード化された規則を使用する<sup>201</sup>。</p> <p>GitHubにはこれまでに開発された OpenFisca の様々なソースコードが公開されており、2,500 以上のモデル化されたパラメータや、2,300 以上の変数を計算可能にする数式コードを用いて任意のアプリケーションを設計することやローカライズすることが可能。</p> <p>国外ではニュージーランド、オーストラリア、スペイン、イタリア、英国、ウルグアイ、コートジボワール、セネガル、マリで OpenFisca を使用したアプリケーション例多数あり（2022年5月時点）</p>
参照リソース	<p>1) <a href="https://openfisca.org/en/">https://openfisca.org/en/</a></p> <p>2) <a href="https://github.com/openfisca">https://github.com/openfisca</a></p> <p>3) <a href="https://www.etalab.gouv.fr/">https://www.etalab.gouv.fr/</a></p>

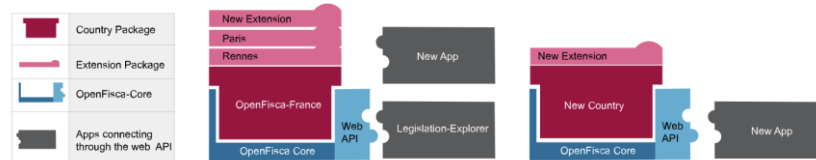
<sup>201</sup> Brainbox 『Legislation as Code for New Zealand/Opportunities, Risks and Recommendations』 (<https://www.lawfoundation.org.nz/wp-content/uploads/2021/03/Legislation-as-Code-9-March-2021-for-distribution.pdf>)



図表 95 OpenFisca のモジュール例

## Project components

OpenFisca is a modular project. Depending on your goals, you will install and interact with one or several of the OpenFisca Components.



出典：<https://openfisca.org/doc/projectcomponents.html>

図表 96 OpenFisca を使用したアプリケーションで 2020 年からフランス政府で使用されている「LexImpact」の画面

Revenu net à déclarer (€/Mois)	Impôt sur le revenu par an (€)
1 300	0
2 600	1 839
3 200	1 292
4 500	2 545
4 500	1 655
4 500	1 206

出典：<https://beta.gouv.fr/startups/leximpact.html>

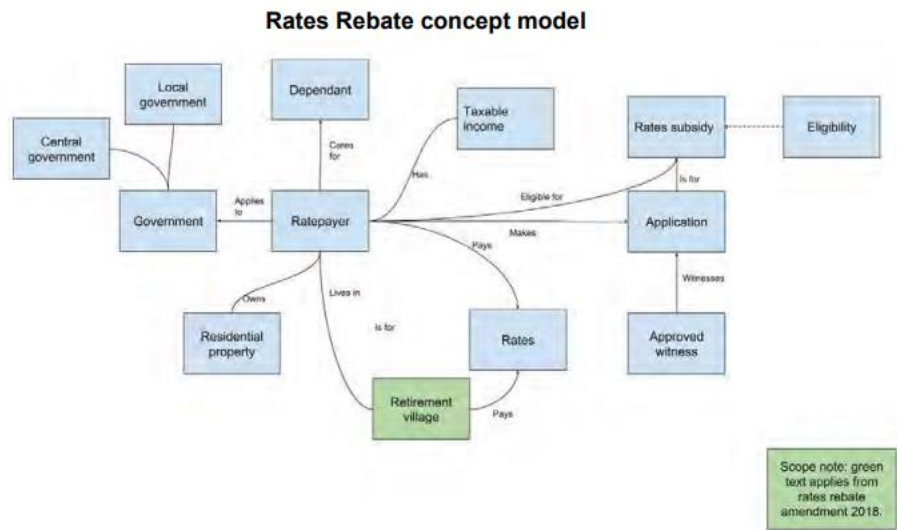
## Digital-ready legislation のためのベストプラクティスガイド(仮称)

プロジェクト名	Digital-ready legislation のためのベストプラクティスガイド (仮称)
国名・地域名	デンマーク王国
プロジェクト種別	国際機関
プロジェクト予算元組織	欧州委員会 (EU Commission)
導入に向けたステージ	提言・協議 (2022 年後半から 18 か月間のプロジェクト)
プロジェクト目的及び概要	<p>既存の法律の多くはデジタル化が前提で作成されておらず、当局が規則を近代化する作業は非常に複雑である。そこで、デンマークデジタルガバメント庁は、欧州委員会構造改革支援総局 (DG REFORM) から 60 万ユーロ(約 8,500 万円) の援助を受け、OECD 規制政策部門 (Secretariat's regulatory Policy Division) と共同で、デジタル化対応チェックが必要な既存の法律を抽出し優先順位をつけるための新しい方法の研究に着手する。立法のデジタル対応の推進に利用できる「ガイド」やロードマップを作り、ベストプラクティスとしてデンマークのみならず他の地域においても役立てることを目的としている。</p> <p>法律を起草段階から機械で読取可能にする Rules as Code アプローチとの関連性は現時点では不明だが、本プロジェクトは法律をデジタルで管理するための研究であり、プロジェクトからの知見が逆説的に草案段階からのデジタル対応の推進につながる可能性を持っている。</p>
参照リソース	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) <a href="https://en.digst.dk/news/news-archive/2022/march/eu-grant-allows-denmark-to-develop-method-to-further-digital-ready-legislation/">https://en.digst.dk/news/news-archive/2022/march/eu-grant-allows-denmark-to-develop-method-to-further-digital-ready-legislation/</a></li> <li>2) <a href="https://joinup.ec.europa.eu/collection/better-legislation-smoother-implementation/news/dk-develop-method-revise-existing-legislation">https://joinup.ec.europa.eu/collection/better-legislation-smoother-implementation/news/dk-develop-method-revise-existing-legislation</a></li> </ol>

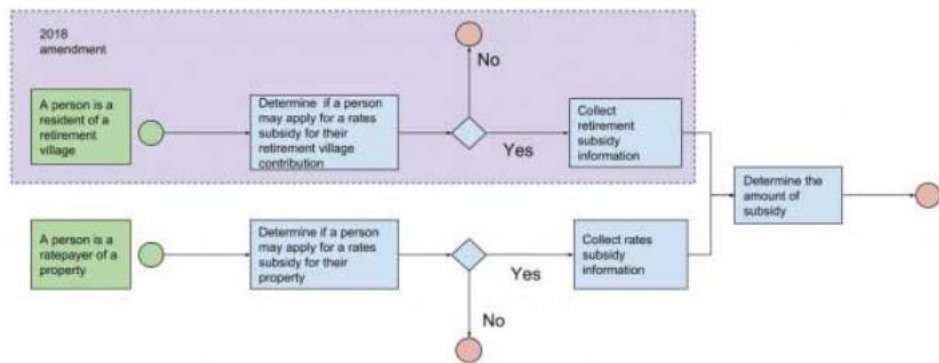
## Better Rules - Better Outcomes (Better Rules)

プロジェクト名	Better Rules
国名・地域名	ニュージーランド
プロジェクト種別	国家主導
プロジェクト予算 元組織	内務省、内国税歳入庁、議会事務局、ビジネス・イノベーション・雇用省、NSW 州他
導入に向けたステ ージ	パイロット完了、実装前（給付金や財務分野の公的機関を中心にニュージーランド国内外で多くのユースケースあり）
プロジェクト目的 及び概要	<p>「Better Rules Better Outcome」は、政策立案における概念的な一貫性と論理的な整合性を高め、コンピュータシステムで法律の解釈と効果をモデル化することで、結果として立法を改善することを目的とした学際的なアプローチである。</p> <p>ニュージーランドでは 2018 年から Better Rules アプローチの実践的な研究が行われており、国際的な協働にも積極的に取り組んでいる。</p> <p>Better Rules のコンセプトモデル、ディシジョンツリー、ルールステートメン等、方法論はユーザーマニュアルとして <a href="https://www.betterrules.govt.nz/">https://www.betterrules.govt.nz/</a> で公開されている。</p> <p>省庁、地方自治体、公共機関は、Better Rules の方法論を使い、政策アナリスト、弁護士、立法起草者、サービスデザイナー、ソフトウェアエンジニア、エンドユーザー等複合領域の専門家で構成されたチームで、全体的な法規制システムを事前に考慮することができる。</p> <p>Better Rules アプローチを採用したユースケースを持つニュージーランドの公的機関は以下の通り（2022 年 5 月現在）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故補償公社 (ACC)。</li> <li>・ 内務省(DIA)</li> <li>・ 内国歳入庁(IR)</li> <li>・ ニュージーランド土地情報局(LINZ)</li> <li>・ 第一次産業省(MPI)</li> <li>・ ビジネス・イノベーション・雇用省(MBIE)</li> <li>・ 社会開発省(MSD)</li> </ul> <p>国外ではイスラエル、パラグアイがニュージーランド政府と共同で、オーストラリア、カナダ、米国ではそれぞれ政府機関による Better Rules アプローチを取り入れたパイロット・プロジェクトが行われた。（2022 年 5 月時点）</p>
参照リソース	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) <a href="https://www.betterrules.govt.nz/">https://www.betterrules.govt.nz/</a></li> <li>2) <a href="https://www.digital.govt.nz/dmsdocument/95-better-rules-for-government-discovery-report">https://www.digital.govt.nz/dmsdocument/95-better-rules-for-government-discovery-report</a></li> <li>3) <a href="https://serviceinnovationlab.github.io/projects/legislation-as-code/">https://serviceinnovationlab.github.io/projects/legislation-as-code/</a></li> <li>4) <a href="https://www.lawfoundation.org.nz/wp-content/uploads/2021/03/Legislation-as-Code-9-March-2021-for-distribution.pdf">https://www.lawfoundation.org.nz/wp-content/uploads/2021/03/Legislation-as-Code-9-March-2021-for-distribution.pdf</a></li> </ol>

図表 97 Better Rules コンセプトモデルとフローモデルのイメージ



**Rates Rebate flow model**

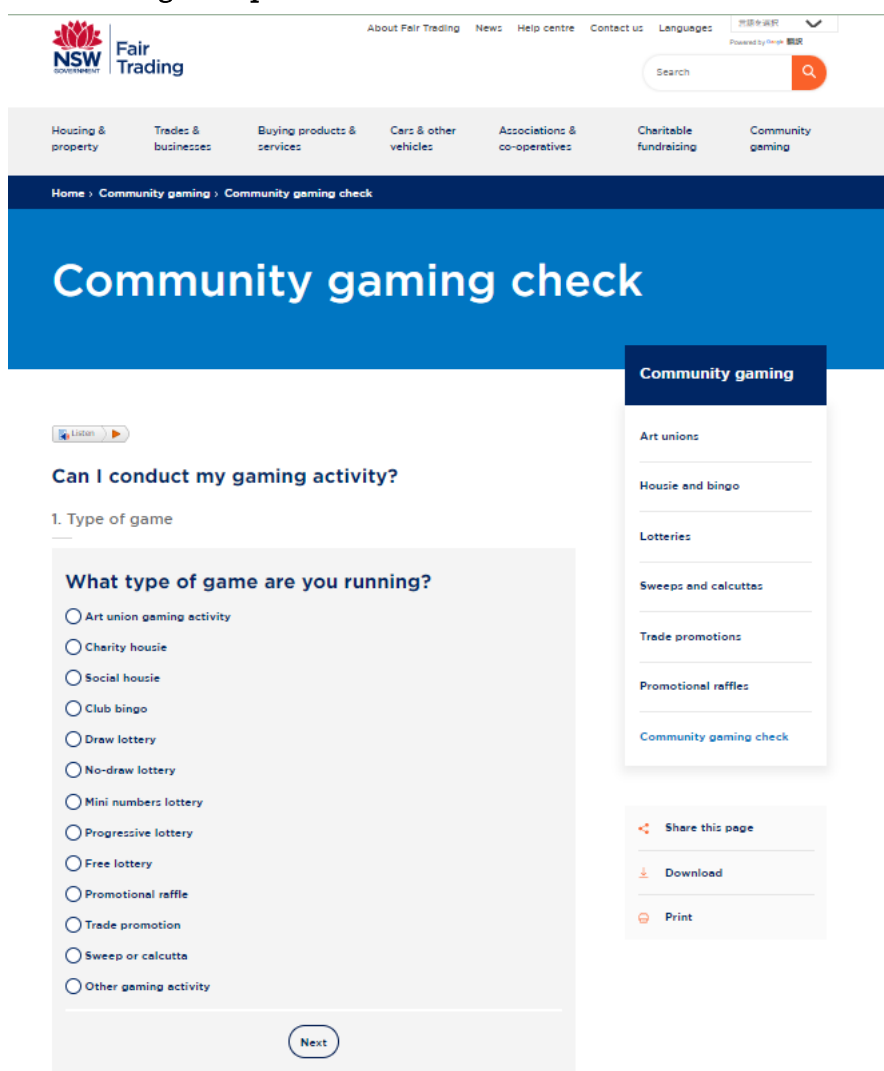


出典 : <https://www.digital.govt.nz/dmsdocument/95-better-rules-for-government-discovery-report/html>

## Digital Legislation Working Group

プロジェクト名	Digital Legislation Working Group
国名・地域名	オーストラリア連邦
プロジェクト種別	国家主導
プロジェクト予算元組織	デジタルトランスフォーメーション庁 (DTA) 及び福祉省 (DHS) 他
導入に向けたステージ	提言・協議 (ワーキンググループ (WG) は 2019 年初頭に始められたが、現在の活動状況は明らかではない)
プロジェクト目的及び概要	<p>2019 年 4 月、オーストラリアの DTA と DHS は、デジタルの法律、政策、規則について、政府全体における潜在的な機会と影響を理解するための WG (Digital Legislation Working Group) を立ち上げたと発表した。WG の主たる目的は、省庁や部門を超えた学際的なチームを編成し、機械可読な政策、規則を策定するためのアプローチを検証することであった。</p> <p>WG 参加組織は次の通り。(2019 年 4 月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会事務局 (Office of Parliamentary Counsel)</li> <li>・ 教育訓練省 (Dept of Education and Training)</li> <li>・ 内閣府 (Dept of the Prime Minister and Cabinet)</li> <li>・ 弁護士総局 (Attorney-General's Dept)</li> <li>・ 財務省 (Dept of the Treasury)</li> <li>・ 社会福祉局 (Dept of Social Services)</li> <li>・ オーストラリア税務署 (Australian Taxation Office)</li> <li>・ オーストラリア刑事情報委員会 (Australian Criminal Intelligence Commission)</li> <li>・ ニューサウスウェールズ州政府顧客サービス局 (NSW Government Department of Customer Service)</li> <li>・ オーストラリア国立科学機関のデータサイエンス部門 (CSIRO's Data 61)</li> </ul> <p>今回の調査において、2019 年 4 月 10 日の WG 発足資料以外に WG、DTA 又は DHS から公表された資料は見つけることはできなかった。地方自治体で本 WG メンバーの NSW 州下の Policy Lab は機械可読型の法律と政策に関する PoC を継続して行っており、国際的に認知度も高い。</p> <p>また、本 WG との関連性は確認できないが、オーストラリア政府の要請でオーストラリア法改正委員会 (ALRC) が作成した法律のデジタルナビゲーションの改善に関する報告書 (2021 年 10 月発行) では、議会草案室 (Parliamentary Drafting Office) に対して XML とハイパーリンクを使って電子版官報 (現在は PDF) のナビゲーションを改善する提言が行われている。</p>
参照リソース	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) <a href="https://www.dta.gov.au/blogs/exploring-opportunities-digital-legislation-policy-and-rules">https://www.dta.gov.au/blogs/exploring-opportunities-digital-legislation-policy-and-rules</a></li> <li>2) <a href="https://www.digital.nsw.gov.au/article/welcome-nsw-policy-lab">https://www.digital.nsw.gov.au/article/welcome-nsw-policy-lab</a></li> <li>3) <a href="https://www.alrc.gov.au/publication/fsl3/">https://www.alrc.gov.au/publication/fsl3/</a></li> </ol>

図表 98 NSW 州が行った Rules as Code の PoC の画面サンプル  
(Working Group プロジェクトとの関連性は未確認)



出典 : <https://www.fairtrading.nsw.gov.au/community-gaming/community-gaming-regulation-check>

## CSIRO DATA61 RaaP Group

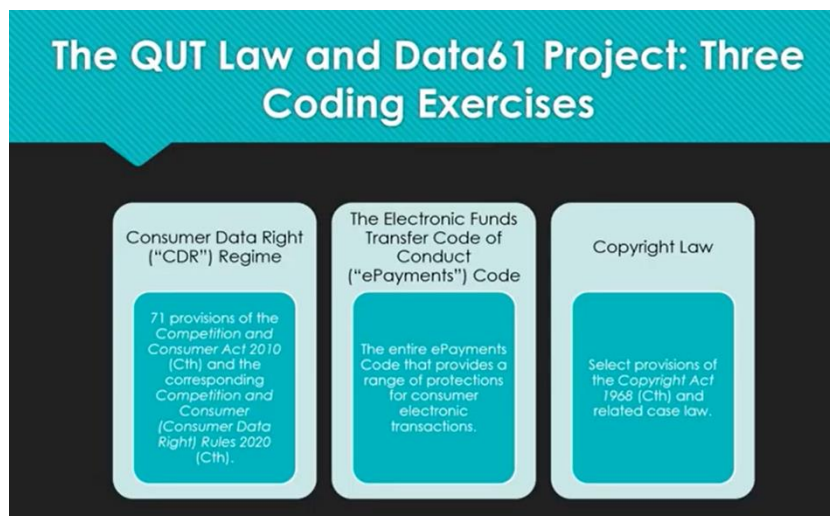
プロジェクト名	CSIRO DATA61 RaaP Group
国名・地域名	オーストラリア連邦
プロジェクト種別	学術研究
プロジェクト予算元組織	オーストラリア政府、学術機関、OECD
導入に向けたステージ	パイロット開発中(国家予算)
プロジェクト目的及び概要	<p>CSIRO データサイエンス部門の DATA61 は、過去 10 年間にわたり、法律や契約上の義務に対するビジネスプロセスのコンプライアンスチェックを自動化するオープンプラットフォームを開発してきた（特許取得済）。</p> <p>Regulation as a Platform (RAAP) は、法規制をデジタルロジックに変換し、API を通じて企業がソフトウェアやサービスを開発できるようにするもので、Data61 は産業革新科学省、オーストラリア税務局、金融取引・分析センター、民間企業等と協力して PoC を行った。</p> <p>DATA61 RaaP グループは、2020 年-2021 年にクイーンズランド工科大学（QUT）と共同で、立法を機械可読なコードに変換するプロジェクトを行った。この機械可読なロジックは、「ベストプラクティス」や「合理的な行動とは何か」といった曖昧な概念の代わりに、「やっつけていいこと」「やっつけてはいけないこと」といった証明可能な原則を中心に設計されている。</p> <p>DATA61 では、将来的に、法律が自然言語で書かれる前にロジックとして書かれることを視野に入れたアプリケーションを開発中で、実現されれば、規制当局が最初にロジックで将来のルールを起案・作成し、それをデータベースにフィードすることが可能になる。RaaP の究極の目標は、ツール、標準、プロジェクトの模範、必要なガイダンスを備えた大規模なエコシステムを構築し、公共部門と民間部門の誰もが独自のアプリケーションの構築を開始し、独自のコンプライアンス問題を解決できるようにすることである<sup>202</sup>。</p>
参照リソース	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) <a href="https://data61.csiro.au/en/Our-Research/Our-Work/Future-Cities/Optimising-service-delivery/RaaP">https://data61.csiro.au/en/Our-Research/Our-Work/Future-Cities/Optimising-service-delivery/RaaP</a> <a href="https://www.csiro.au/~media/News-releases/2019/Data61-OECD/Data61-OECD-Case-Study.pdf?la=en&amp;hash=57DF06A9ED12274D74BE065106378E86716FB16D">https://www.csiro.au/~media/News-releases/2019/Data61-OECD/Data61-OECD-Case-Study.pdf?la=en&amp;hash=57DF06A9ED12274D74BE065106378E86716FB16D</a></li> <li>2) <a href="https://research.csiro.au/data61/regorous/">https://research.csiro.au/data61/regorous/</a></li> <li>3) <a href="https://www.youtube.com/watch?v=OTZ4PS5VZG8">https://www.youtube.com/watch?v=OTZ4PS5VZG8</a></li> </ol>

図表 99 Regulation as a Platform (RaaP)の概念図  
Data61 Regulation as a Platform



出典 : <https://www.youtube.com/watch?v=OTZ4PS5VZG8>

図表 100 機械可読なコードに変換するPJの概要



出典 : <https://www.youtube.com/watch?v=OTZ4PS5VZG8>

<sup>202</sup> Case Study on SCIRO's Data61, Australia P33

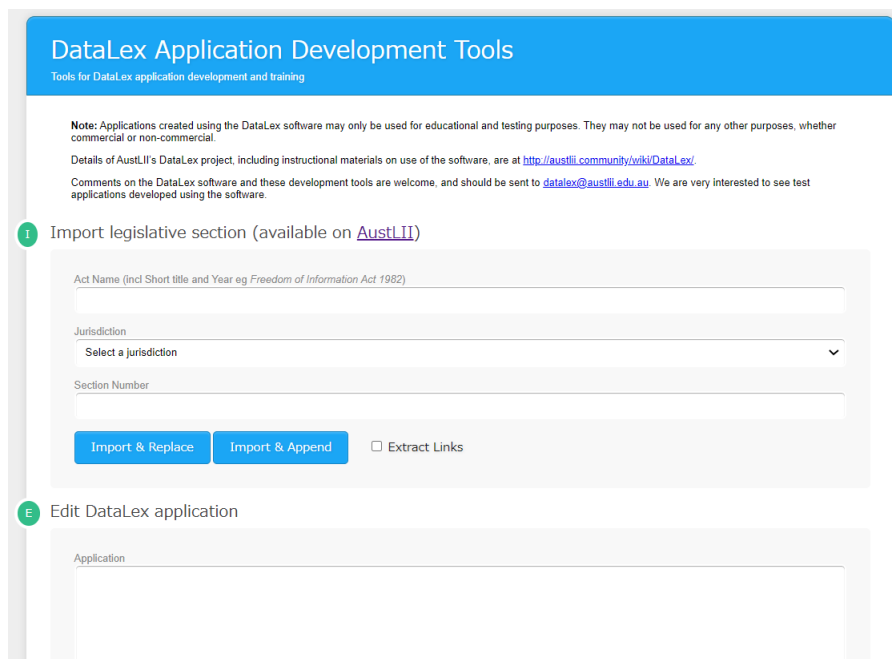
(<https://www.csiro.au/~media/News-releases/2019/Data61-OECD/Data61-OECD-Case-Study.pdf?la=en&hash=57DF06A9ED12274D74BE065106378E86716FB16D>)



## DataLex

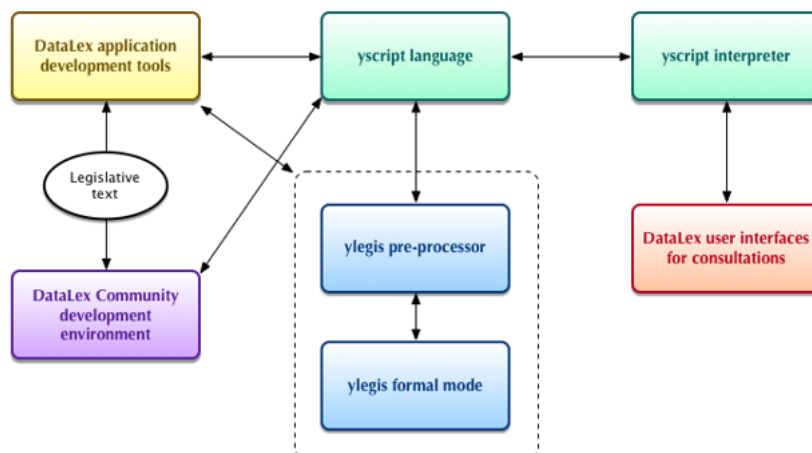
プロジェクト名	Data Lex
国名・地域名	オーストラリア連邦
プロジェクト種別	学術研究
プロジェクト予算元組織	AustLII（オーストラリア国立大学が運営している非営利団体）
導入に向けたステージ	パイロット完了、実装前
プロジェクト目的及び概要	<p>1995年設立の AustLII (Australasian Legal Information Institute) は国立大学の UTS と UNSW の法学部が共同で運営する研究施設で、公共の利益のため、法律情報のサーチサービスを無償で提供している。</p> <p>「DataLex」は AustLII が開発した法律などのルールを機械で実行可能な形で作成するためのプラットフォームの名称である。DataLex のシステムは、ルールの構造を認識しコードに変換するための言語や一連の開発ツールキットから構成され、対話型法律顧問サービス、規制コンプライアンス、意思決定支援等、Rules as Code アプリケーションに使用することができる。</p> <p>AustLII が独自に開発したプログラミング言語「yscript」は、「English-like (英語のような)」な形式で命題を表現することができ、技術者以外でもプログラムを作成・管理できることを目指している（ただし 2022 年 5 月時点、使用できるのは英語のみ）。yscript インタプリタは GNU 一般公衆利用許諾書で公開されている。</p> <p>AustLII によれば、Rules as Code には大きく分けて次の 2 つのアプローチがある。①ルールを作る際、自然言語と機械可読形式の「2 つの公式バージョン」を作る ②機械だけでなく人間が理解でき、使う事の出来るルールを書く。DataLex は後者のアプローチを採用している。</p>
参照リソース	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) <a href="https://www.austlii.edu.au">https://www.austlii.edu.au</a></li> <li>2) <a href="http://www.datalex.org/">http://www.datalex.org/</a></li> <li>3) <a href="https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3971919">https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3971919</a></li> <li>4) <a href="https://austlii.community/foswiki/pub/DataLex/WebHome/ys-manual.pdf">https://austlii.community/foswiki/pub/DataLex/WebHome/ys-manual.pdf</a></li> <li>5) <a href="https://austlii.community/foswiki/pub/DataLex/WebHome/datalex-developers-manual.pdf">https://austlii.community/foswiki/pub/DataLex/WebHome/datalex-developers-manual.pdf</a></li> </ol>

図表 101 DataLex のアプリケーション開発ツールの画面



出典 : <http://datalex.org/dev/tools/>

図表 102 DataLex の概念図

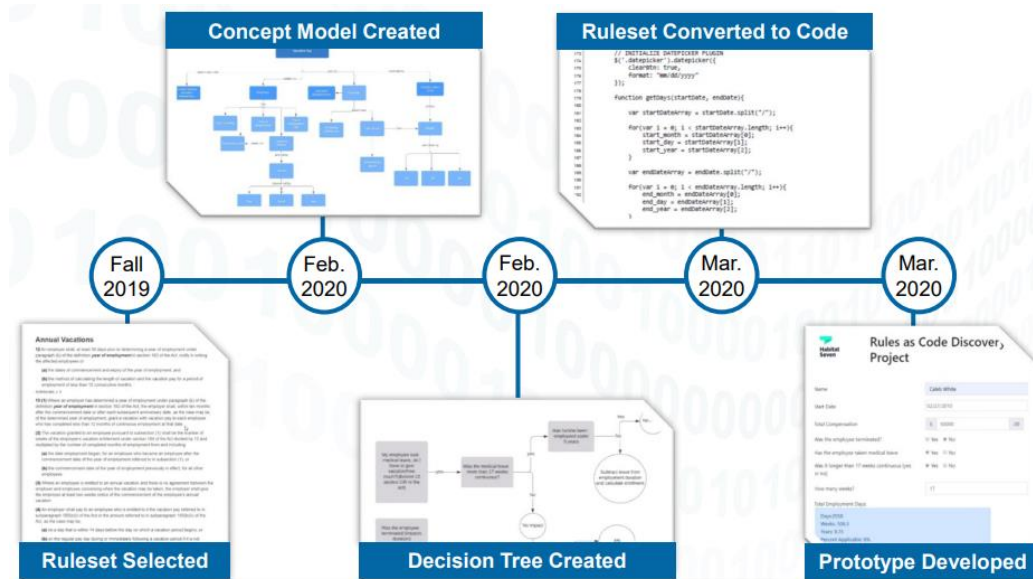


出典 : <http://datalex.org/dev/tools/>

## Rules as Code Discovery Project

プロジェクト名	Rules as Code Discovery Project
国名・地域名	カナダ
プロジェクト種別	学術研究
プロジェクト予算元組織	カナダ公共サービス大学院
導入に向けたステージ	パイロット開発中(国家予算) (連邦規制当局 (CFR)、カナダ公共サービス大学院が中心となりプロジェクトを継続中)
プロジェクト目的及び概要	<p>2019年にカナダ政府はフランス省庁間デジタル総局 (OpenFisca)、オーストラリア NSW 州及び CSIRO Data61、米国スタンフォード大学ロースクール、シンガポール経営大学等、その他イギリス、デンマークからも Rules as Code の実務者 Rules as Code のオンラインセミナーを主催した<sup>203</sup>。</p> <p>2019年秋から2020年春にかけて、連邦規制当局 (CFR)、雇用社会開発省、法務省、カナダ公共サービス大学院によって「Rules as Code Discovery Project」が実施された。プロジェクトの目的は、カナダ政府機関において Rules as Code プロセスを実験的に導入して試みること及び Rules as Code によって「より良い」立法が可能か検証することだった。実際に、カナダ労働基準法の一部を機械可読なコードに変換し(コーディングは民間企業の Habitatseven に委託)、休暇手当のシミュレーションプログラムが作成された。</p> <p>カナダ政府は、英語とフランス語で同時に起草されたルールがどのようにコードに反映されるか、プログラムやサービスの設計・提供の改善にどう活用できるか、立法起草の初期段階から Rules as Code を適用すること等について研究を継続している。2022年5月現在、公共サービス大学院が中心となり国際的な協力の他、国内の行政担当者を対象としたセミナーの開催や Rules as Code 広報ビデオの作成等を行っている。</p>
参照リソース	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) <a href="https://docs.google.com/document/d/1-7cJ0KsYzQ8IOY3L_bYXD3uCT7Egh-crRJJJaKMSb9vo/edit">https://docs.google.com/document/d/1-7cJ0KsYzQ8IOY3L_bYXD3uCT7Egh-crRJJJaKMSb9vo/edit</a></li> <li>2) <a href="https://ciaj-icaj.ca/wp-content/uploads/documents/2020/11/1d259_rules-as-code_scott-mcnaughton.pdf?id=12754&amp;1607290509">https://ciaj-icaj.ca/wp-content/uploads/documents/2020/11/1d259_rules-as-code_scott-mcnaughton.pdf?id=12754&amp;1607290509</a></li> <li>3) <a href="https://www.csp-s-efpc.gc.ca/events/rules-as-code/index-eng.aspx">https://www.csp-s-efpc.gc.ca/events/rules-as-code/index-eng.aspx</a></li> <li>4) <a href="https://www.csp-s-efpc.gc.ca/video/rules-as-code-1-eng.aspx">https://www.csp-s-efpc.gc.ca/video/rules-as-code-1-eng.aspx</a></li> <li>5) <a href="https://www.csp-s-efpc.gc.ca/video/rules-as-code-2-eng.aspx">https://www.csp-s-efpc.gc.ca/video/rules-as-code-2-eng.aspx</a></li> <li>6) <a href="https://roundtablelaw.medium.com/playing-along-with-rules-as-code-6c837b42a33e">https://roundtablelaw.medium.com/playing-along-with-rules-as-code-6c837b42a33e</a></li> </ol>

図表 103 Rules as Code Discovery project のプロセス概観



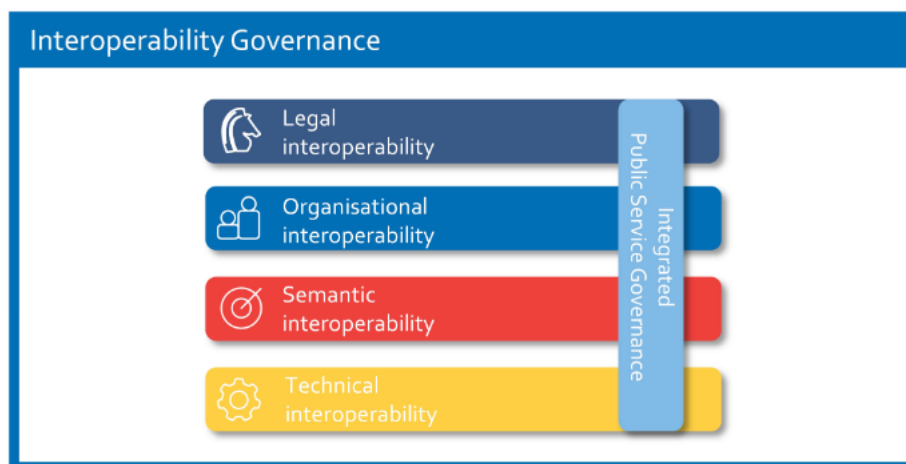
出典 : [https://ciaj-icaj.ca/wp-content/uploads/documents/2020/11/ld259\\_rules-as-code\\_scott-mcnaughton.pdf?id=12754&1607290509](https://ciaj-icaj.ca/wp-content/uploads/documents/2020/11/ld259_rules-as-code_scott-mcnaughton.pdf?id=12754&1607290509)

<sup>203</sup> Rules as Code Show & Tell / June 17, 2019 ([https://docs.google.com/document/d/1-7cJ0KsYzQ8IOY3L\\_bYXD3uCT7Eqh-crRJJJaKMSb9yo/edit](https://docs.google.com/document/d/1-7cJ0KsYzQ8IOY3L_bYXD3uCT7Eqh-crRJJJaKMSb9yo/edit))

## Interoperability Platform

プロジェクト名	Interoperability Platform
国名・地域名	フィンランド
プロジェクト種別	国家主導
プロジェクト予算元組織	デジタル・人口データサービス庁（別称：フィンランドデジタル化庁）
導入に向けたステージ	実装済
プロジェクト目的及び概要	<p>2020年1月1日に発足したデジタル・人口データサービス庁（Digital and Population Data Services Agency）（別称 Finnish Digital Agency）は、社会のデジタル化の推進、データの可用性を確保、国民のライフイベントに対応したサービスの支援等を行っている。そのため、同庁では、行政と民間の連携にも力を入れている。</p> <p>フィンランドの「Interoperability Platform（相互運用性プラットフォーム）」は、European Interoperability Framework EIFに基づき、法律、組織、セマンティック、技術の4つの領域に分けられている。フィンランドのプロジェクトにおいてセマンティック相互運用性は、情報の正確な意味を変更せずコンテンツをすべての関係者が理解できるようにデータの転送と処理を可能にする相互運用性として定義されている。</p> <p>この開発の背景には、行政は法律を含む様々な情報を費用対効率が高く安全な方法で維持及び使用し、可能な限り利用できるようにする必要がありという政府の方針がある。また、データやコンテンツを共有することで異なる関係者間でデータの重複やサイロ化を低減することも目的としている。</p> <p>この Interoperability Platform（相互運用性プラットフォーム）」は、データフローやその他の情報管理領域に必要な共通語彙セット、コードセット、データモデルで構成され、相互運用可能なデータコンテンツを定義するためのツールを提供する。</p> <p>このプラットフォームは、デジタル・人口データサービス庁によって一元管理されている。公共機関と民間企業の両方を対象としており、アクセス権を申請すると用語集作成、コード管理、データモデリングが無償で利用できる。コンテンツプロバイダーは、自身のデータ定義及びその適時性と品質に責任を負う。原則として、すべてのデータコンテンツはパブリック・ドメインに置かれる（一部制限付けも可能）。</p>
参照リソース	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) <a href="https://dvv.fi/en/interoperability-platform">https://dvv.fi/en/interoperability-platform</a></li> <li>2) <a href="https://www.suomidigi.fi/ohjeet-ja-tuki/yhteentoimivuusalusta">https://www.suomidigi.fi/ohjeet-ja-tuki/yhteentoimivuusalusta</a></li> <li>3) <a href="https://pub.norden.org/temanord2021-547/#88558">https://pub.norden.org/temanord2021-547/#88558</a></li> </ol>

図表 104 European Interoperability Framework (EIF) の相互運用性モデル







出典 : <https://pub.norden.org/temanord2021-547/#88562>

## 5. 各国比較調査

### 法令の改正方式・公示方式に関する比較

#### 【大陸法系①】

	1. EU	2. ドイツ	3. デンマーク	日本
				
改正方式	一部改正 (改め文)	一部改正 (改め文)	一部改正 (改め文)	一部改正 (改め文 ／新旧対照表)
公示の主体	EU 出版局	連邦司法省 連邦司法局	法務省市民庁	国立印刷局
公示の媒体	電子版が正本 電子版に障害発生 時は紙版が正本	連邦法令公報は電 子版が正本 2023 年 1 月から 電子版が正本 連邦官報は電子版 が正本	電子版が正本 2008 年から電子 版のみを発行	官報が正本 ※公布の時点とし て印刷局官報課又 は東京都官報販売 所で一般の希望者 が閲覧し又は購入 しようとするればそ れをなし得た時点 との最高裁判決 (昭和 32 年)
改正種別毎の 公示方法	一次法二次法とも に官報 (法令編・ 告示編) で公示	法令は連邦法令公 報、告示は連邦官 報、通知は省庁共 通公報で公示	法令は官報で公 示、通知等は市民 庁公式サイトで公 示	法令、告示を官報 で公示

※以下の黄色ハイライトは、公示媒体の名称と、その名称が根拠法令中に規定されていることを示すもの。

#### 1. EU

- ① 名称  
EU 官報(英) **Official Journal of the European Union**
- ② 所在  
EUR-Lex > Access to the Official Journal (官報セクション)  
<https://eur-lex.europa.eu/oj/direct-access.html>
- ③ 掲載内容  
L series/Legislation (法令編)

C series/Informatio and Notices (告示編)

S series/Supplement (政府調達情報)

- ④ 法令を公示する根拠  
EU 理事会規則「欧州連合官報の電子出版について (Council Regulation (EU) No 216/2013 of 7 March 2013 on the electronic publication of the Official Journal of the European Union)」

- ⑤ 官報電子版の議論

EU 理事会規則「欧州連合官報の電子出版について」の前文から抜粋

電子形式での官報での公開が有効な公開とみなされる場合、EU 法へのアクセスはより迅速かつ経済的になる。それにもかかわらず、市民は出版局から官報の印刷版を入手する可能性を引き続き持つべきである。

「ヨーロッパのためのデジタル アジェンダ」と題された委員会通信は、オンラインの法的コンテンツへのアクセスが、経済的及び社会的利益につながるデジタル内部市場の発展に有利に働くことを強調している。

## 2. ドイツ

- ① 名称

連邦法令公報 (Bundesgesetzblatt 略称: BGBl.)

- ② 所在

<https://www.recht.bund.de/>

- ③ 掲載内容

第 I 部 (法律、重要な法規命令、告示、法的拘束力を持つ連邦憲法裁判所判決、その他の国内法規類、連邦議会及び連邦参議院の通知等)

第 II 部 (条約、予算に関する法令、国際協定に関する告示等)

- ④ 法令を公示する根拠

2022 年 12 月 19 日に改正公布された「ドイツ連邦基本法(des Grundgesetzes für die Bundesrepublik Deutschland)」第 82 条第 1 項

「(1) この基本法の規定に従って制定された法律は、連署の後に連邦大統領によって起草され、連邦法令公報 (Bundesgesetzblatt) で公布されるものとする。連邦法令公報は電子形式で保存することができる。法令は、それを発行する機関によって発行される。法令や条例の公布、連署、執行の形式に関するさらなる詳細は、連邦法で規定されるものとする。」

改正後のドイツ連邦基本法第 82 条から委任されて 2022 年 12 月 19 日に「公布・公示制度の近代化法 (Gesetz zur Modernisierung des Verkündungs- und Bekanntmachungswesens)」が公布された。

- ⑤ 官報電子版の議論

ドイツ連邦議会 - 第 20 選挙期間 - 第 54 回議会

連邦大臣、連邦司法省 Dr.マルコ・ブッシュマン演説

今日は、電子公布の導入と公布・告示の近代化に関する法案について議論しています。この主題では通常そうであるように、それは技術的に聞こえ、抽象的に聞こえます。しかし、これは、多くの人が法と秩序に取り組みやすくなる重要なステップです。来年から、連邦の法律や命令が、これまでのように紙で公布されるのではなく、インターネット上で電子的に公布されることになった。連邦司法省は、この目的のために独自のプラットフォームを運用する必要があります。それは公示を加速し、もちろん何よりも持続可能であり、したがって時代に完全に適合します。これ以上紙を使わないことは、生態学的に非常に大きいメリットです。かなり正確に社内です計算した結果です。毎年、高さ 2.5 キロメートルの紙の山が削減されています。それも進歩です、ご列席の皆様。

## 3. デンマーク

- ① 名称







法令官報(Lovtidende)

- ② 所在  
https://www.lovtidende.dk/
- ③ 掲載内容  
A版 法律、改正法、法定命令、省令  
B版 予算法  
C版 条約
- ④ 法令を公示する根拠  
「官報の発行に関する法律(lov om udgivelsen af en Lovtidende LBK nr 1098 af 10/08/2016)」
- ⑤ 官報電子版の議論  
デンマーク司法省へのヒアリングから

(レックス・ダニアや公式法律情報ポータル構築の目的や主眼は?) 民主主義社会で市民に対して法律や規則に従って行動することを期待するならば、法律にアクセス可能でなければならない。法的拘束力のある法令にアクセスしやすいということは、普通の市民が必要なものを簡単に見つけることができるということ。それが最大の目的とも言える。

(レックス・ダニア及びデジタル化されたワークフローが成功した主な要因は何か? という質問に対して) 小さな努力が積み重なったことと、議会で可決された法案の出版の完全電子化に踏み切ったことに尽きる。政府が完全電子化の提案をし、議会で議論し、国民はそれに従う。そこに異議を唱える者はいないだろう。完全電子化のための法案を作る過程で、どれだけの人がインターネットにアクセスしているか等のデータを調べた。調査は2000年初頭には行われていて、デンマークの社会は当時からデジタル化への準備が整っていた。法務省、弁護士、裁判官、その他の有識者、議員など、さまざまな専門家によるワーキンググループが組織され、そのワーキンググループが分析、メリット、デメリットをまとめたドラフトを作成し、最終的に議会で決定された。

【大陸法系②】

	4. 韓国	5. エストニア	6. フィンランド	7. フランス
				
改正方式	一部改正 (改め文)	一部改正 (改め文)	一部改正 (改め文)	一部改正 (改め文)
公示の主体	政府(行政安全部)	法務省 Riigi Teataja 部門	法務省	政府事務総局 (SGG)
公示の媒体	紙版、電子版が同じ効力 電子版を中心に運用し、紙版は国立中央図書館など9つの機関にのみ配布	電子版が正本 電子版に障害発生時は紙版が正本  電子官報 Riigi Teataja (State Gazette)	電子版が正本 公共情報ネットワークで公開を規定  Finlex	官報が正本   LegiFrance

#### 4. 韓国

① 名称

官報(관보)

② 所在

<https://gwanbo.go.kr/>

③ 掲載内容

憲法改正・法律・条約・大統領令・総理令及び部令及び憲法改正案

④ 法令を公示する根拠

「法令等の公布に関する法律(법령 등 공포에 관한 법률)」

第 11 条 (公布及び公告の手續)

憲法改正・法律・条約・大統領令・総理令及び部令の公布及び憲法改正案・予算及び  
予算外国庫負担契約の公示は、官報 (관보) に掲載することによって行う。

⑤ 官報電子版の議論

2018.10.16 「法令等の公布に関する法律・改正理由」

電子官報が提供された後に大多数の国民がインターネット又はモバイルウェブで提供される電子官報を利用しているが、現行規定によると官報は紙官報を基本とし、電子官報は補完的のみ運営しており、官報の内容解析及び適用時期などについても紙官報を優先し、電子官報は副次的な効力のみを持つようにしているところ、国民の大多数が電子官報を利用する現実を反映し、電子官報に対する国民の信頼を保護するために紙官報と電子官報を対等に運営し、官報の内容解析及び適用時期等についても紙官報と電子官報が同じ効力を持つようにしようとするものである。

#### 5. エストニア

① 名称

官報(Riigi Teataja)

② 所在

<https://www.riigiteataja.ee/>

③ 掲載内容

法律、大統領令、行政協定、省令、自治体規則、大統領令等の統合テキスト

④ 法令を公示する根拠

「官報法(Riigi Teataja seadus 22.04.2010)」

§ 1. 官報

(1) 官報は、エストニア共和国の公式のオンライン出版物であり、法的行為及びその他の文書が公開されてる。

(2) 官報は、国の情報システムに属するデータベースである。

⑤ 官報電子版の議論

Riigi Teataja の紹介

<https://www.riigiteataja.ee/abiLeht.html?id=1>

法令の公開手順、統合テキストが正本となること、検索機能、英訳ページ、法案検索、裁判所の判決検索、法令と判決とのリンク、判決の分類、バグ修正とフィードバックについての記載がある。

#### 6. フィンランド

① 名称

フィンランド立法コレクション (SUOMEN SÄÄDÖSKOKOELMA)

② 所在

FINLEX 内 <https://www.finlex.fi/fi/laki/kokoelma/>

③ 掲載内容

法律、決定、通知

④ 法令を公示する根拠

「フィンランド法令の編纂に関する法律 188/2000 (No.188 Laki Suomen säädöskokoelmasta 28/2/2000)」

## 第2章

法律、決定、通知は立法コレクション(Säädöskokoelmassa)に掲載されている。

### ⑤ 官報電子版の議論

フィンランド法令の編纂に関する法律の改正 1197/2010

#### セクション12

立法集と一連の協定は、公共情報ネットワークで公開され、無料で公開されている。立法集及び一連の協定は、別の方法で印刷して保存することもできる。

法務委員会での採択理由

<https://www.eduskunta.fi/FI/Vaski/sivut/trip.aspx?triptype=ValtiopaivaAsiakirjat&docid=lavm+25/2010>

現在のフィンランド法令集に関する法律 (188/2000) 出版の主な方法によると、印刷された規則集である。また、規則集や一連の協定は、情報ネットワーク上に無料で公開されており、印刷物以外の形式で発行することもできる。ただし、電子的に発行された規制のコレクションは、現在、正式なステータスを持っていない。政府案では、電子公告方式を正式化し、原型に変更することが提案されている。報告によると、印刷された立法コレクション及び契約シリーズの購読者数は、21世紀に急速に減少した。同時に、電子的に公開された立法コレクションの使用が大幅に増加した。法務委員会は、電子サービスの利用と開発に対して前向きな姿勢を示している。このプレゼンテーションは、現在の情報化社会の要件を満たすものと見なすことができる。電子公開方法は、規制情報の共有を迅速化及び簡素化し、費用対効果が高いからである。また、現行の冊子体から規則を個別に発行するという変更案は、法律に関する情報共有のスピードアップに貢献する。

しかし、法務委員会は、市民の情報へのアクセスを確保することの重要性を強調している。市民は、現在の法律に関する情報を理解しやすい形で簡単に受け取る権利がある。将来、電子公告が主要な出版形態となる場合、一般的な情報ネットワークの機能と使いやすさだけでなく、電子法務コレクションの使いやすさにも特に注意を払うことが重要である。また、図書館、学校、教育機関などで公共情報ネットワークを使用する可能性を促進することも重要だ。パブリックデータネットワークにアクセスするためのコンピュータやその他のデバイスを持っていない人。ただし、すべてのユーザーが、図書館で一般的に使用されている独自のチャンネルや電子チャンネルなどを引き続き使用する機会があるわけではない。このため、そのような利用者が紙のコピーで最新の規制情報を入手する機会も確保することが重要である。

立法コレクションは、現在の立法に関する唯一の情報源でも、最も使用されている情報源でもない。情報の利用可能性に関して、委員会は代替情報源の提供が重要であると考えている。

## 7. フランス

### ① 名称

フランス共和国官報(Journal officiel de la République française (JORF))

### ② 所在

レジフランス(Légifrance)内 <https://www.legifrance.gouv.fr/>

### ③ 掲載内容

法律(lois)、オールドナンス(ordonnances)、政令(décrets)

### ④ 法令を公示する根拠

「公共と行政との間の関係のコードの立法規定 2015年10月23日の政令第2015-1341号(Ordonnance n° 2015-1341 du 23 octobre 2015 relative aux dispositions législatives du code des relations entre le public et l'administration)」  
第L221-9条

提出報告を伴う法律、政令、命令及び法律又は命令が規定する場合はその他の行政行為は、フランス共和国の官報(**Journal officiel de la République française**)に掲載される。

第 L221-10 条 (注 官報電子版の改正前の条文)

第 L221-9 条で言及されている法律の公開は、その真正性を保証するような条件の下で、紙又は電子形式で同日に保証される。フランス共和国の官報は、永久に無料で電子形式により公開されている。

⑤ 官報電子版の議論

「フランス共和国官報の電子化に関する 2015 年 12 月 22 日の法第 2015-1713 号 (LOI n° 2015-1713 du 22 décembre 2015 portant dématérialisation du Journal officiel de la République française) 」

改正規定

a) 第 L.221-10 条は次のように改正される。

- 最初の文で、「同日に」という言葉が「電子形式で」という言葉に改められ、「紙又は電子形式で」という言葉が削られる。

改正理由

フランス共和国官報の紙版は、過去 10 年間で読者数が大幅に減少した。購読者数は 2004 年の 33,500 人から 2014 年には 2,700 人に減少し、その 90% は著名人であり、個人の 10%。フランス共和国の官報の紙版の購読者は、海外の省庁や地域社会でわずか 12 人である。

同時に、**Légifrance** のサイトからのフランス共和国官報の電子要約の購読者数は増加し続けており、2014 年 11 月 1 日には 66,033 人であった。本物の電子 OJ の相談件数は 170 万件。2013 年の訪問数は 430 万ページビューである。

したがって、フランス共和国の官報の紙の版をやめて電子版のみを残すことは、数年間観察されたこの出版物の読書習慣の進化と一致する措置であるように思われる。

フランス共和国の官報の紙面での発行への言及は削除し、電子形式での発行への言及に置き換える必要がある。

【英米法系】

	8. 英国	9. オーストラリア	10. ニュージーランド	11. アメリカ合衆国
				
改正方式	※成文法の場合 一部改正（修正、積み上げ）方式	※成文法の場合 一部改正（修正、積み上げ）方式	※成文法の場合 一部改正（改め文）方式	積み重ね（増補）方式
公示の主体	国立公文書館 英国議会	議会立法顧問事務所（OPC）	議会立法顧問事務所（PCO）	GPO／政府出版局
公示の媒体	・法律は制定順法令集（Public General Acts and General Synod Measures）（紙）、 legislation.gov.uk（電子） ・政令省令は Statutory Instruments（電子）	・法律政令は「登録簿」 Federal Register of Legislation（電子） ・告示類は「官報」 Commonwealth of Australia Gazette	・法律政令は New Zealand Legislation ・通知等議会以外が起草した法規は、官報（デジタル）	・法令は図書と Web ・規則・告示は「Federal Register」（連邦公報）に掲載

8. 英国

① 名称

（紙） Public General Acts and General Synod Measures  
（電子） Legislation.gov.uk

出版・運営は国立公文書館(The National Archives)

② 所在（電子版）

<https://www.legislation.gov.uk/>

③ 掲載内容

法律

④ 法令を公示する根拠

legislation.gov.uk の About US から抜粋

このウェブサイトは、英国政府に代わって国立公文書館によって管理されている。英国の全ての法律を公開することは、国立公文書館長（国王の議会制定法の印刷者及び北アイルランドの政府印刷者としての立場）及びスコットランドの国王の印刷者の権限の中心的な部分である。

⑤ 官報電子版の議論

Legislation.gov.uk の About US（<https://www.legislation.gov.uk/aboutus>）から抜粋

私たちは、公共部門の情報の再利用を促進し、公共部門の情報を作成及び収集する組織の情報取引活動を規制する。

国王の著作権を管理している。

私たちは、イングランドとウェールズのより広いアーカイブ部門にリーダーシップ、サポート及びガイダンスを提供している。

英国の公的記録を保存し、アクセスできるようにします。私たちの専門家のアドバイスとガイダンスは、一般の人々やあらゆる種類の研究者が私たちのコレクションに保持されている情報を研究し、私たちの国と彼ら自身の祖先の歴史を探求するのに役立つ。同時に、市民、コミュニティグループ、企業が情報を共有し、再利用できるように、公共部門によって生成された情報への幅広いアクセスを支援する。

## 9. オーストラリア

### ① 名称

連邦立法登録簿(**The Federal Register of Legislation**)

### ② 所在 (電子版)

The Federal Register of Legislation 内 <https://www.legislation.gov.au/>

議会立法顧問事務所 (The Office of Parliamentary Counsel (OPC))が運営

### ③ 掲載内容

法律及び関連文書

### ④ 法令を公示する根拠

2003年立法法(Legislation Act 2003)

第 2 章-法律、立法手段及び通知手段の登録

パート 1 -連邦法規官報

ディビジョン 2 -連邦法規

15A 連邦法規 - 制定及び維持

(1) 議会立法顧問事務所は、法律、立法文書及び通知可能な文書の登録簿(**the Federal Register of Legislation**)を確立し、維持しなければならない。

### ⑤ 官報電子版の議論

2003年「立法法(Legislation Act 2003)」の概要

この法律は、連邦法、立法文書及び通知文書への一般のアクセスを規定している。この法律は、立法文書及び通知文書に関するその他の事項も規定している。

法律、立法文書及び通知文書、編集物、関連文書及び情報は、連邦立法登録簿に登録されている。一般市民は、(承認された Web サイトを通じて)登録された行為、手段、編集物の承認されたバージョン及び関連する文書や情報にオンラインでアクセスできる。

議会法律顧問は、登録簿と承認されたウェブサイトを維持する。議会法律顧問は、編纂書の準備において、登録された法律や法律文書に編集上の変更やその他の変更を加える権限を与えられている。

立法文書及び通知文書については、有効開始、解釈、参照による外部資料の組み込み及び基準の草案作成を扱っている。

立法文書の規則作成者は、文書が作成される前に、適切かつ合理的に実行可能な協議を行う必要がある。一般に、立法文書は議会の両院に提出する必要があり、いずれかの院で否認されることがある。

立法文書及び通知文書(又はそれらの文書の条項)は、法律又はその他の文書の修正、廃止又は開始のみを規定している場合、自動的に廃止される。立法文書は、通常、登録後 10 年以内に自動的に廃止される。

### ⑥ その他、いわゆる「官報」

[legislation.gov.au](https://www.legislation.gov.au/) 内には、官報通知(GOVERNMENT NOTICES GAZETTE)のエリアが存在し、連邦政府の省庁及び裁判所の宣言と通知並びにその他の通知を含む、法律に関するさまざまな情報が公開されている。

## 10. ニュージーランド

- ① 名称  
New Zealand Legislation Gazette
- ② 所在（電子版）  
New Zealand Legislation 内 <https://www.legislation.govt.nz/>  
議会立法顧問事務所（The Parliamentary Counsel Office(PCO)）が運営
- ③ 掲載内容  
法律、二次的な法律、立法情報、統合された法律
- ④ 法令を公示する根拠  
2019年「立法法(Legislation Act 2019)」  
パート 3  
法律の起草と公表  
サブパート 1 - 法律の起草と公開  
69 PCO はすべての法律を公開する必要がある。
- ⑤ 官報電子版の議論  
2019年「立法法(Legislation Act 2019)」の目的  
(1) この法律の目的は、見つけやすく、使いやすく、理解しやすいニュージーランドの質の高い法律を推進することである。  
(2) そのために、この法律は-
  - (a) 法律の解釈に関する原則と規則を述べている。
  - (b) 法律をよりシンプルに、短く、より一貫性のあるものにすることができる。
  - (c) すべての法律は、時間の経過とともに 1 か所で電子的に公開されることを規定している（例外あり）。
  - (d) 法律を近代化及び簡素化し、法律を最新の状態に保つためのツールを提供する。
  - (e) 立法に対する効果的な議会及び公衆の精査をサポートする。
  - (f) その目的を促進する機能と目的で PCO を継続する。
- ⑥ その他、いわゆる「官報」  
ニュージーランド官報(New Zealand Gazette)では、公式として商業に関する事項、政府告示通知が公開されている。

## 11. アメリカ合衆国

- ① 名称  
(紙版) Statute at Large  
(電子版) GovInfo  
運営は政府出版局(Government Publishing Office (GPO))
- ② 所在（電子版）  
GovInfo 内 <https://www.govinfo.gov/>
- ③ 掲載内容  
法律、同時決議、大統領による布告、憲法修正案
- ④ 法令を公示する根拠  
合衆国法典(1 U.S. Code § 112 - Statutes at Large; contents; admissibility in evidence)  
米国公文書館(NARA)の最高責任者は、議会の各通常会期中に制定されたすべての法律及び同時に制定された決議を含む米国大規模を編集、編集、索引付け及び発行するものとする。前回の議会通常会期の閉会日以降に発行された、番号が付けられた一連の大統領によるすべての宣言。また、その日以降、第 5 条に従って提案又は批准された米国憲法の修正案と、本編第 106b 条に含まれる規定に従って発行された米国公文書館員の証明書。議会の臨時会期の場合合衆国公文書保管人は、上記臨時会期中に制定されたすべての法律及び同時決議を次の通常会期の巻の内容と統合し、その一部として発行するよ

うにするものとする。合衆国法規は、法律、同時決議、条約、条約以外の国際協定、大統領による布告、提案又は批准された合衆国憲法の修正案の法的証拠であり、その法廷に含まれるものとする。アメリカ合衆国、いくつかの州及びアメリカ合衆国の準州および島嶼の所有物。

⑤ 官報電子版の議論


電子政府情報へのオンラインアクセスを提供してきた GPO の歴史

<https://www.govinfo.gov/about/history>



公式法令データの所在・整備主体に関する比較

【大陸法系①】

	1. EU	2. ドイツ	3. デンマーク	日本
				
整備の主体	EU 出版局	連邦司法省 連邦司法局	法務省市民庁	法務省、デジタル 庁
整備の実施者	EU 出版局	民間企業	各省庁で作成した ものを掲載	法務省
公表の媒体	電子版のみ	電子版のみ	電子版のみ	電子版（e-GOV 法 令検索）
公式法令デー タの正本性	無し 正本は官報公布の 法令	無し 正本は官報公布の 法令	無し 正本は官報公布の 法令	無し 正本は官報公布の 法令
その他 収録情報、公 開サイクル等	26 暦日（中央 値）で対応言語全 てを公開	平均して 1 日	公布の翌日	最短の場合、官報 で公布された日に 公開

1. EU

① 名称

EUR-Lex

② 所在

EUR-Lex > EU law (EU 法セクション)

<https://eur-lex.europa.eu/homepage.html>

③ 正本性

EU 出版局からメールでの回答から、

「統合（溶け込み）されたテキストは、純粋に文書化ツールとして意図されており、法的な効力はありません。EU 機関は、その内容について一切の責任を負いません。関連する法律の正真正銘のバージョンは、欧州連合の官報に掲載されているものです。」

2. ドイツ

① 名称

Gesetze im Internet

② 所在

<https://www.gesetze-im-internet.de/>

③ 正本性

Gesetze im Internet のトップページには、次のように記述されている。

重要：インターネットで入手できる統合された法律文書は、正式版ではない。これらは、2023 年 1 月 1 日以降、連邦政府の公布プラットフォームで電子的にのみ公開されている連邦法令公報で見つけることができる。

3. デンマーク

① 名称

Retsinformation

② 所在

<https://www.retsinformation.dk/>

文書種別 “Lovbekendtgørelse” が統合版の法令

③ 正本性

デンマーク法務省市民庁へのヒアリングから、

「一次法 (primary law) は議会で審議され、採択されるが、改正法も全く同じプロセスをとる。つまり、ある法案が成立し、数ヶ月後に改正法で修正を加えようとする場合、一次法と改正法の 2 つの法律ができることになる。改正法が議会を通過する際に行われる読会では、一次法と改正法の 2 つを一緒に読む必要がある。そのため、各省庁は一次法と改正法の統合 (溶け込み) 版 (consolidation) を作成するが、統合版には法的な拘束力はない。もし省庁が作成した統合版と、国会で採択された改正法の間には何らかの矛盾がある場合は、国会を通過した改正法を参照する必要がある。しかし、一般的には拘束力を持つ最新の法律を確認するために、各省庁が作成した統合版が参照されることが多い。)」

【大陸法系②】

	4. 韓国	5. エストニア	6. フィンランド	7. フランス
				
整備の主体	政府 (法制処)	法務省	法務省	政府事務総局 (SGG)
整備の実施者	政府 (法制処) 韓国法令情報院 (非営利法人)	法務省	Edita Publishing Oy (出版社)	政府事務総局、法 務行政情報局
公式法令データの正本性	無し 正本は官報公布の 法令	有り 統合版も官報に掲 載	無し 正本は官報公布の 法令	無し 正本は官報公布の 法令
その他の情報	全ての法令が対象 「大韓民国現行法 令集」(紙、加除 式)も編纂	全ての法令が対象 自治体条例も掲載 法律「Riigi Teataja Act」に 基づき整備	法令、判例、規則 集等収録。多言語 対応。「法律の収 集に関する法律」 に基づき整備	法令、判例法、立 法ガイドを収録

4. 韓国

① 名称

法制処 法令情報サイト

② 所在

<https://www.law.go.kr/>

- ③ 正本性  
「法制処 法令情報サイト」中の「法的効力/著作権」のページに、次の記載がある。
- ・ 国家法令情報センターで提供される法令情報は法的効力がないので、参考資料として活用してください。
  - ・ 憲法、法律、条約、大統領令、行政規則、自治法規、判例など大韓民国法令情報に対する効力は官報などにある。

5. エストニア

- ① 名称  
Riigi Teataja
- ② 所在  
<https://www.riigiteataja.ee/>
- ③ 正本性  
「官報法 (Riigi Teataja seadus (01.06.2010))」には、「原文の公開」とともに、改正を含んだテキスト「完全版の公開」を規定している。

エストニア政府 ヒアリング先：

エストニア共和国法務省 (Ministry of Justice, Estonia)

Address: Suur-Ameerika 1, 10122 Tallinn

設問事項 (Q) 及び回答 (E)：

Q1: エストニアでは、日本と同じように法改正の際に一部改正法が制定されていますか。

E: はい、その通りです。

Q2: もしも Q1 のご回答がはいである場合、Riigi Teataja システムでは、どのようにして「すべての修正を含む“法律の完全な公式テキスト”(統合版)」を、法的な有効性をもって制定していますか。

E: この答えは、2点に分けてお返事します。

1点目です。法令情報のコンテンツに関して、次の3つのルールを定めています。

- 1, 改正される法律から、いかなる条項も漏らしてはならない、と定めています。改正法に含まれる全ての改正条項は、統合版として、新法に引き継がれなければなりません。つまり、必要に応じて、現行法の条項や、改訂中の法令条項にかかわる文言は、その特定される新しい条項の文章をもって補足される必要があります。

新しい改正法の条項に関する文言の法的効力は、統合版の修正規定として文言化されておらず、統合版となった新法のデータの有効データを追加する際に決定されます。Riigi Teataja Act 第3条2項(\*)をご参照ください。

有効データは、自動化された「法律のタイムマシン」が機能するために不可欠です；それはつまり、法令文として溶け込まれた文章の所定の時系列シーケンスと、文字表現の時間軸的次元に応じて、追加されたすべてのデータとリンクをユーザーに自動的に表示します。現在、デフォルトとして、ユーザーが法令情報を検索する時、すべてのデータを含む、検索時に法的に有効な統合版が常に表示されます。が、同時に、ユーザーは以前に有効だった法律の文言、さらに、将来有効になる法律の文言も、検索が可能です。

- 2, 法律の統合版作成にあたっては、改正法発議者の意向に厳密に従う、としています。不確実な出来事に起因して、改正条文を原法に対し、統合版作成を行うことができないような事態はほとんど起きません。もしもそのような事態が生じた場合は、改正法発議者に相談し、解決策を見つけます。

- 3, 不具合を生じない統合版を編集するための重要な前提条件は、規範的なルールを整備することです。これらのルールは、不具合を生じない統合版を編集し、

それらに法的効力を与える必要性を考慮して導入されました。たとえば、適切な立法慣行及び立法起草のための規則(\*\*)、第 34 条 8 項(\*\*\*) を参照ください。

次に 2 点目です。これは法的効力についてです。

Riigi Teataja Act 第 3 条 1 項では、公式に統合版を公開する、と明確に述べています。したがって、改正法の統合版は、法的効力を持っています。

Q3: エストニア共和国では、2 種類の法的に効力を有する公式な文書、すなわち、「一部改正法令」及び「統合版として改正部分を含む当該法令の完全な文書」の 2 つの文書が、法的に効力を有するものとして存在している、ということでしょうか。

E: いいえ、違います。

法改正が行われるときは、発行する統合版が法的効力をもったものとして、発行します。

改正法が改正するのは溶け込まれる条文部分です。改正される全条文の統合が完了した法律が公布され、発行したとき、改正法はその単独の効力を失うこととなります。基本的に、改正法は、原法の改正が発行された後は無効となります。文章として、そのように明確に述べられているものはありませんが、論理的にそのように整理されています。改正法が発行された後に、さらに修正されるテキストは原法に対する統合版であり、改正法ではありません。

\*[ (2) Upon publication, the publisher of the Riigi Teataja shall add the details of the term of validity to the consolidated text.]

\*\* <https://www.riigiteataja.ee/en/eli/508012015003/consolide>

\*\*\* [ (8) Upon amendment of an Act, the compatibility of the amendments with the consolidated text published in the Riigi Teataja and the wordings thereof entering into force in future are verified.]

## 6. フィンランド

### ① 名称

Finlex

### ② 所在

<https://www.finlex.fi/>

### ③ 正本性

Finlex のトップページには、次のような免責が記載されている。

Finlex は、法務省が所有する法律資料の公共の無料インターネットサービスである。

Finlex のコンテンツは、Edita Publishing Oy によって作成及び管理されている。法務省も Edita も、データベースの内容に発生する可能性のあるエラー、それらの使用によって引き起こされるユーザーへの直接的又は間接的な損害又はインターネットデータネットワークの中断又はその他の障害について責任を負わない。

## 7. フランス

### ① 名称

LegiFrance

### ② 所在

<https://www.legifrance.gouv.fr/>

### ③ 正本性

LegiFrance の「更新情報ページ」には、統合（溶け込み）テキストについて次の記載がある。

統合コード、立法及び規制テキスト

立法及び規制のテキストは最新である。

統合原則




Legifrance は、法務及び行政情報部門（DILA）によって統合された立法及び規制文書のアクセスを提供する。




統合は、公式の価値を持たずに、テキストに加えられた連続した修正と修正を単一の行為に統合することから成る。その目的は、市民が自分たちの権利と義務をより簡単に知ることができるようにすることである。

したがって、Legifrance の統合文書コレクション（「コード」及び「統合テキスト」）では、修正テキストはそのままでは表示されない。それらのコンテンツは、変更するコード又は立法／規制テキストに直接統合される。一方、修正テキストは「Official Journal」コレクションにある。





使用される方法は、変更テキストの変更が官報に掲載されるとすぐに変更テキストに統合されること。統合は条文ごとに実行され、条項の発効が考慮される。

### 【大陸法系③】

	ハンガリー	ノルウェー	スペイン
			
公式法令データの の正本性	無し	無し	無し
公式法令データ の名称	Nemzeti Jogszabálytár	Lovdata	BOE
正本性又は免責 に関する記載箇 所	<a href="https://njt.hu/kezikonyv#h.1s153iynnacw">https://njt.hu/kezikonyv#h.1s153iynnacw</a>	<a href="https://lovdata.no/info/om_lovdata">https://lovdata.no/info/om_lovdata</a>	<a href="https://www.boe.es/buscar/ayudas/legislacion_actualizada.php">https://www.boe.es/buscar/ayudas/legislacion_actualizada.php</a>

	スウェーデン	オーストリア	オランダ
			
公式法令データ の正本性	無し	無し	無し
公式法令データ の名称	Regeringskansliets rättsdatabaser	Rechtsinformationssystem (RIS)	overheid.nl
正本性又は免責 に関する記載箇 所	<a href="https://rkrattsbase.r.gov.se/info">https://rkrattsbase.r.gov.se/info</a>	<a href="https://www.ris.bka.gv.at/Bund/">https://www.ris.bka.gv.at/Bund/</a>	<a href="https://www.overheid.nl/help/wet-en-regelgeving/inhoud-actualiteit-volledigheid-en-betrouwbaarheid">https://www.overheid.nl/help/wet-en-regelgeving/inhoud-actualiteit-volledigheid-en-betrouwbaarheid</a>

【英米法系】





	英国	オーストラリア	ニュージーランド	アメリカ合衆国
				
整備の主体	国立公文書館 The Stationery Office (TSO)、民間 出版社	議会立法顧問事 務所 (OPC)	議会立法顧問事 務所 (PCO)	GPO／政府出版局
公式法令デ ータの所在	・ 法律は legislation.gov.uk ・ 政省令は Statutory Instruments	・ 法律政令は 「登録簿」 Federal Register of Legislation ・ 告示類は官報 (Commonwealth of Australia Gazette)	・ 法律政令は、 New Zealand Legislation ・ 通知等の議会 以外が起草した 法規は、官報 (デジタル)	United States Code <a href="http://uscode.house.gov/">http://uscode.house.gov/</a>

## 立法支援システムに関する比較

	1. EU	2. ドイツ	3. デンマーク	日本
				
システム名	LEOS	Elektronisches Gesetzgebungsverfahren des Bundes (EGesetzgebung)	Lex Dania 公式官報及び公式法律情報データベースの共通制作システム	e-LAWS 法制執務支援システム
関係者	欧州委員会情報総局	連邦内務省 連邦司法省	法務省市民庁、全省庁、議会、議会オンブズマン	デジタル庁、法務省システム運用事業者 データ整備事業者
開発経緯	EU法の立法は、プロセスが複雑、多くの関係者、デジタルと紙が混在、文書のバージョン管理の問題を抱えていた。この対処を目的に開発を進めた	立法に関わる関係者が多いが、立法過程を一貫するITシステムが存在しない課題があり、連邦政府の立法手続きをデジタル化するプロジェクトが開始された	法律の起草から審議、採決、公布、公開プロセス全体をカバーするため、省庁と議会が共同で利用できるシステムの開発が求められた	法務省を中心に整備した公式法令データを行政及び国民へ提供すること、法案担当者の負担を軽減することを目的として開発
エディタ方式	独自開発 MS-Wordから代替	独自開発 既存 eNorm (MS-Wordアドイン) を統合	独自開発 過去の Word/xml と互換	独自開発 一太郎や Word に出力可能
XML 標準化対応	AKN4EU (Akoma Ntoso の EU 版)	LegalDocML (Akoma Ntoso 形式) に準拠したデータ規格	独自の XML	国内で設計した「法令標準 XML スキーマ」
法案(改め文)作成	改め文を作成する機能としてある	改め文を作成する機能としてある	改め文を作成する機能としてある	改め文を新旧対照表から自動生成する機能としてある
統合(溶け込み)版作成機能	統合版作成機能(開発中)	開発予定あり	統合版作成機能あり	統合版作成機能あり
開発状況	継続して機能拡張中	2024年プロジェクト完了予定	運用中	運用中





民間法令集との棲み分けに関する比較

【大陸法系①】

	EU	ドイツ	デンマーク	日本
				
<b>民間法令集の付加価値、存在意義</b>	EUの公式法令集は刊行されていないため、製本としての法令集は民間が出版	著作権法上、法令、判例は無償公開であり、付加価値をつけたサービスを民間が提供	官報、行政上の決定事項は全て国のサイトに含まれるため、民間企業は、解説等の付加価値サービスを提供	行政、立法機関が編纂し、民間出版社が出版する法令集と、民間出版社による独自編集の法令集が存在する
<b>民間法令集のピックアップ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Encyclopedia of European Community law Sweet&amp;Maxwell社刊。規則や指令等を分野別に収録。電子版あり</li> <li>・ Encyclopedia of European Union law constitutional texts Sweet&amp;Maxwell社刊。EU条約や協定を収録。電子版あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JURIS Online 公式データ整備を受託している Juris社の有料データベースで、条文の時点検索、法令の統合結果を国のサイトより早く閲覧可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Jura カルノフグループによる現行法、判例、コメント、解説を有料で提供する法令集</li> <li>・ Schultz Legal Research シュルツ社の法令検索サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「法令全書」 (国立印刷局編集、発行) 官報に掲載された法令を、月まとめて集録</li> <li>・ 「現行日本法規」 (法務省編纂、紙版) 法令の体系別整理、条文沿革あり</li> <li>・ 「現行法規総覧」 (衆議院法制局、参議院法制局編集、紙版)</li> <li>・ 「Super 法令 Web」 (株式会社ぎょうせい、電子版) 法令過去履歴、条文リンク</li> <li>・ 「六法全書」 (有斐閣発行) 利用頻度の高い法令を厳選して収録</li> </ul>



【大陸法系②】

	韓国	エストニア	フィンランド	フランス
				
民間法令集の付加価値、存在意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大韓民国現法法令集（法制處編 韓國法制研究会発行）加除式</li> <li>・大法典（法典出版社刊）、年刊</li> </ul>	<p>法令データ整備を担当する法務省の Riigi Teataja 部門に、民間法令集の編纂者が関与しているかは不明。Riigi Teataja で公開された法令は出版物等に利用することが可能。英訳法令は Riigi Teataja で公開（政府が整備）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Edilex Edita Publishing Oy（出版社）</li> </ul> <p>オンライン非公開の「決定」（訴訟事例等）も収録</p> <p>法律関係文献と雑誌リアルタイムの法律ニュース</p> <p>法改正や新刊の監視サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Codes et lois : droit public - droit prive（ルーズブリーフ式）が存在したが、現在紙媒体の出版は停止</li> <li>・ Petit Codes（Daloz 社）</li> </ul> <p>コンパクト版の法令集</p>

【英米法系】

	ニュージーランド	アメリカ合衆国
		
民間法令集の付加価値、存在意義	<p>Butterworths 社刊 Laws of New Zealand 加除式。</p> <p>年 3 回追録、3 年毎に製本版発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ United States Code Congressional and Administrative News（West Pub. Co.）民間出版社が刊行する制定順法律集で、速報版が毎月刊行</li> </ul> <p>「Executive Order」ほかの大統領関係文書や連邦議会に提出された法案等の議会資料の一部も掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ United States Code Annotated（West Pub. Co.）</li> </ul> <p>民間版注釈付き現行総合法律集。各本体は、「Pocket Part」（パンフレット状の付録、本体の末尾に繰り込む）によって、内容がアップデート</p>

## 6. 参考資料

ドイツ国家規制委員会「Erst der Inhalt, dann die Paragraphen（まず内容、次に段落）」

### (1) 報告書目次

国家規制管理委員会（der Nationale Normenkontrollrat：略称 NKR）による報告書「Erst der Inhalt, dann die Paragraphen（まず内容、次に段落）」の目次は下記のとおりである。

序文 P6
キーメッセージ P 8
1 省庁レベルでの立法-プレッシャー下に置かれた基本プロセス P 13
1.1 優れた立法プロセスの条件 P 14
1.2 古いプロセス、新しい条件 P 15
1.3 近代化の圧力に対する対応 P 17
1.4 近代化のイニシアチブに対する価値提案 P 19
2 今日の立法準備 P 21
2.1 GGO に基づく標準プロセス P 21
2.2 ケース集 P 23
2.3 これまでの近代化策 P 24
3 強みと弱み P 30
3.1 強み P 30
3.2 弱み P 32
4 更なる近代化に向けたアジェンダ P 35
4.1 目的ペーパーによるソリューション・スペースの拡大 P 35
4.2 原因と結果の関係のより良い理解 P 37
4.3 執行にあたっての実効性チェックの実施 P 39
4.4 外部参加に関する拘束力のある基準の導入 P 40
4.5 デジタル対応のチェックの導入 P 41
4.6 政策ラボでの法案の蓄積 P 43
4.7 3つの条件に関する質的保証 46
4.8 必要条件及びサポートのデジタル統合 P 48
4.9 必要な能力及び正しいチームの構築 P 49
5 新しいプロセスモデル——標準化されつつ柔軟——P 51
5.1 新たな標準プロセスの提案 P 51
5.2 ケースに応じた柔軟な適用 P 52
6 "効果的なガバナンス" プログラム P 56
略語一覧 P 58

### (2) 報告書 P.8~12「キーメッセージ」和訳

- ① ドイツ連邦共和国の建国以来、法案を作成し法律を制定するプロセスは実質的に変わっていない。しかし、その間、世界は根本的に変化し、そのスピードは加速度的に増している。効果的で実用的な法律を作ることはますます難しくなっている。

ドイツでは、1949年以來、法案作成と法律制定のプロセスはほとんど変わっていない。しかし、主要なパラメーターは70年前と大きく変わった。これは主に5つのトレンドの結果である。第一に、国家は社会的、経済的、技術的な加速度的な変化に対応しなければならない。第二に、複雑化する世界の中で、規制の対象となる業務も複雑化しており、必要な専門知識をすべて省内でカバーすることができなくなっている。第三に、規律密度が高まっている。すでに高度に分化した国内及び国境を越えた規制の構造の中で、新しい法律を正確に統合することが必要である。第四に、政策立案者は、意見の分極化と分裂した政党政治の風景に直面している。利害関係者と協議し、妥協点を見出すプロセスはますます複雑化しており、法案の内容を慎重に起草する余地は少ない。第五に、メディアサイクルが高速化したことにより、政策立案者は明白と思われる解決策を早急に採用することが求められる。その場しのぎで作られたこのような解決策は、必要な成熟度を欠いており、その後の省庁の実質的・法的な起草を束縛し制限することになる。

- ② その結果、法律の質は損なわる一方で官僚主義は増大し、法律が意図するインパクトは薄れている。政策立案者は、国家による規制と市民や企業の現実との建設的な相互作用を確保するために努力しなければならない。

良い法律を作ることはますます難しくなっている。結果として、法律の影響を与える力が弱まり、その施行やサービスの提供に問題があることが分かっている。例えば、ドイツでは半数以上の企業が「官僚主義の自律的削減」、つまり、重要かつ実用的と思われる規制要件のみを遵守していると報告している。もう一つの例として、「Hartz IV」(SGB II)と呼ばれる長期失業給付に関する公的機関の決定に対して、毎月約6万件の異議や申し立てが行われており、うち約40%において請求者に有利な判決が下されている。

変化する世界において、市民や企業の期待も変化している。良いガバナンスに対してこれまで以上に高い基準が設定されている。政策立案者の対応や法律とその施行が、現場で認知されている現実と一致しない場合、失望と不満が増大する。信頼を取り戻すためには、良いガバナンスの本質に立ち返ることが必要だ。すなわち、良い規制を行う政治家のみが、より効果的な統治を行い、信頼を回復、あるいは構築することができるのだ。

- ③ 法律の質は、国の繁栄と幸福、ひいては政治空間の成功と受容にとって、極めて決定的なものである。良い立法は良いガバナンスの鍵である。

法律は政策立案者の重要な手段であり、政治的意思を実際に施行可能なルールに変換する必要がある。良い法律とは効果的なものであり、政治的目標を実現し、持続的かつ測定可能な効果をもたらすものである。そして、対象者に優しい——すなわち、市民や企業が実施や遵守のためのコストを最小限に抑えることができるものである。また、執行に適している——つまり行政が高い費用対効果と法的確実性をもって実施できるものである。

ドイツでは、法案は主に省庁によって起草される。このプロセスは、ガバナンスの中心的な要素である。このプロセスがいかにうまく機能するかが、法律の質、ひいてはドイツの経済的・社会的繁栄に直接的な影響を与える。優れた法律は、その地域がビジネスを行う上で魅力的であるかどうかを決定する重要な要素である。同時に、国家の能力と政策決定プロセスに対する市民の信頼の前提条件でもある。結局のところ、政策立案者は良い法律によって政治プログラムを効果的に実現し、政治的約束を果たすことができるのだ。

- ④ ドイツの法案作成プロセスには長所もあるが、もはや十分とは言えない。パラダイム・シフトが求められている——有効性とサービスの提供を中心に据え、真の目的価値としなければならない。

ドイツにおける確立された規制の作成手順は、他の国々と比べても際立った強みがある。例えば、法案作成を担当する省庁の職員（政策専門家）は、多くの場合担当する分野で長年の経験を積み、高い専門性を身につけている。また、法的な観点からも法律の質が高い。同時に、ドイツ連邦政府は、法律の透明性を高め、法令順守にかかるコストを抑制するために多大な努力を払っている。試行錯誤を重ねた方法が暫定的に利用可能である。

しかし、既存の強みだけではもはや不十分である。実効性と実用性のある法律が伴わなければならない。このパラダイム・シフトは文化的な変化を前提としている。この点、実用的な法律の起草を改善するためのツールを開発した他の国々の例を参考にすることが有効である。同時に、「効果的な統治」プロジェクト（"Wirksam regieren"）など、国内のイニシアチブによって推進力を得ることも可能である。

- ⑤ 迅速かつ詳細な政治的コミットメントが、省庁レベルでの法案作成を弱体化させる。政治家は、現在の仕事のやり方を根本的に変えなければならない。政治家は具体的な解決策よりも、明確な目標を設定することが最も有効である。

変革の必要性は、まず各省庁に対して政治目標を設定することから始まる。投票行動の変化により、連立政権は以前より幅広い政治勢力にまたがっている。そのため、当初からできるだけ詳細な政策協定を結ぼうとする傾向がある。結果的に連立協定はますます任期中の詳細な To-Do リストと化している。そのため、政策立案者は、短い時間では実際の効果を合理的に検証することができない具体的な解決策を、早い段階で（しばしば深夜の会議で）約束することになる。その結果、各省庁は本来の任務を遂行し、追求される目標に対して最善の解決策を見出す余地がほとんどなくなってしまうのである。

政策立案者は、どの目標をいつまでに達成するかだけを定め、どのように達成するかには言及しない目標ペーパー（"Zielepapiere"）を使用すべきである。この提案は、早い段階で行動方針を決めて妥協点を確保したり、政策立案者を技術的に有能な「キーマン」として見せることで政権内の協力を合理化しようとする政治的努力と矛盾するかもしれない。しかし、与えられた目的に対して、開かれた解決空間（"オープン・ソリューション・スペース"）だけが、効果的で実用的な法律を可能にするのである。

- ⑥ 政策の専門家はより良い法律のために現代的なツールを必要としている。これからは、「てにをは」よりもコンセプトと内容が優先されなければならない。

省庁レベルで法律を起草する際に政策立案者が創造性を発揮するための十分な余地があるとしても、現状ではその自由を最大限に活用するための適切なツールが不足している。

有効性と実行可能性のチェック。現在、解決策の各選択肢は、効果やサービスの施行という観点から相互に比較検討——包括的に、あるいはモデルベースのアプローチを用いて——されていない。将来的には、因果関係モデル（"Wirkmodelle"）とサービス提供モデル（"Vollzugsmodelle"）を使った検討は、政策専門家の標準的なレパートリーの一部になるはずである。課題、影響の構造、サービス実行プロセスを可視化するビジュアルプレゼンテーションは、解決策を比較するプロセスを洗練させ、また利害関係者を上手く巻き込むのに有益である。現在の実務は、必要な政治的トレードオフを考慮することが不可能ではないにしても困難な、文字で表現された難解な法文を用いることが一般的である。

デジタル対応度のチェック。法律のデジタル対応、つまり煩雑な紙ベースのプロセスを必要とせず、デジタルで実行される準備ができていようかどうかは、現状では初期段階から評価されることはまれであり、概ね施行段階で確認される。その段階では欠陥を修正することは困難であり、官僚的でないデジタルな執行を保証することは困難である。したがって、法案

作成の早い段階で、署名の必要性など法的障害を特定するためのデジタル対応力のチェックが必要である。

利害関係者の関与のための十分な時間。複雑化は、より多くの専門知識が必要とされることを意味する。一般的に、法律の影響を受ける人が最も関連知識を持っている。しかし法律制定にあたっての彼らの関与は、現状では一貫性がない。利害関係者やその団体とのやり取りに関する明確なルールがなく、各省庁の裁量に委ねられている。さらに、大規模な団体や協会に重点が置かれている。個人の会員や組織化されていない専門家は、直接関与する機会がないことが多い。将来的には、ステークホルダーに参加してもらうために、個々のターゲットグループに合わせたフォーマットと、ステークホルダーがフィードバックを提出できる十分な時間が必要である。

政策ラボ。技術的に難しい課題や複数の利害関係グループが関係するような複雑な立法プロジェクトの場合、既に確立された利害関係者の関与と協議の手続きはすぐに限界を迎える。これに対し政策ラボは、政策の専門家が複雑な交渉事を繰り返さずに、他の専門家や関係者と協力して代替策を共同で構想・検証するためのプラットフォームを提供する。このアジャイルな手法は、ドイツのオンラインアクセス法（OZG）の実施に伴う行政サービスのデジタル化において有効であったことが既に証明されている。現在、約 30 のデジタルラボがあり、行政実務の文化や手法は大きく変革している。

⑦ 省庁レベルでの法案作成の新しいモデルは可能である。ただし、より拘束力のあるコミットメントと効果的な品質チェックが必要である。

本調査の提案を組み合わせることで、法案作成のための新しい標準的な手順を構築することができる。この標準手順は、対象となる立法プロジェクトの性質に応じて柔軟に適用することができる。ただし、GGO の改正という形で、あるいは官僚機構改革委員会（"Staatssekretärsausschusses Bürokratieabbau"）の明確な決議という形で、拘束力のある根拠が必要である。

さらに、良い法律の 3 つの基準（有効性、対象者への配慮、執行適合性）がすべて適用されていることを確認するために、中立的な監視と品質チェックが必要である。ノルウェーや EU における同様の経験は、「官僚的モンスター」を生み出すことなく、法律の技術的品質について包括的で政治的に独立したレビューを実施することが可能であることを示している。

⑧ 政策専門家は、現在、多種多様な要件に追われている。有効性と実行可能性をチェックする余地を提供するために、現在のより良い規制のためのツールキットは他の場所で整理される必要がある。これには中央部局を通じた調整が求められる。

現在の省庁レベルの法案作成は、多種多様な要件によって過負荷になっている。様々な関係者によって開発された約 40 ものマニュアル、ガイドライン、支援ツールは大きな負担である。将来的に実効性及び施行チェックを導入するのであれば、現在の要件を整理・縮小する必要がある。そのためには、より良い規制のための要件に関する一貫したカタログを作成し、それに対応する一連のツールを作成することを任務とする中央部局が必要である。当該部局は、政策専門家に方法論的要件について助言し、実務的な支援を提供する。また、法律の起草過程には、ユーザーフレンドリーなデジタルサポートが必要である。そのためには、電子連邦立法プロジェクト（"eGesetzgebung"）が注目され、より多くのリソースが与えられなければならない。

⑨ 法律の学位だけでは、良い政策の専門家にはなれない。研修や教育の推進とともに、学際的なチームが必要である。

法律への習熟は、効果的かつ実用的な規制のための必要条件ではあるが、十分条件ではない。各省庁は法学部の卒業生だけでなく他の学問分野の卒業生を採用し、政策チームをより良いミックスとすべきである。このような多様性は、現代の規制に必要な多様な方法論とサービス施行の専門性を構築するために必要不可欠である。

政策の専門家は、法学部出身者であれ、その他の学歴を持つ者であれ、体系的にその職業に就かせ、継続的な訓練を受ける必要がある。現在、このようなトレーニングのほとんどは、職場で OJT として提供され、ほとんど偶発的である。統一的な質の水準を保証するために、キャリアをスタートさせる人は、質の高いトレーニングと、例えば e ラーニング等資質を向上させる機会への容易なアクセスが必要である。政策の専門家は、「法律の設計者」、「解決策のデザイナー」として訓練されるべきである。

⑩ 提案された施策の中には、即時導入できるものもある。次の任期には、「効果的な統治」のための作業プログラムが必要である。

今回の提言は、ドイツの法律制定機関の既存の強みとプロセスを基礎とし、過去の近代化の取組みも織り込んでいる。したがって、すぐにでも実施することが可能である。ドイツ連邦政府は、現任期の終わりまでに、有効性と実行可能性チェック、デジタル対応度のチェック、政策ラボのためのパイロット・プロジェクトを実施すべきである。

次の議会選挙後には、大胆かつ総合的な戦略が必要である。制度改革、すなわち本調査で概説した手続きモデルの拘束力のある導入と組織への定着に関して、政治的な決断が必要である。また、政策専門家に対する本格的かつ徹底的なトレーニングや教育の推進も必要である。このような性質の「効果的なガバナンス」プログラムの準備作業を直ちに開始すべきである。